

平成 22 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 22 年
 第 1 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 2月24日～3月19日(24日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
2月24日(水)	提案説明等	
25日(木)	休会	
26日(金)	"	
27日(土)	"	
28日(日)	"	
3月1日(月)	会派代表質問	
2日(火)	会派代表質問	
3日(水)	一般質問等	
4日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
5日(金)	"	"(総務所管)
6日(土)	"	
7日(日)	"	
8日(月)	"	予算特別委員会(経済所管)
9日(火)	"	"(厚生所管)
10日(水)	"	"(建設所管)
11日(木)	"	"(福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求に関する集中審議)
12日(金)	"	"(総括質疑)
13日(土)	"	
14日(日)	"	
15日(月)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日(火)	"	学校適正配置等調査特別委員会
17日(水)	"	市立病院調査特別委員会
18日(木)	"	
19日(金)	討論・採決等	

平成22年
小樽市議会 第1回定例会会議録目次

2月24日(水曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第48号及び報告第1号	3
	市長提案説明(議1~46、報1)	3
	提案説明 (議48 菊地議員)	11
	採 決(議18~22)	12
1	日程第3 休会の決定	12
1	散 会	13

3月 1日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	15
1	欠席議員	15
1	出席説明員	15
1	議事参与事務局職員	16
1	開 議	17
1	会議録署名議員の指名	17
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第48号並びに報告第1号	17
	会派代表質問 成田(晃)議員	17
	会派代表質問 北野議員	29
	議事進行について 北野議員	44
1	散 会	52

3月 2日(火曜日) 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第48号並びに報告第1号	55
	会派代表質問 高橋議員	55
	会派代表質問 佐々木議員	76
	会派代表質問 大橋議員	85
1	散 会	94

3月 3日(水曜日) 第4日目

1	出席議員	95
1	欠席議員	95
1	出席説明員	95
1	議事参与事務局職員	96
1	開 議	97
1	会議録署名議員の指名	97
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第50号並びに報告第1号	97
	市長提案説明(議49、50)	97
	一般質問 斎藤(博)議員	97
	一般質問 秋元議員	104
	一般質問 前田議員	112
	一般質問 吹田議員	126
	一般質問 中島議員	131
	一般質問 菊地議員	140
	予算特別委員会設置・付託	146
	常任委員会付託	146
1	日程第2 意見書案第1号	146
	採 決	146
1	日程第3 休会の決定	146
1	散 会	146

3月19日(金曜日) 第5日目

1	出席議員	149
1	欠席議員	149
1	出席説明員	149
1	議事参与事務局職員	150
1	開 議	151
1	会議録署名議員の指名	151
1	理事者から発言の申出	151
1	日程第1 陳情の取下げ	151
1	日程第2 議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第50号並びに報告第1号 並びに陳情及び調査	151
	予算特別委員長報告	151
	議案第1号修正案の趣旨説明(古沢議員)	161
	討 論 北野議員	162
	採 決	165
	総務常任委員長報告	165
	討 論 菊地議員	167
	討 論 斎藤(博)議員	168
	討 論 吹田議員	169
	採 決	169
	経済常任委員長報告	170
	討 論 菊地議員	172
	採 決	172
	厚生常任委員長報告	173
	討 論 中島議員	174
	採 決	175
	建設常任委員長報告	176
	討 論 古沢議員	178
	採 決	178
	学校適正配置等調査特別委員長報告	178
	討 論 北野議員	180
	採 決	182
	市立病院調査特別委員長報告	183
	採 決	184
1	日程第3 意見書案第2号ないし第19号	184
	提案説明 (意2~5 中島議員)	184

提案説明	(意6、7、9 井川議員)	186
提案説明	(意8 斉藤(陽)議員)	187
討 論	林下議員	188
討 論	菊地議員	189
討 論	鈴木議員	191
採 決		192
1 閉 会		193

議事事件一覧表

議案

議	案	第 1 号	平成22年度小樽市一般会計予算
<	案	第 2 号	平成22年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議	案	第 3 号	平成22年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議	案	第 4 号	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議	案	第 5 号	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議	案	第 6 号	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議	案	第 7 号	平成22年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議	案	第 8 号	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議	案	第 9 号	平成22年度小樽市住宅事業特別会計予算
議	案	第 10 号	平成22年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議	案	第 11 号	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議	案	第 12 号	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議	案	第 13 号	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議	案	第 14 号	平成22年度小樽市物品調達特別会計予算
議	案	第 15 号	平成22年度小樽市病院事業会計予算
議	案	第 16 号	平成22年度小樽市水道事業会計予算
議	案	第 17 号	平成22年度小樽市下水道事業会計予算
議	案	第 18 号	平成22年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議	案	第 19 号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議	案	第 20 号	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議	案	第 21 号	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議	案	第 22 号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議	案	第 23 号	平成21年度小樽市病院事業会計補正予算
議	案	第 24 号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議	案	第 25 号	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議	案	第 26 号	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議	案	第 27 号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議	案	第 28 号	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議	案	第 29 号	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議	案	第 30 号	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議	案	第 31 号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議	案	第 32 号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議	案	第 33 号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議	案	第 34 号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議	案	第 35 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議	案	第 36 号	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議	案	第 37 号	小樽市準用河川管理条例及び小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案
議	案	第 38 号	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案
議	案	第 39 号	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
議	案	第 40 号	小樽市奨学条例の一部を改正する条例案
議	案	第 41 号	定住自立圏の形成に関する協定について（積丹町）
議	案	第 42 号	定住自立圏の形成に関する協定について（古平町）
議	案	第 43 号	定住自立圏の形成に関する協定について（仁木町）
議	案	第 44 号	定住自立圏の形成に関する協定について（余市町）
議	案	第 45 号	定住自立圏の形成に関する協定について（赤井川村）
議	案	第 46 号	工事請負契約について
議	案	第 47 号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議	案	第 48 号	小樽市非核港湾条例案
議	案	第 49 号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議	案	第 50 号	平成22年度小樽市一般会計補正予算

報告

報告第1号 専決処分報告（平成21年度小樽市一般会計補正予算）

意見書案

- | | |
|----------|---|
| 意見書案第1号 | 季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案） |
| 意見書案第2号 | 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書（案） |
| 意見書案第3号 | 医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書（案） |
| 意見書案第4号 | 消費税増税でなく応能負担の原則に立った税制による財源確保を求める意見書（案） |
| 意見書案第5号 | 普天間基地の無条件撤去を求める意見書（案） |
| 意見書案第6号 | 教員免許更新制の存続を求める意見書（案） |
| 意見書案第7号 | 教育公務員特例法の早期改正を求める意見書（案） |
| 意見書案第8号 | 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案） |
| 意見書案第9号 | 新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書（案） |
| 意見書案第10号 | 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案） |
| 意見書案第11号 | 保育制度改革に関する意見書（案） |
| 意見書案第12号 | 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案） |
| 意見書案第13号 | 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案） |
| 意見書案第14号 | 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案） |
| 意見書案第15号 | 中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案） |
| 意見書案第16号 | 労働者派遣法の見直しに関する意見書（案） |
| 意見書案第17号 | 温室効果ガス排出目標25パーセント削減の堅持と達成に関する意見書（案） |
| 意見書案第18号 | 漁港・漁場の整備促進を求める意見書（案） |
| 意見書案第19号 | 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案） |

質 問 要 旨

会派代表質問

成田（晃）議員（３月１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 財政問題について
- 3 自殺防止対策について
- 4 高齢者の生きがいづくりについて
- 5 地域医療と市立病院について
- 6 観光施策における小樽港の活用について
- 7 旧国鉄手宮線の活用とまちづくりについて
- 8 スポーツと人間形成について
- 9 障がい児の高校進学について
- 10 その他

北野議員（３月１日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題
- 2 病院問題
- 3 定住自立圏構想について
- 4 福祉医療助成制度に係る高額療養費未請求問題
- 5 その他

高橋議員（３月２日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 定住自立圏の形成について
- 3 経済問題について
 - (1) 景気・雇用対策について
 - (2) 若年者雇用対策について
 - (3) フェリー対策について
- 4 高額療養費の未請求問題について
 - (1) 原因について
 - (2) 再発防止について

- (3) 責任の所在について
- 5 市立病院問題について
- 6 旧国鉄手宮線の活用について
- 7 ごみ問題について
 - (1) 事業系一般廃棄物について
 - (2) 不法投棄問題について
- 8 除排雪問題について
 - (1) 管理体制について
 - (2) 貸出しダンプ制度について
 - (3) 最低保障制度について
- 9 消火栓について
- 10 上水道の老朽配水管更新計画について
- 11 その他

佐々木議員（ 3 月 2 日 2 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 地方自治の姿について
- 2 財政について
 - (1) 2 0 0 9 年度決算見込みについて
 - (2) 2 0 1 0 年度予算について
- 3 環境保全について
- 4 介護問題について
- 5 若者の雇用就労支援について
- 6 子どもの貧困について
- 7 教育課題について
- 8 その他

大橋議員（ 3 月 2 日 3 番目 ）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽港の動向と市内経済について
- 2 後見センター開設とサンモール一番街商店街について
- 3 市立病院について
- 4 今冬の除雪について
- 5 市民センター入居団体の室料について
- 6 高額療養費未請求について
- 7 その他

一般質問

斎藤（博）議員（3月3日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 消防査察業務について
- 2 小樽市の平和行政について
- 3 自治基本条例について
- 4 その他

秋元議員（3月3日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 若年者雇用対策について
- 2 生活保護世帯への就労支援について
- 3 小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画について
- 4 防災対策について
- 5 その他

前田議員（3月3日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 消防について
- 2 A E Dについて
- 3 消防団について
- 4 農業について
- 5 小樽病院について
- 6 高規格道路について
- 7 教育について
- 8 博物館について
- 9 その他

吹田議員（3月3日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 社会福祉サービスに係わる応能負担と応益負担について
- 2 社会福祉サービス内容の評価等について
- 3 保育制度における地方自治体のあり方について

- 4 予防接種等の取組について
- 5 自治体所有コンピュータのシステム開発と保守管理について
- 6 その他

中島議員（3月3日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 置き雪対策と福祉除雪について
- 2 小樽市の地球温暖化対策について
- 3 その他

菊地議員（3月3日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 消防行政について
 - （1）銭函支署の体制移行について
 - （2）小樽市消防長期構想について
 - （3）消防広域化について
- 2 その他

平成22年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成22年2月24日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々木	勝	利	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 磨	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	中 村 浩
福 祉 部 長	長 川 修 三	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳	建 設 部 長	竹 田 文 隆
病 院 局 長	吉 川 勝 久	消 防 長	会 田 泰 規
経 営 管 理 部 長		監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二
教 育 部 長	大 野 博 幸	総 務 局 長	
会 計 管 理 者	中 塚 茂	総 務 部 長	貞 村 英 之
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成22年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月19日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第48号及び報告第1号」を一括議題といたします。

議案第47号については提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし第46号及び第48号並びに報告第1号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第46号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） 平成22年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に対する私の所信と、新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

私の所信を述べる前に、このたびの福祉医療助成に係る未請求問題についておわび申し上げます。

本来行うべき業務を怠ったことは、全く弁解の余地のないものであり、その結果、市に損害を与えたことは許されるものではなく、まことに遺憾なことであります。

市政運営の責任者として、市民と市役所がこれまで築き上げてきた信頼関係を著しく損なう事態を招いたことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、その責任を痛感しております。

先日開催されました厚生常任委員会におきまして、この件の経緯、経過について説明申し上げましたが、現在、副市長を委員長とする調査検討委員会を設置し、関係職員の事情聴取を行い、原因究明に当たるとともに、再発防止のための対策や市の損失に対する補てんの方法等について検討を進めております。これらの内容が固まりましたら、私をはじめ関係する者の責任について明らかにし、この間の検討経過等につきまして、別途説明させていただきたいと思っております。

このようなことが二度と起きることのないよう再発防止に努め、市民の皆さんとの一日も早い信頼回復に努めていく所存であります。

さて、昨年8月の衆議院議員選挙において、新たな政権が誕生いたしました。

基本的な政策のスタンスとして、「コンクリートから人へ」の理念を掲げ、公共事業に係る予算を大幅に削減する一方、社会保障や教育に大きな資源を振り向けた予算を提出し、現在、国会において審議されております。

私はこれまで公共事業に過度に依存してきたこの国のあり方を見直す、その方向性については否定するものではありませんが、残念ながらこの北海道、そして小樽市に関しては、いまだ社会資本整備が遅れていることも事実であるとともに、これまで行われてきた公共事業が本市経済や雇用の確保に大きな力となってきたことも事実であると考えております。

このため、今後とも本市にとって必要な社会資本については、着実に整備を行い、市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、社会・経済の構造の変革が余儀なくされており、戦後長期間にわたり継続されてきたこれまでの行政システムが政権交代により見直されようとしております。また、新政権が目指す新たな行政システムの姿ははっきりとは示されておりませんが、いずれにいたしましても疲弊した地方が真に自立するため、安定的、持続可能な財政基盤の構築が不可欠でありますので、地域主権を確立するための税財源の充実など今後の取組に期待をしております。

昨年4月の第6次小樽市総合計画のスタートに当たり、私は、将来のこのまちのあるべき姿を市民の皆さんとともに共有し、進むべき道を一步一步踏み締めながら、夢と希望が持続する小樽の実現に全力を尽くしていく決意を示したところであります。

市長就任以来、これまで前例にとらわれがちであった行政の進め方を市民の目線に立った進め方に改善するため、職員の意識改革に努めるとともに、常に市民の皆さんと協働して取り組むことを念頭に、この11年間まい進してまいりました。この考えは現在も変わっておりません。

現下の課題であります経済・雇用対策に積極的に取り組み、本市経済の活性化に努めるとともに、近隣市町村との連携により地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、その概要について説明申し上げます。

まず、経済・雇用対策であります。

ここ数年来、本市経済は低迷が続いており、これまで小樽の経済をけん引してきた中小企業の多くは、極めて厳しい経営状況となっております。引き続き、地域の特性や強みを生かした取組を進めるとともに、国や北海道などの施策に呼応し、本市経済の活性化に努めてまいります。

その主なものとして、地元企業に対する公共事業や投資単独事業を確保するため、国の平成21年度第2次補正予算に基づく「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」や「地域経済活性化等推進資金基金」を活用し、小中学校や保育所、橋りょう、港湾施設等の公共施設の補修工事などを実施することとし、平成21年度補正予算として計上いたしました。これらの補正予算の執行は、その多くが平成22年度となりますことから、この平成21年度補正予算と平成22年度当初予算に計上した事業が一体となって地元企業に対する支援として効果を上げることを期待しております。

また、雇用においては、「緊急雇用創出推進事業」、「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」、現在、北海道と協議中であります「重点分野雇用創造事業」のほか、先ほど申し上げました「地域経済活性化等推進資金基金」を効果的に活用し、失業されている方の雇用や新規高等学校卒業者の地元企業への就職に対する支援を行ってまいります。

さらには、商店街等における販売促進活動を支援する事業や中小企業の連鎖倒産を防止する制度などを通じ、中小企業等への支援に努めてまいります。

二つ目は、定住自立圏構想に基づく北後志5町村との連携や札幌市、石狩市などとの連携についてであります。

昨年9月、本市は国が進める定住自立圏構想において、北海道で最初に中心市としての宣言を行いました。本市をはじめ、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村で連携して、魅力あふれる定住自立圏の形成に取り組むことを確認し、今議会にはその取組の基となる「定住自立圏の形成に関する協定」を締結するための議案を提出しております。本市は、道央圏の中心都市として重要な役割を担っておりますが、本市をはじめとする圏域内のこれらの自治体も、人口減少と財政危機に直面しており、単独の自治体として生活機能や住民サービス機能のすべてを抱えることは、もはや困難な時

代となっています。今後、各市町村が単独で行ってきた住民サービスを、どのように維持・向上していくのが喫緊の課題となっていることから、それぞれが抱える医療、産業振興、教育、地域公共交通、人材育成など施策の連携を図り、課題の解決に努めてまいります。

本市とそれぞれの町村が相互に役割を分担し、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏の形成に努めてまいります。

なお、連携を具体化する共生ビジョンについては、本年秋口をめどに取りまとめたいと考えております。

また、一昨年来取り組んでおります札幌市や石狩市との連携であります。本市の観光・経済にとって大きな活力を与えることから、積極的に情報交換を行うなど、これからも継続した取組をしてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度の財政状況について申し上げます。

平成21年度は、普通交付税が予算を4億6,000万円上回りましたが、既に「地域経済活性化等推進資金基金」への積立てをはじめ、これまでの補正予算の財源として使用しているなど、大変厳しい財政運営となっております。

今後の市税収入や降雪の状況など、現時点で不確定な要素も多く残っておりますが、財政健全化計画上の一般会計の単年度収支の目標数値である1億1,600万円の黒字を確保するため、今定例会へ提出した補正予算案において、減収補てん債などの市債の増額計上をしたところであり、残された期間での歳入の確保などとあわせて、引き続き累積赤字の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の予算編成について説明申し上げます。

平成22年度の地方財政計画における地方交付税は、平成11年度以来11年ぶりに1兆円以上の増額がなされ、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出として「地域活性化・雇用等臨時特例費」約1兆円が特別枠として措置されております。しかしながら、現下の深刻な経済・雇用情勢を踏まえ、それにも増して全国的に税収の落ち込みが危ぐされておりますことから、歳入を確保することは依然先行きが不透明な状況であることに変わりはありません。

したがって、今後とも持続可能な行財政構造を確立し、市政の役割をしっかりと果たしていくためには、行政全般、歳入歳出全般にわたるさらなる見直しに引き続き取り組んでいかなければならないものと考えております。

予算編成に当たりましては、市政の最優先課題である財政の健全化を基本としながらも、大変厳しい状況が続く地域経済や雇用情勢を踏まえ、限られた予算の中で事業を厳選し、経済・雇用対策を重点的に実施するなど、選択と集中の視点に立った編成に努めたところであります。

特に、一般会計における歳出では、昨年度の地方交付税で措置された「地域雇用創出推進費」を財源として創設した「地域経済活性化等推進資金基金」を積極的に活用し、商店街等振興対策や地場中小企業対策、さらには観光振興対策など、本市が抱える課題解決に向けた予算を中心に計上したほか、「緊急雇用創出推進事業」や「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」の積極的な活用による各種雇用対策事業についても可能な限り計上いたしました。

一方、歳入では、近年の景気悪化等に伴う個人市民税など市税の減収が非常に大きく、地方交付税等の増額などは見込まれるものの、約9億2,000万円の収支不足が見込まれたことから、下水道事業会計からの借入れと職員手当等の削減継続による財源対策を講じることにより、最終的には収支均衡予算としたところであります。

次に、平成22年度の主要施策の概要について、第6次小樽市総合計画基本計画の体系に沿って説明申

上げます。

まず、「まちづくり 5つのテーマ」の1点目、生涯学習の分野、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」についてであります。

小樽市の未来を担う子供たちが健やかに育つよう支援を行うとともに、市民が文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、明るく豊かな市民生活の実現に努めます。

学校教育では、小学校において、平成23年度から新学習指導要領が全面实施されることから、必要となる理科教材を整備いたします。また、平成20年度から配置しました特別支援教育支援員を5名増員し、10名配置するほか、子供たちの教育環境改善のため、校舎等の洋式トイレ設置を引き続き行います。このことにより、市内全小中学校の各階の男女トイレに1か所以上洋式トイレが設置されます。さらに、各学校から強い要望がありました児童・生徒用いすの補修に要する経費や校務用パーソナルコンピュータを年次計画で整備する経費についても計上いたしました。

社会教育では、放課後児童クラブについて、昨年4月と5月の2か月間、5校で土曜日開設を試行いたしましたが、平成22年度はさらに6校で土曜日開設を行うほか、土曜日開設の通年実施校を市内中心部に1校増やし、児童の健全な育成と働く保護者への支援の充実を図ってまいります。

文化・芸術関係では、小樽市分庁舎を市立小樽文学館・美術館を中心とした文化・芸術の専用施設として、市民ギャラリー、多目的スペースやミーティングルーム、さらには一原有徳展示室を設置する工事を実施いたします。また、平成18年度から修復事業に着手しておりました重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号につきましては、保存修復工事が昨年10月に完了したことから、機関車庫の再公開に合わせ、完成記念式典と記念講演会を開催いたします。

2点目は、市民福祉の分野、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」についてであります。

人々の心が通い合い、だれもが安全で安心して暮らす社会を実現するためには、福祉や医療といった面での暮らしのセーフティーネットをしっかりと構築していくことが大切であります。

このため、身体の不自由な方々の社会参加の促進を目的に、公共施設等へのオストメイト対応トイレの設置を進めるほか、総合福祉センターや身体障害者福祉センターのトイレ改修工事を実施いたします。

子育て支援施策といたしましては、現政権の目玉事業の一つでもあります「子ども手当」の支給に係る経費を新たに計上したほか、児童扶養手当の支給に必要な経費も計上いたしました。

また、判断能力が不十分な方の権利を守るために「成年後見センター」を開設する法人に対し支援を行うほか、全国的にも自殺者が増えていることから、北海道に創設された基金を活用し、自殺予防対策に取り組みます。

市民の健康増進施策では、本市は、がん、心疾患、脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病による死亡率が道内他都市に比べ高いことから、本市の疾病構造や受診動向、健康意識等について調査・分析を行い、本市の実情に即した施策を展開してまいります。

3点目は、生活基盤の分野、「安全で快適な住みよいまち」についてであります。

市民生活に必要とする上下水道、交通網などの社会資本整備、消防力の整備などは、今や欠くことのできないものであります。

古くから開けた小樽市においては、上下水道の老朽化も進んでいることから、これら配水管や汚水管などの管路や処理場、ポンプ場などの施設を計画的に整備してまいります。

また、老朽化した市営住宅につきましては、平成22年度の完成を目指し、引き続き市営住宅オタモイ3号棟の建設を進めるほか、オタモイ4号棟については、平成23年度の建設に向け実施設計を行います。

さらに、このほかの市営住宅についても、公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改修を進めてまいります。

このほか、既存の木造住宅の耐震診断に要する費用は、所有者の負担となっており、耐震化が進んでいない現状にあります。このことから、耐震化率の向上を目的として、新たに耐震診断費用の一部を助成する制度を設けるほか、バリアフリー等住宅改造資金貸付金制度を見直し、リフォーム工事全般に対して支援を行います。

4点目は、産業振興の分野、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」についてであります。

豊かな自然や先人たちが築いたまち並みや景観などは、小樽にしかない特性であり、「小樽ならではの価値」として、産業・経済活動に活用していくことが重要であると考えております。

まず、観光関連施策であります。宿泊閑散期に当たる12月から3月までの期間に、道外からの修学旅行を誘致するため、新たにスキー教育旅行誘致に係る経費を計上いたしました。また、小樽観光の魅力を高める方策として「食」と「観光」とが連携した情報発信を行い、ブランド化の推進に努めます。このほか、経済発展の著しい中国からの観光客誘致のためのプロモーション活動や観光客を受け入れるための研修を行うなど、東アジア圏をターゲットとした取組を進め、観光入込客数の増加を図ってまいります。

次に、商店街に対する施策であります。昨年、定額給付金の支給に合わせて、商店街等が取り組む売出しや販売促進活動の事業に対して支援を行いましたが、本年も各商店街団体が創意工夫を持って行う販売促進活動「小樽で買物」キャンペーンセールに対する助成や「オールおたる年末年始大売出し」、小樽市場連合会が実施する「スタンプラリー」などを支援してまいります。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」に新規で加入する中小企業に対して掛金の一部を助成し、市内中小企業の連鎖倒産の防止に努めてまいります。

雇用関係では、本年3月に道内の高等学校を卒業した方を雇い入れた事業所に対し雇用奨励金を交付し、新規高卒者の就職を促進してまいりたいと考えております。

さらに、小樽港にとって生命線ともいえるフェリー航路については、経済不況や高速道路料金の割引などの影響により航路維持が困難となることが懸念されており、フェリー会社とともに小樽・新潟間を利用するトラックに対しフェリー料金の割引を行い、その航路の維持と利用促進を図ってまいります。

5点目は、環境保全の分野、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

小樽の特色である海と山とが調和する美しい自然と生活環境は、暮らしや産業活動を支える貴重な財産であります。私たちはこれらの財産をしっかりと未来に継承していかなければなりません。

昨年、企業、関係機関やボランティアの皆さんとともに、美しい海岸線を保つため、東小樽から銭函にかけて海岸の清掃を実施しましたが、平成22年度は、環境省の「地域グリーンニューディール基金」を活用して、不法投棄対策として夜間のパトロールを市内20か所で実施いたします。

また、礼文塚のし尿処理場が老朽化していることから、中央下水終末処理場において、し尿処理をするための受入れ施設の建設に向けた基本調査と基本設計を行います。

陸上競技場利用者や手宮公園を訪れる方など多くの方が利用される公園内のトイレにつきましては、高齢者や障害者も含めた公園利用者の安全と安心を確保するために、バリアフリートイレに改修をいたします。

最後に、小樽市を取り巻く諸課題について申し上げます。

まず一つ目は、市立病院についてであります。

去る1月25日に新病院の建設地についての市の方針を発表させていただきました。これまでも繰り返し申し上げておりますが、老朽化した二つの病院の統合新築は、待ったなしの状況にあります。このままでは、医師確保も困難となり、市立病院の診療機能低下による地域医療の崩壊も危ぐされますので、できるだけ早く条件を整えて、建設計画の再開を目指したいと考えております。

平成21年度の収支見込みは厳しい状況にあります。建設への道筋をつけるためにも、病院事業管理者の下で小樽市立病院改革プランに沿った病院事業会計のさらなる経営改善を進めていきますが、私としてもできる限りの協力を惜しまない考えであります。

二つ目は、中心市街地の活性化についてであります。

まず、本市の顔である小樽駅前の灯が消えてから約8年が経過しましたが、昨年4月、小樽駅前に再び明かりがともりました。小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業が終了し、小樽の新しい顔として、ツインタワーのビルがその全ぼうを現しました。今後、市民の皆さんをはじめ観光や仕事などで本市を訪れる方々に親しまれ、中心市街地の活性化に寄与する施設となるよう期待しているところであります。

また、稲穂1丁目再開発施設の再生への取組ですが、サンモールネオ、小樽グランドホテルがそれぞれ営業を終了し、閉館して約1年が経過いたしました。本市といたしましても、今後の施設再生に向け、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成22年度の市政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第17号までの平成22年度各会計予算についてであります。まず、平成22年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成22年度の地方財政計画の規模は、平成21年度に比べ0.5パーセント減の82兆1,268億円となり、前年度に引き続き減額となりました。

一般財源につきましては、地方税は長引く景気の低迷により、前年度に比較して10.2パーセント減の32兆5,096億円と見込まれておりますが、地方交付税は、地方が自由に使える財源を増やすため、既定とは別枠の加算などで1兆733億円が増額され、総額で前年度に比べて6.8パーセント増の16兆8,935億円となっております。また、臨時財政対策債は49.7パーセント増の7兆7,069億円、両者を合わせた実質的な地方交付税総額としては17.3パーセント増の24兆6,004億円で、3年連続の増額となっております。

こうしたことから、一般財源総額は59兆4,103億円と、前年度に比べ0.6パーセント、3,317億円の増となっております。

次に、本市の平成22年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では、個人市民税の所得割額の落ち込みや固定資産税の減などにより大幅な減収が見込まれることから、対前年度当初予算比で6.3パーセント、9億3,570万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情などを踏まえて積算した結果、対前年度当初予算比では8億7,300万円の増と見込み、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税を前年度に比べて10.4パーセント、17億4,900万円の増と見込みました。

この結果、一般財源収入総額は、対前年度当初予算比で2.3パーセント、7億9,281万円の増となりました。

一方で、歳出の経費別ごとに主なものについて前年度当初予算と比較して説明申し上げますと、人件

費は1.3パーセントの減、扶助費では子ども手当の創設に伴う増などにより10.0パーセントの増となり、公債費は公的資金借換え額の減などにより12.1パーセントの減となった結果、これら義務的経費の合計では1.4パーセントの増となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.2ポイント下回る60.2パーセントとなりました。

また、建設事業費につきましては、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業や消防署朝里出張所建設事業の終了などに伴い、20.9パーセントの減となりました。

一般管理経費につきましては、1.2パーセントの増、負担金補助及び交付金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の増額などにより、21.4パーセントの増となり、繰出金につきましては、簡易水道事業や水道事業などへの繰出しがそれぞれ増となりましたが、港湾整備事業や住宅事業、病院事業などへの繰出しがそれぞれ減となり、2.1パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、1人当たりの医療費の減などにより、保険給付費が1.5パーセント減の123億3,392万円となるほか、平成20年度からの医療制度改革に伴って創設された制度の精算が始まるため、後期高齢者支援金等では10.3パーセント減の13億8,095万円となりました。一方、歳入でも同様に精算があり、前期高齢者交付金が13.1パーセント減の45億9,402万円となりました。

住宅事業におきましては、引き続きオタモイ3号棟の本体工事を行い、駐車場整備及び4号棟の実設計等に着手するとともに、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は0.09パーセント増の122億2,154万1,000円、介護予防推進のための地域支援事業費は9.01パーセント増の1億8,999万8,000円となりました。

保険料につきましては、昨年度に引き続き、介護報酬改定等による増加を介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩しにより抑制するとともに、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、1.15パーセント増の19億7,966万2,000円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、保険料14億3,538万円及び低所得者に対する保険料軽減に係る公費負担金3億5,609万円を、事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ7,448万2,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の自然増及び低所得者に対する保険料軽減分の算定基準日が4月1日から10月20日に変更となったことに伴い、徴収する保険料及び保険料軽減分が増となったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から過去の不良債務解消分約9億円を含む19億9,636万円を繰り入れることとし、小樽市立病院改革プランを具体的かつ着実に実行して経営改善に努めます。

また、病院事業管理者の下、職員一丸となって良質で安全な医療を提供し、引き続き公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行います。また、清風ヶ丘配水槽移設のための調査・設計を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成22年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設やマンホールのふたの更新を進めるとともに、銭函地区などの污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成22年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりまして

は、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、昨年度と比べ搬入量が減少しておりますが、経費の節減などにより、収益的収支におきましては、若干ではあります、黒字が見込まれます。

以上の結果、平成22年度の財政規模は、一般会計では551億6,022万9,000円、特別会計では334億3,271万円、企業会計では225億4,085万9,000円の合計1,111億3,379万8,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で1.7パーセントの増、特別会計で1.4パーセントの減、企業会計では19.9パーセントの減となり、全会計では4.4パーセントの減となりました。

次に、議案第18号から議案第30号までの平成21年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第18号から議案第22号につきましては、国の第2次補正予算による「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用した事業といたしまして、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店周辺の電線類地中化の事業を実施するための経費を計上するとともに、この交付金と「地域経済活性化等推進資金基金」からの繰入金を活用して、小中学校や保育所、橋りょう、港湾施設等の公共施設の補修に要する経費を計上し、いずれの経費も繰越明許費といたしました。この交付金関連事業につきましては、国の緊急経済対策としての補正予算でありますので、できる限り早期の発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第23号から議案第30号までの補正予算の主なものにつきましては、一般会計では、まず歳出において、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金及び石狩湾新港管理組合負担金の減額や新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費の一部について繰越明許費とするとともに、退職手当に係る補正所要額を計上したほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

歳入においては、国の第1次補正予算による「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付限度額の変更に伴う所要の補正を計上したほか、財源対策等として、市債を増額計上いたしました。

その他歳出に対応する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに2億4,773万7,000円の増となり、財政規模は579億5,971万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業では保険給付費の増額等に伴う所要の補正を、介護保険事業では保険給付費の減額等に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では、医業収益や医療材料費の減等に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第31号から議案第46号までについて説明申し上げます。

議案第31号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、1か月に60時間を超えた時間外勤務に係る時間外勤務手当の割増分の支給にかえて、超勤代休時間を指定することができる制度を新設するものであります。

議案第32号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の期末手当に係る独自削減措置を継続するものであります。

議案第33号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ1か月に60時間を超えた時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合を割増しするとともに、医師以外の職員について、国家公務員の俸給の引下げ率を勘案して独自削減後の給料表を改定し、及び期末手当等に係る独自削減措置を継続するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、身体障害者福祉法施行令の一

部改正に伴う北海道の医療給付事業の制度改正に基づき、医療費の助成対象者の範囲を拡大するものがあります。

議案第35号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の創設等に伴う所要の改正を行うとともに、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることから、国民健康保険においても同様の措置を講ずるものであります。

議案第36号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、臨港地区内の分区の見直しに伴う港町地区地区整備計画の変更により新たに設定する港町C地区について、その地区内における建築物の用途等に係る制限を定めるとともに、富岡地区地区整備計画の策定により新たに設定した低層一般住宅地区について、その地区内における建築物の高さの最高限度を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第37号準用河川管理条例及び普通河川管理条例の一部を改正する条例案につきましては、農地法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第38号バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案につきましては、防災対策の促進を含め、市民の居住環境の向上を図り、及び市内経済の活性化に資することを目的として、融資の対象工事の範囲を拡大するとともに、3年間の措置として工事の施工業者を市内の事業者に限定するものであります。

議案第39号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、商港区及び工業港区において一定規模の飲食店及び物販店の建設を可能とするとともに、商港区内の指定区域並びに漁港区、マリーナ港区及び修景厚生港区における飲食店及び物販店の面積要件を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号奨学条例の一部を改正する条例案につきましては、公立高校授業料の無償化等に伴い、奨学金の支給額及び支給方法を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第41号から議案第45号までにつきましては、いずれも定住自立圏の形成に関する協定についてであります。積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村との間において、定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第46号工事請負契約につきましては、公営住宅改修工事（若竹住宅2号棟）の請負契約を、契約金額3億6,172万5,000円をもって阿部・西條・小杉共同企業体と締結するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成21年度一般会計において、子ども手当支給準備経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について、平成22年2月8日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、議案第48号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、議案第47号小樽市非核港湾条例案の提案理由について説明を行います。

雪の祭典、さっぽろ雪まつり、小樽雪あかりの路の開催に合わせ、本年も米艦船ブルーリッジが小樽港に入港しました。新政権になり、核密約の徹底的な調査が開始され、その存在が明らかになった下での入港です。これまでは、事前協議がないから核搭載はないという外務省の回答が、核搭載の有無を判断する根拠とされてきましたが、寄港・領海通過は核持込みに当たらないので、事前協議は必要なとする核密約に照らせば、こうした外務省の回答では小樽港への核持込みは何の規制もなく、次に小樽港への入港の要請があった場合、市長がどのように対応されるおつもりなのか、関係者の注目と期待は大きいものでした。

搭載能力がない以上、核搭載について日本国政府は疑いを有していない。今回、ブルーリッジ入港時、核搭載の問い合わせへの外務省の回答です。

この核搭載米艦船の寄港・領海通過に関する核密約は、日本側の要請で正式文書ではなく、討議記録として存在することも、これまでさまざまな機会に申し述べてきたところです。だからこそ、アメリカ側は、個々の艦船の核搭載の有無については、それを明らかにしないことにしているものであり、こうしたアメリカの意向を一步も出ない対応が、今度の外務省の回答ではなかったでしょうか。外務省の対応頼みでは、小樽港への米艦船の寄港を阻止することはできず、港湾や市民の安全を守ることができません。

オバマ米大統領は、核体制見直しで核兵器の役割低下を図る方針と言い、核巡航ミサイルのトマホークについて順次退役させる方針を日本政府に伝達しながら、引き続き核艦船の通過・寄港権の堅持に固執しています。

非核三原則を堅持すると言いながら、一方でアメリカの核抑止力も必要とする政府の矛盾した態度に翻ろうされずに、小樽港に核持込みは許さないとする意思を小樽市民の総意で示していくために、非核証明書を提出できない艦船の入港は認めない非核港湾条例の制定こそが急がれます。

北大西洋条約機構に加盟するベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェーの5か国は、オバマ大統領に、戦術核兵器の欧州からの撤去を求めることを要求するとの声明を公表しました。ベルギーのデハーネ元首相や元外相、NATOの元事務総長ら4氏による欧州からの核撤去を求める共同アピールの発表を受けて出された声明です。核兵器が軍事的に役に立たず、他国の核兵器獲得を促すだけだと強調された4氏のアピールは、文字どおり世界の核廃絶の流れに沿うものであり、この中で核抑止力に引き続き依存しようとする日本政府の異常さが際立っています。

軍事同盟に頼らない友好的な国際協力の願いこそが、平和都市宣言の真髄であり、平和市長会議参加の意に沿うものであるはずです。

そのことを改めて強調し、38回目の提案に当たり、各会派の皆さんの御賛同を訴えまして、提案説明とします。(拍手)

議長(見楚谷登志) ただいま上程中の案件のうち、議案第18号ないし第22号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月25日から2月28日まで4日間、休会いたしたいと思います。
これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 千葉 美幸

議員 井川 浩子

平成22年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成22年3月1日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊	
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴	
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登	志
28番	久	末	恵	子						

欠席議員（1名）

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 磨	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	中 村 浩
福 祉 部 長	長 川 修 三	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳	建 設 部 長	竹 田 文 隆
病 院 局 長	吉 川 勝 久	消 防 長	会 田 泰 規
経 営 管 理 部 長	大 野 博 幸	監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二
教 育 部 長	中 塚 茂	総 務 局 長	貞 村 英 之
会 計 管 理 者	中 塚 茂	総 務 部 長	貞 村 英 之
企 画 政 策 室 長	中 塚 茂	企 画 政 策 室 長	貞 村 英 之
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智恵議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第48号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 平成22年第1回定例会に当たり、市長及び我々議員の任期も、この1年余りを残すばかりとなりました。4年間の集大成、総まとめの時期となってきました。議員各位がこの1年を正念場の1年として、小樽再生に向け、議論を重ねていきたいと存じます。

以下、自民党を代表して、市長、教育長及び関係理事者の皆さんに質問させていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてお伺いします。

私は、平成20年第4回定例会の一般質問の中で、地方分権に関して、また三位一体改革について市長の見解をお聞きしましたが、このたびの政権交代により、地方分権を地域主権へと進化させ、地方が元気になる活性化する新たな地方の時代として、その理念に対して高まりを感じる部分もあります。政府においては、地域のことは地域が決める、地域主権を早期に確かなものとする観点で、改革に関する施策を検討し実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、地方分権の政策と立案を一手に担う組織である「地域主権戦略会議」を設置しておりますが、地域主権の確立についてはまだ多くのハードルがあると思われまます。市長は、政府が進める地域主権について、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求の問題についてお伺いいたします。

先月19日の厚生常任委員会において、この件に関する概要、経過、原因などについて理事者から報告がございました。また、先週の本会議でも、冒頭市長からおわびの発言などがございましたが、改めてお伺いいたします。

このたびの事件については、我が党といたしましても、大変残念に、また重く受け止めております。市長は、これまで財政健全化に向け職員と一丸となって懸命に取り組み、また職員の皆さんも財政の厳しい状況を理解され、人件費の削減に協力して、やっと累積赤字の解消にめどがつきそうな状況になってまいりました。そういった中で、今回の職員が業務を怠ったことにより多額な損失を市に与えるに至ったことは、市民感情としては許されるものではないと思っておりますし、一番重要なのは行政に対する信頼回復ではないかと考えております。現在、調査中とのことであり、細部については、今後、集中審議の中で議論を進めたいと考えておりますが、現時点における市長の信頼回復に向けたお考えをお聞かせください。

次に、財政問題についてお伺いいたします。

改めて言うまでもありませんが、今の小樽市にとって最優先課題として取り組まなければならないのが、財政の再建であります。平成19年3月に策定された小樽市財政健全化計画は、一昨年と昨年3月に収支の見直しをかけておりますが、最新の収支計画では実質収支、いわゆる累積赤字額が24年度に2,900万円の黒字に転換して、同年に累積赤字を解消するという見通しを立てております。19年度決算は1億

1,300万円の赤字決算となったため、累積赤字額は12億9,700万円に増加いたしました。20年度決算では6億3,800万円の黒字決算となったため、累積赤字額は6億5,900万円と大幅に減少し、収支計画における22年度の累積赤字額をも下回る、おおむね順調な状況となっており、計画の目標である24年度よりも少し早めに黒字へと転換するためには、これからが正念場であります。

平成21年度の決算見込みは黒字となるようですが、不確定要素も多いと伺っております。まず、21年度の決算見込みについて、直近ではじいた数字をお知らせください。

また、黒字になった理由なども、あわせてお知らせください。

さらに、20年度決算ですべてクリアした実質赤字比率や連結実質赤字比率など、健全化判断比率はどのくらいになるのか、お知らせ願います。

次に、平成22年度予算では、一般会計の予算規模は551億6,000万円、21年度予算を1.7パーセント上回り、16年度以来6年ぶりの増加ということですが、平成3年度当時の規模と聞いており、前年度に引き続いての緊縮予算であります。財源不足額が9億2,000万円と昨年度よりは好転したとはいえ、他会計借入れ約5億3,000万円、職員手当削減継続約3億9,000万円の財源対策で、辛うじて収支均衡を保った形であります。

そこで伺いますが、減少したとはいえ6億円以上もの多額の累積赤字を引き継ぐ中で、今年度も厳しい財政運営を強いられます。こうした状況の下での予算編成に当たって、市長は何を最も念頭に置かれて編成作業に当たったのか、その思いについてわかりやすく説明をお願いいたします。

先日、北海道財務局小樽出張所は、しりべし経済レポートを発表し、その中で「後志管内の経済概要は総じて停滞しているものの、一部に持ち直しの動きが見られる」としてありますが、主要小売店売上高動向は前年を下回り、また雇用動向も月間有効求人倍率は前年を下回っており、相変わらず大変厳しい状況が続いております。

市長は、新年度予算の説明の中で「厳しい財政状況の下での緊縮予算であるが、限られた予算の中で引き続き経済・雇用対策を重点的に実施していきたい」と言っておられます。我が党も、本年1月の施策要望の中で、小樽市独自の緊急雇用対策の創設など、雇用機会の創出について強く要望しているところですが、本予算における経済・雇用対策の具体的な内容について御説明を願います。

財政問題の最後に、国の新年度予算案に関連してお伺いしたいと思います。

1月29日の施政方針の中で鳩山首相は、「来年度予算を『いのちを守る予算』に転換」し、また「公共事業予算を18.3パーセント削減すると同時に、社会保障費は9.8パーセント増、文教科学費は5.2パーセント増と、大きくめりはりをつけた予算編成ができたことは、国民の皆様が選択された政権交代の成果です」と言っています。さらに、国と地方の関係については、「地域主権の実現は、鳩山内閣の改革の1丁目1番地です。本年を地域主権革命元年とすべく、内閣の総力を挙げて改革を断行してまいります。」と述べています。

私も地方議会の議員として人口の減少、少子高齢化といった過疎化や景気の低迷など、今般の厳しい地方の状況を何とかしなければならぬという気持ちは強く持っているところですが、新年度の国の予算が本当に地方にとってプラスとなるものなのか、心配でたまりません。名ばかりで本当に実のあるものなのか疑問に思っています。確かに国の新年度予算案では、地方交付税は1兆700億円増額し、臨時財政対策債を含む実質的な交付税は3兆6,300億円、大幅に増額いたしました。地方税は3兆6,700億円減少するという一方で、交付税の増額は税収の減少の単なる補てんにすぎず、地方の一般財源はほとんど増えていません。

また、鳩山首相は、地域経済の活性化や雇用機会の創出などを目的とした2兆円規模の景気対策枠を

新たに設けたと言っておられますが、本当に地方のニーズにこたえた使い勝手のいいものとなるのか、疑問に思います。民主党のマニフェストで大きく掲げた子ども手当は、平成23年度以降は月額2万6,000円の支給ということでしたが、近ごろではその全額支給が難しいという報道も出ています。そのほか、高速道路の無料化、後期高齢者医療制度の廃止、公務員制度改革などといった大看板を掲げた施策は、当初のものから大きくトーンダウンしたり、骨抜きとなっている感が否めません。報道では、鳩山内閣の支持率が大幅に低下しているとのことですが、私は政治資金規正法の問題だけの影響ではないと、こうした看板施策の骨抜きにより国民の皆さんが私と同じように、鳩山政権に不安を感じている、その表れではないかと考えています。

さて、こうした不安を国民が抱える中で、現在、国会で審議されている国の新年度予算ですが、補助制度の変更などにより、本市の財政に影響を及ぼしているようなものがあれば、具体的にお答えください。

次に、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の延長についてお伺いします。

本年3月末で期限切れとなる現行の過疎法について、与野党は1月に開催した実務者の会合で、期限を2016年3月まで6年間延長することを決め、改正案を今通常国会で成立させることとしております。この改正案における過疎地域の指定要件は、人口減少率と財政力に基づいて指定されることとなりますが、平成17年と昭和55年を比較した国勢調査の結果による人口の減少率と財政力指数から、小樽市も過疎地域の仲間入りをするとのことであり、私は、これは大変不名誉なことであり、小樽はこれからどうなるのだろうかという不安にかられたところであり、しかしながら、いろいろ調べていきましたと、過疎地域に指定されることによるデメリットよりメリットのほうが多いのではないかと、むしろデメリットは意識的なものだけではないのかとさえ思われてきました。

そこで、本年4月から過疎地域となり、国の支援を受けながら過疎から自立を目指す本市にとって、今回の過疎地域の指定はどのような意義があるのか。このようなことについて私と同じ不安を持った市民も多いと思うので、この場をおかりして数点お伺いします。

まず、過疎法は、昭和45年から施行され、10年間の時限立法として3回延長、改正されてきております。つまり40年間にわたって過疎地域に特化した対策を行ってきたのです。しかしながら、過疎市町村の数については、平成の大合併という事象があったものの、実質的にはさほど減っていないわけであり、このことを考えると、地域を限定した対策がなぜ必要なのか、また、これまで過疎地域に指定された市町村に対してどのような効果があったのか疑問を感じますが、市長はこのことに対してどのように考えておられるのか、簡潔にお聞かせください。

次に、過疎地域に指定された市町村に対し具体的にどのような対策が講じられるのかについて、お伺いいたします。

新聞報道によると、病院や体育施設などを建設する際の事業費に対し過疎対策事業債を充てることができ、この起債の元利償還金に対しては7割の交付税措置があり、また国庫補助率のかさ上げなど、優遇措置もあるとのこと。まさに財政運営をする側にとってはとっておきの制度だと思いますが、現行の過疎法における対策の概要についてお示しください。

また、過疎地域に指定されることによるメリット・デメリットを現段階でどうとらえているのか、お聞かせください。

最後に、過疎地域からの脱却についてであります。過疎の指定から外れるためには、人口減少を抑えること、財政力を高めることの2点であると考えます。人口減少対策は、働く場の確保と生活環境の向上に尽きるわけであり、雇用や医療、福祉、教育などの対策をこつこつと積み上げることである

ということは理解しております。ただ、先ほど申したとおり、この40年間の過疎対策で、過疎市町村の数はさほど変わっておりません。今後の本市は、人口減少を食い止め、財政力を強化し、過疎地域の自立促進のためにどのような手だてを考えているのか、お聞かせください。

次に、自殺防止対策についてお伺いします。

先般、警察庁がまとめた自殺者数が、暫定値ということですが、新聞報道されていました。それによると、平成21年の自殺者数は前年比504人、1.6パーセント増の3万2,753人で、過去5番目に多く、自殺者数が3万人を超えるのは、12年連続ということですが、また、北海道は前年と比べて減ったとはいえ、1,599人ということですが、自殺対策としては、家庭、学校、職場、地域などのネットワークの中で、さまざまな問題を抱え、自殺を考えている人を包括的に支えていくことが重要であります。

また、自殺防止対策の基本的な考え方には、社会的要因を踏まえ、総合的に取り組むことや、国民一人一人が自殺予防の主役となるよう取り組むこと、自殺防止対策を地域での確に実施していくことが重要であり、官民学のすべての団体や関係者が協働して自殺防止対策を推進、強化することが必要であると思います。市長は、このように多くの自殺者がいる状況をどのようにとらえておられるのか、また、小樽市における自殺者数がわかればお教えください。

そして、今後、自殺防止対策に対してどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

次に、高齢者の生きがいづくりについてお伺いします。

高齢者が家庭、地域、企業など社会の各分野において、これまで培った豊かな経験と知識、技能を生かし、生涯を健康で、かつ生きがいを持って社会参加活動を行っていただける地域環境づくりと、老人クラブ入会の促進やクラブ活動を支援していくことが必要であると考えますが、市長はどのように考えておられるかお聞かせください。

次に、高齢者住宅についてお伺いします。

高齢になると、住みなれた住宅で生活を継続したいという希望が強くなる傾向にありますが、加齢に伴う身体機能の低下により、家庭内での事故が発生しやすくなることから、高齢者に配慮した住宅の改造が必要とされています。

また、高齢者の単身住まいについては、地域全体で見回りを行ったり、連絡のやりとりの方法をいろいろ対策を行って対処しておりますが、近年、単身者が突然亡くなるような孤独死が多く見受けられます。このことについては、行政機関として考える必要があると思いますが、高齢者向けの公共賃貸住宅を供給するなど、ライフサポートアドバイザーを配置し、入居高齢者に対するさまざまな配慮をした住宅建設や民間住宅の改造に対し支援を行ってはどうかと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、地域医療と市立病院について伺います。

北海道の調査によると、道内の公立、民間合わせた病院の約2割で、医師不足が原因で診療科の閉鎖など、機能縮小のおそれがあるという報道がありました。また、平成22年度の診療報酬改定の基本方針では、二つの重点課題、すなわち「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」と「病院勤務医の負担の軽減」を挙げました。地域医療の再生は全国的な問題であります。後志二次医療圏においても具体的な事例が報道されています。倶知安、岩内、余市の中核的な公的病院は、不採算医療分野の赤字を理由に地元自治体に負担を求めておりますし、小樽でも地域の周産期医療を担う公的病院が財政支援を求めています。また、医師の撤退により診療の縮小を余儀なくされた深刻な事例も報じられております。今回の診療報酬改定がこれらの地域医療の課題に本当に有効なものとなっているのか、さまざまな評価がなされており、その是非については推移を見守りたいと思いますが、地域医療の充実について何点か市長の御見解を伺います。

一つは、救急医療体制についてです。

夜間急病センターが休日・夜間の1次救急を担うことによって市内の病院勤務医師の負担は軽減されていると考えますが、その経営は年々厳しくなっています。1次救急、2次救急を含めた救急医療体制について、今後どういう方向で進められるのか。

また、医師会、市保健所、公的病院による協議が必要と考えますが、御見解を伺います。

次に、小児科及び周産期医療についてですが、小樽はもとより後志の地域周産期センターである小樽協会病院に対する支援についてどのように考えているのか、お聞かせください。

地域医療の充実には、定住自立圏の形成に関する協定書にも掲げられているように、市立病院、公的病院を中心とした医療連携体制の確立が重要であると考えます。北後志ではその中心を担うことができるのは、小樽の市立病院と考えておりますが、その機能を維持し、さらに強化するためには、早期の統合新築が望まれます。多くの市民の願いでもあると思います。新病院建設に向けては、財源の確保や不良債務の解消、現病院の経営改善など再開のための課題もあるとは思いますが、我が自民党としても安心して医療を提供するために、市立病院の早期統合新築が必要であると一貫して主張してまいりました。市長は、この実現に向け、さきに量徳小学校敷地に建設する方針を示し、引き続き地域住民の方との話し合いを進められているようですが、この方針についていま一度明確にお示しいただき、あわせて統合新築計画の早期再開に対する市長の御見解をお知らせください。

次に、観光施策における小樽港の活用についてお伺いします。

小樽港は明治時代から北海道の物流を担う商港として大きく発展してきた港であり、また小樽市も港とともに発展してきました。しかしながら、産業拠点や物流拠点の太平洋側へのシフトにより、日本海側の競争力の低下、さらにバブル崩壊後の国内経済の長期低迷により、近年、小樽港は非常に厳しい状況に置かれております。

一方、小樽港は、周辺に多くの観光施設があり、また交通の利便性も高いことから、近年クルーズ客船の接岸場所として利用されている第3号ふ頭は、小樽駅から近く、また真っすぐ見通せる場所にあり、クルーズ客船の寄港促進とあわせて、小樽市の新たな観光スポットとして活用していけるものと思われませんが、現状ではまだ物流機能が残っている状況にあります。この第3号ふ頭について、ふ頭内にある老朽化した上屋を他のふ頭に移設し、開放された緑地を造成するなど、思い切った港湾整備を進めることにより、ふ頭周辺を含めて市民と観光客が憩うことのできる魅力ある空間として新しく生まれ変わるような港づくりをしてはと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、旧国鉄手宮線の活用とまちづくりについてお伺いします。

新たな観光資源の発掘や整備の促進により、宿泊滞在型観光を目指す本市にとって、総合博物館と堺町地区を結ぶ旧国鉄手宮線や往時のままの景観を残す運河や旧日本郵船のある北運河地区の活用については、早急に取り組まなければならない課題だと考えており、今定例会に旧国鉄手宮線整備事業や旧日本郵船小樽支店周辺電線類地中化事業の予算案が計上されたことについては、大変評価しているところであります。

そこで、これらの事業についてお伺いいたしますが、まず旧国鉄手宮線についてお聞きします。

旧手宮線の整備は、平成13年度に中央通から寿司屋通りまでを取得し、散策路として暫定整備を行い、市民や観光客の皆さんの憩いの場として、また小樽雪あかりの路や、小樽がらす市などのイベントにも活用されているところであります。その後、18年度に残る中央通から総合博物館前までを取得したことにより、寿司屋通りから総合博物館前までの全線を取得したことになり、恒久的な整備が望まれていたところであります。19年度から開催してきた旧国鉄手宮線活用懇話会では、貴重な財産としての旧手宮

線の有効活用について議論され、20年度には懇話会としての報告書が提出され、21年度にはこの懇話会から示された報告書を基に、市としての最終的な活用計画が示されるとお聞きしておりました。懇話会からの報告書が示されてから以降の経過と、懇話会からの提案で最終的に反映できたもの、できなかったものの主なものについてお知らせください。

また、小樽観光の実情を考えると、財政的に厳しい状況にあるとはいえ、短期的に整備を終えることが事業効果を上げる上で大変重要なことだと思いますが、平成22年度予算に計上されている旧国鉄手宮線整備事業の概要とあわせて、お考えをお聞かせください。

次に、旧日本郵船小樽支店前の電線類地中化事業についてお伺いします。

運河から旧日本郵船を見る景観は、本市を代表する景観の一つとなっており、この景観の支障となっていた旧日本郵船前の電線を地中化することは、この景観の価値をさらに高めるものであります。平成21年度補正予算で、重要文化財旧日本郵船小樽支店周辺電線類地中化事業の予算案が計上されていますが、事業概要についてお知らせください。

また、運河側から日本郵船を見た場合、電線類が視界に入らないようにするためには、一定程度の区間、電柱を撤去しなければならないと思いますが、工事範囲はどのぐらいを想定しておられるのでしょうか、あわせてお知らせください。

私は、冒頭話しましたように、北運河地区の活性化が本市の観光に与える影響は大変大きいものだと思っております。運河整備以降、運河公園整備や旧日本郵船修復事業、また最近では総合博物館の旧手宮機関車庫3号の修復事業が今年度終了したこと、さらに今後実施される旧手宮線整備事業や電線類の地中化事業などにより、この地域は観光を含めてますます重要になっていくと考えております。そこで市長の北運河地区に対する思いをお聞かせください。

次に、スポーツと人間形成についてお伺いします。

児童・生徒がたくましく生きるため、健康や体力を培うことは、生きる力の育成を基本とする学校教育において大変重要なものとなっております。児童・生徒が地域のスポーツクラブに参加し、すぐれた指導者によって自主性、協調性、責任感、連帯感などを身につけ、素晴らしい成果をおさめるなど、子供たちにとって教育的に大きな効果があります。中学校で行われている部活動は、子供たちの心身の発達にかかわり、その人間形成に大きな影響を与えることから、本市における部活動の指導の状況についてお聞かせください。

また、体育施設の整備を促進していただきたく、特に市民プールの早期建設や野球場の新設も含めた環境整備を行ってはいかがでしょうか。

次に、障害児の高校進学についてお伺いします。

新聞報道によりますと、来年度の全道の高等養護学校では64名の定員拡大となりましたが、障害の重い進学希望者を対象にした生活科間口拡大はなく、障害の重い子供たちを持つ保護者は、義務教育終了後の子供の進路に不安を感じております。義務教育終了後から、就労年齢までの間、進学希望者が障害の程度の重い軽いを問わず進学できるよう、何点かお伺いいたします。

今年度から小樽高等支援学校を開放されましたが、その状況についてお知らせください。

また、障害のある子供を地域で育て、そこで生活をし、働いて生きていけるよう地元の小学校の特別支援学級に、そして障害児専門の養護学校へ、さらに学校卒業後に友達関係を築く大切な時期には、親、地元町会、学校、行政が一緒になって障害のある子供たちの健全育成に社会性をはぐくみ、地域全体で手を差し伸べてやるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問はいたしませんので、明確な御答弁をお願い申し上げまして、自民党を代表して質問を

終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 成田晃司議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地域主権についての見解でありますけれども、この地域主権の確立に当たっては、地域が持つ特性を生かしながら、豊かさを実現するため、地方自治体のみずからの判断と責任において行政サービスを展開しなければなりません。このためには、税源移譲による地方税の確保、地方交付税の増額など、地方が自由に使える財源の確保が不可欠であり、また多様な地方の声を聞き、国と地方が十分な協議を行い、さまざまな施策の制度設計に意見を反映していくことが重要であると考えております。

次に、福祉医療の未請求の問題であります。現在、調査検討委員会で原因究明、再発防止、損失補てん等について検討を進めているところでございます。職員が業務を怠り、これほど多額の損失を与えるということは前例がなく、まさに行政に対する信頼を失う、あってはならないことであり、市政運営の責任者としてその責任を痛感しております。この失った信頼を回復するためには、まず職員一人一人が公務員としての責任を再確認し、自分が担当する日々の業務の遂行が市民の信頼に直結するということを深く認識することであり、同時に組織としても個人任せではなく一体となって所管の業務に目を配るという本当に基本的なことを日常の業務において徹底することの積み重ね以外にはないのではないかと考えております。

次に、財政問題に関して、まず平成21年度の一般会計の決算見込みであります。普通交付税は予算に対して増額となりましたが、既に地域経済活性化等推進資金基金への積立てをはじめ、これまでの補正予算の財源として使用しているなど、本年度も大変厳しい財政運営となっております。したがって、単年度収支の黒字確保に向けては、さらなる財源対策が必要と考え、本定例会において減収補てん債や北海道市町村振興基金等の市債の増額を計上したところであり、このことなどにより本定例会補正後における予算上の単年度収支は1億6,700万円程度の黒字となる見込みであります。市税収入や除排雪経費など現時点で不確定な要素もありますので、財政健全化計画上の単年度収支の目標数値であります1億1,600万円の黒字の確保に向け、残された期間につきましても、歳入の確保などにさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる健全化判断比率についてであります。本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は1.5パーセント程度、連結実質赤字比率は3.7パーセント程度と、いずれも20年度決算よりも若干改善する見込みとなっております。なお、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、算定する際に用いる係数にまだ不確定要素が多いことから、現時点では試算をしておりません。

次に、平成22年度の予算編成についてであります。基本姿勢として事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して緊縮予算を編成するとともに、一方で、限られた予算の中で国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。総じて申し上げますと、一般会計における歳入では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の増額は見込めたものの、個人市民税など市税収入の大幅な減少が避けられないこと、また歳出では、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や扶助費の増加が見込まれることなどによりまして、21年度の当初予算に比べて減少したとはいえ、引き続き他会計からの借入金や職員給与等の削減継続による財源対策

を講じざるを得ず、今回の編成作業につきましても大変厳しい状況であったと思っております。そのような中にありましても、21年度補正予算との連携を図る中で、地元企業に対する発注を前提とした公共事業費の確保に努めたほか、国の雇用対策交付金関連事業の実施や地域経済活性化等推進資金基金の積極的な活用などによる雇用対策や中小企業等への支援など、現状の財政状況の中では可能な限りの予算計上ができたものと考えております。

次に、22年度における経済・雇用対策の具体的な内容についてでありますけれども、まず地元企業への公共事業の確保の観点からは、臨時市道整備事業について1億円増額した前年度と同額の事業費4億円を計上するとともに、ロードヒーティング更新事業や第3号ふ頭岸壁改良事業など、地元企業への発注が可能な事業を数多く計上したほか、地域経済活性化等推進資金基金を財源として小中学校の洋式トイレの設置や児童・生徒用いすの補修、公立保育所の床や窓枠など、小規模な維持補修費につきましても積極的に計上したところであります。

次に、雇用対策では、緊急雇用創出推進事業で九つの事業約7,600万円、ふるさと雇用再生特別対策推進事業で五つの事業約5,200万円を計上したほか、今年度の新規事業として新規高卒者の市内企業への就職を促進するため、新規高等学校卒業生雇用奨励金を創設し、2,000万円を計上いたしました。

なお、国の第2次補正予算で重点分野雇用創出事業が創設されたところでありますが、市の関連予算につきましても、道との協議などが調い次第、本定例会に追加提案させていただきたいと考えております。

さらに、中小企業や商店街等への対策では、「小樽で買物」キャンペーンセール等への助成継続や昨年設けた商業起業支援事業を拡充して、新規出店者に6か月分の家賃を一部補助する空き店舗対策支援事業を計上したほか、市内中小企業者の連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済の新規加入を促進することを目的に当該掛金への助成経費などを計上したところであります。

次に、新年度の国の予算に関連して補助制度の変更などによる本市財政への影響についてであります。主なものとして、女性特有のがん検診推進事業の補助率が、全額国庫負担から2分の1となったこと、生活保護の母子加算が復活したこと、児童扶養手当の支給対象が父子世帯にも拡大されたこと、障害福祉サービスの利用負担が一部について軽減されたことなどにより、一般財源ベースで約6,500万円程度負担が増加するものと見込んでおりますが、現時点での情報では、これらの増加分についてはいずれも地方交付税の措置がなされると聞いております。また、国直轄事業負担金については、平成22年度から業務取扱費が負担金の対象から除かれることや下水道や住宅、港湾などの個別補助金が原則廃止され、地方自治体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金として統合されることなども示されておりますが、国の制度設計の遅れなどにより現時点ではまだ詳細が不明でありまして、その影響についても見込むことができませんが、具体的な内容が示された段階で、予算の補正など必要な対応をしてみたいと考えております。

次に、過疎地域自立促進特別措置法にかかわる問題でありますけれども、まず過疎対策の必要性についてであります。産業や人口の極集中が進む一方で、農山漁村を中心とした過疎地域では、人口減少や少子高齢化などにより、その地域に暮らす人々の生活水準や生活機能の維持が困難になっていく状況が生じています。このような過疎地域を守り、都市と地域とが均衡ある発展を遂げていくためには、過疎地域の生活基盤の整備や産業振興による地域の活性化を図っていく必要があるものと考えております。

次に、過疎対策の効果でありますけれども、過疎地域に指定されている市町村での過疎対策の実績を見ますと、例えば市町村道、農道、林道等の道路整備において、昭和45年度では9パーセントだった改

良率は平成17年度には51.2パーセントに、舗装率においては2.7パーセントが68.5パーセントになっております。また、水洗化率は依然として格差は見られるものの、水道普及率においては全国との格差がかなり縮小するなど、社会生活基盤などハード面の整備に成果があるところであります。これらは充当率100パーセント、交付税措置率70パーセントという過疎対策事業債の効果が大きいものと思われま

す。次に、現行の過疎法の概要でありますけれども、平成12年度に制定された過疎地域自立促進特別措置法では、産業振興に合わせた雇用の増大、情報化による地域間交流の促進、住民の生活の安定と福祉の向上、個性豊かな地域社会の形成などが対策の目標として掲げられております。その目標を達成するために国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行、所得税、法人税に係る減価償却の特例、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置などの支援措置が行われています。

また、この制度の改正案では、過疎対策事業債の拡充や減価償却費の特例の拡充をすることとなっておりますが、具体的な内容についてはまだ明らかになっておりませんので、現段階においては情報収集に努めているところであります。

次に、過疎法の要件を満たすことになったメリットとデメリットについてでありますけれども、メリットとしましては、起債の元利償還金の70パーセントが地方交付税の基準財政需要額に算入でき、補助事業、単独事業にも充当可能な過疎対策事業債を活用できることが一番であると思います。一方、デメリットとしましては、過疎地域という言葉自体がマイナスのイメージにとらえられがちであるところではないかと思いますが、今回は指定要件の緩和に伴うものであり、私としましては、先ほど申し上げました過疎対策事業債をはじめとする特別措置などのメリットを最大限活用していきたいと考えております。

次に、過疎地域の自立促進のための取組であります。現行法の過疎市町村に対する国の支援は、人口の著しい減少に伴って生産機能や生活環境などの活力が低下してきている地域の格差是正や雇用の拡大などを図るための特別な措置であります。その中には小中学校や保育所、病院などの生活基盤を整備する際の有利な起債の発行など、本市の懸案事項の解決に結びつくような事業メニューも多くあります。私としましては、過疎地域自立促進特別措置法の時限である6年間において、まずは市民生活に直結する緊急性の高い事業を優先的に選別し、財政面の有利性を最大限に活用して、生活環境の向上、産業の活性化に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、自殺対策についての御質問であります。まず自殺者数が12年連続で3万人を超えるという高い水準で推移している状況についてであります。自殺の背景、原因といたしましては、失業、多重債務などの経済問題のほか、うつ病などの健康問題、介護、看護疲れなどの家庭問題など、さまざまな要因と複雑な心理過程が関係しているとも言われております。しかしながら、自殺対策基本法にもあるように、自殺対策は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、社会的な取組として実施されなければならないとしていることから、社会全体が自殺防止に向けた早急な対応を要する状況ではないかと認識しております。

次に、小樽市における自殺者数についてであります。平成19年24人、20年34人となっております。これらを人口10万人当たりの自殺者数で全国・全道と比較しますと、19年は全国24.4人、全道26.3人に対し、小樽市は17.5人と低い水準でしたが、20年は全国24.0人、全道28.0人に対し、小樽市は25.1人となっております。全国とほぼ同じ水準となっております。

次に、小樽市における今後の自殺防止対策の取組についてであります。自殺防止を推進していくためには各分野における取組と連携が不可欠であると考えております。現在、保健所が行っているところの健康相談や市民や事業所などに対するメンタルヘルスセミナーの実施、ハローワークとの連携による

各種支援相談のほか、平成22年度から北海道自殺対策緊急強化基金を活用して、各種企業や相談窓口などに対する啓発、相談実務担当者に対する相談援助技術の向上のための支援、さらに医療、福祉、経済などをはじめとする関係機関との情報交換、連携を図りながら、さらなる自殺防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生きがいづくりについての御質問であります。まず高齢者が健康で生きがいを持って社会参加できる地域環境づくりについてであります。特に高齢化率が高い本市において、高齢者の活力や能力を生かせる仕組みづくりや高齢者の社会参加が重要な施策と考えており、第6次総合計画においても、高齢者の生きがいづくりの推進を施策の一つとして掲げているところであります。具体的な取組としては、高齢者を核とした地域コミュニティの場を広げるため、杜のつどいや銭函地域における優遊（ゆうゆう）の会のほか、地域住民グループ支援事業により高齢者の地域活動を支援しており、今後も高齢者の主体的な活動や集う場が広がるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、老人クラブへの入会促進と活動への支援であります。老人クラブの会員は、高齢者人口が増えているにもかかわらず、会員が年々減少している状況にあります。老人クラブの活動は、高齢者の生きがいづくりや社会奉仕活動につながるものでありますので、クラブへの入会が促進されるよう老人クラブ連合会と連携しながら、より一層活動の周知やPRに努めてまいりたいと考えております。

また、各地区のクラブ活動への財政支援については、これまで同様に北海道の補助基準に基づく助成を続けてまいりたいと考えており、新年度については事務局体制の充実を図ってまいる予定であります。

次に、高齢者向けの住宅の供給や支援であります。市営住宅につきましては、新光E住宅でライフサポートアドバイザーを配置したシルバーハウジング住宅を30戸、入船住宅で高齢単身者専用住宅を23戸建設するとともに、建替え事業で新築する住宅では、だれもが住みやすい住環境の確保を図るため、高齢者や車いすでも利用しやすい間取りや流し台、落とし込み浴槽、緊急通報プザーなどの設置を行い、既存住宅の改修では、段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を進めています。

また、民間住宅への支援につきましては、高齢者や障害者のために行うバリアフリー改造と雪処理の負担軽減のための無落雪屋根への改造などに対し、無利子による小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度を実施しているところであります。この制度は、新年度から工事対象範囲と融資額を拡大する予定であり、さらなる居住環境の向上の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の救急医療体制についてであります。現在、1次救急については土日・祝日は在宅当番医制度、夜間は夜間急病センター、2次救急は市立病院をはじめ市内の6病院において対応しており、このうち外科については、公的病院による輪番制で対応しているところであります。今後につきましても、基本的に現行の救急医療体制を維持していく方向で考えておりますが、夜間急病センターは患者数の減少等により収支状況が悪化していることから、運営方法の効率化等について、医師会や公的医療機関と引き続き協議を重ねていく必要があると考えております。

次に、周産期医療についてでありますけれども、小樽協会病院は後志二次医療圏における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を担っており、地元での安全・安心な出産を行うため、その医療体制の維持、継続はぜひとも必要であると考えております。しかし、周産期医療は、診療報酬が低いことなどから収支不足の状況にあり、小樽協会病院から市に対して財政的な支援措置を検討してほしいとの要望がありました。本市においては、この要望について検討してまいりましたが、今年度末に協定締結が予定されております定住自立圏構想の中に小児科、周産期医療体制の確保について明記しており、本市を含む北後志6自治体が連携して支援していくことを検討しているところであります。

次に、新市立病院の建設についてでありますけれども、建設地につきましては、昨年6月に並木病院

局長から提言があった以降、議会でも御論議いただいておりますが、まず地域の方々に御理解いただくことが大切と考え、これまで学校の適正配置の問題や病院問題について丁寧な説明をし、御意見を聞いてまいりました。その中では、量徳小学校は現に子供たちが通っている学校でありますので、保護者の方々からは「地域に小学校を残してほしい」との御意見や学校がかわることに対する不安の声などがありました。一方、「病院の大きさは理解する」「量徳小学校敷地に病院を」という御意見も出されたところであり、町会関係者からは現在地周辺での新病院建設を望む声を多くいただいたところでもあります。保護者の方々の学校を残してほしいという心情も十分理解できますが、病院問題も小樽市として大変重要で、かつ喫緊の課題でありますので、市全体の問題として将来も見据えて総合的に判断した結果、量徳小学校敷地と現在の小樽病院敷地を合わせた土地に新病院を建設することが最良と考え、市として建設地を変更する方針を決定したところであります。

また、新病院建設の再開についてであります。平成22年度の当初予算には新病院建設関係の予算計上が間に合いませんでしたが、現在ある二つの市立病院は老朽化や二つに分かれていることの非効率性、医師確保のためにも早期に統合新築が必要と考えておりますので、条件が整い次第、6月の議会にも関連予算を計上したいと考えております。

次に、観光施策における小樽港の活用でありますけれども、第3号ふ頭周辺は平成19年に策定した小樽港将来ビジョンにおいて交流・生活ゾーンとして位置づけており、将来的にはふ頭の再編により第3号ふ頭をクルーズ客船対応ふ頭として整備するとともに、周辺地区も含めて市民交流、国際交流の場としての魅力ある港湾空間の形成を目指すこととしております。しかしながら、現時点では第3号ふ頭にある既存の物流機能の移転先を確保することが難しい状況にあることから、当面の対策として現状の機能を維持しながら、上屋の美化などクルーズ客船対応ふ頭としての環境整備を進めているところであります。

また、昨年12月に取りまとめました第6次総合計画の前期実施計画の中で、第3号ふ頭周辺の利用高度化に向けた計画策定を位置づけたところでありますので、今後も港湾活動との協調を図りながら、この計画に沿って交流・生活ゾーンとしての機能の導入に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線の活用とまちづくりについての御質問であります。初めに活用懇話会からの報告書が示された以降の経過についてであります。平成21年3月に懇話会から提出されました報告書を市のホームページや窓口で公開し、市民や関係商店街の皆さんから御意見を伺ったほか、今年度も引き続き懇話会を開催したところであります。その後、それらの意見を参考にして庁内検討会議において協議を行い、市としての活用計画を策定したものであります。

また、懇話会からの提案の活用計画への反映についてであります。主なものとしましては、市民や観光客が集い憩える場所としての拠点整備や周辺施設への案内や歴史などを紹介するサインの設置の提案につきましても計画に反映しましたが、旧手宮線に電車を走らせる提案につきましても、軌道施設の老朽化や採算性の課題があることから、今回の計画には反映しなかったものであります。

次に、旧国鉄手宮線の整備についてであります。旧手宮線の産業遺産としての特性を生かし、小樽観光の新たな魅力ある空間として整備し活用することにより、集客力や回遊性の向上が図られることから、短期間で整備が望ましいと考えており、第6次総合計画でも元気づくりプログラムにその整備を位置づけたところであります。

また、平成22年度の事業概要につきましても、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を財源の一部として活用するもので、往時の色内駅をモチーフとし、旧手宮線の歴史を紹介する解説サインやベンチなどを備えた休憩施設として旧色内駅ステーションを整備することとしており、中心市街地に

新たな魅力ある空間と、まちなかのにぎわい創出が図られるものと考えております。

次に、旧日本郵船小樽支店周辺電線類地中化事業の概要についてであります。国の緊急経済対策として、電線の地中化など、きめ細かなインフラ整備を支援する「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設されました。この交付金を財源として旧日本郵船周辺の電柱の撤去と電線の地中化、さらには、これに関連して、電柱に設置されているトランスなどの機器を歩道上に設置することが必要なことから、歩道の一部拡幅と車道のオーバーレイ舗装を行う事業であります。また、工事範囲につきましては、今後、地先住民と協議を行う必要がありますが、旧日本郵船を含む街区約150メートルの範囲を想定しております。

最後に、北運河地区に対する思いということでありませうけれども、この地区には、総合博物館や運河公園、さらには国指定の重要文化財や本市指定の歴史的建造物など、本市独自の魅力的な施設や建造物が数多くあります。そのため、これらの点在する施設を面的な広がりへと拡大し、活用することにより、北運河地区の活性化のみならず、課題となっております時間消費型観光へも大きく寄与することが期待されることから、旧国鉄手宮線の整備など、今後ともこの地区の魅力を引き出す取組を進めることが必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 成田晃司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の中学校における部活動の状況についてであります。部活動は各学校の生徒の希望や教員の配置などによって活動内容が決まり、教育活動の一環として行われております。指導に当たっては、その種目に対して一定の技能を持った教員も多いのですが、少子化による学校の小規模化もあり、すべての教員を配置することは難しく、バスケットボールや野球などの種目においては外部指導者を活用したり、幾つかの学校で一つの部をつくっている場合もございます。今後、中学校における部活動の意義や役割を踏まえ、教職員による取組はもとより、地域の人材活用や関係団体の協力をいただきながら指導の充実に努めてまいります。

次に、体育施設の整備についてであります。これまでも計画的に進めてまいりましたが、新市民プールの建設につきましては、第6次総合計画の前期実施計画の中で先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計並びに実施設計を位置づけており、今年度はプール利用者等のアンケート調査や道内の公立プールの現状について調査を行ったところであります。また、平成22年度には、この調査を基に施設規模や建設用地などについて関係団体と協議を行ってまいります。

次に、新しい野球場の建設については、困難ではあります。前段でも申し上げた前期総合計画の中で小樽公園運動場の利便性向上のため方向性を検討することとしており、特にこの運動場は野球に多く利用されていることから、野球関係団体の意見も伺いながら改修について検討してまいります。

次に、小樽高等支援学校についてですが、平成23年度から銭函の旧道立小児総合保健センター跡に新しい校舎により開校しますが、今年度については手稲の旧道立肢体不自由者訓練センター跡に仮の校舎でスタートしました。学科は、木工科、環境・流通サポート科、福祉サービス科、生活技術科、生活家庭科の5学科で、5学級40人の定員となっており、現在、小樽からは5名がスクールバスを利用して通学しております。22年度は環境・流通サポート科と福祉サービス科が1学級ずつ増設され、合わせて16名の定員増となり、小樽からも新たに6名が入学予定となっております。

最後に、地域全体による障害のある子供たちの健全育成についてであります。道内には14校の高等養護学校があり、それぞれの学校では、バザーの開催など地域住民との交流活動、生徒の公園の清掃や

歩道の雪かきなど地域に対する奉仕的な活動、そして学校で製作した製品販売など、地域住民や地元企業とつながりを持ちながら教育活動を展開しているとお聞きしております。今年度開校した小樽高等支援学校は、現在、子供たちが手稲区の仮校舎で学んでおりますが、23年度から銭函の本校舎に移りますことから、新しい地域の方々とつながりを持ちながら教育活動が展開されるものと考えております。

議長（見楚谷登志） 成田晃司議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時40分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

財政問題で尋ねます。

山田市長が財政問題に取り組んできたこの間の経過を振り返り、現在の財政の現状と今後の取組について見解を伺います。

山田市長が市長に就任したのは、平成11年の春でした。市長は就任早々、既に困難となっていた小樽市の財政再建を目指して、12年度に13年度から17年度を計画期間とする財政健全化計画を立てて、その後、15年度に今後3か年の財政収支見込みを踏まえ、さらなる健全化対策として、16年度から18年度の3か年で40億円の財政効果を生み出し、18年度には当時の準用再建団体、現在の財政再生団体への転落を免れようとの計画でした。この計画は、市民に20億円、市職員に20億円の負担を我慢していただければ、赤字はなくなりますが赤字再建団体転落は免れるというものでした。ところが、初年度の16年度に、いきなり三位一体改革により地方交付税が14億4,200万円も削減され、予算編成に当たって19億円の空財源を組まざるを得なくなり、これは私の主観ですが、市長は政府への面当てもあってこのことを公表して、一躍全国的に有名になりました。国の三位一体改革で地方交付税が大幅に削減された以降、市長は決意新たに財政再建に向けて努力することになりました。しかし、既に小樽市は、他都市に比べ財政が困難になっていたのに、二重の困難を抱えての財政再建への取組とならざるを得ませんでした。私は野党に身を置く者ですが、山田市長に、この間取り組んできたそういう努力に、同情の感を禁じ得ません。この市長の財政再建に取り組んできた経過に間違いがないか、市長の感想的見解をお聞かせください。違っていれば、取り組んできた経過を詳しく説明してください。

次に、平成22年度は、16年度以来6年ぶりに一般会計の規模が対前年度比で増額に転ずる予算編成となりました。まだ財政再建への途上ではありますが、こういう予算編成をした市長の基本的立場をお聞かせください。

次に、地方交付税について伺います。

「三位一体改革で削減された地方交付税を平成15年度の水準に復元せよ」これが地方六団体の一致した要求となっています。国の地方交付税は、22年度は11年度以来最高の前年度比1兆1,000億円の伸びで16兆9,000億円です。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は24兆6,000億円となります。小樽市で言えば、15年度191億3,400万円が22年度は185億1,800万円と、15年度の水準に回復するまであと6億円余りです。同時に考えなければならないのは、市税のこの間の大幅な落ち込みです。15年度以降の市税収入の動向について、年度別にその主な要因にも触れて説明をしてください。

これも加味して考えれば、事実上15年度の行政水準に回復するためには、あと幾ら地方交付税が増額とならなければならないかをお答えください。

それにしても、地方交付税が伸びた要因は、とりわけ地方財政削減への地方六団体の厳しい批判と復元を求める大きな世論、これと関連して、昨年の総選挙で自民・公明政権が国民から厳しい審判を受けたことが地方交付税復元への大きな力になったことは疑いありません。この私の指摘に市長の見解をお聞かせください。

次は、真の財政再建、平成15年度の行政水準への回復についてです。

地方交付税の動向だけに限れば、平成15年度の水準までは、あと6億円余りです。あとわずかと言いたいところですが、これで満足するわけにはまいりません。市長の財政再建の障害となった三位一体改革以降、主に次の四つの分野を犠牲とする取組となりましたが、それがまだ復元されていません。一つは職員の人件費、二つ、市民サービス、三つ、普通建設事業費、四つ、他会計からの借入れです。この分野の犠牲は、小樽市経済に深刻な影響を与えています。財政再建に関連した金額はそれぞれ幾らになったか、四つごとに説明してください。

また、市の経済に与えた影響、市民生活に与えた影響についても、具体的に説明をしてください。

また、市長として、それぞれの復元についてどのようにしようとしているか、その優先順位にも触れてお聞かせください。

少なくともこの四つの分野を復元することなくして真の財政再建ではないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

平成21年度、22年度と、それ以前よりは地元企業への発注の公共事業は増えていますが、まだまだ不十分です。それに加え、財源の問題で大きな不安を抱えています。21年度、22年度で国からの地域活性化や雇用対策などでの交付金はそれぞれ幾ら交付され、それを財源にどのような事業が行われたか、まず説明してください。

また、交付金を活用した事業で、22年度減額、廃止した事業を予算も示して説明してください。

次に、仮に国からの一時的な財源手当がなくなれば、平成23年度以降、一般財源が幾ら必要となるか説明してください。

新聞報道によれば、与党からは「待ったなしの病院建設も、財政再建があつてこそ実現できる。目先の景気対策が、将来にわたる市民の健康か、難しい選択に違いない。」と市長のとるべき対策が二者択一しかないような見解です。そこで市長に伺いますが、現在の財政状況、市税などの今後の見通しも踏まえ、財政運営のあり方として与党が新聞報道で語ったように、目先の景気対策は後回し、病院建設を最優先させる立場をとるつもりかについて、見解をお示しください。

私は、両者を統一して行ふべきと考えます。また、小樽市の財政の現状は、それを可能としているとの判断です。そうしなければ、仮に新市立病院の建設後、一般会計から病院事業会計に地方交付税で措置されるルール分以外の繰出しを行うことが必要になった場合、市税が伸びないどころか逆に落ち込みが激しくなったら、この繰出し自体、大変困難な課題とならざるを得ないからです。

加えて、この4月から、賛否両論はありますが、人口の減り方が激しいので小樽市はいわゆる過疎法の適用になる見込みとのことです。こうなれば、過疎債の借入れが可能となり、起債償還時の交付税措置が大きく違ってきます。この過疎対策事業債が適用になった場合、現行の起債と比べた財政効果について説明してください。このことも勘案し、今後の財政運営について市長の見解を求めるものです。

もちろん我が党が繰り返し指摘しているように、民主党中心の新政権に対しても、国の地方財政削減、医療・福祉の削減をさせないように、世論と運動を高めていくことが前提であります。

次に、いわゆる財政健全化法で小樽市の財政は本当の意味で再建されるのかということについて伺います。

財政健全化法では、各自治体は四つの健全化判断比率を算出し、その公表が義務づけられました。これにより、健全化判断比率が早期健全化基準以上である自治体が、財政再生基準以上も含め全国で実質43自治体となりました。我が党は、国会で財政健全化法の成立には反対いたしました。認めがたい幾つかの問題点があるからです。本日は、赤字のみを大きく問題にし、この解消を自治体に強要していることについて伺います。

財政健全化法では、赤字が出て健全化判断比率が早期健全化基準以上となれば、早期健全化団体あるいは再生団体として赤字解消の計画を国に提出し、この関与の下での財政運営となります。しかし、現在、自治体の赤字を生み出している要因は、事業ごとに多様です。しかし、全国で共通して赤字を出している事業は、病院事業と国民健康保険事業が圧倒的です。この二つの事業の赤字の基本的な要因にも触れ、国がひたすら赤字解消を求める財政健全化法のあり方についての市長の見解を求めるものです。

小樽市の病院事業の財政問題は後で触れますので、小樽の国民健康保険事業の累積赤字が大きく膨らんだ要因と、この解消に市長のとってきた対策、取組について詳しく説明をしてください。

次に、市立病院問題について尋ねます。

小樽市立病院改革プランの収支計画の平成21年度の狂いについて、まず尋ねます。議案第30号の補正予算で医業収益を7億7,300万円減額することとしていますが、この原因は、20年に途中退職した呼吸器内科の医師を補充できなかった影響によるものと思われます。ところが、22年度の予算を見ると、医業収益は79億8,314万2,000円で、改革プランの収支計画の医業収益85億3,500万円より5億5,200万円下回っています。これは小樽病院の呼吸器内科の医師確保が22年度もめどがないということなのか、説明してください。

仮にそうであれば、改革プランでは、呼吸器内科の医師は必ず補充することが前提になっていますから、23年度以降の収支計画にも影響が出てくるはずですが、呼吸器内科の医師確保にも触れて説明をしてください。

仮に私の心配が的中しているのであれば、収支計画の不良債務については、21年度以降はどうなるのか、説明してください。

財政健全化計画上の不良債務解消は22年度末となっていますが、これはどうなるのか。

また、地方財政法上の資金不足は、平成25年度に解消する計画ですが、これはどうなるのかにも触れて説明してください。

また、医師確保ができないマイナス要素で推移すれば、新病院の起債は認められるのかが心配ですが、新病院建設が早ければ平成24年度に工事着工ですから、起債は認められるのかが心配となります。起債許可条件にも触れて説明をしてください。

その場合、過疎対策事業債が適用になれば許可条件に変更があるのかについても説明してください。

次に、現在の病院での医療機器の新規購入の予定について説明し、過疎対策事業債が適用になればどういうメリットがあるか、金額にももし触れるのであれば触れて説明をしてください。

次に、改革プランに基づく市立病院の財政再建は、医師確保、診療報酬の増額改定、交付税の増額等が必要です。

まず、交付税です。1997年度に交付税は1ベッド当たり74万2,000円であったのが、平成20年度までは48万2,000円に引き下げられたままでした。21年度になって、自治体病院への交付税措置は、世論の高まりもあり改善されました。1ベッド当たり48万2,000円だったのが59万4,000円に引き上げられました。

まず、病院事業会計に対する交付税は21年度に前年度比で幾ら上回ったのかについて、お知らせください。

そこで伺いますが、今定例会への病院事業会計の21年度補正予算には、この交付税が改善された効果が計上されていません。これは一般会計から病院事業会計へ交付税措置をはるかに上回る繰入れで財政支援を行っているから、収支計画以上の支援は、1ベッド当たりの交付税が改善されても、その分は病院事業会計に繰り入れないで、実質的な追加支援は行わないということなののでしょうか。市長の見解を求めるものです。

次に、診療報酬です。今回の診療報酬の改定による影響は、ほんのわずかではありますが、市立病院ではどの程度になるのかお知らせください。

また、2002年度以降の診療報酬のマイナス改定で、プラス改定との差引きで幾らの影響を受けたのか、金額でお示してください。

次は、医師確保についてです。改革プランでは、その15ページに医師確保について述べられています。まず、市立病院の医師不足の推移とその影響について説明を求めます。

平成16年4月、59人いた医師が21年4月現在、何人おられたのでしょうか。

また、22年4月は何人確保される見込みでしょうか。

市立病院の経営上、医師不足を起因とする医業収支への影響を、平成16年度以降どうであったのか年度ごとに説明をしてください。

また、現在の医師不足の原因は何で、政府の医師増員対策は何か、この下で市立小樽病院の医師確保は可能となるのか、説明してください。

私は、市立病院の地域医療で果たす役割を明確にし、医師が誇りを持って医療に専念できるようにすることが大切であり、そのためにも小樽や北後志の基幹病院として地域医療に必要な診療科目や最新の医療機器を備え、その役割を果たせるようにしなければならぬと考えています。また、市立病院をはじめ市内の公的病院での勤務医の過酷な労働実態を市民にも明らかにし、その協力を得ながら医師不足解消に立ち向かうことが重要と考えますが、見解をお聞かせください。

病院問題の最後に、小樽市立病院の経営形態について伺います。

現病院は、改革プランで運営することになります。並木局長は、本年1月、小樽市医師会だよりに、昨年8月の「全国病院事業管理者・事務責任者会議」に参加しての報告を行っています。私も読ませていただきましたが、その報告の内容からいえば、経営形態については昨年4月から地方公営企業法の全部適用を行ったばかりであり、しばらくはこのままで進むと考えているのかなと思いました。見解をお聞かせください。

次に、定住自立圏構想について、議案第41号ないし第45号に関連して伺います。

定住自立圏共生ビジョンについて伺いますが、この問題で第1に市長にお尋ねしますが、特別交付税の対象となる定住自立圏共生ビジョンは、いつ策定することになるのかお聞かせください。

小樽市で言えば特別交付税約3,500万円を当てにしているようですが、定住自立圏共生ビジョンを策定し、総務省に提出しなければ、特別交付税の対象とはならないとのこと。定住自立圏共生ビジョンは、北後志圏域で一つのものとしての策定ですから、小樽市をはじめ1市5町村で協議しなければなりませんので、時間を要する作業となります。いつ策定し、総務省に送付するのか、スケジュールをお聞かせください。

今定例会で提案されている各町村との協定締結が議決されて初めて定住自立圏が形成されますが、形成されてからいつまでを期限として共生ビジョンを策定しなければならぬとはなっていないだけに、

ずるずると遅れたら特別交付税の恩恵はそれだけ後になります。小樽市以外の5町村の特別交付税は1,000万円を上限として、その事業に応じて配分されるとのことです。各市町村が協定を今議会に提案していますが、これを結ぶ過程で、事務レベルでもよいから特別交付税のことについて協議が行われていたのでしょうか、お聞かせください。

御承知のとおり、特別交付税の総額は国として決まっているものです。特に国内で災害などが発生すれば、その地域、自治体に手厚く配分される仕組みです。ここに今度新たに定住自立圏共生ビジョンの特別交付税が加わっても、特別交付税総額そのものが上積みされるわけではありませんので、財政上実態を伴うメリットはあるのか疑問です。説明をしてください。

第2に伺いたいのは、各市町村の切実な要求が盛り込まれなければ、共生ビジョンの意味は半減します。しかし、6市町村の話合いで合意するとなれば、これはまた時間がかかります。市長は、中心市宣言の首長としてどういう事業を共生ビジョンに盛り込んでいく考えか、各町村から出された事業を各市町村がお互いに認め合うから時間がかからないとでもいうのでしょうか、見解をお聞かせください。

私は、議案として提案された各協定書を見て、医療の分野、産業の提携の分野は差し迫った課題であると感じました。

そこで伺いますが、小樽市立病院の位置づけは定住自立圏構想ではどうなっているのか。

小樽市立病院改革プランでは、北海道自治体病院等広域化連携構想の2次医療圏の三つの区域のうち北後志定住自立圏構成の6市町村が一つの連携区域とされています。この小樽市立病院改革プランでうたわれている再編・ネットワーク化と議案として提案されている協定の別表の1、医療の分野で、取組内容が3点にわたって記載されていますが、北後志の各町村長は小樽市立病院改革プランを承知しているのですか。

別表1の医療の分野では取組内容が3点記載されていますが、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの現在果たしている重要な役割の維持、発展をどのように考えているのか、また夜間急病センターのあり方を検討するとはどういう意味なのか、小樽市医師会との話合いはこの点ではどうなっているのか、差し支えない範囲で結構ですからお答えください。改革プランが発表されてからこの点への質問が我が党にも寄せられていることから、市民の関心の高い問題と考え、質問をするものです。

また、別表1の医療の(3)について具体的に説明を求めるものです。

次に、産業の問題です。

地場産品を広く、圏域外はもとより海外まで販路を広げる展望となっています。これはよいことと評価します。同時に、小樽市公設青果地方卸売市場の役割は全く触れられていないのはどういう理由からか、青果地方卸売市場の活用はないと判断したのか、説明をしてください。

次に、定住自立圏共生ビジョンへの住民参加はどのようになるのか伺います。圏域住民の参加はどう保障されるのか、まずこの点について説明してください。

平成20年12月26日付け総務事務次官通知「定住自立圏構想推進要綱」によると、共生ビジョンに四つの事項を記載するとなっています。この策定に当たっては、小樽市が開催する圏域共生ビジョン懇談会で協議、懇談するとなっていますが、この構成員は民間や地域の関係者となっているだけで、イメージがわかりません。市長は、圏域共生ビジョン懇談会の構成をどうするのか、ここでの検討を経て各町村との協議を行うことになっていますが、地域の振興を願う住民が直接参加する保障とはなりがたいのではないかと考えられますが、住民の声をどう保障するのか、市長の見解を伺います。

次に、時間がかかると思われるのが、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組です。各協定に基づいて規定された事項を関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するとありま

すが、これを自立圏形成後どのように進めていくのか、市長の考えをお聞かせください。事務次官通知で詳しくその方向が示されていますが、これに沿った市長の考えをお聞かせください。

この問題では、差し迫った課題、例えば道立高校適正配置計画による町村の道立高校の間口削減や廃校、これにより高校入学者は自宅から通学し得ない状態に追い込まれることなどは、どのように解決されるのか、現実の課題とかけ離れた事業を掲げても空論になりかねません。にもかかわらず、道立高校のことが一行も書かれていないのはなぜなのか、お聞かせください。

さらに、自治体間では、課題によって温度差があります。ある自治体にとって譲れない課題の取り入れ方についての保障はどうされるのが心配です。例えば、新幹線建設に伴う関係町村の長の同意書が近々必要とされます。このとき新幹線と並行する在来線はJRの直営で運営していただきたいというのは、北後志町村長の強い願いですが、これはどう表現されるかなどは避けて通れません。新幹線問題での北後志町村長の譲れない要望をどのように反映していくのか、市長の見解をお聞かせください。

次に、議会への報告はどのような形をとって行うのか。議会との関係では、予算措置が必要な事業、条例の制定、改正が必要な事業は議決の対象になりますが、それ以外は不明です。どうするのか見解をお聞かせください。

最後に、自治体としての基本原則と定住自立圏構想の関係について心配な点、憲法が保障する各自治体の自治権が失われていく可能性はないかという問題です。そうならないための保障は何か、お聞かせください。

最後に、市民の大きな関心を呼んでいる福祉医療助成制度に係る高額療養費未請求問題について質問します。

北海道への返還金の財源確保の問題で、理事者の対応に疑問がありますので伺います。

北海道への医療給付事業補助金返還金3,400万円を3月3日、あさってに補正予算として追加提案することです。北海道への返還金をなぜ3月末日と定めて事を急ぐのか。道への返還金の財源として小樽市職員福利厚生会の振興基金から寄附をしてもらって充てる方針です。そうであれば、職員の中から出ているこの問題での不満、要望、この事態を引き起こした責任のある関係者の処分、それらの職員から幾ら弁償してもらったのか、退職した当時の関係者からも自発的な弁償を募ったのか、これらを明らかにした上で、しかしそれでもなお損害額に満たないから、職員の皆さんの協力をお願いしますというのが、よしあしは別にして最小限の常識ではないでしょうか。この前段を抜きにして、道へ返還するのが3月末だから、とにかく3月3日までに提案しなければならないから寄附をしてくれ、こういう対応は、部長会などの協力もいただくとした、権力を振りかざしての職員への脅かしとしか受け取れません。北海道への返還期日は、理事者が議会に説明しているように、小樽市側の依頼であったという経過があったとしても、後で指摘する北海道の落ち度もあるわけですから、返還金の期日について北海道に再度理由を述べて交渉することを要求するものです。市長の見解を求めます。

関連して、小樽市がこうむる6,700万円の残り3,300万円はどうするつもりか、説明してください。

次に、議会に1年間も隠し続けた問題です。

未請求問題が発覚してから、なぜ1年間も議会に隠し続けたのかということが疑問でなりません。私は、質問を準備する過程で、甚だ失礼とは思いましたが、2月24日に見楚谷議長に、議長は本当に1年前に未請求問題で理事者から内々にでも報告を受けていなかったのですかと。先ほど副議長にも聞きました。議長は本当に聞いていない、副議長も聞いたことがない、こういう返事でした。議長、副議長にも相談していないのは、不祥事の隠ぺいそのものではないでしょうか。この点をたずのは、この種の不祥事が仮に不幸にして今後発生した場合、今後も議会への報告をしないで、理事者側が事を内々に始

未するということが慣例になる可能性があるからです。市長の見解を求めるものです。

次に、未請求問題をチェックする組織としての責任についてです。

2月19日の厚生常任委員会での理事者の説明では、今後、未請求を生じさせない体制として、1、保険者への通知、2、高額療養費該当者に申請書、委任状ですが、これを送付する。3、高額療養費申請書（委任状）を保険者へ送付するという三つを新たに確立したとのこと。この問題からの教訓は、理事者の認識も変化、発展していると理解していますが、それにしても当初は職員のけ怠のみが問題視され、不祥事を生んだ組織としての問題点克服の姿勢が見られなかったことは、心外きわまりないことでした。だからこういうことが起きるのだなと、あ然としたくらいでした。その後、理事者の認識の変化はあるとは思いますが、今回の医療保険部のチェック体制の確立に見られるように、その他の部署でもチェック体制を確立しなければならない分野があるのではないかと考えます。

市長は、24日の提案説明に先立って未請求問題を陳謝した上で、このようなことが二度と起きることがないように再発防止に努めると決意を表明されました。これを実行あらしめるためにも、市の全機構にわたっての点検、見直しでチェック機能の確立こそ、この問題からの教訓を生かしたということになるのではないのでしょうか。市長の見解を求めるものです。

次に、道への返還金3,400万円についての疑義について伺います。

初めに、3,400万円と言われる未請求による道への返還金の年度ごとの内訳、事業ごとの件数と金額を報告してください。

次に、北海道が行っている北海道医療給付事業事務指導検査に関して伺います。これは厚生常任委員会にも項目が報告になっていますが、平成17年2月15日に行われた平成16年度北海道医療給付事業事務指導検査の結果についての通知が、10日後の2月25日付けで、北海道倶知安保健所長、北海道後志保健福祉事務所保健福祉部長の名で小樽市長あてに届いています。この通知の内容は、北海道医療給付事業事務については、これは小樽市の事業ですが、小樽市の事務がおおむね適正に執行されていると認められますが、当日、担当者が口頭で指示した事項にも留意の上、適正な処理をお願いしますという内容です。参考まで紹介すると、口頭で指示した事項とは、これも文書で小樽市に届いていますが、乳幼児医療給付事業で受給者証の申請書、台帳に受給者証の交付年月日の記載漏れがあったので、記載漏れのないようにすることで、今回の未請求問題とは直接関係がありません。北海道医療給付事業とは、今まさに問題になっている小樽市の福祉医療助成に対する北海道の補助金のことではありませんか。平成17年2月15日に行われた北海道の平成16年度北海道医療給付事業事務指導検査の対象年度は、16年度と15年度の2か年間とのこと。この2か年の事業が道の指導検査の結果、小樽市はおおむね適正に執行されていたというのです。それなのに、なぜこの2か年間の北海道の補助金まで返還の対象にしなければならないのか合点がいきませんので、わかるように説明してください。

小樽市の独自の調査結果、未請求の実態が解明され、保険者に請求していないのに北海道から補助金をもらっていたというのなら、平成17年2月15日に行われた北海道の指導検査は、いいかげんなものだったということになるではありませんか。私のこの指摘に対して市長の見解を求めるものです。

北海道は、みずから行ったこの指導検査の結果には目をふさいで、小樽市のその後の独自調査の結果を踏まえて、15年度、16年度も含めて3,400万円返還せよと一方的に言うのは筋が通らないと思いますが、この関係について北海道に問いただしたのでしょうか。ただしていたとすれば、その返答はどのような内容であったか説明してください。もし問いただしていないとすれば、どうしてたださなかったのか、その理由を説明してください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、まずこれまで取り組んでまいりました財政再建の取組の経過でありますけれども、私が平成11年に市長に就任した当時は、税収の低迷と公債費の増加傾向の中にあり、翌年の12年度の一般会計の実質単年度収支が赤字となることが見込まれましたので、まず13年度から17年度までを計画期間とした財政健全化計画を策定し、人件費を中心とした管理経費の縮減や施策の厳選などに取り組んだところであります。その後も減債基金の取崩しなどを行いながら、厳しい財政運営が続いたところでありますが、何と申しまして大きな転機となったのは、平成16年度の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減でありました。予想だにしない事態は、その後の本市の財政運営に大きく影響を及ぼすこととなり、平成17年3月に財政再建推進プラン、平成19年3月に財政健全化計画を策定し、市民の皆さんの御協力もいただきながら再建に向かって懸命に努力してきたところでありますが、今日に至っても赤字団体から脱しきれない最大の要因は、この交付税の削減であったことには間違いありません。私は、この11年間、常に本市の財政の健全化を基本姿勢に掲げて市政の執行に当たってまいりました。これまでも大変厳しい道のりでありましたが、税収基盤が弱く自助努力も限界に近いと思われる中で、将来に向けてより健全な財政基盤をつくり上げるためには、安定した地方税財源のさらなる充実、確保がぜひとも必要不可欠でありますので、今後とも全力で国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の予算編成についてであります。何と申しまして、本市はいまだ財政再建の途中でありますので、基本的な姿勢として事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた予算の中で国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。総じて申し上げますと、一般会計の予算規模は、新たに創設された子ども手当の影響などにより、前年度に比べ1.7パーセント増加することとなりましたが、歳入では臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の増額は見込めたものの、個人市民税など市税収入の大幅な減少が避けられないこと、また歳出では、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や扶助費の増加が見込まれることなどによりまして、引き続き他会計からの借入金や職員給与等の削減継続による財源対策を講じざるを得ず、今回の編成作業につきましても大変厳しい状況だったと思っております。そのような中にありまして、21年度補正予算との連携を図る中で、地元企業に対する発注を前提とした公共事業費の確保に努めたほか、国の雇用対策交付金関連事業の実施や地域経済活性化等推進資金基金の積極的な活用などによる雇用対策や中小企業等への支援など、現状の財政状況の中では可能な限りの予算計上ができたものと考えております。

次に、平成15年度以降の市税収入の動向について、それぞれ前年度との比較で申し上げますと、16年度については、景気の低迷による個人市民税及び法人市民税の減収などにより、総額で約4億2,000万円、2.8パーセントの減、17年度は、個人市民税は減収となったものの、固定資産税の増収などがあり、約9,000万円、0.7パーセントの増、18年度は、定率減税の段階的廃止により個人市民税が増収となったほか、法人市民税も増収となりましたが、固定資産税及び都市計画税において土地、建物の評価替えが行われたことなどから減収となり、約2億1,000万円、1.4パーセントの減、19年度は、個人市民税において所得税からの税源移譲があったことなどにより、約6億8,000万円、4.7パーセントの増、20年度は郵政民営

化に伴う法人市民税の増収などにより、約2億1,000万円、1.4パーセントの増となりました。なお、21年度は、当初予算ベースで固定資産税及び都市計画税の評価替えによる減収のほか、景気低迷による個人市民税及び法人市民税の減収などにより、約3億7,000万円、2.5パーセントの減と見込んだところであります。22年度も同じく当初予算ベースで、企業収益や雇用環境が悪化するとともに個人所得の減少傾向が続いているため、個人市民税と固定資産税で減収が見込まれることなどから、約9億4,000万円、6.3パーセントの減と見込んだところであります。

次に、三位一体の改革の前の平成15年度の市税、地方交付税等に回復するための必要額であります。市税と地方交付税、臨時財政対策債を合わせますと、22年度の予算では325億1,400万円であり、15年度決算では340億9,100万円でありますので、単純にその差額を地方交付税の増額で賄うとすれば、その額は15億7,700万円となります。

なお、地方六団体は、昨年末に22年度の地方交付税の増額について、厳しい地方税収の減少に的確に対応するとともに、三位一体改革に際し地方交付税が大幅に削減された結果、疲弊してきた地方財政に配慮し、我々地方がかねてより強く訴えてきた地方交付税の復元、増額の要請にこたえたものであり、高く評価するとの声明を出しております。私としてもこれまでの粘り強い取組が一定程度実を結んだものと考えております。新政権による地域主権の確立に向けた対策の第一歩として受け止めておりますが、いずれにいたしましても、今後とも地方交付税の地域間格差の是正機能の復元要望など、全国市長会などの動きとも連携して、地方の実情をさらに国に対して訴えてまいりたいと考えております。

次に、財政再建のこれまでの取組による効果額であります。取組を強化した平成16年度から20年度の一般会計決算ベースで申し上げますと、職員の給与費につきましては独自削減分の合計で約26億7,800万円、事務事業の見直しにつきましては約41億3,800万円となっております。また、普通建設事業費について15年度の事業費をベースにして各年度の減少分を合計いたしますと、約57億1,900万円となります。し、他会計からの借入れにつきましては、20年度末の残高で合計約16億円となっております。これらの取組による市内経済等への影響についてであります。普通建設事業の厳選などにより一定程度市内企業への発注が減少するなど、その影響は否定するものではありませんが、いわゆる赤字団体へ転落したことを受けての苦渋の選択であったことにつきましては、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

また、これまでの健全化の取組の復元と財政の再建についてであります。私どもの考える真の財政再建とは、みずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政体質をつくり上げることであり、そのためには単にこれまでの施策等の復元に固執することなく、それぞれの時代の要請に応じて、市民とともに施策等の優先順位を慎重に見極めていくことが重要ではないかと考えております。

次に、地域活性化や雇用対策などに関連する国からの交付金についてであります。まず21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金約3億9,600万円については教育用コンピュータの整備や港湾施設の維持補修事業などに、地域活性化・公共投資臨時交付金約4億5,500万円についてはロードヒーティング更新事業や市営住宅改善事業などに充当する予定であり、本定例会に提案しております地域活性化・きめ細かな臨時交付金約2億1,200万円については、市道の電線の地中化や橋の補修工事などの財源として充当する予定であります。また、雇用対策に対して、緊急雇用創出推進事業に約9,800万円、ふるさと雇用再生特別対策推進事業に約4,800万円の交付が予定されており、それらを活用して災害時要援護者避難支援プランの作成や独居高齢者等の給食サービス事業などを実施しております。これらのうち地域活性化に関する交付金については、現時点では22年度の交付の予定はなく、各事業の予算化などは考えておりませんが、雇用対策に関しては、緊急雇用創出推進事業に対前年度比1,200万円減の約7,600万円、ふ

るさと雇用再生特別対策推進事業に対前年度比400万円増の約5,200万円が交付される予定となっております。また、体育施設等の除排雪や地場産品のインターネットショップ事業などを実施する予定となっております。

また、国の第2次補正予算で重点分野雇用創出事業が創設され、補助金の交付が予定されておりますが、市の関連予算につきましては、道との協議などが調い次第、本定例会に追加で提案させていただきたいと考えております。

なお、このような国からの交付金がなくなった場合の平成23年度以降の一般財源の必要額ということではありますが、あくまでも各年度の財政状況に応じて施策ごとの優先度を見極めながら判断すべきものであり、一概に必要な額を申し上げるようなものではないと考えております。

次に、景気対策と新市立病院の建設に関する優先度ということでもありますけれども、現下の厳しい経済情勢の中であって、市としても最大限の工夫に努めながら可能な範囲で景気対策に取り組むことが当然のことであり、一方で長い間の懸案であります市立病院の統合新築は、申すまでもなく本市が抱える最重要課題の一つとして、現在、その解決に向けて全力を挙げて取り組んでおりますので、この両者を優先度という視点で比較すべきものではないと考えております。

次に、いわゆる過疎債についてであります。現在の制度ではその元利償還金の7割が交付税措置されるという大変有利な条件となっておりますので、22年度の市債発行に当たりましては、積極的にこの過疎債の導入を図るとともに、今後の建設事業の選択に当たりましては、十分念頭に置いてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる財政健全化法に関連して、まず病院事業と国民健康保険事業の赤字について一般的に言われている基本的な要因についてであります。病院事業においては、近年の医師不足問題、また公立病院が救急医療や小児医療などの不採算部門を担わざるを得ないこと、さらに建物や医療機器などの過大な設備投資や人件費が高額であること、国民健康保険事業においては、高齢者や低所得者を多く抱える被保険者構造のため、1人当たりの医療費が高いことや保険料負担能力が弱い方の加入割合が高いこと、また景気悪化に伴い保険料収納率が低下していることなどにあるとされております。

また、財政健全化法に対する見解であります。この法律の制定の背景には、まずこれまでの制度の課題として、再建団体の基準しがなく早期是正の機能がなく、早期是正、再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であったこと、さらに普通会計を中心とした収支の指標のみで、他会計を含めた負債等の財政状況に課題があっても対象とならないなどの指摘があったと認識しております。このようなことから、財政情報の開示を徹底し、透明なルールの下に早期是正措置を講ずることにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームが導入されたものと理解しておりますが、国保事業など個別の事業が抱える問題点につきましては、引き続き国等に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、本市の国民健康保険事業の累積赤字の要因と解消に向けた対策、取組についてであります。先ほど国保の全国的な視点での赤字構造についてお答えしましたが、本市におきましても被保険者の高齢化はより顕著な状況にあるとともに、市内の病床数が多いことなどから、1人当たりの医療費が全国平均を大きく上回る高い医療給付水準にあります。一方、歳入におきましては、保険料において加入者の所得水準が低いことに加え、医療費に見合った保険料の賦課総額を確保できなかったことや、保険料収納率が低いことによるペナルティにより国の財政調整交付金が減額されていたことなどもあり、昭和59年度から平成13年度にかけて、ほぼ毎年、単年度収支の赤字が発生し、累積赤字額は平成13年度末で約34億円となりました。こういった中、国におきまして医療制度改革や国保財政の基盤安定・強化策な

どの施策が講じられる一方、本市におきましては、単年度収支の均衡を図ることを優先に、レセプト点検や健康相談、訪問指導事業などの保健事業による医療費適正化対策、さらには収納率向上対策の推進に積極的に取り組み、平成14年度以降は、毎年、単年度収支の黒字を確保しております。

次に、市立病院問題について、私から一般会計から病院事業会計への繰出金と地方交付税措置についてお答えをいたします。

まず、病院の病床数に対する普通交付税の措置額は、1床当たりの単価が平成21年度に48万2,000円から59万4,000円に引き上げられ、総額で20年度よりも9,968万円増加いたしました。また、一般会計から病院事業会計への繰出しについては、21年1月策定の市立病院改革プランにおいて基本的に総務省通知に基づく、いわゆる繰出し基準や地方交付税基準財政需要額算入内容を勘案して整理いたしました。もともと交付税算入額は、繰出し基準額に達していませんし、20年度から24年度までは例外として財政支援分の繰出しなども加味したところであります。確かに21年度の普通交付税措置額はおよそ1億円増額となりましたが、これについては現時点では、ただいま申し上げましたような財政支援分の繰出し等に係る一般会計側の実負担の軽減に充てることにしております。

次に、定住自立圏構想についてですが、まず定住自立圏共生ビジョンの策定と総務省への送付の時期についてですが、平成22年度の当初から定住自立圏共生ビジョンの策定に着手し、本年秋口をめどに取りまとめたいと考えております。

また、定住自立圏構想推進要綱で、総務省への送付が規定されていることから、定住自立圏共生ビジョン策定後、直ちに送付したいと考えております。

次に、定住自立圏構想における特別交付税の財政措置についてですが、当初総務省から示された定住自立圏構想推進要綱においては、中心市は4,000万円程度、周辺町村は1,000万円程度を基本とする旨規定されており、具体的な条件や算定について示されていません。なお、このことについて関係5町村と協議は行っていません。

また、財政上のメリットにつきましては、御指摘のとおり特別地方交付税は交付税総額の6パーセントと定められており、定住自立圏形成に伴って総額が上積みされるわけではありません。しかしながら、共生ビジョンに基づく事業の実施に係る経費は、普通交付税で措置されず、個別財政需要として特別地方交付税に算定されるものであり、昨年12月25日付けで中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置について総務省より通知が来しているところであります。

次に、定住自立圏共生ビジョンの内容であります。この共生ビジョンは、目的や期間、圏域の将来像を明示し、その目標の達成のため、協定書に記載されている事項について具体的な取組を示すものであります。その策定に当たりましては、取組内容に応じた民間関係者及び地域コミュニティ活動、NPO活動の関係者などを委員とする圏域共生ビジョン懇談会を設置して幅広い意見をいただくとともに、関係5町村と関連する部分について協議をしながら検討を進めていくこととなります。具体的な内容については、これからの協議になりますが、私としては北後志6市町村のそれぞれの特性を最大限に生かした地域活性化の方策が必要になるものと考えております。

次に、定住自立圏形成協定の医療の取組でありますけれども、まず北後志の各町村長が小樽市立病院改革プランを承知しているのかというお尋ねでありますけれども、各首長には小樽市立病院改革プランを示してありませんが、小樽市が市内各病院との再編・ネットワーク化を進めていることは、協定内容の協議の際にその旨を説明しているところであります。

次に、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの役割等についてですが、現在、近隣町村には脳神経外科と心臓血管外科とをあわせ持つ病院がないことから、当医療センターは後志二次医療圏全体の

脳・精神・循環器疾患治療の専門病院として、引き続き重要な役割を担っていくことになります。

次に、夜間急病センターのあり方についてですが、利用者が減少し、厳しい経営状況の中で維持しているのが現状でありますので、圏域全体として夜間急病センターが北後志の初期救急医療の確保、維持について、今後、検討していきたいと考えております。

次に、小樽市医師会との話し合いであります。協定書の原案を作成する段階ではお話ししておりませんが、今後、定住自立圏共生ビジョンを策定していく段階において意見をいただきたいと考えております。

また、別表1の医療の項の(3)に記載されている圏域内の各医療機関との連携、ネットワーク化についてですが、各市町村では地元病院、診療所が地域医療を支えておりますので、各地域で不足する診療分野については、中心市が中心となって各医療機関がそれぞれの機能と役割を果たすとともに、医療情報の提供による共有化、ネットワーク化について検討していくことになると思います。

次に、公設青果地方卸売市場の役割について触れられていないという御指摘でありますけれども、北後志を含む後志管内で生産されている青果物については、既に流通ルートが確立されていることから、今回の自立圏形成協定の中には盛り込んでおりません。しかし、今後、連携する取組の中において新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費を推進する地産地消に取り組むことになっていることから、さらなる活用について検討していくことになるものと考えております。

次に、圏域共生ビジョン懇談会の委員の選任であります。定住自立圏構想推進要綱で取組内容に応じて関連する分野の代表者や地域コミュニティ活動、NPO活動の関係者等となっております。本市におきましても、各関係団体からの推薦をいただくとともに、住民の皆さんの参加についても公募などで委員に加えるなど、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、自立圏形成後に連携する取組の進め方ですが、定住自立圏形成協定を締結後、目的や期間、圏域の将来像、協定に基づき推進する具体的な取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定いたします。この策定に当たりましては、圏域共生ビジョン懇談会から幅広い意見をいただくとともに、関係5町村とも関連する部分について協議を行っていくことになります。さらに、共生ビジョン策定後は、このビジョンに基づき関係市町村、民間事業者、各種団体等が相互に連携しながら、定住自立圏形成に資する具体的な取組を推進していくものと考えております。

次に、道立高校の適正配置計画による間口削減や廃校についてですが、この問題につきましては、北海道教育委員会が主体となって決定されているところでありますので、その際、関係市町村が個別に間口の確保に取り組んでいるところであり、今後もそのような方向で進めていくことになるものと考えております。

また、新幹線開通に伴う並行在来線の問題については、後志管内全体の問題であり、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の中で対応していくべきものと考えております。

次に、定住自立圏共生ビジョンの議会への報告についてですが、定住自立圏共生ビジョンにつきましては、策定後、当然議会に報告し、市民の皆さんにも公表したいと考えております。また、定住自立圏共生ビジョンに盛り込まれた個々の具体的な取組事項については、変更があった場合についても公表するよう、定住自立圏構想推進要綱で規定されておりますので、事業の実施状況や変更事項についても議会へ報告したいと考えております。

次に、定住自立圏形成により各自自治体の自治権が失われていくのではないかという御指摘ですが、定住自立圏構想の圏域は、法で規定された一部事務組合や広域連合などのような法定の特別地方公共団体ではなく、あくまで要綱で規定する広域連携であります。このため、その結びつきも緩やかで、

それぞれの自治体の自主判断による協定に基づいた連携であり、自治体の裁量や権限を縛るものではありません。

次に、福祉医療助成制度に係る高額療養費未請求問題についての御質問でありますけれども、まず北海道に対する返還期日を3月末までとしていることについて、再度交渉するようとの御指摘であります。このたびの高額療養費の未請求に関する補助金の返還につきましては、本来、補助金の交付決定の取消しによる返還の取扱いとなるものと考えられます。しかしながら、今回の問題は、平成20年度に道内で発生した一連の問題と同様、故意や不正によるものではないことなどから、補助金の返還については交付決定の取消しを行わず、小樽市から補助金実績報告書の再提出を求め、補助金額の確定事務を行った上、既に交付されている額と再確定の額との差額を返還させることにより行うこととされたものであります。

なお、今回の補助金の返還期限につきましては、北海道の補助金等交付規則運用方針によりまして、通常の納期限の設定は調定の日から20日以内とされておりますが、地方公共団体の場合は、その返還金に予算措置が必要な場合に限り補助金の額の確定通知をした日から90日以内において納期限を定めることができるとされております。この間、北海道との協議の中で、昨年12月末か本年1月初めに実績報告を行い、1月に確定通知があれば90日以内ということで、今議会での承認を経た後、3月末の年度内には返還が可能ということでスケジュールを調整しながら進めてきたところであります。したがって、予算上も今議会での補正予算が提案できなければ、事実上納期限までに返還できないということになり、今後の事業の円滑な進ちょくに影響を及ぼすことも考えられますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、損失の補てんについてでありますけれども、まずは3月末までに北海道に3,414万円を返還しなければなりませんので、今般、職員の理解を得て職員福利厚生会からの寄附を財源に、返還金に係る補正予算を本定例会に追加提案したいと考えております。残りの損失分につきましては、当時の上司など関係者からの協力も含め、当事者からの補てんを基本に、現在、協議を進めているところであります。

次に、未請求問題について議会への報告が遅れたことについてでありますけれども、議会への速やかな報告は当然のことと考えております。しかし、今回の問題は、高額療養費の未請求期間や件数、金額等、報告に必要と考えられる基本的な部分の調査に時間を要し、一定程度積算できたのは12月の段階であり、この時点での議会への報告も考えられましたが、北海道への書類の提出、検査日程が本年1月に調整されたことから、検査後、返還額が確定してから公表するという判断をしたものであります。したがって、基本的には問題が発生した場合には、その内容が明らかになった段階で速やかに議会に報告するという考え方に立っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市の全機構にわたるチェック機能の確立でありますけれども、今回の問題に関する再発防止策として、担当課においては、既に事務処理マニュアルの整備やパソコン等を活用した高額療養費の請求事務の機械化などを進めております。また、類似する業務を担当する部署においても、業務の点検やチェック体制の確認などを指示しているところであります。さらに、庁内に設置しました調査検討委員会の中でも再発防止のための基本的なマニュアルの作成を進めておりますので、今後、全職員に周知するとともに、研修などで職員の意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、道への返還金の年度ごとの内訳、事業ごとの件数と金額ですけれども、重度心身障害者分は、平成15年度、165件、933万3,000円、16年度、165件、907万9,000円、17年度、139件、703万3,000円、18年度、75件、311万9,000円となっております。ひとり親家庭等分は、15年度、30件、87万4,000円、16年度、38件、120万円、17年度、42件、85万6,000円、18年度、19件、81万9,000円となっております。乳幼児等分は、17年度、86件、144万5,000円、18年度、41件、39万円となっております。

次に、平成17年2月15日に行われた北海道の事務指導検査において、おおむね適正に執行されているという検査結果が出ているにもかかわらず、なぜ返還対象かということでありませけれども、この点につきましては、北海道との間で何度も協議いたしましたけれども、事務指導検査は北海道医療給付事業事務指導検査要領により医療給付事務が適正に実施されるために、市町村に指導・助言することを目的としているものであり、地方自治法の裏づけにより強制力、権限が伴う監査と違って、隔々まで見てお墨つきを与えるものではないこと、実際の事務指導検査においては、事務処理が適切かどうかをチェックするため、全体のうちから何件か抽出して確認する方法で、それらについて請求が行われていたので、おおむね適切との結果を出したものであること、また、この福祉医療助成事業は、あくまでも小樽市の事業であり、みずからの事業として適切に事務を行うべきもので、平成20年度に道内の複数の市町で同じ問題が発生したときに、他の市町はすべてみずからの事業として受け止め、補助金についても年度内に返還されていること、これらのことから、道の検査結果をもって道にも責任があるとし、返還対象から除外を求めることができないものと判断したものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 北野議員の病院関係の御質問にお答えいたします。

まず、平成22年度医業収益における予算と改革プランの乖離についてであります。市立病院改革プランの収支計画では、20年に途中退職した2名の呼吸器内科の医師を補充することとして、入院・外来収益を算定しておりました。しかし、実際には、これまでの北大からの呼吸器内科医師の派遣がなされなくなったため、21年10月から札幌医大より、とりあえず週1回、外来診療への医師派遣をしておりますが、常勤医の確保にはいまだ至っておりません。全国的に呼吸器内科医不足が大きな問題となっており、道内3医育大学においても入局者が少なく、地方に派遣するのが困難であるのが現状であります。

私といたしましては、小樽病院はがん診療を特色とするため、呼吸器内科の医師の充足はぜひ必要と考えております。現在も私、そして病院長も大学医局などへの働きかけを行っておりますが、残念ながら平成22年度に固定医を採用できる状態とはなっており、その収益も計上できないため、改革プランと比較しますと、医業収益では5億5,200万円下回る予算となっております。しかし、これまでの大学医局などとの折衝の折から、大学の医局及び若手の医局員にとって有益で魅力的な新しい市立病院のビジョンを早期に示すことができれば、呼吸器内科に限らず必要な医師を補充していけるものと期待しております。

なお、平成23年度以降の医業収支の改善を図り、収支計画全体への影響を少なくしていくためには、新しい医師を確保することと同様に、現在、病院で働いている医師及び職員のモチベーションを高め、維持していくことが大切であると考えております。

次に、病院事業の不良債務についてであります。今回計上しております平成21年度最終予算及び22年度当初予算の数値から見ますと、改革プランの収支計画に比べ不良債務の改善が遅れており、22年度においても約6億1,900万円の不良債務が残ることになります。

今後についてであります。まずは本年度の決算数値が実際にどのくらいになるのかを見なければなりませんし、平成22年度についても新たに配置となる常勤医の影響がどう出るのか、また診療報酬改定の影響がどう現れるのかなど、その推移を見ながら、25年度の地方財政法上の資金不足の解消を含め、収支計画の見直しをしていかなければならないと考えております。

繰り返しになりますが、新病院建設が見えてくれば医師の補充も期待できますし、あわせて支出抑制

の取組もより強化し、経営改善に努めることにより、現在の収支計画全体への影響を最小限に食いとめてまいりたいと考えております。

次に、新病院建設に当たっての起債の可否についてであります。基本的には改革プランの収支計画に沿った病院経営がなされているかどうかというところが大きなポイントとなるものと考えております。そのためには、今までお答えしてきたとおり医師を補充し、収支改善を図っていくことが重要になるものと考えております。また、いわゆる過疎債の起債の許可条件については、通常病院事業債と変わらないものと考えております。

次に、医療機器の購入予定であります。平成22年度は大型医療機器の購入予定はなく、通常機器更新で両病院合わせて約1億円を予定しております。

また、過疎債導入によるメリットについてであります。過疎債はその元利償還に対する交付税措置が70パーセントで、従来の病院事業債の22.5パーセントに比べ有利な起債となります。病院事業の場合、過疎債と病院事業債はそれぞれ50パーセント充当できますので、結果として元利償還に対する交付税措置が病院事業債のみの場合は22.5パーセントだったものが46.25パーセントとなり、病院事業と一般会計の負担が大きく軽減されることとなります。

次に、平成22年度の診療報酬改定の影響についてであります。今回の改定では医科本体の入院がプラス3.03パーセント、外来がプラス0.31パーセント、薬価がマイナス1.36パーセントの改定となっております。詳細はまだ不明な点もありますが、主な項目で試算したところ、医科本体分では両病院合わせて数千万円単位の増収が見込まれるのではないかと考えております。一方、薬価につきましてはその内訳が示されるのが3月中旬以降になりますので、その影響は現時点では試算できませんが、しかしながら減収要素になると考えております。

また、平成14年度以降の診療報酬改正による影響額については、具体的算定はできませんが、仮に14年の診療報酬を100としまして、16年度以降の全体の改定率を単純に乗じて算定しますと、22年度は95.26となり、22年度当初予算に計上した入院・外来収益76億5,200万円から見ますと、約3億8,000万円のマイナスの影響があった計算となります。いずれにいたしましても、これまでの診療報酬のマイナス改定は、病院経営に大きな影響を及ぼしており、今回の改正後においても、14年以前の水準に回復するには至っていないと感じております。

次に、医師数であります。常勤の医師数で申し上げますと、平成21年4月1日現在では、小樽病院26名、医療センター16名の計42名となっており、22年4月1日現在での見込みでは、今年度の退職後の補充も含めまして、小樽病院28名、医療センター14名の計42名となっております。

次に、医師不足による医業収支への影響ですが、年度ごとに医師の専門分野など診療の内容も変わっておりますので、あくまでも医師1人当たりの平均的な収益を基にした推計値でしかお示しできませんが、平成15年度の出張医も含めた年平均医師数58.5人が仮にそのまま在籍していた場合との比較をしていきたいと思いますが、16年度では医師が1.3人の減少で1億2,000万円の減少、17年度は医師5.8人の減で約5億5,000万円、18年度からは、これは内科の医師が非常に減少してきましたので、11.8人の減少で約11億7,000万円、19年度は医師が10.8人の減で約10億6,000万円、20年度は医師が11.8人の減で約11億1,000万円、21年度は最終予算ベースですが、医師が14.8人の減で約13億7,000万円となり、6年間の合計では約53億8,000万円の影響があったと試算できます。

次に、医師不足の原因であります。一般的に医師不足は、医師の絶対数の不足、病院での必要医師数の不足、勤務医の不足ですね、それから地域偏在による医師数の不足、診療科に属する医師の需要供給の不均衡による不足の四つが言われております。その原因としましては、医学部定員の抑制政

策や女性医師の勤務条件、新医師臨床研修医制度による大学医局の医師不足、外科、小児科、産科、救急の過酷な勤務状況、開業医志望の増加などが挙げられております。

また、医師側の問題としましては、若手医師が医学医療に対しての考え方も変化してきており、自己中心的な傾向が見られている一方で、若手を自信を持って指導できる先輩医師が減少していることも根底にあります。

政府としても、平成17年8月に「医師確保総合対策」が、18年8月には「新医師確保総合対策」が策定され、19年5月末には「緊急医師確保対策について」を取りまとめ、医学部定員の増加や病院勤務医の勤務環境の整備などの対策が打ち出されたところであります。しかし、これらの対策が具体的に効果を現すには一定の期間がかかりますので、市立病院の医師確保には国の方針や対策を注視し、最大限活用するとともに、小樽市として個別具体的な要請活動を粘り強く行う必要があると考えております。

医師確保のためには、行政や議会、さらには市民の皆さんに医療及び医師に対して正しい認識を持っていただくこと、そして医師や病院を地域や市民が支える仕組みも重要であります。一方、市立病院としましては、講演会やセミナー、病院ボランティアの活動などを通して市民の皆様には病院を知っていただく機会を積極的に設けてまいりたいと考えております。

次に、病院事業の経営形態についてであります。私は昨年8月に「全国病院事業管理者・事務責任者会議」に出席し、意見交換を行ってまいりました。その中で、私と同じ立場にある全国の管理者の9割が、経営形態については、しばらくは地方公営企業法の全部適用のままで、また次期状況を見て地方独立行政法人化を考えていくとしておりました。その理由としましては、市長との意思疎通が図られれば全部適用でもかなりの権限を持って経営運営ができること、独法化での成功事例がまだ少ないこと、いったん独法化すれば後戻りができないことなどが挙げられておりました。私としましては全く同感であり、また今年の夏には同会議において、この独法化の問題が検討されることとなっており、現時点ではその経過を見る必要があると考えております。私は、昨年4月に4年間の任期で管理者に任命されておりますので、経営改善、さらには病院統合新築に向けて積極的に任務を全うしてまいりたいと考えております。

(「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 議事進行についてであります。

ただいまの市長答弁、福祉医療の未請求問題で、答弁を聞いていましたら、市長は、年度ごとにその事業ごとの件数未請求額をお知らせくださいということに対して淡々とお答えになったのですが、市長は、答えていて疑問はなかったのかと。乳幼児のところだけ、なぜ平成17年度と18年度しかお答えにならなかったのですか。重度心身障害者とひとり親家庭等のところは15年度、16年度と答えたのですから、だから答弁漏れですから、まず議長、答弁させていただきませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

医療保険部長(中村 浩) ただいまの市長からの答弁の中で、乳幼児医療助成の平成15年度、16年度分について答弁漏れという御指摘でございますけれども、大変申しわけございませんが、15年度、16年度分につきましては、関係書類が存在しておりませんので、積算が困難だったものでございます。このことにつきましては、当然北海道からも指摘を受けておりますので、昨年12月3日付けの後志支庁長あての書類の保存期間の錯誤に係るてんまつ書によりまして説明を申し上げます。

北海道医療給付事業に関する補助事業の関係書類につきましては、指令書においてその保存期間が5

年間と定められているところ、当市文書事務取扱規程では、乳幼児等に係る関係書類の保存期間を3年間としていたことが判明しましたので、次のとおりその経緯等について報告いたします。

本年3月中旬、関係書類の整理を進める中で、乳幼児等の関係書類の保存期間が指令書と異なる3年間としていることがわかりました。このため、当市文書規程の保存期間の訂正を行いました。当市文書規程は平成15年5月30日に全部改正され、直近改正は21年3月31日ですが、乳幼児等の関係書類だけが3年間とされた理由は、調査によっても不明でした。保存期間を経過した書類については、毎年6月に溶解処分しておりますが、担当職員は市の規程による保存期間3年間と指令書による保存期間5年間の違いを認識することなく、乳幼児等の関係書類について平成15年度分を19年6月に、16年度分を20年6月に、それぞれ廃棄したものです。当市担当職員の認識不足により、指令書の規定に違反して関係書類を廃棄してしまいましたことを深くおわび申し上げます。

(「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再度の議事進行ですけれども、淡々と説明があったけれども、当時の担当者の認識の違いで乳幼児だけ3年で、あとは5年としていたのですね。だから、返還は平成15年度から18年度の4年が重度心身障害者とひとり親家庭等はできたと。そうなれば、疑問があるのですけれども、同じ福祉医療で三つの事業があるのに、その一つだけが3年として文書規程で定められていて、あとの二つは5年であった。同じ係でしょう。当然疑問を持つはずなのです。どうしてそういうふうになったのかというのがわかりません。そうすると、そういうことをあなた方はわかっていたわけです。各会派代表者会議で議長から理事者に、厚生常任委員会に報告しなさいということで、私が委員長でしたから招集した2月19日の臨時の厚生常任委員会は、この未請求問題に限っての議論だということで始まったのですから、どうしてそのときにこういう文書の廃棄によって15年度、16年度の乳幼児医療の未請求額が不明であるという問題を報告しなかったのですか。これは、私のこれからの再質問の前提になるものですから、このことについてはまず説明していただきたいと思うのです。だから、2年度分の関係書類の廃棄について、誤りであったとしても、そのことをなぜ報告しなかったのか。

それから、なぜそういうふうに、3年と5年に分けられたのかは不明だというけれども、そんなことで済まされるのですか。だから、そういうことがあなた方はわかったのであれば、小樽市の損害額が6,700万円で、3,400万円を道に返還するという、この金額も15年度、16年度の乳幼児の未請求分に係る道の返還金がオンされれば当然違ってくるはずなのです。だから、そういう注意書きも含めて、ただし書きも触れて説明があってしかるべきではなかったかと思うのですが、どうして本会議で聞かれるまで黙っていたのですか。説明してください。

議長(見楚谷登志) 北野議員に申し上げます。ただいまは議事進行ではなくて質問に入りますので、再質問のほうでもってお願いをいたしたいと思います。

22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) これは再質問の扱いになるのですね。

議長(見楚谷登志) はい。

22番(北野義紀議員) そうしたら、今指摘したことが再質問の1点目です。

福祉医療の未請求について今1点目で話しましたが、このことについて北海道に報告して、北海道の指導も受けたという話ですね。それで、平成15年度、16年度の乳幼児医療分は、これまでの流れで言えば、北海道は小樽市から返還する分は、まあ大目に見てやるということになって3,414万円ということになったのですね。この点を説明してください。

それから、同じく福祉医療でありますけれども、北海道の指導と検査ですが、乳幼児医療について、このときに発見できないのが当然であるかのように市長は説明されたのですけれども、合点がいきません。このことについては、今、部長から議事進行にかかわって説明があったように、平成19年と20年の6月にそれぞれ15年度、16年度の分を廃棄したということですね。だから、平成17年1月には、16年度、15年度の書類はあったことになるのです。17年1月15日に道は検査をやっているのだから。そのときに、抽出の仕方にも問題があると思うのですが、未請求を発見できなかったのかと。先ほどの市長の答弁では、乳幼児医療の17年度の未請求の件数は86件、18年度は41件と結構な数なのです。これと同じ件数が仮に15年度、16年度行われていたら発見できたのではないですか。北海道の検査は、まことにいいかげんだと。そして、おおむね適正に執行されていると、わざわざ文書で市長あてに小樽市の事務は何でもないとやっているのです、15年度、16年度は。これが17年1月25日付けの文書で来ているのです。その後、小樽市の担当者がかかわって未請求があるのではないかとということで、自主的に過去にさかのぼって調べていったと。そうしたら未請求が出てきたと。北海道に報告したら、おおむね適正に事務は執行されているとみずからお墨つきを与えた16年度、15年度も返せというふうになったのですね。これは重度心身障害者とひとり親家庭等ですよ。こんな虫のいい話があるのかと。みずからの非は棚に上げておいて、そして金額が確定するとき、15年度、16年度の分も返せと。こういうことについて北海道に対して、おかしいということは言わなかったのですか。先ほどの答弁ではちょっとはっきり聞き取れなかったので、この点を一つ伺いたい。

次に、財政問題です。

私が、財政問題に取り組んだ市長に同情したせいかどうかはわかりませんが、財政問題の答弁は大変親切で具体的でわかりやすかったです。今後、批判した場合でも、丁寧な答弁をお願いしたいということをも最初に指摘しておきます。

それで、再質問の中身ですが、国民健康保険事業特別会計に基づいて、財政健全化法により小樽市の財政は再建されるのかということをも指摘したいのですが、先ほど市長も答弁で、小樽市は加入者の高齢化、低所得者の割合が高くというふうにおっしゃっていました。それで伺いますが、小樽市は北海道の主要10市と比べて高齢化率が高い、低所得者層が多いというふうには私は思うのですが、道内10市の被保険者数、うち60歳以上の占める割合、1世帯当たりの所得額、そして小樽市はこれらの指標で何番目になっているのか、これが一つです。

それから、赤字の原因については、金額では市長から詳しく説明がありました。国保の赤字が平成13年度に約34億円というお答えがありました。それで、私は、これまでも議会で我が党が指摘してきましたけれども、国保の赤字の最大の理由というのは、昭和59年の退職者医療制度の創設時に、国民健康保険からこれらの人が抜けるからお金がかからないだろうというので国庫負担金を削ったと。その限りでは筋が通ると思うのだけれども、削りすぎたのではないですか。だから、必要以上に削ったものだから、小樽市ばかりでなく、全国の地方自治体の国保の会計が軒並み赤字になったのです。瞬く間に小樽市は34億円の累積赤字が生まれたと。だから、当然ペナルティなどもあるのでしょうかけれども、この赤字が生まれた原因について市長はどう考えるのか。これが一つです。

次に、どのように赤字を解消、削減したかということに対して先ほど市長から説明がありました。しかし、議会でも指摘しましたけれども、国保の保険給付費を過大に見積もって黒字を出し、その黒字を赤字解消に充ててきたというのが基本的な赤字解消のやり方ではないですか、金額からいって。これを説明していただきたい。

こういう市長の説明であれば、これから国保の財政が今の制度をそのままにしておけば国保財政が困

難になる。そうしたら保険料を上げる。値上げすれば収納率が低下する。ペナルティがかかる。国保財政悪化という悪循環に陥っていく。だから、この下で赤字解消となれば、結局加入者の犠牲によることになるのではないかと。だから、財政健全化法では、国の非を一切認めない、考慮しないで赤字さえ消せというやり方で財政健全化比率、各比率を算定するのはおかしいというのは、小樽市の実態に照らして明らかではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、病院問題について伺います。

病院事業会計の現状と改革プランの収支計画について先ほども伺いましたけれども、結局、収支計画の最後の平成25年度までに収支計画と同じように帳じりを合わせて、地方財政法でいう資金不足がなくなっていれば起債は認められる。なくなっていなかったら起債は認められないということになるのですね。それで、21年度、22年度の2年間、今回提案されている補正予算と新年度予算で改革プランの収支計画より医業収益が大幅に下回っていますから心配なので聞いているわけです。25年度まで、あるいは早ければ24年度から工事が始まるわけですから、その起債申請のときに、どういう条件が整ったら起債は認められるのかということをお答えいただきたい。

そこで、まず次の点は市長に伺いますが、全国市長会などで自治体病院を抱えている自治体で構成する協議会があると思うのですが、ここで交付税の増額とか診療報酬のプラス改定とか、あるいは医師の増員、それから患者窓口負担の軽減あるいは無料化、こういうことをやらなければ患者の負担が大きくて、病院へ来なくなったら収支に直接影響が出るし、この金額は非常に大きいわけです。だから、そういうことをちゃんと全国市長会なり関係のところでは山田市長は意見を出して、一致した要求を国にしているのかということをお答えください。

三つ目、病院事業管理者に伺いますが、自治体病院協議会とか、先ほど病院管理者から説明があった病院事業管理者の会議、こういうところで交付税とか診療報酬のプラス改定、医師確保、患者窓口負担軽減等については一致して国に要求しているのかどうか。

病院事業管理者に、あわせて伺いますが、医師や医療従事者はもちろん、市長部局から病院に行っている職員も含めて、その病院再建のための意識改革は、どのように管理者として行おうとしているのかお答えください。

時間がありませんので、定住自立圏は予算特別委員会に譲ります。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 私が答えたもの以外は担当のほうから答えさせます。

初めに、福祉医療の関係で、この北海道の検査の問題で道に物を言ったのかというお話ですが、私は行きました。おかしいのではないかと。直接副知事に会って、おおむね適正という書類をよこしておいて何事だという話はしました。しかし、結論的には、全道の12の市町が皆さん、道の言われるとおり返還に応じたということで説明がありましたので、それ以上私のほうから突っ張って道とけんかしても始まらないので、先ほど答弁したように、道は道の立場があるようですから、それはある程度了承せざるを得ないということでございます。

それから、国保の問題ですが、いろいろ原因があると思いますけれども、やはり何といたっていつも言われているのは医療費が高いということで、毎年のように医療費適正化計画を出しなさいという指導を受けております。したがって、医療費が高いので、ではその医療費に見合った保険料を設定できるかという話になりますと、なかなかそうはいかないということが現状にありますから、そういう意

味では医療費と保険料のかい離に、あとは市の一般財源をどう持ち出しをして医療費の赤字を補うかということになるわけですが、そうはいきませんので、赤字を積んできたということだと思います。

それから、病院事業会計の関係で全国市長会で話したかというお話でございますけれども、病院問題については病院開設者の協議会というのがあって、その中でいろいろ議論されておりますし、たしか以前には全国市議会議長会の中にも自治体病院問題の協議会があって、そこでいろいろお話をされたように聞いています。したがって、その中でぜひいろいろな問題について提言していただきたいと思っております。ただ、全国市長会というよりも北海道市長会としては、医師確保の問題でいろいろ関係首長が集まって、これは市ばかりではなくて町村を含めて集まって医師確保をどうするかという点で道に申入れはしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

医療保険部長(中村 浩) まず、福祉医療助成について、2月19日の厚生常任委員会での報告の中で、ただいまの保存文書の関係の報告をしなかったことについてでございますけれども、2月19日の厚生常任委員会につきましては、この事案の概要報告、それだけでも資料で7枚ほどを提出させていただきました、説明をさせていただきました。その基本的な情報をまず報告することが第一と思っております、故意に今の保存期間がないという、これはいずれわかることですので、そのときにそれをあえて意図的に隠したということではございませんので、お許しいただきたいと思っております。

それから、北海道の指導につきましては、今、市長のほうからもありましたけれども、いわゆる監査ではなくて抽出による事務検査であるので、それぞれの総額について、あるいは保険者が国民健康保険が社会保険かというようなことについての調査はなされていないということでございます。

それから、国保の関係でございましたけれども、道内の主要都市の国保の1世帯当たりの所得額でございますけれども、10万都市の中で、小樽市は87万562円でございます、10番目でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) まず、国への要望でございますけれども、私が昨年の夏に参加しました全国病院事業管理者・事務責任者会議は、これは全部適用の自治体病院の課題を話し合い、情報交換をする目的の会議でありまして、国への要望は特に行っておりません。しかし、この会員の多くが所属している全国自治体病院協議会などの三つの病院関係団体が、全国市長会などと共同で自治体病院全国大会において、自治体病院の抱える問題解決のため、国に幅広い要望を行っております。

次に、職員の意識改革についてであります。私は着任以来、職員の意識改革が最も大切であるとの認識から取り組んでおります。具体的な例を申しますと、機会あるごとに院内LAN等で病院職員に私の考え方などの情報を発信し、情報の共有を図ることにしております。

また、私が直接、両病院の全医師を含む医療技術者と個別に面談するなどし、その中で職員に経営改善の必要性を訴え、また逆に意見を聞いてそれを経営方針に生かしていくという手法をとることで、経営という意識が職員に浸透していくことを今は感じております。これまで別々の組織として運営されてきた二つの病院が、管理者の設置によって一つの組織として再編成されました。近い将来、統合される新しい市立病院では、両病院の職員が一つとなるわけでありまして、そのことを強く自覚してこれから行動することの必要性を強く訴え、そのための仕組みづくりなどもしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局経営管理部長。

経営管理部長（吉川勝久） 北野議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、新病院の起債が、どういう条件であれば認められるのかということですが、今、議員がおっしゃったように、やはり平成25年度には、いわゆる地方財政法上の資金不足額は解消しなければならぬということが条件になると思います。改革プランで示しておりますのは、25年度には1億4,500万円ほどの黒字というプランをつくっておりますけれども、少なくともこれをプラスにしなければならぬということになりますと、今回計上しております21年度の補正予算から22年度の当初予算、これを合わせますと、やはり21年度でも資金的には5億円以上のマイナスになりますし、22年度は大分圧縮しますけれども、やはり2億5,000万円強が資金的には悪くなるという中では、答弁いたしましたように、まずは実際の決算を見てみるということで、この数か月、実は小樽病院の入院患者の微増が続いていますので、その辺の動向も見なければならぬということと、先ほど来、議論もありますけれども、診療報酬の改定の影響が、数千万円の効果と言いましたけれども、薬価の分がありますのであまり楽観視はできませんけれども、それがどのぐらい見られるのかということと、形成外科とか、それから病理の、いわゆる常勤の医師が来たことによって、ほかの診療科にもどういう影響があって収益にはね返るかということも見なければならぬと考えています。そういう中では、やはり21年度、22年度は予算で示しておりますので、それが23年度、24年度、25年度、どういうふうに移すのかということもきちんとして見極めたいと思っていますので、当然新病院のスタートということも一つの大きな要素となりますけれども、そのことによって診療体制を充実させていって、23年度、24年度、25年度の収支をやはりプランに近づけるといって、25年度までに解消するためにどのぐらいの方策をとらなければならぬかということも今後、具体的に詰めていきたいというふう考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 財政部長。

財政部長（貞原正夫） 再質問に答弁いたします。

先ほど財政健全化法と赤字の関係で、ひたすら赤字解消を求めるといっては、いかがかという御趣旨だと思いますけれども、

（「それは市長に聞いたのだよ。政治的な見解でしょう。部長が答えるのかい」と呼ぶ者あり）

確かにこの国保とか病院の抱える事情というのは特殊なものがありますので、それらを含めて一括そのラインを引くというのは、やはりなかなか厳しいものがあるというのは、そのとおりかと思えます。先ほどの市長の答弁にもありましたように、そういう問題を抱えるものについては、やはり個別に事情は訴えていかなければならぬと思っておりますけれども、財政健全化法の趣旨は、従前のいわゆる一発、レッドカードからイエローカードのラインを設けて早め早めにそういう対応をしていこうということにも趣旨があると思っておりますので、私どもとしては状況に応じて必要な対応はしていきたいというふうには思っております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） いえ、まだ答弁が漏れています。国保の関係で10万人以上都市の60歳以上の割合が何番目かということ。それとあと、国が削りすぎているのではないかという部分です。それと、赤字解消のための過大見積りではないかという部分。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

医療保険部長（中村 浩） 10万都市の何番目かというのは先ほどお答えいたしましたけれども、年

年齢構成でいきますと60歳以上が56.9パーセント、70歳以上が21.6パーセント、被保険者数で申しますと3万4,453人。繰り返しになりますけれども、1世帯当たりの所得額で87万562円と、10万以上の都市の中で最下位であるということでございます。

それから、今の国保料について過大見積りではないのかというお話ですけれども、過去のお話で平成13年度まで赤字が続いていたときに、実際の医療費がかかっている分の保険料が担保できていたのかというと、必ずしもそうではない部分があったので、

(「断言できるのかい、そうやって」と呼ぶ者あり)

その後、平成14年度以降については、私どもはブラックボックスと言っておりますけれども、いわゆる国からの財政調整交付金ですとか、国のほうで見ていただける額が多くなって単年度黒字になってきたという認識でございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) まず、北海道の検査、指導にかかわってですが、市長は意見を出したと。しかし、先ほど答弁にあったように、北海道の医療給付事業の補助金返還規程があって返さなければならないと。そうすると、その北海道の医療給付事業補助金返還規程に抵触するというのは私もわかりますよ。同時に、道が行った検査では発見できないのだというふうに開き直っているのです。自分の非を非でない、発見できないのは当たり前だと言わんばかりです。厚生常任委員会に配られた資料の、15年度、16年度受給者数、受給件数というのが示されています。受給件数はトータルで23万2,000件くらいあると。この中から何件抽出したかはわかりませんが、15年度、16年度、これも乳幼児ばかりではないですよ。この15年度、16年度は、重度心身障害児医療、ひとり親世帯医療、乳幼児と三つ書類があったのですから、この三つを調べて1件も未請求を発見できないというのは、またこれ、うなずけないですね。本当にいいかげんな検査を道がやっているのです。そのことは棚に上げて、医療給付事業補助金返還規程でこうなっているから金を返せと。こんな話があるのかということですよ。だから、16年度、15年度の乳幼児の分は書類がないからわからないと。始末書だけで金を返さないように目こぼししてもらったから、だから部長は厚生常任委員会のときに報告しなかったのではないのですか。目こぼしされて弱みがあるから、いずれわかるだろうなんて、とんでもない話です。わかるように説明してください。こういうことをやるから、市長は議会に隠すつもりはないと、報告できる事があつたら、今後も進んで報告するというふうにおっしゃっているけれども、何も市長答弁の後で、事実上それを覆すことを部長がしゃべっているのだから。だから、議会から指摘されなかったらだんまりを決め込んでいたのではないですか。この乳幼児の15年度、16年度の書類紛失は、紛失というよりも廃棄したのですから。こういう都合が悪いことは隠し続けるという姿勢が今回の問題を生む原因にもなっているわけです。これはきちんと説明をしていただきたい。全然納得できません。

次に、病院の収支についてでありますけれども、今、答弁を聞きますと、地方財政法上でいう資金不足が25年度までに解消されれば起債は認められるので、それに何とか合わせるようにしていきたいと。しかし、21年度、22年度の落ち込みの額、これはもう巨額で、合わせて7億円か8億円くらいいでしょう。一生懸命頑張ったって、その分を23年度以降の3か年で解消するというのは、私は不可能ではないかと思うのです。そうすると、どうしても病院を建てたいとなれば、市長との話合いで、一般会計から、今、決めている以上に繰出しをしないと、起債を認められる条件を満たすことにならないのではないかと思うのです。今はそういう一般会計の財政状況ではないと。1億円近い交付税があつたって、超えてやっているのだからやらないといって予算計上しないぐらいなのですから、これは市長と病院局経

営管理部長に、この問題をどうするのかお答えいただきたい。

それから、国保の問題は、説明がありましたけれども、部長は13年度のときは医療保険部長ではなかったのですよ、機構もないし。それなのに自分が部長をやっていたかのように断言、断定的な答弁をするというのは、証拠があるのでしょうか。証拠があるから、そうやって本会議場で断言できるのですから、これは後でその証拠を見せてください。あるいは、今、説明できるのであれば説明してください。

この3点について伺います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 病院の収支の問題ですけれども、確かに厳しい状況には変わりありません。それで、先ほどもちょっと答弁がございましたけれども、並木局長も、今、懸命に各医療担当者、医師、その他関係職員と議論しながらどうしていくかということでやっています、私も毎日のように病院の病床の利用率を調べていますけれども、この年明けから非常に上がってきているのです。両病院合わせまして80パーセントを超えるようになりました。ですから、いい方向に進んでいるという感じを受けますので、もう少し平成22年度の状況を見ながら、何とか病院をつくるためにはそういった財政問題をクリアしていかなければならないわけですから、これはそのためには、まずは一般会計を頑張るという基本姿勢の中でやっていきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

経営管理部長（吉川勝久） 今、市長から答弁があったように、患者数が結構変動しているものから、先ほどの補正予算の数値から当初予算の数値がそのままマイナス要因になるのかというところは、見極めていかなければならないと思います。今、議員がおっしゃったように、例えば21年度、22年度、恐らくプラスになるということは当然難しいわけですから、ではそれを23年度、24年度、25年度で埋められるのかというのは、これは病院事業会計だけでその分を取り戻せるかというのは正直現状の中では厳しいかということを考えておりますので、一つには、先ほど申し上げましたけれども、どういう方策をとるかというのは、支出のほうでどのぐらいのことがその中でできるのかということを含めて考えていきたいし、最終的に25年度までの収支計画をつくる中では、当然必要であれば、また財政のほうとも相談しながら計画はつくっていかねばならないと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

医療保険部長（中村 浩） まず、ただいまの医療給付事業の検査のことでございますけれども、平成20年度以降の検査については、市町村での未請求があったことが判明したので、そのことについての調査をしているわけですが、それ以前については、いわゆる未請求をすれば、福祉医療助成事業を実施している市町村、そして北海道がそれぞれ損失をこうむるわけですから、検査そのものがそういう前提に立っていないということです。善良な管理者の下で実施するようにという補助金の規定どおりやられているものという前提だったかと思います。そのことが検査の主務であったので、総額がどうか、あるいは請求されていないものがないかという観点ではなかったというふうに伺っております。

それから、2月19日の厚生常任委員会に私のほうから今の15年度、16年度の乳幼児医療の部分について説明しなかったことにつきましては、他意はございませんので、よろしく願いいたします。

（「北海道の幹部職員としての答弁でないか。小樽市の部長だよ」と呼

ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 秋 元 智 憲

議 員 山 口 保

平成22年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成22年3月2日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々木	勝	利	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登志
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 磨	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	中 村 浩
福 祉 部 長	長 川 修 三	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳	建 設 部 長	竹 田 文 隆
病 院 局 長	吉 川 勝 久	消 防 長	会 田 泰 規
経 営 管 理 部 長	大 野 博 幸	監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二
教 育 部 長	中 塚 茂	総 務 局 長	貞 村 英 之
会 計 管 理 者	中 塚 茂	総 務 部 長	貞 村 英 之
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	企 画 政 策 室 長	貞 村 英 之
		財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第48号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 平成22年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題であります。

平成22年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたことと思います。内容については、前年度と同様に厳しい財政状況であると考えます。今年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の見解を伺います。

歳入についてであります。大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成22年度について地方交付税が対前年度比で約8.8億円の増額であり、臨時財政対策債は同じく対前年度比約8.7億円で、合計約17.5億円の増となりましたが、市税では対前年度比で約9.4億円の減額となっており、前年度の2倍の減少で、平成9年度をピークに減少傾向がとまらない状況であります。この市税の減少の内容と要因についてお示しください。

滞納改善策や市税の増収対策について、また今後の市税収入の動向が懸念されますが、滞納改善策や市税の増収対策についてどのように検討され、実施していくのか、具体的にお願いします。

財源対策では、前年度同様に、財源不足額の約57パーセントを他会計からの借入で補っているところでもあります。ただ、この財源対策の方法は通常の場合とは違い、正常な構図とは言えず、数年間にわたりとる対策としては、厳しいものがあると考えます。また、職員手当等の削減についても、今後、期間や内容など検討が必要と思われる。財政健全化計画が前倒しで進んでいることも踏まえ、財源対策の今後の考え方も含めて、見解を伺います。

歳出についてであります。経費別の項目を確認しますと、公債費は対前年度比で約9.5億円の減となっており、この歳出の中では唯一プラス要素と思われます。しかし、扶助費については対前年度比約15.2億円の増となっており、主なものである子ども手当を除いても、毎年増加傾向にあります。この点についても、財政健全化計画の数値より多くなっており、前提条件である増加額よりも、今後、上回っていくのではないかと懸念しているところでもあります。この点について今後どのように考えているのか、見解を伺います。

また、公債費と起債の関係、バランスについてどのような判断基準や今後の財政の検討課題として考えられているのか、見解を伺います。

現在、計画されている財政健全化計画の数値に対して、今後、歳入の厳しい状況や歳出の変動について考えられるところではありますが、現在の財政健全化計画の見直しについてどのように検討されているのか、お答えください。

次に、過疎債についてであります。

これについては、今国会で過疎地域自立促進特別措置法を延長する改正により、延長期間を6年とす

ることと、指定要件の拡充によって58団体が追加され、本市も指定されたところであり、過疎債の発行が認められるようであります。この指定による財政的メリットは、どのようなものがあるのか、また、過疎債の対象の主なものについてお示しください。

さらに、今後考えられる財政的効果と過疎債に係る手続や上限枠、必要な措置などについてお答えください。

次に、定住自立圏の形成についてであります。

定住自立圏構想の実現に向け、全国的な流れの中で、取組が進んでいる状況のようであります。本市は、昨年、中心市宣言を行い、北後志5町村との協定の締結に向けて準備を進めているところであります。まず、中心市の役割と周辺5町村に対し、どのように相互理解の取組を行われてきたのか、その経緯と財政的メリットについてお示しください。

また、この協定の締結は、いつごろ、どのようにして行う予定なのか、お答えください。

次に、協定書について何点が伺います。

第3条、連携する取組及び役割分担についてであります。これは三つの政策分野について別表第1から別表第3まで定められております。この中で、取組事項の医療関係では2点、医療機関の機能分化及びネットワーク化と地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化があります。ただ、これらの概略の記述がありますが、具体的な内容がありません。詳細については、今後、担当者レベルで協議されると思いますが、この項の想定されている内容についてお示しください。

次に、第4条第2項についてですが、ここではこれらの「定める取組を実施するための人員の確保、費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度協議して定める」とあります。今後、これらの取組についてどのように想定されているのか、また、各別表の取組事項の優先順位やスケジュール、予算や費用負担の考え方についてお示しください。

さらに、この取組についての本市の組織体制はどのように検討されているのか、お答えください。

次に、経済問題についてであります。

昨年からの世界的不況に伴って、日本経済への影響は大きく、輸出の大幅な減少や生産の縮減、さらに雇用の悪化や個人消費の冷え込みという負の連鎖に陥り、实体经济にきしみが出ている状況であります。昨年度はこれに対応すべく、前政権では約75兆円の総合経済対策が盛り込まれ、景気対策が明確に打ち出されておりましたが、現政権の経済対策は後手に回り、懸念される声が多くあるところであります。ただ、平成22年度の予算成立は待たなしの状況であり、今国会の早期成立を望むものであります。

さて、雇用対策であります。昨年度から雇用対策の一環で進められ、継続されている事業についてであります。緊急雇用創出推進事業及びふるさと雇用再生特別対策推進事業について、平成22年度の主な内容と新規雇用者数、事業費、雇用に対する効果、また、課題や問題点についてお示しください。

次に、平成22年度予算の中で、景気対策として特徴的な事業及び予算額についてお示しください。

また、建設事業費の予算額について昨年度との比較でどのようになっているのか、主な内容と予算額について会計別にお示しください。

各種事業を発注する上でぜひ検討していただきたい点として、できるだけ多くの地元業者が受注できるような効果のある発注方法を要望いたしますが、見解を伺います。

また、経済対策の財源である小樽市地域経済活性化等推進資金基金の残高は約3,200万円となり、今後の雇用対策は厳しい状況になると思われませんが、今後の考え方について見解を伺います。

次に、若年者雇用対策についてであります。

近年、小樽市における社会動態の実態を見ますと、若年者も含め、札幌市への転出が多い傾向にあり、

この対策が課題でありました。この点についてどのように研究や対策を検討されてきたのか、現状と問題点についてお示してください。

さて、昨今の経済状況が厳しい中、新規学卒者の就職活動は氷河期の再来と言われ、大変厳しい状況が報道されておりますが、本市の状況はどのようになっているのか、昨年度との比較でお示してください。

また、以前、市が発表した新規高等学校卒業生雇用奨励金については、事業者からの問い合わせ状況やこの奨励金の効果はどのようなものがあるのか、件数、人数、主な職種についてお示してください。

また、予算が不足となった場合、補正予算はどのように考えているのか、お答えください。

次に、フェリー対策についてであります。

経済不況や高速道路の大幅な割引など、全国的にフェリー航路の影響が問題になっているところであります。今回の予算案に、フェリー航路利用促進事業費補助金として1,500万円が計上されております。対象は小樽発の新潟着便、期間6か月間、割引額が1台当たり2万円となっておりますが、それぞれの理由と積算方法についてお示してください。

国内フェリー航路は舞鶴便、新潟便の2航路であります。運航内容と利用状況についてと、これらのフェリーは小樽港にとってどのような位置を占めているのか、その内容と小樽経済への影響についてお示してください。

また、昨年度実施したフェリー航路利用促進実証運航費補助金の内容と、その効果についてお答えください。

このフェリー対策については、平成21年度、22年度と予算計上されているところでありますが、23年度以降について、現在の要因の改善は全く不透明であります。このフェリー対策についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、高額療養費の未請求問題についてであります。

福祉医療助成制度には、重度心身障害者医療助成制度、ひとり親家庭等医療助成制度、乳幼児等医療助成制度があり、これら的高額療養費については、自己負担限度額を超えた分を市がいったん立替払をし、後日、本人から委任状を徴し、本人にかわって各保険者に請求して受け取るようになっております。

今回、この保険者へ的高額療養費の請求業務において、平成14年度から18年度までの5年間、不適切な事務取扱があったことが判明いたしました。このうち、関係書類が保存されている15年度から18年度までの未請求額は6,751万494円という膨大な金額となり、かつ、この全額について時効が成立しており、すべて市の損失となったところであります。

2月のこの事件の報道後、多くの市民から厳しい抗議の声がありました。また、現在、小樽市では、財政健全化を最重要課題として取り組んできたところであり、大変大きな問題であると認識しており、この事件による信頼低下と失望感を与えた責任は、まことに大きなものがあると思うのであります。

まず、今回のこの事件に対し、どのように受け止めておられるのか、信頼低下を招いた要因も含め、市長の見解を伺います。

また、1年前に事実が判明したにもかかわらず、議会に対し全く報告がなかったことは、議会軽視であり、隠ぺいを図ったと受け取られても仕方がない内容であります。この点について、今後、議会に対する姿勢について、市長はどのように考えられているのか、見解を伺います。

さて、今回の原因にかかわって、何点が質問いたします。

この事件と同様のものが平成20年に登別市をはじめ、他の市町村で判明したとき、小樽市の調査は実施されたのか、また、今回の主たる原因として、どのように考えられているのか、見解を伺います。

当時の担当者についてですが、この件の業務への認識、台帳の管理体制、人員の配置、グループ制の

機能、引継ぎなど、それぞれについてお示してください。

また、組織体制として担当の係長、課長のチェック体制、機能、収支に関する請求、戻り入りのチェック体制はどのようになっていたのか、お答えください。

次に、福祉医療費助成制度の3事業の高額療養費の件数であります、平成15年度から18年度の請求件数と未請求件数及びその率についてお知らせください。

また、16年度と18年度の制度改正で、この事件に及ぼした影響はどのようなことが考えられるのか、関連性も含め伺います。

次に、再発防止についてであります。

原因についてさまざまな調査や検討が必要と考えますが、今後の再発防止についてどのように考えられているのか、また、今回の問題について、一部局だけの問題ではなく、市全体の行政組織全般にわたる見直しも急務と考えます。市職員の意識改革やスキルアップ、チェック体制や組織内でのコミュニケーションのあり方、組織の職責別、役職別の研修などの検討や計画、実施などについて早急に対策が必要と考えますが、今後の予定や考え方をお示してください。

次に、責任の所在に関してであります。

現在、副市長を中心とした調査委員会を設置し、具体的に検証作業を行っているとの報告を受けております。今後、調査及び協議などの時間経過は必要と考えますが、組織としての責任についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

また、損失額の取扱いについてですが、この事件の内容から税金による補てんは考えられないところであります。この点についてどのように考えられているのか、内容と今後のスケジュール、決定時期についてお示してください。

次に、市立病院問題についてであります。

まず、市立小樽病院、医療センターの役割であります。

現在でも、市立病院の不要論や担っている役割があまり理解されていない市民が少なくないと思われます。これまでも小樽の広報誌やホームページなどの情報発信がありましたが、まだ周知不足の感が否めません。さらなる工夫を考えながら、わかりやすい内容で繰り返しの広報が必要と考えますが、見解を伺います。

以前の議会でも質問いたしました、再度伺います。

市立小樽病院、医療センターが担っている役割とその状況であります。

小樽市の医療機関の中で、位置づけや役割はどのようになっているのか、病床数ではどのようになっているのか、病院全体数と市立病院及び公的病院の病床数、その割合についてお示してください。

また、市立小樽病院、医療センターだけが担っている入院診療科とそれぞれの医師数、特徴的な医療内容についてお答えください。

先ほど述べた市立病院の不要論についてであります、もし仮に市立病院が廃院になった場合、現在、通院、入院している患者も含め、小樽市の医療環境にとってどのような影響が考えられるのか、見解を伺います。

次に、市立病院の収支状況についてであります。

昨年4月より市立病院の経営方式は、地方公営企業法の全部適用となり、病院事業管理者を中心とした病院経営が行われてきました。ただ、医師確保の課題などにより、平成21年度の収支状況は厳しい状況にあります。改革プランの収支計画と比較して、病院の収支状況はどのようになっているのか、マイナスの要因と特徴的な内容も含め、具体的にお示してください。

これに伴い、平成22年度予算は、どのような考え方で編成されてきたのか、また、医師確保と収支の見通しについて、改革プランの収支計画と比較してお答えください。

さらに、現病院の運営について、課題と問題点について病院事業管理者の見解を伺います。

次に、新市立病院の建設問題についてであります。

建設地については、市長より市の方針が出されました。現在、量徳小学校及び地域住民に対して協議が進んでいるところであります。この件については、以前の経緯もあり、丁寧な説明とできるだけ十分な配慮が必要と考えます。

さて、新病院の新築統合についてであります。今後、基本設計の再開に向けて、どのような考え方で進むのか、今後のスケジュールも含め、お示しください。

次に、新病院の目指す医療方針についてであります。

以前、議会にも提出されている新病院の基本構想については、見直しも含め、追加の形でつくられてきたため、わかりづらい内容に思えます。新病院のイメージとして、市民からも問い合わせがあるところではありますが、新病院の目指す医療方針についてお示しください。

また、市民理解を得るためにも、新病院の目指す医療のイメージが一目でなるほどとわかるような概要版が必要と考えますが、この点について早期に作成すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、旧国鉄手宮線の活用についてであります。

旧国鉄手宮線については、小樽雪あかりの路、小樽がらす市などの各種イベントにより、認識度が高まっております。また、一部遊歩道整備などによって、観光客にも人気のスポットとなっております。旧国鉄手宮線については、小樽の中で全体的に未整備部分が残された歴史的遺産であると思います。市として、この歴史的財産の認識と保全の考え方について見解を伺います。

次に、今回の予算案にあります旧国鉄手宮線整備事業費についてであります。

小樽文学館・美術館再整備事業に伴い、前面の駐車場を旧国鉄手宮線と一体的な多目的広場として整備されると伺っております。その整備とともに、旧色内駅ステーションの整備などが予定されているようであります。これらの一連の整備事業について、どのようなイメージで整備されるのか、具体的にお示しください。

また、線路の山側にある古い建物は、以前から景観上問題とされておりましたが、この点についてどのように検討されているのか、見解を伺います。

次に、未整備地域についてであります。

旧国鉄手宮線の全体的な活用計画は、平成20年から協議され、全体像が策定されたと伺っております。

さて、全体的な整備は、財政的問題もあるため、時間的制約があるのは当然だと思います。ただ、全体感に立った上での要所の点をつくっていくという考え方が必要であると思います。例えば、歴史的建造物を利用した旧国鉄手宮線の検討であります。以前、旧日本郵船小樽支店を訪問したときに、すぐ裏側にある鉄道が見えて、ここを一体的に活用ができればと思っておりました。旧日本郵船の前面は運河公園でもあり、一体的な活用により、さらに広がりがあると思います。このような点から線への考え方も重要であると思いますが、活用にあたっての基本的方針と主な内容についてお示しください。

次に、事業系一般廃棄物についてであります。

事業系一般廃棄物は、平成12年度より有料化が実施され、10年が経過しました。当初、小規模事業所の中には、家庭系のごみと混合して排出していた事業所も多かったと言われておりますが、この10年間のごみ量の推移についてお示しください。

また、事業系のごみ問題については、市の周知徹底の指導不足があると思われませんが、この間どのよ

うに実施をされてきたのか、また、今後の対策についてもどのように考えられているのか、お答えください。

さらに、事業所数に対して、一般廃棄物収集運搬許可業者が不足していることも要因の一つと見られますが、今後の新規業者の参入についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、限定の考え方についてであります。

現在、一般廃棄物収集運搬業許可業者は17者であります。このうち6社については限定がなく、その他の11者については業務が限定されております。この許可のうち、限定の許可内容についてはどのようになっているのか、他都市との比較でお答えください。

次に、限定のない6社のうち、廃業やその他の理由により減数になった場合、その補充はどのように考えておられるのか、基準や根拠、考え方についてお示しください。

さて、一般廃棄物の許可問題は判例にもあるように、地方自治体の裁量権は認められておりますが、その運用について他都市でも議論されているところでもあります。今後の検討課題であると思いますが、見解を伺います。

次に、不法投棄問題についてであります。

不法投棄されたごみは、山中や海岸にもあり、PTAや町会など毎年のようにボランティアの手によってごみの回収が進められているにもかかわらず、減少しない傾向にあります。特に、目立たない山中などに捨てられている不法投棄のごみは、発見されにくいため、この状況は変わらないように思いますが、不法投棄の要因について見解を伺います。

この不法投棄処理について、件数、処理量、処理されたごみの内容、処理費用について最近の状況をお示しください。

また、今回の予算案に不法投棄対策費が計上されておりますが、その内容と直近の不法投棄対策費と内容及び効果、そして課題や問題点についてお答えください。

さて、不法投棄についてですが、この問題は大きな問題であり、不法投棄されない環境づくりが重要とされております。市民からの情報提供は情報収集の重要な要素であり、防止策に対しても有効であると考えます。これらについては、どのように考えられているのか、見解を伺います。

他都市では、この不法投棄された場所を地図上に落として、ごみマップの作成をし、市民からの情報提供や防止策として利用されているようではありますが、検討されてはいかがでしょうか、見解を伺います。

次に、除排雪問題についてであります。

本市は道内でも比較的多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いため、冬道状況は厳しい環境にあります。このため、市民が安心して快適な生活を送るためには、除排雪の対策が重要となっております。今年度につきましては、降雪状況の関係もあり、早期の排雪が実施されておまして、大きなトラブルはないようであります。この排雪については、今回のように先手の対策が有効と考えますが、見解を伺います。

現在、除排雪対策については、6ステーション方式であります。さて、管理体制であります。除排雪の指揮管理や施行マニュアル、業者の責任施行体制はどのようになっているのか、市のかかわりについては、どのような状況なのか、お示しください。

また、除排雪の苦情などの受付及び処理についてはどのような体制で運営されているのか、また、昨年度の苦情の中で、多く寄せられたものはどのようなものがあったのか、お答えください。

さらに、毎年同様の苦情に対して、新たな改善策があればお示しください。

次に、貸出しダンプ制度についてであります。

本市では、昭和54年度から町会などが行う排雪作業に、市が費用負担したダンプを無償で貸し出す制度が実施されております。この制度の目的は、生活道路の排雪を行う際に、町会等の排雪費用の負担軽減を図るものとされております。平成20年度の状況で、この制度の実施件数、使用ダンプ数、ダンプの借上金額についてお示しください。

また、この制度の直近5年間についてどのような状況なのか、実施件数の推移についてお示しください。

次に、貸出しダンプの契約について何点が伺います。

貸出しダンプについては、四つのダンプトラック組合と契約を締結しておりますが、町会などがこの制度の申込抽選後、市は四つの組合にどのようにダンプを手配されるのか、また契約内容として積載量や運搬単価の算定、ダンプの排雪業務の確認方法、チェック体制についてお示しください。

次に、市民からの意見、問い合わせについてであります。

さて、最近気になる点がありました。この制度の目的に相反するような内容についてであります。一つは、町会等が負担義務のある積込み重機を無料で実施しているケースがあり、結果的に負担がなく、本来の目的に反し、不公平感が生まれていること、2点目に、生活道路の排雪のみならず、民有地の大きな広場の排雪を行っているケースがあり、目的外に使用されていること、3点目に、ダンプの排雪積載量が業者によって大きな違いがあるケース、4点目、比較的広い排雪路線でも貸出しダンプが使用されているケースなどです。これらについてどのようにとらえられているのか、見解を伺います。

また、これらについて改善するための対策を検討する協議が必要であります。縦割り行政になっている貸出しダンプ担当の庶務課と雪対策課の連携強化や関係団体との協議が重要と考えますが、見解を伺います。

次に、最低保障制度についてであります。

この件については、昨年第1回定例会の予算特別委員会で議論をさせていただきました。この最低保障制度については、札幌市をはじめ、恵庭市、岩見沢市、江別市などが導入しており、千歳市は現在、検討中であると同っております。これらの要因は、公共事業や建設業界の工事量の大幅な減少、それに伴うリスクの増大と除雪にかかわる人件費や機械損料などの固定費の負担問題であります。近年の建設業界の体力について、景気よかつたころの状況とは格段に違ってきており、その体力はもはや限界に近いところまで来ていると言われており、先ほど述べた固定費の負担を吸収できない状況にあります。これらの状況についてどのように認識をされているのか、見解を伺います。

現在の政府の方針から考えますと、ますます厳しい状況が続くことが想定されます。このことから、他都市の先行事例も参考にし、除雪業者との協議を踏まえた中で、十分検討する必要があると考えます。今後の除雪の安定的な実施を継続させるためにも除雪費の最低保障制度を要望いたしますが、見解を伺います。

次に、消火栓についてであります。

消火栓は、消防水利として公設の水道に設けられており、消火活動に必要な水を供給するための設備であります。まず、本市の消火栓の設置基準と設置数についてお示しください。

また、消火栓が地域によって色別されておりますが、その理由と色の意味についてお答えください。

さて、維持・管理について課題となるのが事故等による破損と、それに伴う損害などの問題と老朽化対策があると思います。破損による被害を小さくするために、打倒式消火栓に切り替え、効果があると同っておりますが、最近の事故による損失額と件数、この消火栓の特徴、材質と予算額及び設置数とそ

の割合、そして今後の考え方とスケジュールについてお示してください。

また、水道機材について地元企業が有名であります。消火栓の発注方法と発注先についてお答えください。

次に、消火栓に伴う老朽化対策であります。

通常の水道配管と同様の老朽化により、配管の劣化や管の断面積の欠損による流量に影響があると思われ。時間との勝負である消火活動に影響が心配されるところであります。これらの状況とこの老朽対策の考え方、全体の想定される予算額及び配水管更新計画との整合性についてお示してください。

次に、上水道の老朽配水管更新計画についてであります。

この老朽配水管の更新は、計画に基づき実施をされてまいりました。現在までの達成率と残存延長についてお示してください。

今後の更新計画で、昨年第1回定例会の市長答弁では、平成30年度を目標に解消する考えであり、予算規模として約45億円を予定しているとのことでありました。

そこで、GIS導入後の今後のスケジュールと全体の予算規模及び各年度の予算の考え方についてお示してください。

次に、以前から質問してまいりました大口径管の更新事業についてであります。

この大口径管は、劣化などの原因で破裂しますと、生活水の断水、道路の陥没や交通障害など、大きな影響が考えられます。また、埋設されている道路環境により、工事の困難性や工事費用の増大などが懸念されるところであります。大口径管の更新事業について、現在の主な残存延長数と今後のスケジュールと各年度の予算の考え方についてお示してください。

さて、将来計画に当たっては、今後の収支状況の見通しとして、作成される収支計画が重要なポイントであります。本市の人口減少や景気の悪化による経済状況は厳しい環境にあります。この収支計画の内容と考え方、今後の財政対策、そして課題や問題点についてお示してください。

また、財源対策として国の補助金などの活用がポイントであります。老朽管更新事業や重要給水施設配水事業などのメニューの活用が可能と伺っておりますが、これらの内容と補助率、金額及び予定されている事業の活用についてお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、平成22年度の予算編成についてでありますけれども、基本的な姿勢として、事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた予算の中で、国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。

総じて申し上げますと、一般会計における歳入では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の増額は見込めたものの、個人市民税など市税収入の大幅な減少が避けられないこと、また、歳出では北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や扶助費の増加が見込まれることなどによりまして、21年度の当初予算に比べて減少したとはいえ、引き続き他会計からの借入金や職員給与費等の削減継続による財源対策を講じざるを得ず、今回の編成作業におきましても、大変厳しい状況だったと思っております。そのよ

うな中にありましても、21年度補正予算との連携を図る中で、地元企業に対する発注を前提とした公共事業費の確保に努めたほか、国の雇用対策交付金関連事業の実施や地域経済活性化等推進資金基金の積極的な活用などによる雇用対策や中小企業等への支援など、現状の財政状況の中では、可能な限りの予算計上ができたものと考えております。

次に、平成22年度予算案における市税収入が、前年度の当初予算と比較して大幅に減少した主な要因ではありますが、近年の国内における企業業績や雇用環境の悪化とともに、本市においても企業収益や個人所得の減少傾向が続いていることから、個人市民税では納税義務者数の減、給与所得の減などにより、約4億7,000万円の減、法人市民税では法人税割において、卸売小売業やサービス業などで減となりますが、郵政関係の増により約1億3,000万円の増、固定資産税及び都市計画税では、過去の収入率の推移などを勘案し、約5億3,000万円の減、たばこ税では喫煙者の減少、健康志向の高まりや喫煙環境の変化などによる販売本数の減により、約7,000万円の減と見込んだところであります。

次に、市税の滞納改善策でありますけれども、今後とも電話や文書催告、臨戸訪問のほか、悪質なものについては、預貯金などの差押えを強化するとともに、今年度新たに取り組みましたインターネット公売による差押動産や不動産の換価についても、積極的に進めてまいりたいと思います。

また、市税の増収対策であります。基本的には何よりも景気の回復が必要であり、これまでの国における経済対策の効果とさらなる追加の景気対策の実施について、強く期待しているところであります。市としてもでき得ることとして22年度予算においても、限られた予算の中ではありますが、国や北海道などの施策と呼応した経済・雇用対策事業の積極的な計上に努めたところであります。

次に、一般会計における今後の財源対策であります。平成22年度につきましても、前年度よりは減少したとはいえ、引き続き企業会計からの借入れと職員給与等の削減の継続により、最終的に収支均衡予算としたところであり、御指摘のとおり、本来的に収支のバランスはとれておらず、本市の厳しい財政状況を示しているものと思っております。このような財源対策につきましては、現状の税収動向等を踏まえ、やむを得ない措置であったと考えており、来年度以降につきましても、毎年度の財政状況を見ながら、判断をしてまいりたいと考えております。

次に、扶助費の今後の見込みであります。ここ数年の増加傾向や厳しい景気動向などを踏まえ、生活保護費や医療助成費等の扶助費は今後も増加することが予想され、今後、財政健全化計画の収支計画を修正する場合には、考慮しなくてはならないと考えております。その多くは国や北海道などによる統一的な基準に定められた義務的な経費でありますことから、本市の独自の考え方により、この経費を抑制することは難しいものと考えております。なお、生活保護費等の法定受託事務については、本来国が財源等の責任を負うべきものでありますので、現行の国庫負担率の堅持や地方交付税による確実な財源保障について、今後とも全国市長会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、市債の発行額と償還額のバランスでありますけれども、基本的には市債償還の負担が過大で財政を圧迫しているような状況にあっては、償還額を上回る借入れを行わないことにより、市債残高の減少につなげることができ、財政収支の改善につながるものと考えております。本市におきましては、これまでの財政再建の取組の中で、建設事業を厳選し、市債の発行も抑制してまいりましたので、元利償還額は16年度をピークに今後も減少傾向にありますが、起債は将来の世代へ負担を残すものでありますので、今後も引き続きその借入れについては、償還額等を勘案しながら、慎重に判断をしてまいりたいと思います。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、平成22年度予算における一般財源の収入総額が健全化計画における見積額よりも増額となったことや、当初予算段階での実質的な財源不足が21年度よ

り改善することとなったことなどを踏まえて、現在、健全化計画の中の収支計画の見直しを行っておりますので、これにつきましては、調整ができ次第、示していきたいと考えております。

次に、過疎地域の指定による財政的なメリットでありますけれども、現行の過疎地域自立促進特別措置法では、産業の振興と雇用の拡大、情報化による地域間交流の促進、住民の生活の安定と福祉の向上、個性豊かな地域社会の形成などが対策の目標として掲げられており、その目標を達成するために、国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債、いわゆる過疎債の発行、所得税、法人税に係る減価償却の特例、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置などの支援措置が行われております。

こうした支援措置の中で、市の財政上は、過疎債の活用によるメリットが一番であると考えておりますが、過疎債は道路や港湾、地場産業振興施設などの産業基盤、小中学校や保育所、病院など、生活基盤などの整備に要する経費を対象とし、また元利償還金の70パーセントが地方交付税の基準財政需要額に参入されるという通常の市債と比較して大変有利な条件となっております。この過疎債を活用するためには、過疎市町村は議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を策定することが必要とされておりますが、新年度から過疎債の対象事業の拡充なども検討されているとのことでありまして、申請手続や上限枠、対象事業の詳細など具体的な内容について、現段階において情報収集に努めているところであります。

次に、定住自立圏の形成についての御質問でありますけれども、これまでの経緯についてですが、国が進める定住自立圏構想について、昨年3月、北後志5町村に対し、同構想の推進の検討について私から提案をし、合意を得たところであります。

これまで定住自立圏の形成に向けて産業振興、広域観光など連携可能な取組事項について意見交換を行うなど、事務レベルでの協議を進めるとともに、首長レベルでの協議も重ねて行ってまいりました。また、財政的なメリットについてですが、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業に対し、特別交付税の措置や地域活性化事業債の充当、民間主体の取組に対するふるさと融資の限度額の引上げをはじめ、関係各省連携して、定住自立圏構想の推進のための支援措置が講じられることとされております。

次に、定住自立圏形成協定の締結の時期と方法ですが、定住自立圏形成協定の締結は、本定例会で承認をいただきましたら、関係5町村と日程を調整後、3月末をめどに合同で調印式を行う予定であります。

次に、医療機関の機能分化及びネットワーク化についてであります。まず取組内容の初期救急医療体制の確保についてですが、本市における夜間急病センターについて、利用者の減少、厳しい経営状況の中、圏域全体として夜間急病センターの確保及び維持について検討していくものであります。また、小児科及び周産期医療体制の確保につきましては、圏域内の周産期医療体制の維持、継続のため、後志管内の地域周産期母子医療センターに指定されている小樽協会病院に対して、圏域全体で必要に応じた支援を行っていくものであります。また、各医療機関との連携及びネットワーク化につきましては、各市町村において、地元病院、診療所が地域医療を支えておりますが、今後、各地域で不足する診療分野について中心市の公立及び公的病院などが補完するなど、各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化やネットワーク化を図り、圏域住民が利用しやすい新たな医療体制づくりに取り組んでいくものであります。

次に、地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化についてであります。地域医療は現在、医師不足や診療科の偏在、夜間休日の診療体制の確保などの課題を抱えています。このため、地域の医療機関においても、オーダーリングシステムや電子カルテなどの情報通信技術のインフラの整備を行い、医療機関同士の連携と診療情報の共有化など、医療の高度化と効率化に取り組むものであります。

次に、協定書第4条の2項についてでありますけれども、この条文は本市が中心市として圏域内の住民の生活基盤の確保、行政サービスの向上に必要な機能を維持、整備する場合、役割に応じた費用負担等について定めたものであります。例えば、圏域内の周産期医療体制の維持、継続のため、当面、後志管内の地域周産期母子医療センターに指定されている小樽協会病院への支援に関する関係5町村との協議などを想定しているところであります。

次に、各別表の取組事項の優先順位などについてでありますけれども、取組事項の優先順位やスケジュール、予算や費用負担の考え方については、定住自立圏共生ビジョンで圏域の将来像や協定書に記載されている事項について、おおむね5年間の具体的な取組やその事業費等の見込み、スケジュールなどを示すことになることから、定住自立圏形成協定を締結後に策定する定住自立圏共生ビジョンの中でお示しすることになります。また、費用負担の考え方ではありますが、協定において、相互受益の程度を勘案し、その都度協議して定めることと規定していることから、費用負担が発生するような場合は、関係町村と協議をしながら検討していくことになるものと考えております。

次に、この取組についての本市の組織体制であります。中心市である本市の企画政策室が事務局となり、庁内各部の施策の取りまとめなど主たる作業を担うこととなります。その作業は、圏域の将来像や協定書に記載されている事項について、具体的な取組やその事業費等の見込みなどを示す定住自立圏共生ビジョンの策定と進行管理、ビジョン懇談会の企画運営、周辺町村との連絡調整などを行うこととなります。

次に、経済問題についての御質問であります。まず、景気対策についてであります。平成22年度緊急雇用創出推進事業の主なものとしては、市内一円草刈清掃業務や港湾施設環境美化事業など9事業、7,600万5,000円を予定しており、雇用の効果としましては、新規雇用69人分を考えております。また、課題としては、北海道からの予算配分額が決められていることや維持補修が認められないことなどです。ふるさと雇用再生特別対策推進事業の主なものとしては、地場産品インターネットショップ展開事業など5事業、5,162万3,000円を予定しており、新規雇用14人分が創出されることとなります。事業予算が十分でないことや、補助終了後も事業を継続することが条件とされていることなどが課題として挙げられております。

次に、平成22年度予算案における景気対策としての特徴的な事業でありますけれども、まず地元企業への公共事業の確保の観点からは、臨時市道整備事業については、1億円を増額した前年度と同額の事業費4億円を計上するとともに、ロードヒーティング更新事業に5,000万円、第3号ふ頭岸壁改良事業に3,900万円など、地元企業への発注が可能な事業を数多く計上したほか、地域経済活性化等推進資金基金を財源として、小中学校の洋式トイレ設置事業に1,240万円、児童生徒用いす補修事業に750万円、公立保育所の床や窓枠などの補修事業に120万円など、小規模な維持補修費につきましても、積極的に計上したところであります。また、バリアフリー等住宅改造資金貸付金の無利子貸付対象を市内業者への発注を前提にリフォーム工事全般に拡大して実施することとして、それらに要する経費2,360万円などを計上しました。雇用対策では、緊急雇用創出推進事業で9事業、約7,600万円、ふるさと雇用再生特別対策推進事業で5事業、約5,200万円計上したほか、今年度の新規事業として新規高卒者の市内企業への就職を促進するため、新規高等学校卒業者雇用奨励金を創設し、2,000万円を計上したところであります。

次に、平成22年度の建設事業費の予算額でありますけれども、全会計合計では36億8,300万円で、21年度の当初予算額と比べますと、13億3,700万円下回っております。その主な要因は、一般会計では21年度に消防署朝里出張所の建設事業などがあったことなどにより2億7,600万円減少したこと、産業廃棄物処分事業特別会計で廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業が21年度で終了したことなどにより2億

1,300万円減少したことのほか、病院事業会計でオーダリングシステムの導入が終了したことなどにより2億9,500万円の減少となったことや、下水道事業会計で中央下水終末処理場の設備工事の減などにより、5億600万円減少したことなどであります。なお、本定例会に提案しております21年度の補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、早期発注の観点から約3億2,000万円ほどの事業費を計上しており、実質的には22年度の執行となるこれらの事業費を加えますと、一般会計では前年度の事業費を3,500万円ほど上回ったところであります。

次に、地元業者の発注の問題でありますけれども、本市におきましては、これまでも地元業者育成の観点から、地元業者が対応できるものについては優先的に発注するよう努めておりますし、また発注に際しましては、状況に応じて分割するなど、地元業者の受注機会の拡大を図っているところであります。今定例会に提出しております平成21年度補正予算の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用にあたりましても、比較的少額の工事を多数計上いたしましたし、新年度予算で事業内容を拡大するパリアフリー等住宅改造資金貸付事業につきましても、今後3年間、施工業者を市内の業者に限定するという条件を付したところであり、いずれにいたしましても、今後ともこれらの点を十分に踏まえて、市の発注が地域経済の浮揚に少しでも資するよう、留意してまいりたいと考えております。

次に、小樽市地域経済活性化等推進資金基金についてであります。昨年の第3回定例会で2億6,100万円の基金を創設し、雇用の維持・創出や地域経済の活性化を図る事業の財源として活用した結果、残額が約3,200万円です。今後の経済・景気対策につきましては、市内経済の状況を注視し、残された基金で効果の高い事業を行うとともに、国の緊急雇用創出推進事業をはじめとした各種施策も有効に活用しながら、本市経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若年者の雇用対策であります。小樽市における人口の社会動態は、札幌市への転出による人口減少が圧倒的に多いことが課題となっており、この要因としては、住宅事情や雇用環境など、さまざまな要素があるものと認識しております。そのため、本市としましては、住宅対策として昨年12月に空き家・空き地バンク制度を創設し、広く多くの皆さんに住宅情報の提供を行っております。さらには、札幌へ通勤する市民の利便性向上のため、JRに対して、小樽-札幌間の快速列車の運行時間の延長を強く働きかけているところであり、先月、私も商工会議所、観光協会とともに、JR北海道本社を訪れて要望してきたところであります。いずれにいたしましても、地域経済の活性化と雇用の場を確保することが重要であり、そのために今後も引き続き既存企業の活性化や新たな企業の誘致を進め、若年者の定着に努めていかなければならないものと考えております。

次に、市内の新規学卒者の就職状況であります。昨年1月末に市内8高校に聞き取り調査を行ったところ、就職希望者が344人、内定者数が240人で、内定率69.8パーセントでありました。本年につきましては、2月23日時点において就職希望者数が343人、内定者数が225人で、内定率は65.6パーセントとなっており、昨年と同時期の比較ではありませんが、大変厳しい状況にあるものと考えております。

次に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金であります。現時点での企業からの問い合わせ件数は17件で、採用予定者数は34人、主な業種は製造業や小売業であります。また、奨励金の効果につきましては、市内企業が新卒者の雇用を促進する際の有効な手立てとなるものと期待しており、当初予算が不足した場合は、必要な予算措置を行ってまいりたいと考えております。

次に、フェリー対策についての御質問であります。まず、新年度のフェリー航路利用促進事業費補助金についてであります。フェリー会社におきましては、経済不況と高速道路料金的大幅値下げなどの影響により、特に太平洋側のフェリー航路と競合する新潟航路が厳しい状況にあることから、航路の利用促進を図るため、小樽発新潟着便を利用する車長7メートル以上の貨物を積んだ有人トラックの運

賃を割り引くこととしたものであります。積算方法につきましては、平成21年度に北海道トラック協会が実施している苫小牧発新潟着便利用のトラックへの助成が1台につき1万2,000円であることから、さらに効果が期待できるよう、割引額を2万円としたものであります。また、対象とするトラックの昨年度の実績台数が、4月から9月までの6か月間で約1,500台であることから、割引総額が3,000万円となり、そのうち市が2分の1を補助することにしたものであります。

次に、フェリー航路の運航内容と利用状況等ではありますが、舞鶴便は週7便を基本に運航されており、昨年の貨物量が約574万トン、乗降人員が約7万6,000人、新潟便は月曜日を除く週6便を基本に運航されており、貨物量が約375万トン、乗降人員が約11万4,000人となっております。また、フェリー貨物は小樽港の全体貨物量の約9割であるとともに、港湾使用料の約3割をフェリーが占めており、フェリー航路は小樽市にとりまして物流面のみならず、観光面におきましても極めて重要な基幹航路であります。さらに、フェリー航路の存在により、固定資産税などの安定した市税収入があるほか、ターミナル従業員や船員などの多くの雇用を生み出しているとともに、船内清掃、食材関係、運送など多くの関連企業があることから、市内への幅広い経済波及効果をもたらしているものと考えております。

次に、昨年実施したフェリー航路利用促進実証運航についてではありますが、事業内容につきましては、舞鶴発小樽着便の有人乗用車1台につき5,000円の買物券と小樽ターミナル内入浴券、新潟発小樽着便の有人乗用車1台につき3,000円の買物券と小樽ターミナル内入浴券を配布するサービスを実施し、買物券相当額として市補助金を2,000万円支出したところであります。なお、それぞれの買物券の1,000円分は小樽物産との引換券となっており、残りの買物券は船内と小樽ターミナルの売店、レストランで使用できるものであります。このサービスは9月1日発便から11月13日発便まで実施され、乗船客に好評を得たことから、期間中の有人乗用車の乗船台数は、対前年比23パーセントの増加につながったところであります。

次に、23年度以降のフェリー航路への支援策ではありますが、市といたしましては、フェリー航路の維持存続は小樽港の最重要課題との認識の下、経済状況の動向はもとより、本年6月から始まる高速道路の無料化の社会実験などがフェリー航路にどのような影響を及ぼすのか、今後の推移を注視するとともに、フェリー会社との情報交換を一層密にしながら、より効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、高額療養費の未請求問題についての御質問ではありますが、まず今回の事件についての私の受止めについてではありますが、先般の提案説明の冒頭におわび申し上げましたとおり、職員が本来行うべき業務を怠ったことは全く弁解の余地がなく、その結果、市に損害を与えたことはまことに遺憾なことと考えておりまして、市政運営の責任者として、市民と市役所がこれまで築き上げてきた信頼関係を著しく損なう結果を招いたことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、その責任を痛感しております。今後、私をはじめ関係する者の責任について明らかにするとともに、このようなことが二度と起きることのないよう再発防止に努め、市民の皆さんとの一日も早い信頼回復に努めていく所存であります。

次に、この問題に関する議会への報告の遅れでありますけれども、今回の問題では高額療養費の未請求期間や件数、金額等、報告に必要と考えられる基本的な部分の調査に時間を要し、一定程度積算できたのは12月の段階であり、この時点での議会への報告も考えられましたが、北海道への書類の提出、検査日程が本年1月に調整されたことから、検査後、返還額が確定してから公表するという判断をしたものであります。したがって、議会軽視あるいはまた問題の隠ぺいを図るつもりは毛頭なく、問題が発生した場合には、その内容が明らかになった段階で速やかに議会への報告するという姿勢を基本とし

ていく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、平成20年度に道内で未請求問題が判明したときの小樽市の調査であります。当時北海道から各市町村に対し、高額療養費の請求事務に係る不適切な事務処理の有無について照会があり、小樽市では高額療養費に係る具体的な事務取扱について、20年度と19年度について高額療養費該当者リストや高額療養費支給申請書兼受領委任状、保険者に対する申請書類等を突き合わせて確認した結果、高額療養費に係る一連の事務処理は適切に処理されていると判断し、回答したところであります。また、今回の問題の主たる原因につきましては、担当職員が業務を怠っていたことが大きな原因であります。担当課長、係長におきましても、長期間、担当者の業務け怠を見過ごし、適切な管理・監督がなされていなかったことにもあるものと考えております。

次に、当時の担当者の業務に対する認識等ではありますが、担当者はこの制度については理解をしており、高額療養費の未請求分についても、いずれは処理をしなければならないという認識があったと確認しております。

次に、台帳の管理体制であります。当時は現在のような台帳を作成しておらず、電算で打ち出した高額療養費該当者リストで管理し、事務は基本的に担当者のみで行い、決裁は高額療養費申請書兼委任状を本人に送付する際に受けることになっていましたが、実際には事務を行っていないため、決裁を受けることはありませんでした。当時の係の体制は医療係長1名の下、福祉医療担当3名と老人保健担当3名の計7名体制となっており、グループ制との位置づけはありませんでしたが、繁忙期には相互に協力して業務に当たり、事務の引継ぎは担当者間で行っていました。組織としてのチェック機能については、基本的には収支に関する請求、戻入等、各業務の担当者から提出された決裁文書は課長、係長が内容等をチェックし、決裁するという仕組みとなっております。

次に、福祉医療助成3事業の高額療養費の平成15年度から18年度の請求件数と未請求件数及びその率であります。平成15年度は請求件数が1万519件、未請求件数が195件、請求件数に対する未請求件数の割合は1.82パーセントとなっております。16年度は、請求件数が8,608件、未請求件数が203件、割合は2.30パーセントであります。17年度は、請求件数が6,111件、未請求件数が267件で、割合は4.19パーセントであります。18年度は、請求件数が6,308件、未請求件数が135件、割合は2.10パーセントとなっております。

また、平成16年と18年の制度改正でこの事件に及ぼした影響であります。16年度の北海道医療助成事業の見直しで、課税世帯と非課税世帯の区分が導入され、それまでなかった自己負担が課税世帯は原則1割、非課税世帯は初診時一部負担金のみとなりました。また、18年度は福祉医療助成対象者に交付する受給者証の交付時期が10月から8月に変更となったことや、重度心身障害者に知的障害者援護施設等に入所している方を加える制度改革などがありました。高額療養費の未請求について制度改正がこの問題に直接影響を及ぼしたものは考えておりません。

次に、今後の再発防止策であります。担当課においては既に事務処理マニュアルの整備やパソコンを活用した高額療養費の請求事務の機械化などの対策を講じてきております。また、類似する業務を担当する部署においても、業務の点検やチェック体制の確認などを指示しているところであります。さらに、庁内に設置しました調査検討委員会の中でも、再発防止のための基本的なマニュアルの作成を進めておりますので、今後、全職員に周知をするとともに、職員研修などで職員の意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

次に、組織としての責任であります。今回の問題に関しましては、担当職員については業務を怠り、市に多大な損害を与えたばかりか、市民の皆さんの信頼を大きく失ったことから、重い責任があると考え

えておりますが、一方で組織としては、この長期間見過ごしてきた管理監督者にも相当の責任があると認識しております。したがって、現在、担当職員も含めた当時の関係者について調査検討委員会での検証作業とは別に、職員分限懲戒審査委員会の中で処分についての審査を行っており、行政責任についても早期に結論を出していきたいと思っております。

次に、損失の補てんについてでありますけれども、今回の未請求は担当者が業務を怠ったために発生したものでありますので、その損失の補てんは当事者に求めていくことが基本であると思っております。ただし、3月末までに北海道に3,414万円を返還しなければなりませんので、職員の理解を得て、職員福利厚生会からの寄附金を財源に、返還金に係る補正予算を本定例会に追加で提案したいと考えております。残りの損失分につきましては、当時の上司など関係者からの協力を含め、当事者からの補てんを基本に、現在、協議を進めているところでありますので、内容がまとまり次第、示したいと考えております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、私からは新病院建設の再開についてお答えいたします。

平成22年度の当初予算には、新病院建設関係の予算計上が間に合いませんでしたが、現在ある二つの市立病院は老朽化が進み、二つに分かれていることで非効率であり、さらには医師確保のためにも早期の統合新築が必要と考えておりますので、条件が整えば、6月の議会にも関連予算を計上していきたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線の活用についての御質問でありますけれども、初めに、旧手宮線の歴史的財産としての認識であります。旧手宮線は明治13年11月に北海道で最初の鉄道として開業し、小樽経済のみならず、日本の経済発展に大きく寄与した鉄道であり、平成19年度には経済産業省から近代化産業遺産として認定されるなど、本市にとっては貴重な歴史的財産であると認識しております。また、保全につきましては、レールやまくら木、ポイントなどは歴史的な鉄道遺構であり、これらをそのまま残して整備・活用することが必要であると考えております。

次に、文学館・美術館の駐車場と旧色内駅ステーションの整備についてであります。まず文学館・美術館の駐車場につきましては、隣接する旧手宮線と一体的に活用するため、ポプラの木を伐採するほか、塀については一部を残して撤去するとともに、駐車スペースについては建物の海側に移設することにより、雪あかりの路やがらす市などのイベントなどにも利用できるよう、開放的な多目的広場として整備したいと考えております。また、旧色内駅ステーションにつきましては、往時の色内駅をモチーフとし、手宮線の歴史を紹介する解説サインやベンチなどを備えた休憩施設を整備するもので、美術館・文学館の再整備とあわせて中心市街地に新たな魅力が創出されるものと考えております。

次に、山側にあります古い建物の問題でありますけれども、一部の建物は飲食店などとして利用されておりますが、中には倒壊した建物もあり、旧手宮線沿線の景観を阻害しているものと承知しております。倒壊した建物など個人の財産管理につきましては、所有者みずからの責任において対応すべきものと考えており、市が建物を撤去するなどの対応は困難であることから、旧手宮線においても倒壊した建物の権利者に対して、必要な措置を講ずるよう、文書にて要請してきましたが、いまだに対応がされていない状況にあります。しかしながら、今後、旧手宮線の整備を進めていく上で、沿線の良好な景観形成や土地の有効活用を図ることも必要であることから、この周辺を一带とした建築物のモデルプランを策定し、これを活用することにより、民間による再開発を誘導してまいりたいというふうに考えております。

次に、活用の基本方針と主な活用内容であります。まず基本方針につきましては、中央通から総合

博物館までの未整備区間については、平成13年度に整備したオープンスペース区間と違和感のない整備をすることとし、また旧手宮線の歴史的な財産としての特性を踏まえ、周辺地域と一体的に活用することにより、市民や観光客が集い、憩える場所として整備することにしております。

次に、主な内容でありますけれども、沿線を四つのゾーンに分けて、ゾーンごとに人だまり機能を有した拠点やエントランス広場を設け、拠点と拠点をつなぐ散策路を整備するとともに、周辺施設の案内や施設の歴史などを紹介するサインも設置することにしております。これらの施設整備により、拠点が点から線へとつながり、歴史的財産である旧手宮線が活用され、にぎわいの創出が図られるものと考えております。

次に、ごみ問題について御質問がございました。

初めに、事業系一般廃棄物についてでありますけれども、この10年間のごみ量の推移につきましては、有料化前の平成11年度では4万8,000トン、有料化した12年度は2万8,000トン、13年度は1万9,000トンであり、有料化前と比較して約60パーセントの減少となっております。その後、2万トン前後で推移し、いわゆるリバウンド現象は見られておりません。

次に、排出事業者への周知であります。市ではこれまで適正排出を促すためのパンフレットを作成し、各事業所へ配布して周知に努めるとともに、家庭ごみ収集時の点検や市職員のパトロールにより、適正に排出するよう、事業者へ指導を行ってきたところであります。今後とも点検やパトロールを強化するとともに、啓発活動を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物の収集運搬業許可業者の新規参入についてであります。小樽市の一般廃棄物処理基本計画において事業系ごみが減少するものと予測しており、事業系一般廃棄物の収集運搬業については新たな許可はしないものとしております。現状においては、基本計画の予測どおりにごみの減量や資源化が進んでいることから、新規業者の参入を認める状況にはないものと考えております。

次に、一般廃棄物収集運搬業の限定許可についてでありますけれども、小樽市では事業所限定、小規模排出事業者限定、品目限定の3種類に区分して許可しております。事業所限定許可は特定の事業所に限定したもので、本市では3者あり、道内では釧路市が同様の許可を行っています。小規模排出事業者限定許可は、1回のごみ排出量が100リットル未満の事業所に限定したもので、本市では5者あり、道内では室蘭市が同様の許可を行っています。次に、品目限定許可は浄化槽汚泥や建設業にかかわって排出される一般廃棄物に限定したもので、本市では8社あり、道内主要都市が同様の許可を行っています。

次に、限定なしの収集運搬業許可業者が減少となった場合の対応であります。小樽市は安定かつ適正に廃棄物の処理を行う責務がありますので、業者数が減少となった場合には、市の責務を念頭に置き、その時点でのごみ排出量を把握するとともに、適正排出、適正処理が維持できる体制の規模を見極めながら、補充の可否について判断してまいりたいと思います。

次に、一般廃棄物の収集運搬の許可のあり方であります。国からは区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の体制とするよう、通知を受けております。小樽市では、この通知にのっとり、ごみ排出量の動向を十分考慮した上で、収集運搬業者への許可を判断すべきものと認識しております。

次に、不法投棄についての御質問でありますけれども、初めに不法投棄の要因であります。家電リサイクル法により、排出者が処理費用を負担することになったため、テレビや冷蔵庫などの家電製品を投棄したり、建設廃材などの処理を委託された業者が不法に投棄する場合などが見受けられます。また、家庭から出される家具類などの粗大ごみを業者に委託せず、投棄する場合も散見されます。いずれも、適正な処理費用を免れるために不法に投棄していることが主な要因と思われます。

次に、最近の不法投棄の件数、処理量などですが、平成20年度の実績で答弁しますと、処理件数は400件、処理量は生活ごみが31.2トン、廃家電191台、廃タイヤ2,166本、バッテリーや消火器などの処理困難物が67個、家具などの粗大ごみが182個、その他2,189個となっております。収集運搬費用と廃家電、廃タイヤなどの処理費用の合計は126万8,000円となっております。

次に、不法投棄対策の経費と効果、課題でありますけれども、平成22年度予算案においては、経年で実施している日中の不法投棄監視費用として275万円、国の補助事業で夜間の監視パトロールに係る経費350万円をそれぞれ計上しております。また、直近の不法投棄対策経費につきましては、18年度が監視員賃金、車両経費、処理費用等で748万円、19年度も同じ内容で524万円、20年度は車両経費と処理費用等で221万円となっております。

次に、その効果であります。廃家電の処理件数で申し上げますと、18年度418件、19年度247件、20年度191件と年々減少しておりますので、監視効果が現れているものと受け止めております。

また、今後の課題については、より一層の啓発と監視を強化することにより、不法投棄されない環境づくりが必要であると考えております。

次に、市民からの情報提供であります。現在でも市民から不法投棄に関する情報が数多く寄せられているところであり、これらの情報に基づき、啓発看板の設置や監視強化を進めております。今後とも市民からの情報を有効に活用し、不法投棄の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみマップの作成でありますけれども、ごみマップによる市民への情報提供は、不法投棄の場所を公開することで、逆に不法投棄を誘発することが懸念されますので、現時点では考えておりません。市では、現在、投棄されやすい場所を監視重点区域と定め、パトロールを行っており、今後ともパトロールを強化し、不法投棄の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除排雪の問題で御質問がございましたけれども、初めに、早期の排雪についてであります。今年度の排雪につきましては、降雪により1月中旬には道路わきの雪山が大きくなり、車道が狭く見通しが悪くなったため、その後の降雪予想や気温など総合的に判断して行ったところであります。その後は、まとまった降雪がなかったことから、良好な道路状況が維持できたものと考えております。

次に、ステーションの管理体制でありますけれども、ステーションには業務主任、副業務主任及び業務責任者を配置し、業務主任の指揮の下、業務を履行しており、業務の基準として小樽市除雪業務委託等仕様書がありまして、その中で除雪等の出勤基準や作業方法等が規定されています。また、車道及び歩道除雪や砂散布業務に関しましては、業務主任が出勤基準に基づきみずから判断をし、作業指示を行う責任施工体制となっております。さらに、市とのかかわりでありまして、路面整正や拡幅除雪及び運搬排雪などについては、市との協議により作業を実施しているところであります。

次に、除排雪の苦情などの受付処理でありますけれども、除雪ステーションに寄せられた苦情はステーションの判断で対応し、その結果を市へ報告することにしてありますが、ステーションで判断できない苦情については、市と共同で処理を行う体制になっております。また、昨年度は除雪依頼や砂散布要望などの苦情が多く寄せられました。寄せられた苦情に対しましての改善策でありますけれども、既に4ステーション体制から6ステーション体制に拡充し、そのことによって除雪パトロールの回数の増や除雪車両の充実が図られたところであります。

次に、貸出しダンプ制度でありますけれども、平成20年度の実施状況ですが、実施件数は433件で、使用ダンプ数は1,648台、ダンプの借上金額は約6,390万円となっております。また、直近5年間の実施件数の推移ですが、平成16年度は444件、17年度は427件、18年度は295件、19年度は424件と推移しており、ほぼ横ばいの実施状況となっております。降雪量や積雪量などの影響により、実施件数や金額が大き

く変動する傾向にあります。

次に、市が契約しているトラック4組合へのダンプの手配であります。積込み重機を保有する業者はダンプも保有していることが多く、また、いずれかの組合に加入しておりますので、一般的には貸出しダンプの申請書に記載された積込み重機の業者が加入する組合にダンプの派遣を依頼しております。また、ダンプ組合との契約の内容ですが、まず積載量については、10トンダンプ1台当たり14立方メートル、4トンダンプ1台に当たり5立方メートルと換算し、また運搬単価につきましては、排雪現場から雪捨場までの距離に応じて、10トンダンプは1回1立方メートルにつき270円から540円、4トンダンプは260円から680円となっております。

次に、契約におけるダンプの排雪業務の確認方法等についてであります。ダンプは毎日1台ごとに運搬排出伝票を備えており、この伝票には雪の積込み時間と捨場での排出時間、往復回数が記載されております。組合を通して、この伝票とともに集計表が市へ提出され、これらの書類により業務の確認を行っております。

次に、市民からの意見や問い合わせということでの御指摘でありますけれども、まず町会などの費用負担がない中、貸出しダンプを利用していることにつきましては、貸出しダンプ制度の「町会などの排雪費用の軽減を図る」との目的から見て、適正かどうかの整理が必要と考えております。また、駐車場や民有地の排雪については、原則禁止しておりますし、ダンプの積載量についても、毎年ダンプ組合や積込み重機登録者に対して、適正な積込みを行うよう、文書等で注意を喚起しており、御指摘のような逸脱する行為があるとすれば、大変遺憾であると思っております。

なお、排雪路線における貸出しダンプ制度の利用につきましては、第1種から第3種までの路線種別がありまして、道路状況も大きく異なることから、排雪路線であっても貸出しダンプを利用することはやむを得ないものと思っております。バス通りなどの主要幹線については交通安全上の問題もありますので、一定の制限を設けることも考えてみたいと思っております。

次に、貸出しダンプ制度の問題の改善でありますけれども、まず建設部の庶務課と雪対策課の連携強化であります。これまでも貸出しダンプ制度に限らず、本市の除排雪業務全般について協議や検討を行うなど、連携に努めてきているところであります。今年度の貸出しダンプの実施に当たりまして、市の排雪作業計画をできるだけ早く整備し、貸出しダンプを利用する町会等との日程調整を行うことで、より効率的な除排雪となるよう、改善を図ったところであります。また、関係団体との協議であります。特に関係するダンプ組合とは、問題の共通認識を図るとともに、自主点検や自主管理の観点から、積載量のチェックや安全管理などについて組合としても一層取組を行うよう、要請してまいりたいと考えております。

次に、除雪業務委託に係る固定費についてでありますけれども、共同企業体からは人件費や機械経費などの固定費が少雪などにより委託料が減額された場合、賄いきれないとの危ぐが寄せられておりました。これについては他都市でも問題となっていることは承知しております。したがって、近年の少雪傾向の中では、業界からの危ぐも理解できることから、最低保障制度の導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、消火栓についてでありますけれども、設置基準は消防水利の基準に基づき、建物から一定の距離となるように設置することとされておりました。現在の設置数は公設1,461基、私設106基、合計1,567基となっております。また、地域による色別の理由でありますけれども、配水池の系統により5種類に分けておりました。色の意味につきましては、配水池ごとに水圧が違ったり、同一系統の消火栓を一度に使用すると水圧が弱くなることから、火災現場で消火栓の配水池系統を判断できるようにしている

ものであります。

次に、最近の消火栓の折損事故でありますけれども、平成21年度の事故件数は17件で、修理費用は約85万円となっております。

次に、打倒式消火栓の特徴であります。消火栓上部と下部をセパレート化することにより、車両等の衝突時に上部が倒されても水が噴出しない構造となっているところが利点でありまして、特徴でもあります。材質はほとんどが鋳物製であります。一部地域でステンレス製を使用しているところもあります。また、打倒式消火栓の設置費用は1基当たり約65万円で、設置数とその割合は、平成21年度2月末で公設消火栓総数1,461基のうち打倒式消火栓は800基で、全体の約55パーセントとなっております。

次に、打倒式消火栓の整備であります。過去に倒壊回数の多いものや、基幹病院、主要道路などに隣接しているものなどを基準として400基を選定し、平成13年度から18年度までの6か年で立替えを行ったところであります。現在、打倒式消火栓への立替えは、事故により折損された消火栓を修理するとき、また、配水管更新工事や道路改良工事等に伴う改修時に実施しており、今後ともこのような考え方で立替えを継続してまいりたいと考えております。

次に、消火栓の発注先と発注方法であります。小樽市には不凍給水栓等で全国的に有名な企業がありますが、消火栓を製作するメーカーはない状況にあります。本市の消火栓につきましては、昭和20年から現在の形式を使用しており、当時も地元での製作会社はなく、道内では函館市の造船会社において消火栓を製作していたことから、小樽市でも小樽型を考案してこの会社に製作を依頼し、現在に至っております。このようなことから、発注は随意契約で行っております。

次に、消火栓の老朽化対策であります。消火活動に影響を及ぼさないために、毎年、消火栓機能調査を実施しております。この調査は市内の公設消火栓を5年に1回点検し、出水状況を確認するもので、年間約200万円で実施しているところであります。また、老朽配水管更新計画との整合性につきましては、配水管の更新工事に合わせて、老朽消火栓も更新しているところであります。

次に、上水道の老朽配水管更新計画についての御質問でありますけれども、初めに現在までの残存延長と達成率であります。これまで平成20年末の残存延長は約35キロメートルとしておりましたが、平成18年度より導入してまいりましたGISのデータ整備がこのたび完成したことにより、残存延長を精査した結果、平成21年度末の残存延長は約25キロメートルとなりましたので、達成率は90.5パーセントであります。

次に、今後のスケジュールなどありますが、残存延長が減少したことや将来人口等を勘案しながら、管網形成や口径等の見直しを行った結果、今後の実施計画の全体予算額を約21億円とし、最終年度を平成27年度としたところであります。

また、各年度の規模と予算額でありますけれども、平成22年度、延長約6,700メートル、3億9,900万円、23年度、延長約5,400メートル、3億8,300万円、24年度、延長5,100メートル、4億800万円、25年度、延長約3,600メートル、4億7,500万円、26年度、延長約3,500メートル、3億6,000万円、27年度、延長約700メートル、4,600万円で計画をしております。

次に、大口径管の更新であります。大口径管は口径300ミリ以上としており、口径300ミリ管は残存延長が約1,160メートル、口径350ミリ管は残存延長が約1,140メートルありますが、口径350ミリは口径300ミリに口径を減少させることにより、更新する口径300ミリ管の延長は2,300メートルとなり、平成22年度から26年度までに約2億5,000万円の予算額で更新を行う予定であります。口径450ミリ管は残存延長が1,370メートルあり、25年度と26年度の2か年で約2億800万円の予算で更新を行う予定であります。口径550ミリ管につきましては、残存延長が約1,030メートルありますが、500ミリ管に口径を減少させ、

25年度と26年度の2か年で約1億7,600万円の予算額で更新を行う予定であります。

次に、収支計画でありますけれども、長期的な将来の収支状況を見通すことが困難なため、平成25年度までの計画として、より一層効率的な経営に努めることとし、老朽施設等の改築・更新は、優先度や費用対効果等を勘案しながら、計画的に進めることにしています。

次に、課題や問題点であります。人口の減少や景気の低迷、さらには節水器具の普及などにより、収入の根幹をなす給水収益が今後も減少傾向が続くことが見込まれ、年度末の資金剰余額が年々減少してまいりますので、いかに黒字を確保していくかが大きな課題であります。また、経験のある技術職員の退職による技術の継承の問題もあり、官民の役割分担の明確化とともに、いかに連携を図っていくかという課題もあります。いずれにいたしましても、今後とも健全財政を維持し、市民の皆さんに安全・安心な水を安定的に供給していくためには、これまで以上に経済性を発揮した事業運営が必要でありますので、平成22年度早々に水道局長をトップとした、仮称でありますけれども、経営改善委員会を水道局内に設置し、より効率的な業務体制や課題解決のための方策などの財政対策について具体的に検討してまいりたいと考えております。

最後に、財源対策としての国の補助金導入であります。老朽配水管の更新事業は多額の費用を要することから、平成21年度から国庫補助金を導入しております。国の老朽管更新事業は、地震等により被害を受けやすい老朽化した鑄鉄管等の更新に対し、その実施に要する費用の一部が補助され、補助率は4分の1で、平成21年度の国庫補助金額は300万円です。また、国の補助メニューであります重要給水施設配水管事業につきましては、当初活用を予定していましたが、このたびの国における補助事業の見直しの中で、補助採択基準が変更となり、活用することができなくなったところであります。したがって、今後とも老朽管更新事業を活用しながら、老朽配水管の更新事業を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 高橋議員の市立病院に関する御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院の広報活動についてであります。市立病院の果たしている役割とその重要性を広く市民の皆さんにお知らせし、理解を得ることは、市民と市立病院との信頼関係の構築や地域医療体制の確立に大変重要なことと認識しております。そのため、これまでも広報おたるやそれぞれの病院のホームページ、院内広報誌などを通じ、市立病院の役割や特色、診療科の内容などを紹介しておりますし、市民セミナーや看護相談会の開催など、市民の中に出向いての広報活動にも一層力を入れてきたところであります。広報活動の充実は、今後の経営改善のために重要であると認識しており、新年度から広報体制を強化し、より工夫を凝らし、積極的な取組を進めてまいります。

次に、小樽市の医療機関の中での市立病院の位置づけと役割についてであります。まず市立病院は他の公的病院などとともに主に急性期医療を担っており、後志二次医療圏の中核病院として、市外からも多くの患者を受け入れております。

次に、病床数についてであります。本年2月1日現在の許可病床数で申し上げますと、市内の慢性期病院なども含めた病院全体では、18病院で3,282床となっており、そのうち市立2病院合計の病床数は445床で13.6パーセント、公的3病院合計では681床で、20.7パーセントとなっております。

次に、市立病院と公的3病院の中で、市立病院だけが担っている入院診療科についてであります。現在、脳神経外科、心臓血管外科、眼科、耳鼻咽喉科のほか、麻酔科のペインクリニック、集中治療室となっております。新年度からは形成外科も入院診療を行うことになっております。

次に、医師数であります。新年度の常勤医師数は小樽病院では28名、医療センターでは14名を見込んでおります。

次に、特徴的な診療内容についてであります。小樽病院では泌尿器科で前立せんがんの診療などで市内の中心的役割を担っているほか、後志医療圏で唯一放射線治療を行うなど、がん診療での実績も多く、昨年9月には、緩和ケアチームを設置するなど、がん診療の一層の充実を図っているところであります。また、本年4月からは、臨床病理医師を固定医とし、病理診断に力を入れることになっております。また、市内の開業医の先生方とのオープン病床を利用した地域医療連携は、特徴の一つとなっており、今後、積極的に推し進めてまいります。さらに、昨年10月から、やけどや顔面骨折の傷跡などを治療する形成外科を市内で初めて新設したほか、昨年8月からは、券売機を利用して時間の余裕のない方などにも気軽に検査を受けていただける「プチ健診」を開始し、市民をはじめ広い範囲で御利用をいただいているところであります。また、本年4月から健康管理課を開設し、健診事業、人間ドックなどにも力を入れてまいります。

医療センターにおきましては、脳卒中、心筋こうそくなどの脳、循環器の急性期疾患診療及び精神科診療の専門病院として、質の高い診療を提供するとともに、市内はもとより、後志二次医療圏における救急患者を24時間365日体制で積極的に受け入れておりますことが特徴として挙げることができると思います。

次に、仮に市立病院が廃院になった場合の影響についてであります。まず、脳卒中や心筋こうそくなど一刻を争う重症患者の診療、中毒などの救急医療、重症患者の集中管理が行えなくなり、大きな影響が出るのが考えられます。また、再編・ネットワーク化協議会の中間報告にもありますとおり、市立病院が受け入れている患者数は、市内の公的病院と合わせた中でも入院で約4割、外来で約5割と多くを占めており、他の医療機関での受入れにも限界がありますし、市立病院でなければ診療できない患者もおられますので、その多くは札幌圏への受診を余儀なくされることが想定されます。そのことは、高齢者の多い本市にとりましては、患者はもとより、その家族にとっても肉体的にも経済的にも大きな負担となりますし、ひいては地域医療全体に重大な影響が出てくるものと考えております。

なお、市民の一部に市立病院不要論があるとのことですが、これまで答弁をしたように市立病院でしか対応できない診療機能があり、市立病院は小樽市と後志二次医療圏に必要不可欠な病院であると考えております。私は両病院が統合することによって、それらの機能をさらに生かし、地域住民に総合的な医療、質の高い医療、専門的な医療を提供できるものと確信しております。

次に、改革プランの収支計画と比較しての平成21年度の収支状況についてであります。現時点ではあくまでも最終予算ベースで申し上げることしかありませんが、収益的収支では3億9,200万円の黒字となっておりますが、改革プランの収支計画では8億7,800万円の黒字を見込んでおりましたので、計画よりも4億8,700万円ほど下回っております。その要因であります。医療センターにおきましては、ほぼ計画を達成できておりますが、小樽病院におきまして前年度と比較しまして、呼吸器内科などの医師5名が減少したことによる収益減が主な要因となっております。

次に、平成22年度の予算案編成の考え方についてであります。現時点で見込むことのできる医師の体制を基に、各診療科の医師との面談を行い、内容を精査した上で編成しております。

また、医師確保の見通しについてであります。呼吸器内科の医師や糖尿病の専門医など、内科系の医師の増員はぜひ必要と考えておりますので、現在も大学医局などへの働きかけを行っておりますが、残念ながら、平成22年度当初予算に盛り込める状況にはなっておりません。そのため、改革プランとの比較では、収益収支では4億3,200万円程度下回る予算となっております。

次に、現病院の経営についての課題と問題点ということですが、医師確保が最重要課題であるということは言うまでもありませんが、収益確保には7対1入院基本料の算定継続も絶対条件と考えておりますので、看護師対策も重要な課題の一つとなっております。これらは全国的な傾向であり、容易に解決できるものではありませんが、これまでの大学医局との交渉状況から、新病院のビジョンを対外的に示すことにより、医師の充足を期待できますし、また、看護師の確保にもつながるものと考えております。また、今、大切なことは、病院職員のモチベーションを高め、維持していくことでもあります。そして、新病院建設の早期再開に向けて、病院職員とともに一致団結して増収対策のほか、支出の抑制の取組をより強化し、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、新病院の目指す医療方針についてですが、これは昨年小樽市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会の中でも議論したところでありますが、新病院建設に当たりましては、少子高齢化や人口の推移、医療環境の変化など、将来的な展望に立ち、地域の医療資源の有効活用を念頭に入れる必要があると考えております。現在、具体的な検討を始めておりますが、方向性としては他の医療機関などとの連携及び役割分担を進める中で、病院の規模や病床数を機能面、経営面で適正なものに設定することにいたします。

新病院の主な機能としましては、両病院の機能集約による幅広い救急医療体制、地域がん診療拠点病院、他の医療機関では対応の難しい疾患の診療、診療所等の医師との連携強化によるオープン病床の活用、結核病床及び感染症病床、災害拠点病院、医療連携調整、医師教育支援などを担う地域医療連携センターなどを考えているところであります。また、市民にわかりやすい概要版の作成という御提案についてですが、新病院の具体的な規模・機能等の整備が固まり次第、作成していきたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

9番(高橋克幸議員) 大変丁寧な御答弁をいただきましたので、詳しくは予算特別委員会で行いたいと思います。

議長(見楚谷登志) 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時20分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

19番(佐々木勝利議員) 第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、2010年は節目の年です。一つ、敗戦から65年、日米安保条約改定から50年、平和の問題です。一つ、年金増額など福祉元年から37年、まさしく少子高齢化問題。一つ、地球温暖化防止の京都議定書から13年、地球環境問題。一つ、21世紀の10年目。そして、地域主権改革元年。私は本年を日本の将来を考える元年にしたいと思っております。過去10年間、経済や社会保障の基本的問題は解決されませんでした。今から10年後には65歳以上の人口が29.2パーセントと3割に近づくこの10年が勝負のしどころだと思います。若い世代や将来世代への生活を守ることを真剣に考え行動しなければならないと思います。

質問に入ります。

初めに、地方自治の姿についてであります。

地域のことはその地域に住む住民が責任を持って決める。この地域主権の実現は、単なる制度の改革ではありません。国の形の一大改革であります。住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、これまでの中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立することにあります。地域主権国家の母体は、基礎的自治体、現在の市町村とし、基礎的自治体が担えない事務事業は国が担うという「補完性の原理」に基づいて改革を進めるものであります。基礎的自治体については、その能力や規模に応じて生活にかかわる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限や財源を国及び都道府県から大幅に移譲するものであります。

鳩山政権が地域主権改革のために設ける「国と地方の協議の場」の法案の骨子がまとめられ、今国会での成立を目指しています。参考までに、法案の骨子は次のようになっております。目的は、地域主権改革の推進、構成員は、主要団体と地方六団体のそれぞれの代表を議員とする。議長は官房長官を予定、首相についてはいつでも出席できる条件としております。協議事項は、国と自治体の役割分担、地方行財政、地方税制、社会保障、教育など。開催は首相が招集の、地方側も臨時会議の招集を求めることもできる。協議報告については、議長は、協議の概要を国会に報告、各議員には結果の尊重義務。こう記されております。これが設置されれば、政府と自治体が行財政、税制から社会保障、教育など地方自治にかかわる広範な政策を企画立案の段階から話し合う初めての場となる、こういう構想であります。

そこで、この新政権の地域主権に対する市長の御所見を伺います。

次に、財政について。

1 点目、2009年度の決算見込みについてであります。

改めて確認したいと思います。一般会計における2009年度の予算上の累積赤字額は、補正予算を提出した時点で4億9,100万円となり、単年度収支は財政健全化計画上の1億1,600万円の黒字を確保して2年連続の黒字となる見通しのことですが、実際のところはどうか、詳しく説明してください。そして、財政健全化法上の各指標の数値はどうか、今後の見込みを含めて説明いただきます。

2 点目は、2010年度予算についてであります。

2010年度の一般会計の当初予算は、2009年度をやや上回り、551億6,000万円となっております。その内訳を見ますと、歳入の市税収入は前年度と比べ9億3,600万円と6.3パーセントの減少、地方交付税は前年度と比べ5.8パーセントの増、また、国が徴収し、地方自治体に譲与される所得税、消費税の地方譲与税交付金などについては、2009年度に比べると約1,900万円の減となっております。一方、歳出を見ますと、民生費は障害者福祉費や子ども手当、生活保護費の増加などにより、約18億7,200万円の増となっております。そして、衛生費は北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金などの増加により約1億円の増加となっております。公債費については69億1,200万円で、公的資金の借換えに伴う減などにより、2009年度と比べ9億5,000万円の減となっております。また、職員給与費で見ますと、職員数の減少などにより約1億4,300万円の減となっております。

そこで伺います。

初めは、予算編成に当たり特に留意した点は何かについて、説明をしてください。

また、累積赤字解消を目指す財政健全化計画が順調に進む中で編成した新年度予算について、その特徴と問題点を示してください。

昨今、財政健全化のための自治体の工夫や試みとして、遊休資産の売却など各種の増収策に乗り出しています。また、近年盛んなのが、公共施設に名称をつける命名権を企業に売却する試みです。また、

地域密着型のインターネットサイトを開設して、増収を図る自治体も出現してまいりました。

一方、人口を増やして税収増を図る王道の方法を目指す自治体もあります。例を挙げます。若者定住集合住宅の建設に取り組む長野県の下條村では、2003年から2006年の出生率の平均が2.04を記録しておりますが、ここの集合住宅は60平方メートルの2LDKで家賃は月3万6,000円、隣の飯田市の約半額で借りられるとあって、若い夫婦の定住化が進んだ事例であります。また、まちのさらなる活性化に向けて地方自治体の財政難を救うカンフル剤はないのかと模索している地方自治体もありますが、大事なことは、まちづくりには外部の目が必要だと指摘されています。再開発の結果、個性を失ってしまったまちには魅力は生まれません。今、外部の人が求めているのは、どこにもないものではなく、今あるもの、よそから来た人がそのまちのよさがわかるものだと指摘されております。

以上、この点については問題提起と政策提言とさせていただきます。

次に、環境保全について。

今、地球にかけられた布団が厚みを増しているというような指摘もあります。世界気象機関(WMO)によると、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの世界平均濃度は、2008年、過去最高値を記録しました。毎年41億トンもが大気中に蓄積されている状態です。鳩山首相は、温室効果ガスを2020年に1990年比で25パーセント削減すると世界に向かって宣言しました。産業界から厳しい目標だと指摘が出ていますが、温暖化やCO₂削減に取り組まなければならないと思います。削減目標は不可能な数字ではないという見方があります。環境省がまとめた研究に基づくと、エネルギーを使う側が省エネ努力で削減目標の半分が達成可能、残りは供給側が化石燃料から太陽光などの新エネルギー源に代替することなどで削減が可能というように押さえております。こうした努力で低炭素社会をつくるのが可能だとしております。

そこで伺います。

懸案だった小樽市環境基本条例制定と環境基本計画の策定に向けた取組が進められております。現在までのこの進捗状況とその見通しについてお知らせください。

こんな特集記事が載ってましたので紹介します。北海道では空から降る雪も氷も生かすことができます。例えば、新千歳空港では、まさに本年2010年から除雪した雪を空港内の夏の冷房に活用することにしています。稼働すれば年間で2,100トンのCO₂が削減できると見込まれております。また、北海道は新エネルギーの宝庫だとされています。バイオマスがあります。生物体や生物からできた有機物であれば、何でもエネルギーになると言われてもいます。利尻では、島に繁茂するササを使う計画があります。自分たちの身の回りにあるものもエネルギーの可能性があるとされております。北海道は、地理的にも新エネルギー普及の大きな可能性が秘められていると言われております。エコはエコロジー、環境保護であり、エコノミー、節約でもあります。新たな雇用と自然との共生が両立できる、つまり豊かな低炭素社会を実現できる大地なのだと言われております。せっかくの可能性があるので、世界のモデルを目指してもいいのではないのでしょうか。これから取り組む課題が見えてきました。

以上、問題提起と政策提言にさせていただきます。

次に、介護問題についてです。

低所得で身寄りがなく、体が弱った高齢者が見捨てられています。こんな事件の記事がありました。昨年3月、入居者10人が犠牲になった群馬県渋川市の高齢者向け施設、「静養ホームたまゆら」での火災でそれが明らかになりました。夜は外からかぎをかけられ、当直職員は1人という貧しい介護。火災報知器はなく、ベニヤ板で増設された建物だったため、火の回りが早かったとのこと。運営するNPO法人の理事長は、業務上過失致死の疑いで逮捕されました。犠牲者の6人は、東京都内の特別養護老人

ホームなどに入れず、たまゆらを頼ったそうであります。事態を改善するために、東京都は、スタッフが24時間いて、食事もある低家賃の高齢者住宅を整備していく方針を決めたそうであります。だが、安心して介護を受けられる場が不足しているため、苦しんでいるのは何も低所得者や身寄りのない高齢者に限らない、中間層や比較的豊かな階層の人々にとっても、介護問題は深刻であります。

そこで、市長の受止めと御見解を伺います。

特別養護老人ホームは、入所希望者の多くは、待機状態にあります。有料老人ホームは入居一時金も毎月の費用も高い。病院では高齢者が長い間入院するのは難しく、原則として3か月ほどで退院を勧められます。自宅で介護を望む人は多い。しかし、今の介護保険制度では十分な介護を受けられず、家族に負担を強いられているケースが多いのが現状であります。そして、家族に介護疲れが広がっているのも事実です。そのため、特別養護老人ホームへの入居希望者が増えているのが現実です。まず、必要なのは、特別養護老人ホームやグループホームなどの増設とケアの改善、施設整備や人材配置への補助金を大胆に増やすことが国に求められているのではないのでしょうか。

新政権は、療養病床を削減する介護療養病床再編計画を現在、凍結し、介護の場から追い出されたり、長い間入所待ちを余儀なくされたりしないよう、将来にわたって必要な病床数を確保することを検討しています。また、地域における各種病床間、施設間の連携を促進し、適切な医療・介護提供体制を構築するとしています。また、40万人の施設入所の待機者を解消するため、現行の施設整備計画の3倍のスピードで、質の高いグループホームをはじめ、特別養護老人ホームや老人保健施設、そして地域に合った小規模多機能施設を増設するとしています。介護保険制度は国民の共同連帯の理念によって成り立ったものであり、家族介護だけに負担を強いるのではなく、介護を必要とする人に良質なサービスを提供するよう、介護基盤整備の拡充に力を入れなければなりません。

そこで小樽市の現状と課題について具体的に伺います。1点目、各施設サービスの実態把握と今後についてお示しください。2点目は、各居宅サービスの実態把握と今後についてもお示しください。

介護問題は、21世紀の世界の問題だと言われてます。日本の介護は、本格的に動き出してまだ10年と言われてます。制度の抜本的改善と介護分野では働く人々の努力が組み合わさっていれば、必ず日本は介護先進国となり、全世界に向け日本が指導性を発揮する日が来るのではないかと、現在、東京下町の柳原診療所長の増子忠道氏は力説しています。それから、人が亡くなる場所は、かつて自宅がほとんどでしたが、70年代に逆転して、現在は8割近くが病院で亡くなる。最近はそれに加え、介護施設で亡くなるケースも増加し、新たなみとりの場になっていると言われてます。

こんな発言をしている人がいます。「介護施設は入居者にとって生活の場である。病院ではなく、最期まで住みなれた場所で死にたいという高齢者の願いをかなえようと、終末期医療に対応する施設も少しずつ増えている。」と、これはワタミ株式会社代表取締役CEO渡邊美樹氏の提言であります。

次に、若者の雇用就労住宅についてです。

今年の文部科学省の調査による2月23日発表によると、今春卒業予定者の高校生の昨年12月末時点での就職内定率は、前年同時期と比べて7.5ポイント低い74.8パーセント、卒業が間近になっても前年より1万人多い4万6,000人の職場が決まっておらず、本年の高校卒業予定者が直面する就職の難しさが改めて浮き彫りになったのであります。前年同時期と比べて7.5ポイントという下げ幅は、毎年12月末のデータとしては1976年度の調査開始以来、過去最大と言われてます。道内は8.3ポイント減の56.2パーセント、それから、都道府県別で沖縄県に次いで下から2番目の46位であります。道内は就職希望者1万837人に対し、内定者は6,087人、男子の内定率は10.2ポイント減の62.6パーセント、女子は6.1ポイント減の49.4パーセントで、男子が大きく下落したと言われます。道内での就職希望者の内定率は53.9パーセ

ントで、10月末と比較して道外希望者79.5パーセントとの差が縮まったようであります。

そこで伺います。小樽市の実態把握していることについてお示ください。

雇用失業情勢の悪化に伴い、派遣労働者を含む多くの非正規労働者が職場を追われて、ネットカフェで寝泊まりしなければならない人が増加していると言われております。この状況を改善するため、民主党は「住まいと仕事の確保法」を制定して、住居がなく安定した就職が難しい若者などに対して、ハローワーク、自治体、企業の連携の下、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居などの支援、また自立を希望する若者が安定した職業につけるように、若年者等職業カウンセラーによるハローワークでの就労支援、二つ目に個別就労支援計画の作成などによる職業指導、三つ目には民間企業での職業訓練などを行う予定であります。教育機関、企業、国、自治体が連携して職業体験学習や企業見学、インターンシップなどを行い、若い世代の就労意欲の向上を図るとされております。

そこで伺います。小樽市のこれまでの取組、特に新規高卒者の具体的な取組について、実績と成果をお示ください。また、今後、新規施策、また予定していることがあれば、お示ください。

次に、子供の貧困の問題について。

給食のない夏休み、体重の減る子がいる。1日の主な栄養源が学校給食だけという子供たちがいます。現代日本の子ども白書による現在の子供の貧困ということでもあります。

私たち社会のあり方が問われています。日本教職員組合の教育研究全国集会が1月23日から3日間、山形市で開かれました。新聞でも報道されております。教研集会でも貧困、格差に苦しむ報告が次から次と発表されました。広がる格差社会の中で不況の影響を受けて「弁当代がないため、お昼を抜いている。」「自宅のガスや電気がとめられた。」とか、家族3人で1週間で200円でしのぐ女子生徒や母子家庭の母親が疲労で倒れたり、修学旅行代が払えない男子生徒がいて、家計を支えるため、アルバイトをさせたいと望む親もいるという。これが現実です。

貧困や格差は社会問題であり、子供の責任ではないと思います。昨年は子どもの権利条約が国連で採択されて20年を迎えました。また、日本が条約を批准して15年になります。しかし、どうでしょう。子供たちの状態は悪くなるばかりでよくなるのが現実です。大人は子供たちが今一番求めていることを子供たちの側に立って発言していくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、教育長の御所見を伺います。

共通理解のために確認したいと思います。子供の貧困とは、子供が経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態に置かれた発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの多くの不利を負ってしまうことでもあります。これは本来、社会全体で保障すべき子供の成長発達を個々の親や家庭の責任とし、過度の負担を負わせている現状では解決が難しい重要な社会問題なのです。人間形成の重要な時期である子供時代を貧困のうちに過ごすことは、その後の成長発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、みずから望む人生が選び取ることができなくなる、いわゆるライフチャンスの制約をもたすおそれがあると言われる。子供の今と同時に、将来を脅かすもの、それが子供の貧困なのです。子供を取り巻くますます厳しくなる環境を、何としても大人の責任で解決しなければならないと考えます。

最後に、教育課題について何点か伺います。

1点目は、昨今の経済状況を見たとき、保護者の所得は目減りし、経済的格差が教育格差を招くことが懸念されます。しかし、子供たちには夢の実現や明日への希望を確信させたいものです。そのためにも、教育予算を増額し、経済的格差、教育的格差を是正し、教育環境の整備、充実に投資すべきと言われる。教育への投資は未来への投資、子供への投資という観点に立って新年度教育予算を見たとき、

教育長はどう評価していますか。

新政権の下で、教育政策が大きく様変わりしようとしています。この転換をどう受け止め、どのように教育行政を推進していこうとしているのか、お聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域主権についての私の所見ということでありまして、この地域主権の確立に当たりましては、地域が持つ特性を生かしながら、豊かさを実現するため、地方自治体がみずからの判断と責任において行政サービスを展開しなければなりません。このためには、税源移譲による地方税の確保、地方交付税の増額など、地方が自由に使える財源の確保が不可欠でありまして、また、多様な地方の声を聞き、国と地方が十分協議を行いながら、さまざまな施策の制度設計に意見を反映していくことが重要であると考えております。ぜひ、こういう方向で地域主権の確立がされるように期待しているところであります。

次に、財政問題に関しまして、まず平成21年度一般会計の決算見込みであります。普通交付税は予算に対して増額とはなりませんが、既に地域経済活性化等推進資金基金への積立てをはじめ、これまでの補正予算の財源として使用しているなど、本年度も大変厳しい財政運営となっております。したがって、単年度収支の黒字確保に向けては、さらなる財源対策が必要と考えまして、本定例会において減収補てん債や北海道市町村振興基金等の市債の増額を計上したところであり、このことなどによりまして、本定例会補正後における予算上の単年度収支は、1億6,700万円程度の黒字となる見込みであります。市税収入や除排雪経費など、まだ不確定な要素もありまして、現時点ではそれ以上のことを申し上げる段階ではありませんが、財政健全化計画上の単年度収支の目標数値であります1億1,600万円の黒字の確保に向けて、残された期間につきましても、歳入の確保等にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる健全化判断比率であります。本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は1.5パーセント程度、連結実質赤字比率は3.7パーセント程度と、いずれも平成20年度決算よりも若干改善する見込みとなっております。なお、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、算定する際に用いる係数にまだ不確定要素が多いことから、現時点では試算しておりません。

次に、今後の健全化判断比率の見通しであります。22年度以降も市の各会計とも厳しい財政状況にあることには変わりがないと考えておりますが、特に多額の赤字を抱える会計のうち、一般会計については健全化計画上の毎年度の目標達成に努めるとともに、病院事業会計や国民健康保険事業特別会計についても、それぞれ今後も全力を挙げて収支改善の取組を進めまして、実質赤字比率や連結実質赤字比率の改善に努めてまいりたいと考えております。また、実質公債費比率と将来負担比率については、20年度決算ではいずれも早期健全化基準を大きく下回っており、現在のところ比率が大きく増加する要素はありませんが、将来的にもいわゆる危険水域に入ることのないよう、その動向には十分注意してまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の予算編成に関しての特に留意した点などについてであります。基本的な姿勢として、事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して、緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた

予算の中で国や北海道などの施策と呼応した施策、特に、経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。

総じて申し上げますと、一般会計における歳入では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の増額は見込めたものの、個人市民税など市税収入の大幅な減少が避けられないこと、また、歳出では北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や扶助費の増加が見込まれることなどによりまして、21年度の当初予算に比べて減少したとはいえ、引き続き他会計からの借入金や職員給与等の削減継続による財源対策を講じざるを得ず、あえて問題点ということではありませんが、今回の編成作業につきましても、大変厳しい状況だったと思っております。そのような中にありましても、21年度補正予算との連携を図る中で、地元企業に対する発注を前提とした公共事業費の確保に努めたほか、国の雇用対策交付金関連事業の実施や地域経済活性化等推進資金基金の積極的な活用などによる雇用対策や中小企業等への支援など、現状の財政状況の中では可能な限りの予算計上ができたものと考えております。

次に、環境保全についての御質問でありますけれども、まず小樽市環境基本条例の制定につきましては、公害対策審議会に諮問する形で進めておりまして、昨年10月に審議会から示されました素案を基に原案を作成し、この条例原案について本年1月から1か月間のパブリックコメントを実施し、現在、提出された意見の取りまとめを行っているところであります。今後の予定としましては、次回の公害対策審議会においてパブリックコメントで寄せられました意見も含めて御審議をいただき、最終的な答申を受けて、条例案を本年第2回定例会に提案したいと考えております。

次に、環境基本計画につきましては、条例制定後の平成23年度から3年程度をかけて策定作業を行い、26年度からの計画実施を予定しております。

次に、介護問題について何点か御質問がありましたけれども、初めに、介護サービスが不足していることに対する見解でありますけれども、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスについては、必要量に対し供給量が一定程度整備されているのに対しまして、施設サービスについては供給量が不足していると認識しております。この原因は、前政権において介護給付費圧縮のため、施設から在宅に介護サービスをシフトしたことによるものではないかと考えております。

次に、介護サービスにおける小樽市の現状と課題でありますけれども、さきに述べましたとおり、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスについては、必要量に対し、供給量が一定程度整備されているのに対しまして、施設サービスにつきましては、65歳以上人口の10万人に対する介護保険施設の定員は、全国平均の2,981人に比べ、小樽市は3,512人と全国平均を上回っている状況にありますが、実態としては供給は不足していると認識しております。また、地域密着型サービスのうち、グループホームにつきましては、平成21年度に新設のグループホームが3か所整備され、開設からすぐに満床となる状況を見ますと、必要度が高いものと考えますし、市内に6か所あります小規模多機能型居宅介護につきましては、当市の要介護認定者数から見て供給量を整備すべき状況にあると認識しております。

次に、施設サービスの課題についてでありますけれども、現政権は介護療養病床の全廃を凍結しておりますが、各保険者は前政権時代に策定した第4期介護保険事業計画において介護療養病床を全廃し、給付費が減少する前提で計画を立てております。このため、平成22年度以降の施設整備計画については、国の方針が示されなければ進めない状況にありますので、早急に方針を示していただきたいというふうと考えております。

次に、若者の雇用就労支援でありますけれども、まず新規学卒者の就職状況であります。昨年1月末に市内8高校に聞き取り調査を行ったところ、就職希望者数は344人、内定者数が240人で、内定率は69.8パーセントでありました。本年につきましては、2月23日時点において就職希望者数が343人、内定

者数が225人で、内定率は65.6パーセントとなっております。昨年と同時期の比較ではありませんけれども、大変厳しい状況にあるものと考えております。

最後に、本市の新規高卒者等に対する具体的な取組と成果であります。市内企業の事業主や従業員から各業種の現況や将来性、社会的役割などの説明を受けるジョブガイダンス及び面接の基本マナーなどを学ぶ「就職サポート実践講座」には、平成21年度は101人が参加しました。また、採用予定企業が面接を行う就職促進会には、これらの講座等に参加した高校生を含め、143人が参加し、このうち36人が採用予定となりました。新規施策としましては、新規高卒者の市内企業への就職を促進するため、平成22年度に「小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金」を創設することとしておりまして、これらの事業を実施することにより、厳しい就職状況に置かれている新規高卒者が一人でも多く市内企業へ就職が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困についてであります。御指摘のとおり、貧困や格差は社会問題であり、このことで学校でもさまざまな問題が起きていることは承知しております。こうした状況から、学校教育においては、小中学校の就学援助や幼稚園就園奨励費などによる支援制度があり、新年度からは高校の無償化なども行われるところであります。しかし、このことは教育だけの問題ではなく、福祉や雇用、景気回復など、政治や社会全体で取り組んでいかなければならないものであると考えております。

次に、新年度の教育予算についてであります。第6次総合計画に基づき、幅広く教育行政を推進するための予算として、約17億5,000万円を計上したところであります。まず、学校教育におきましては、平成23年度小学校の新学習指導要領全面実施に向けた対応として、理科教材購入予算の増額をしたほか、特別支援教育支援員の増員、施設面では今議会の補正予算による前倒し分も合わせて、地元発注による洋式トイレの設置、児童・生徒用いすの補修、4階以上の教室の転落防止用手すり設置など、直接子供たちがかわる学校の環境の整備を進めてまいります。

一方、社会教育については、小樽文学館・美術館の再整備や重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号保存修理工事完成記念式典などの開催、青少年「科学の祭典」の開催といった市民が文化芸術に触れる機会を増やすとともに、子供たちが楽しく学ぶ機会を設けるなど、生涯学習社会の実現を目指してまいります。

以上のように、学校教育、社会教育ともに総合計画に基づいた施策を進めてまいりたいと考えております。

なお、教育費総額では、本年度の当初予算との比較でほぼ同程度になりますが、先ほども申し上げましたように、今定例会の初日に先議していただいた地域活性化・きめ細かな臨時交付金などを活用した補正予算により、約6,000万円を前倒しして計上しておりますので、実質的には当初予算を上回る規模になったものと考えております。

最後に、新政権の教育政策についてであります。具体的な動きとして、4月から高校授業料の無償化に向けた法案の審議が開始されております。高校への進学率が97パーセントを超えている中、無償化により教育に係る国民の負担を軽減し、経済的な理由による退学に歯止めをかけるものと考えております。このほか、文部科学省が取り組んでいる理数教科の少人数指導の充実など、教員定数の改善にも注目しており、こうしたことも考慮しながら、本市の教育行政の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

19番(佐々木勝利議員) 3点ほど再質問をさせてください。

財政のほうで1点目です。

今年度の予算の特徴とその問題点をお示しく下さいというふうに言ったのですけれども、市長の答弁では、後段のほうで問題点はないというふうに言っているのか、その辺のところ聞き取れなかったのをお願いします。私は、いわゆる財政の問題では「入りをはかって出を制する」ということ、そして身の丈に合った財政運営ということを毎回やりとりさせてもらっておりますけれども、市の財政構造上の問題点というものはないのかどうか、それを含めてお聞かせください。

それから二つ目は、介護問題のところ詳しく説明をいただきました需要と供給の関係なのですけれども、私が注目している一つは、小規模多機能居宅サービス事業です。今、御答弁では、市内6か所で行われているということで、この整備に少し力を入れていきたいということで御答弁があったと思うのですけれども、この小規模多機能居宅サービス事業の内容と今後についての考え方と課題をお知らせください。

それから最後は、教育委員会から丁寧な説明をいただきました。それで、今、取り組んでいる内容についてはよくわかるのですけれども、ひとつよく言われます信頼される教育行政というのが課題だというふうに思います。信頼される教育行政について、どのように考えて、どのように努めているのか、この辺についてお答え願いたい。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝磨) 財政の問題について私からお答えいたします。

小樽市の財政の問題点はいろいろあるわけでございまして、一つは何と言いましても、基本的に税収構造が弱いというのがずっとありますし、それからもう一つは、依然として赤字財政であるということですから、このことにつきましては、一日も早く脱却をしなければならないというふうに思います。とにかく一般財源を確保しまして、必要な事業がきちんとできるような体制が必要だと思っておりますので、そういう方向で努力をしていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

医療保険部長(中村 浩) 介護保険の関係で、小規模多機能型居宅介護について御質問がございました。

小規模多機能型居宅介護といいますのは、平成18年から新しく始めました地域密着型サービスのうちの一つでございます。従前からあります認知症のグループホームあるいは認知症デイサービス、小樽にはございませんけれども、夜間の訪問介護、それとこの小規模多機能型居宅介護というのが地域密着型の代表的なサービスになります。具体的には、これまでありましたホームヘルプサービス、いわゆる訪問介護とデイサービス、通所介護とショートステイ、この三つの機能を合わせて、要介護度に応じて月額定額で何度お使いになっても構わない、訪問介護も通所介護も、それからショートステイについても、ショートステイの宿泊料は保険外でございまして、例えば1泊1,000円とか1,500円とか別にお支払いいただきますし、あるいはデイサービスの食事についてはこれも保険外でございまして、1食幾らということでございますけれども、それ以外のいわゆる訪問介護のヘルプサービスあるいはデイサ

ービスの送迎につきましては、月額定額の中で含まれるサービスでございます。これはもともと2015年の高齢者介護という国の方針を定めた中で、宅老所という保険外のサービスを保険のサービスに適用しようと、そういう形でつくられたサービスなのですけれども、これも平成18年の改正のときに介護給付費を削減するために、宅老所の中の、いわゆる居住のサービスを保険外にしてしまったために、現在、まだサービスの適用が少なく、需要も少ないところでございます。具体的には、それぞれの事業者が居住のサービスを、例えば高齢者専用賃貸住宅等を近くに建てて、はっきり言うと囲い込みをして、その中でこのサービスをやっているというのが実態ですので、これはサービスの改善を求められるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

信頼される教育行政についてであります。小樽市教育委員会といたしましては、総合計画に基づきまして、生涯学習社会の実現に向け、仕事をさせていただいているところでございますが、学校教育に限定して説明をさせていただきますと、御承知のように、小樽市学校教育推進計画におきまして、その重点を五つほど挙げてございますが、とりわけ5点目の「信頼に応える学校づくり」に向け、それをサポートしていくことが、私ども教育委員会の大きな役割だというふうに承知してございます。そのために、例えば開かれた学校づくりの推進でありますとか、活力ある学校づくり、また教員の資質、能力向上、また一方では小樽に根差し、小樽市民からのさまざまな期待にこたえられるような、そういう学校づくりに向けて、私どももバックアップしてまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

19番(佐々木勝利議員) 今の教育長の御答弁は、学校教育に絞ったものでしたが、私が教育行政というのは学校教育だけではないわけですから、その辺についてはまた委員会等で行いたいと思います。

議長(見楚谷登志) 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時35分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 平成会を代表して、質問をいたします。

新しい合同庁舎が完成をいたしました。通常であれば祝福されるべきときに、運輸局の撤退があり、58名規模だったものが1名みの常駐という衝撃的な結果でありました。これから国の出先機関の見直しが始まるとの報道があります。市内に設置されている国の機関で、削減、移転の可能性はありますでしょうか。

次に、港の風景がずいぶん寂しくなりました。ロシア船に車を積み込む姿が見えなくなり、ルーブルの交換に巡回してくる車、中古の電化製品を売り込みに検問所の外に待つ車の姿もありません。2008年の日本の対ロシア自動車輸出は、乗用車97.6万台、うち新車45.8万台、中古車51.7万台であったものが2009年には、1月から8月までの統計ですが、新車3.3万台、90パーセントの減、中古車2.5万台、93パー

セント減と壊滅的数字です。小樽も同様の状況ですが、回復についての見解はいかがでしょうか。

そして、市内経済への影響はどのように出ていますでしょうか。

また、ロシアから日本へ来るものとしては、北海道へ来る観光客の人気の品としてカニがありますが、タラバガニの流通が極端に減っていますが、その状況と観光業、観光土産品店への影響はどのように出ていますでしょうか。

次に、飼料についてですが、十勝港は農業港と位置づけられ、飼料コンビナートの建設が進み、保管能力4万トンのサイロが完成し、飼料製造工場は40万トンの規模となります。このことにより、日清丸紅飼料小樽工場が月産8,000トンを生産し、小樽に残るのは1万6,000トン分とする計画と聞きました。工場も古いので、いずれは全料移転するのではないかと心配もされます。この辺の状況については、どう分析されていますでしょうか。

小麦においても、高島の日本製粉小樽工場も古いですが、この工場の動向はどうでしょうか。

大型クルーズ客船に関連して、お尋ねをいたします。

釧路港では、耐震旅客船ターミナル事業が、工事費109億6,000万円かけ、進められています。大型客船を入港させるため、水深9メートルのしゅんせつ工事に20億円かかると聞きます。大型クルーズ客船の入港で、地域経済活性化のねらいですが、2006年度の13隻、乗船客5,831人をピークに減少しており、本年上半期の予定はわずか2隻です。釧路市は客船誘致に苦労していますが、小樽市はさしたる投資もせずに入港し、恵まれております。さりながら、以前から客船の客の前を飼料荷役のトラックが行き交い、粉が舞っていた状況は基本的には変わっておりません。小樽の大型客船の入港隻数、乗船客数は近年どのようなものか、また荷役作業と接岸中の船との調整はどうなっていますでしょうか。

入港船が増加するほど、この調整は困難となり、ひいては客船の入港先の選択に影響を及ぼしかねないのは、先年のトラブルで経験済みです。かつて第3号ふ頭を国際コンベンションセンターを有する客船用ふ頭とする意識はあったわけですから、その姿勢は将来にわたり大切にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

大構想は将来のものとして、今できることとして、飼料の保管場所を移転し、第3号ふ頭基部の荷役を中止する方向を探るべきだと思います。今までは、倉庫所有者の意向もあり、移転が困難としていましたが、所有者の開発埠頭は第三セクターであり、株も政策投資銀行から小樽倉庫事業協同組合に移り、社長も元市助役の山田藤夫氏となりました。周辺の市営上屋9棟は開発埠頭が使用をしております。あいた上屋を利用して、客の歓迎や市民のイベントをできれば、市民の親しめる港に一步近づけることになるし、同じ土俵に立って構想を練ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

コンテナについてですが、2便に増便となりよかったと思っていたものが、いつの間にか1便に戻っています。なぜなのか、また影響はどうなっていますか。

市は、神原汽船に関連して上海を訪問したわけですが、中国のコンテナ貨物の動向についてどう考えていますでしょうか。

成年後見センター開設とサンモール一番街商店街の動向についてお尋ねします。

小樽北後志成年後見センター開設に890万円の予算が計上されました。丸文書店跡地がセンター事務所に選ばれたことをうれしく思いますし、市民の中からも評価する声が聞こえます。火の消えたようなという言葉どおり、人通りの少ないサンモール一番街商店街にとって、市の施設が入居することは意義の大きいことです。高齢者利用施設が、交通利便性がよく、場所がわかりやすい中心商店街に設置された場合、市内広範囲から相談に来ることが予想されますが、包括支援センターは市内を3圏域に分けて担当しています。中部包括支援センターは担当圏域だけでなく、他圏域からの相談者にも対応が可能です。

あるとすべきと思いますが、いかがですか。

また、旧丸井今井小樽店の建物の再開発については進展が見られませんが、不動産業界もこの不況ではディベロッパーも早急に動けないことが予想されます。現況のままですと、建物の劣化が心配されています。外壁の一部破損も見られ、特にホテル部分は長年補修も満足にしていけないので老朽化がひどく、使用できないのではと指摘する建築関連業者もあります。市としては、建物の劣化をどのように見ていますでしょうか。

一昨年秋の時点で交渉相手とされていたディベロッパーとは、今、どうなっていますでしょうか。

また、サンモール一番街商店街のアーケード維持について、費用をだれが負担していくのか心配があります。ニュー三幸の5階から見ると、アーケードの屋根に厚く雪が積もっていて、だれが排雪するのだろうという声が上がっていました。アーケードの維持・管理の現状は、どのようになっているとお聞きでしょうか。

次に、市立病院についてお尋ねします。経営形態が地方公営企業法の全部適用に変わり、並木局長が就任されてから約1年が経過しました。就任後に改めて小樽を含めた後志管内の医療体制と市立病院の問題などをいろいろと認識されたかと思われます。ただ、経営に関して、残念ながら全部適用に形態を変えた本年度も、医業収支は非常に厳しいものとなりました。

ここで、1年間の総括として、市立病院が全部適用になって改善された点、全部適用の形態では改善されずに残ってしまった問題点があれば、それぞれお答えください。

また、将来の独立行政法人化について現時点での見解をお知らせください。

病院に関する事務は、専門的な知識を必要とするようです。現在の人事制度では、数年で本庁に異動してしまう職員がほとんどで、専門的知識を備えた職員の確保が必要と思われます。

ここで、本市において、小樽市立病院のプロパー職員の採用は、何年度から行われ、どのような人材を教育していくのでしょうか。即戦力を考えるのであれば、中途採用も選択肢の一つとして考えられると思いますが、どうでしょうか。

また、今後の経営改革に関して、さらなる健全化を求めるために、経営状況について外部からの監査を入れる必要があるのではないのでしょうか。

また、経営に関する会議にも事務職員だけでなく、医療従事者も全体の半分以上参加させ、病院に関する運営、経営に関して共通の認識を持つ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

医療のことを一番わかっているのは、実際に現場で働いている医療従事者だという認識があります。その意見が反映されずに、よい病院づくりというのは難しいと思われます。お答えをください。

次に、除排雪体制について、今冬は厳しい寒さもあり、降雪も結構ありましたが、私のもとへの除雪の苦情は極めて少なく、市への除雪の苦情も少ないと思いますが、本年の苦情件数の状況と多い地域はどこでしょうか。

本年の除雪で昨年と違う点があるのか、予算の執行状況はどうか、追加補正を組む考えはあるのか、いかがでしょうか。

貸出しダンプ制度は、私の住んでいる袋小路では極めて有用な制度で、住民は感謝をしています。1軒1万円集めています。本年は2月9日に1回目を行いました。積雪量が多く、9万8,000円かかりました。貸出しダンプ制度以前には金が足りず、道幅を細く除雪したり、自分には車がないからと支払を渋る人がいたり、地区の担当者が苦労しながら今に至ったものです。

今冬、その貸出しダンプ制度が根底から崩されかねない状況が発生しています。最初は、1月に市の中心部の町内の地区の排雪の世話をしている方に、町会長の了解はとってあるので、貸出しダンプ制度

を利用して地区負担は無料で排雪するので申請してほしいという電話がありました。町会長の了解はとってあるというので、町会で費用分担していたわけでもないのに、町会長の指図は受けないと断り、変な話があると私に相談してきました。私も町会長をしています、私にも、貸出しダンプ制度を使うので、町会に負担はかけないので、町内の市道で春先に1回、排雪が入る道の排雪をさせてほしいと電話がありました。私は断りました。他町内では実際に市道の排雪が行われました。その町会から、今、無料の業者が排雪に来ていますと電話があり、現場に行ってみました。そこは昔の防火帯とも言われる市道で、通常の3倍近い広さの通りですが、道幅いっぱい排雪していました。市の排雪では両側に雪を残していく通りです。誘導員はついていませんでした。業者が貸出しダンプ制度からの収入のみで積み込み機械代は無料としていることに、民民の問題なので市が口出しすることではないという姿勢の人もいます。市としては、どの程度状況を把握していますか。

行政の調整が難しい問題で、業界の話合いに任せる姿勢だけでは、来冬は問題が拡大され、手に負えなくなるように思います。考えられる問題としては、負担金なしで排雪できる話が広がれば、私の地区でもだれも1万円の支払に応じなくなり、無料の業者に切り替えざるを得ません。貸出しダンプ制度に対する民間業者の一連の動向について、市としてどのように認識しているのか、見解をお聞かせください。

排雪路線にも無料で除排雪が行われ、貸出しダンプ制度が利用されていることを、市は承知しているのでしょうか。

また、民間業者が貸出しダンプ制度を利用して無料で町会等に除排雪作業の実施を売り込んでいくと、現状何らの歯止めがない中では、貸出しダンプ制度そのものが崩壊していくことが危ぐされます。今後、市としてどのように対応していくつもりなのか、お聞かせください。

市民センター入居団体の室料についてお尋ねをします。

市民センターには市民が会議研修等に使用できる部屋が多数あり、利便性のよさから好評に運営されてきました。その中に各種団体の看板表示のある部屋が6室あります。市民から市民センターの中に団体事務所のあることが不思議がられ、なぜ入居しているのかと何度か尋ねられました。その都度、ここは元労働会館と海員会館のあったところだから、立ち退いてもらうために入居させたのではないですかと適当に答えていました。適当に返事するのままずいかなと思い、改めて市の条例を読みました。条例には、1号から6号までの事務室の面積と借り室料の月額表示があるのみで、どのような団体に貸すのか、長期間固定的に貸すことができるのか、何の規定も記載されておりませんでした。室料については1号室13平方メートル月額8,840円、6号室76平方メートル5万1,680円と室ごとの料金が決められております。平方メートル当たりでは同額で月額680円でした。市内の民間ビル事務所と比較しますと、民間は坪当たり7,000円から8,000円、7,000円とすると平方メートル当たり2,120円となります。市民センターの680円は市内家賃の32パーセントとなります。市内では最高の立地と考えますと、この室料はどうなのかという思いもしましたので、質問をしております。

一つ、室料算定の根拠となるものは何ですか。

二つ、入居の契約書、その更新期間は怎么样了でしょうか。

駐車場料金については、条例に記載がありません。駐車料金の月額を調べましたが、無料とのことでした。理由は、市民センター利用者の駐車料金は無料だからということです。市内中心部の駐車料金は8,000円から1万円です。一般用駐車場とは別に団体専用スペースがあり、使用団体の看板があり、ひもは張ることができます。一区画使用している団体と2区画使用している団体があるが、市民は無料で使用していると知らないから、満車のときでもその区画には駐車しません。利用者から料金は取らないと

いうが、会議や演奏会で入場の市民が無料であるのは当然のことですが、市民センターの敷地内で特定の団体が自分たちの駐車スペースとして確保しているスペースが無料というのは理解できません。料金は取るべきと思いますが、どうですか。

また、冷暖房費、室内掃除費はどうなっていますか。

高額療養費の未請求にかかわる問題については、集中審議日も設けられていますので、深くは触れず、基本姿勢について質問します。

今までの報告は、職員が仕事の内容は知っていながら、け怠していた。つまり、業務を怠けていた。上司は業務遂行の監督を全くしていなかったということです。民間企業でも怠ける行為について就業規則は明快でないと云えます。しかし、民間では仕事にけ怠があるかどうかということは、上司が監督指導し、その上で、仕事をする能力に欠けると判断すれば、配置がえし、さらには退職させます。市では、け怠に対して処分の標準的な基準としては想定していないという説明でしたが、6,700万円の多額の損失を発生した事件のけじめとして、本人及び上司に対する責任をどのようにお考えでしょうか。

私は、部下あるいは同僚の仕事内容、仕事ぶりへの無関心、無干渉が行政の中で常態化しているのではないかと懸念を持っています。今回の前の事件は、職員労働組合委員長の使い込みでした。彼は私の学校の後輩でしたから、彼が組合の専従になってからの様子を見聞きする機会がありました。市民からの風評も耳にしておりました。パチンコ屋への出入りも多く、多額の借金を抱えていた状況の中で、市民の金を直接扱う部署に配置され、事件を起こしました。上司は彼の生活状況をチェックしていなかったのだろうか。なぜ安易に金に近づけさせたのだろうか、そんな疑問を感じたものでした。

今回の事件が起き、改めて組織としてのたるみ、無責任さが浮き彫りになった感があります。け怠、不正の発生する余地のない、又は起こさせない組織のあり方として、上司、部下、同僚間の人間関係の構築に努めるべきであり、それに欠けるものがあったということだと思いますが、いかがでしょうか。

今後、市として再発防止をどのように考えていくのか、お尋ねします。

また、6,700万円をどう弁償するかを検討もされているとのことですが、責任の所在が確定していない現在の時点で、一職員のけ怠によるものに尽きるという話では、全職員による弁償もあるということに職員が納得できるのだろうかという思いがあります。いかがでしょうか。

再質問を留保して、質問を終えます。(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国の出先機関についてでありますけれども、市内にある国の出先機関の削減や移転についてでありますけれども、現在、特別なお話は何っておりませんが、出先機関のあり方について、国において、現在、議論が進められておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ロシアへの中古車輸出でありますけれども、昨年の輸出台数は約4,000台で、対前年比88パーセント減少したところであります。この原因は、昨年1月から実施されたロシアにおける自動車の輸入関税の引上げによるものであり、当初9か月の措置とのことでありましたが、さらに9か月間延長となっております。市といたしましては、早期の回復を願っておりますが、いずれにいたしましても、ロシア政府の政策に作用されますことから、今後の動向を見守ってまいりたいと考えております。

また、中古車をはじめとするロシア貿易が低迷している状況で、これまで小樽港からロシアに中古車

を輸出していた業者が少なくなったほか、ロシアからの船舶の隻数と船員が減少したことにより、港湾収入の減収はもとより、船舶代理店や市内の商店などの売上げにも影響を及ぼしているものと考えております。

次に、タラバガニの流通量が及ぼす観光土産品店への影響でありますけれども、観光客に対して水産物を販売している市内の小売店への聞き取りによりますと、2年前のロシアにおける漁獲規制等により品薄となっており、価格も上昇しているとのことであります。また、不景気の影響からと思われますが、この一、二年は販売量そのものも減少しており、店によってはピーク時の二、三割にまで落ち込んでいく状況にあると聞いております。タラバガニは北海道観光の土産品として人気の高い商品ではありますが、市内にはカニを中心に販売している店はありますが、オホーツク沿岸の観光地のようなタラバガニの産地ではないことや、本市の観光土産品はガラス、オルゴール、近年では人気の高まっているスイーツなどが中心でありますので、小樽観光全体への影響は少ないものと考えております。

次に、十勝港の飼料コンビナート建設による日清丸紅飼料小樽工場の影響でありますけれども、まず日清丸紅飼料小樽工場では、現在、月産2万5,000トンで稼働しており、このうち約3割が十勝の飼料製造工場に移行すると聞いております。十勝の飼料製造工場は本年9月に完成し、試運転後、来年4月に本格稼働となる予定であります。日清丸紅飼料小樽工場からは残りの約7割分の生産を今後も続けていくというふうに聞いております。

また、日清製粉小樽工場の動向であります。機械類の維持更新などにより、生産能力は維持していると聞いております。市といたしましては、両工場が小樽港における基幹的事業所であるとともに、本市の産業経済におきましても重要な工場であることと認識しておりますので、今後ともできる限りの支援をしてみたいと考えております。

次に、クルーズ客船に関連しての御質問であります。まず過去3年間の入港隻数と乗客数であります。平成19年が9隻で3,724人、20年が10隻、3,708人、21年が15隻、7,156人です。なお、22年は16隻の入港が予定されております。また、荷役作業と接岸中の客船との調整であります。現在、客船の接岸は作業に影響がない第3号ふ頭の手宮側の16番バースを主に使用しております。今後は、作業のない日曜日にしか接岸できない札幌側の14番バースにつきましても、第3号ふ頭周辺利用高度化事業を進める中で、平日も接岸できるよう、荷役方法の変更などについて荷役業者と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭を客船用ふ頭にすることについてであります。当該ふ頭の再開発に関しましては、平成元年に取りまとめた小樽港再開発計画調査、4年に取りまとめた第3号ふ頭再開発ガイドライン・ガイドプラン、9年に策定した港湾計画においても、一貫して旅客船ふ頭として位置づけてまいりました。また、19年に策定した小樽港将来ビジョンにおきましても、第3号ふ頭を交流・生活ゾーンの中に位置づけており、将来的には客船・旅客船ふ頭となることが望ましい姿であると考えております。

次に、飼料の保管場所の移転の問題でありますけれども、第3号ふ頭で取り扱われている飼料等の穀物は、ふ頭内4棟の上屋のうち3棟を使用しており、現時点でこれと同規模の代替施設を確保することができないことから、移転は難しいものと考えております。しかしながら、近年、クルーズ客船の入港隻数が増えている状況にあることから、第3号ふ頭の環境整備は重要な課題であると考えており、当面の事業を進めるに当たっては、利用者と十分協議を行い、理解を得ているところであります。

次に、中国定期コンテナ航路についてでありますけれども、平成19年3月から、上海航路青島・大連航路とに分かれ、小樽港には週2便が就航しておりました。しかしながら、その後、貨物の取扱いが低迷する中で、燃料の高騰の影響もあり、昨年1月中旬から小樽と青島・大連との取扱貨物を富山港で上

海航路の船舶に積み替えることにより、小樽港へは1便のみが就航することになりました。このことにより、現行の貨物の取扱いにおきましては、特に支障はないものと聞いております。また、1月に上海に訪問した際に、中国では富裕層が増加しており、市場のさらなる成長性があるとの説明も聞きましたので、輸出拡大への手ごたえも感じましたことから、今後、中国コンテナ貨物の集荷対策に官民挙げて努力していきたいと考えております。

次に、成年後見センター開設とサンモール一番街商店街について何点か御質問がございましたが、初めに、中部地域包括支援センターに訪れる相談者についてであります。中部地域包括支援センターに限らず、市内3か所の地域包括支援センターでは、地域や相談内容を問わず、最初の相談窓口として受付をいたしますので、どなたの相談にも対応することができますので、今後PRに努めてまいりたいと思います。

次に、旧丸井今井小樽店の建物についてであります。丸井今井小樽店の店舗棟と小樽グランドホテルのホテル棟が平成2年にしゅん工し、アネックス棟が翌年の3年にしゅん工しましたので、築後約20年が経過しております。この間、管理会社である小樽開発株式会社が建物の維持・管理を行ってきておりますが、必要最小限の補修にとどまっており、大規模な改修はなされていないことから、再活用に当たりましては、相当程度の改修工事が必要と伺っております。

次に、一昨年秋に交渉していたディベロッパーでありますけれども、現在、その業者との交渉はなされていないと伺っております。

次に、サンモール一番街商店街のアーケードの維持・管理であります。管理経費の大口負担先であった丸井今井小樽店の閉店と当該振興組合の加盟店舗数の減少によって、維持・管理経費の十分なねん出が困難となっていることから、必要最小限の維持補修にとどまらざるを得ない状況にあると伺っております。

次に、今年度の除雪に対する苦情であります。苦情件数は昨年度並みとなっており、そのうち、積雪の多い桜・望洋台方面の苦情が全体の3割を占めております。

また、今年度と昨年度との除排雪作業の相違点であります。今年度の降雪が昨年度より早く、1月中旬には道路わきの雪山が大きくなり、車道が狭く見通しが悪くなったため、その後の降雪予想及び気温など、総合的に判断し、昨年度よりも早く排雪に取り組んだところであります。

次に、除雪予算でありますけれども、2月末で8割強の執行状況となっております。また、今後の降雪状況にもよりますが、バス路線などの幹線道路や主な生活道路についてはほぼ排雪を終えており、現時点では追加補正の必要はないものと考えております。

次に、無料の除排雪作業での貸出しダンプの利用に対する市の見解でありますけれども、貸出しダンプ制度の利用を前提として、民間事業者が町会等の除排雪を無料で行っていることにつきましては、町会長などを通してお話を伺っておりますが、地元の負担がない中での貸出しダンプ制度の利用は、町会等の負担の軽減を図るとする本制度の目的とは異なる面があるものと考えております。

次に、排雪路線における貸出しダンプ制度の利用でありますけれども、排雪路線には第1種から第3種までの種別がありまして、排雪の方法や回数、時期などが種別により異なることから、排雪路線であっても町会等の要請がある場合には、利用を認めてきております。なお、今年度これまでのところ、本制度を排雪路線で利用し、費用負担がなかった町会が2町会あることを確認しております。

また、今後の貸出しダンプ制度のあり方についてでありますけれども、貸出しダンプ制度の目的との整合性や町会等の自発的な除排雪作業の実施が適当な路線かどうかなどの観点から、制度の整理を行い、今後とも市民が安心して利用できるような対応をまいりたいと考えております。

次に、市民センター入居団体の室料についての質問でありますけれども、初めに入居団体の室料の算定であります。現行の利用料金は小樽市民センター条例別表に各事務所ごとに定めておりますが、これは市民センターの前身の施設の使用料を基に再算定したものであります。

次に、入居団体の利用許可の更新であります。市民センターの指定管理者が入居する団体から年度ごとに利用許可申請書の提出を求め、利用を許可しております。

次に、入居団体が使用している駐車場の利用料金であります。入居団体は旧施設のころから駐車場を無料で使用しており、これに倣って市民センター入居後も同様の利用を認めておりました。しかしながら、最近の市有地での駐車利用状況を踏まえ、駐車場使用のあり方について、今後、早い時期に入居団体と協議が必要であると認識しております。

次に、冷暖房費につきましては、入居団体それぞれが冷暖房機を設置して個別に費用負担しており、また清掃についても、使用している事務室を団体各自が行っております。

次に、高額療養費の未請求問題についてでありますけれども、本人及び上司に対する責任であります。今回の問題に関しましては、担当職員について業務を怠り、市に多大な損害を与えたばかりか、市民の皆さんの信頼を大きく失ったことから、重い責任があると考えており、一方でこれを長期間見過ごしてきた管理監督者にも相当の責任があると認識しております。したがって、現在、担当職員も含めた当時の関係者について、これらのことを念頭に置きながら、職員分限懲戒審査委員会の中で処分について審査をしており、行政責任について早急に結論を出していきたいと思っております。

次に、今後の市としての再発防止でありますけれども、担当課においては既に事務処理マニュアルの整備やパソコン等を活用した高額療養費の請求事務の機械化などを進めておりました。類似する業務を担当する部署においても、業務の点検やチェック体制の確認などを指示したところであります。また、庁内に設置しました調査検討委員会の中でも、「再発防止のための基本マニュアル」の作成を進めており、今後、全職員に周知するとともに、職員研修などで職員の意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、職場における人間関係の構築には、職員間のコミュニケーションが非常に大切であり、このことは職員研修や部長会議などにおいて常に職員に話をしておりますが、今回の問題を期に、今後さらに徹底していきたいと思っております。

最後に、損失補てんについてでありますけれども、今回の未請求は担当者が業務を怠ったために発生したものでありますので、その損失の補てんは当事者に求めていくことが基本であると思っております。

また、本定例会に追加提案させていただく返還金の財源につきましては、職員福利厚生会からの寄附金を充てることについて、今般、職員の理解を得たところであります。このことにつきましては、当事者の補てんを基本としながらも、職員全体として損失の補てんに協力することが市民の皆さんの信頼回復につながるものと職員に協力を求めたものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 大橋議員の病院問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、地方公営企業法の全部適用を導入してからの約1年間の総括ということについてであります。私は、昨年4月に全部適用に伴い新設された病院事業管理者の職に着任し、これまで病院の統合新築という大きな目標に向かって経営改善に取り組んでまいりました。着任以来、私は両病院の全医師を含む医療技術者、事務職員と個別に面談をするなどし、その中で職員に経営改善の必要性を訴え、また逆に意見を聞いて、それを経営方針に生かしていくという手法をとることができておりますので、一定

程度経営という意識が職員に浸透していることを感じておりますし、よりスピーディーに現場の意向を酌んで経営に生かすことが可能になったと考えております。

また、実態として、これまで別々の組織として運営されてきた二つの病院が管理者の設置によって一つの組織として再構成され、これに伴って病院局内の経営の最高決定機関として経営戦略会議を設置することができたことも、意思決定のスピード化に大きく寄与しているものと考えております。これらのことは、以前なかったものであり、全部適用による改善点として挙げるができると思います。

課題としては、民間病院と比較しますと、例えば予算や契約、給与を含めた人事管理面等で、地方公営企業として制度的な制約があることも事実であります。私としては、市長との意思疎通が図られれば、全部適用でもかなりの権限を持って経営運営ができること、いったん独立行政法人化すれば後戻りができないこと、全国的にも独立行政法人化した事例は少なく、その経過を見る必要もあると認識しており、4年間の任期で管理者に任命されておりますので、経営改善、さらには病院統合新築に向け、引き続き任務を全うしてまいりたいと考えております。

次に、プロパー職員の採用についてであります。御指摘のとおり、事務のうち特に医事部門については、複雑な診療報酬改定への対応などから、専門職として職員の配置は不可欠と考えております。これまで専門職としての診療情報管理士等の採用も行ってきましたが、さらに事務職員のプロパー化、それからソーシャルワーカーの採用などが必要となっております。このことは、医業収益確保、医療体制改革のためにも必ずのものでありますので、即戦力として経験者を採用することも視野に入れて、次年度にも進めてまいりたいと考えております。

次に、外部監査の導入についてであります。私としても経営改善のため、第三者の意見を聞くことは重要と考えております。そのため、これまで学識経験者から市立病院の経営に関する意見をいただいておりますし、他の公的病院や民間病院の経営者とも積極的に意見を交換してきているところであります。現時点では外部監査については考えておりませんが、改革プランでも示しておりますとおり、同プランに挙げた改善項目の進捗よく状況の評価のため、外部委員から成る委員会を立ち上げることにしておりますので、その中で、市立病院の経営に関する第三者の御意見をいただけるものと考えております。

次に、経営に関する会議に事務職員だけでなく医療従事者も全部の半分以上を参加させてはどうかという御意見についてであります。両病院を統括する経営戦略会議では、構成員8名の中、医療者は私を含め5名となっております。さらに、次年度からは薬局、検査、放射線部門についても構成員に加えることにしております。また、各病院で設置されております経営運営会議につきましても、医師のほか、各セクションの代表から構成されておりますので、大半が医療者で事務職の委員はわずかとなっております。現場の医療従事者の意見反映については、各所属長が、まず経営戦略会議での決定事項をきちんと職員に周知すること、そして現場の意見をくみ上げ、経営戦略会議などに上げていくことが重要であると考えております。これまでは病院としての決定事項が各職員へ十分伝わっていないと感じることもありましたので、各所属長がより一層、所属職員とのコミュニケーションを密にし、風通しのよい職場となるよう、徹底してまいりたいと考えているところであります。

また、私は就任以来、機会あるごとに院内LAN等で病院職員に私の考えなどの情報を発信しておりますが、これを継続することにより、さらなる経営情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

5番(大橋一弘議員) あとは、予算特別委員会でやります。

議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。
散会 午後 5時19分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 菊地 葉子

議員 濱本 進

平成22年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成22年3月3日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々木	勝	利	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 磨	教 育 委 員 会 長	高 木 正 一
副 市 長	山 田 厚	教 育 長	菊 讓
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	小 軽 米 文 仁
総 務 部 長	山 崎 範 夫	総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三
財 政 部 長	貞 原 正 夫	産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一
医 療 保 険 部 長	中 村 浩	福 祉 部 長	長 川 修 三
保 健 所 長	秋 野 恵 美 子	生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳
建 設 部 長	竹 田 文 隆	病 院 局 経 営 管 理 部 長	吉 川 勝 久
消 防 長	会 田 泰 規	教 育 部 長	大 野 博 幸
監 査 委 員 会 長	宮 腰 裕 二	会 計 管 理 者	中 塚 茂
総 務 部 長	貞 村 英 之	総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩
企 画 政 策 室 長			
財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹		

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、成田祐樹議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第50号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第49号及び第50号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案第49号及び議案第50号について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第49号平成21年度一般会計補正予算につきましては、福祉医療助成に係る未請求問題に関連して、北海道に対する医療給付事業補助金の返還金について所要の補正を計上いたしました。

これに対する財源といたしましては、小樽市職員福利厚生会からの寄附金を計上いたしました。

議案第50号平成22年度一般会計補正予算につきましては、国の平成21年度第2次補正予算に関連した「重点分野雇用創出事業」として、海岸における不法投棄の監視強化と不法投棄物等の処理・運搬を民間事業者に委託して行うために要する経費や、中国等からの外国人観光客が増加している状況にかんがみ、観光パンフレットを中国語などへ翻訳する業務や通訳業務などを市内法人に委託して行うために要する経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、いずれも道支出金を計上いたしました。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 一般質問を行います。

最初は、消防の査察業務についてです。

近所で消防自動車を見ました。話を聞くと、空き家の調査とのことでした。大変御苦労なことだと思いました。改めて、平成19年度と20年度の事務執行状況説明書を見ました。予防課と消防署がさまざまな予防査察を行っていました。

初めに、消防職員の消火活動の立入り権限をお示ください。

次に、各種査察に関する消防職員の権限をお示ください。また、査察に関する法的な根拠などがありましたらお示ください。

次に、予防課の危険物施設査察についてです。製造所、19年度ゼロ件、20年度2件、貯蔵所、19年度492件、20年度338件、取扱所、19年度184件、20年度140件となっています。また、防火対象物の査察、19年度575件、20年度486件となっています。これらの査察の目的と項目と査察方法をお聞かせください。

次に、消防署の予防査察についてです。消防署も防火対象物の査察が19年度2,041件、20年度1,799件

とありますが、査察の目的、項目、方法は予防課と同じものでしょうか、お示してください。

また、予防課と消防署とでは、どのような分担がなされているのでしょうか、お聞かせください。

次に、一般防火対象物、19年度1万3,717件、20年度1万5,876件、また危険物施設等、19年度235件、20年度183件となっています。これらの査察について、対象、目的、項目、方法等について、お聞かせください。

次に、特別査察についてです。焼死火災防止強調運動で、19年度3,069件、20年度5,014件と報告されています。この強調運動の期間、査察の方法などについてお聞かせください。

次に、シルバーふれあい防火週間査察です。19年度1,618件、20年度1,518件となっております。焼死火災防止強調運動も、シルバーふれあい防火週間も災害弱者を対象と記載されていますが、対象者について何か違いがあるのでしょうか、お示してください。

また、この防火週間の期間、査察の方法などをお聞かせください。

次に、空き家特別査察についてです。19年度421件、20年度479件と報告されています。査察の方法等についてお聞かせください。

次に、少子高齢化の進む小樽市では、独居高齢者、高齢者世帯が増加しています。また、人口の減少が続いていますので、空き家も増加しています。今お聞きしたそれぞれの査察について、単年度ですべての地域、すべての対象者について査察することは極めて困難なことと思います。しかし、すべてを網羅しなければならないのも現実であります。対象者や査察地域について、どのような年次計画をお持ちなのか、お示してください。

次に、査察で得られた情報は、どのような形でデータベース化されて管理されていますか、お示してください。

また、実際に消火活動に出動する市内のそれぞれの支署、出張所にどのように情報提供されていますか、お示してください。

小樽市において、独居高齢者や空き家の問題は、消防だけの問題ではないと思います。空き家情報も独居高齢者や高齢者世帯の情報は、いずれも安心・安全なまちづくりに大切なものです。庁内のこれらの情報の提供や共有について現状をお聞かせください。

また、庁内の独居高齢者や空き家情報を消防のほうへ提供できる体制を確立してもらいたいと考えますが、見解をお示してください。

この項最後の質問です。

消防職員は、平成8年4月1日の293人をピークに年々減少し、平成21年4月1日では241人、平成22年4月1日には240人になります。53人、18パーセントの減少です。人員削減に対処するため、いろいろな対策がとられています。例えば、消防自動車と救急車がそれぞれ1台ずつ配置されています。それを見た市民の皆さんは、大変心強く思うと思います。しかし、その人員は、1台分しか配置されていないケースが見受けられます。また、蘭島支所のように塩谷出張所で一体的に管理されているケースもあります。実際の火災等には影響が出ないバックアップ体制は用意されていると聞いています。しかし、査察対象地域などは大きな変化はなく、また査察業務は消防職員が個別に行うもので、合理的対処は極めて難しいと思います。消防職員が減少する中、市内の消防署と出張所ごとの対象世帯数と管内の状況の把握をどのようにしているのか、お示してください。

こうした職員の減少が消防の日常業務に影響し、査察体制の弱体化や逆に目標達成のため、職員への負担増になっていないかが心配です。どのようにして査察業務の体制が確保されているのか、お示してください。

次に、小樽市の平和行政について何点かお聞きします。

2月5日、猛烈に雪の降る中、ブルーリッジが勝納ふ頭に接岸しました。小樽市はこの間、米軍艦船の入港に際し、繰り返し外務省とアメリカ領事館に核兵器の搭載の有無について文書による照会を行ってきました。いわゆる小樽方式と言われる3条件の設定は、市民の安心・安全を守る市長として、また民間商業港の港湾管理者として当然のことだと思います。それに対し外務省からは、事前協議がないので核兵器の持込みはないとの回答が繰り返されていました。しかし、昨今、核密約問題の報道がなされ、政府もこの問題の正式調査を進めています。小樽市は、今回も1月19日に外務省に対し文書照会をしています。市長は、今回の照会に際し、核密約報道についてどのように考えたのか、お聞かせください。

また、外務省からは1月25日に回答が来ました。ブルーリッジと艦船名を明記し、核兵器の搭載能力はないと記載するなど、従来の回答とは違うものでしたが、市長はこの回答文を受け取って読まれて、どのような感想を持たれたか、お聞かせください。

小樽港へのたび重なる米軍艦船の入港は突出していると思います。道内の重要港湾への米軍艦船の入港状況を1997年の新ガイドライン策定から13年間についてお示しください。

小樽港は3度の米軍空母入港をはじめ、たび重なる入港が繰り返されています。私は、このことは有事の際の米軍艦船の民間港の優先使用に向けた地ならし、つまり港湾管理者の権限と責任の形がい化のためではないかと心配しております。市長は、道内のほかの港湾と比較してみたとき、小樽港の状況について、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。

小樽市長は、昨年10月、平和市長会議に加盟しました。市民の生命、財産、福祉に直接の責任を持つ市長として、また市民に一番近い政治的存在としての市長が戦争に反対し、核兵器廃絶に取り組むのは、当たり前なことではないか、こうした思いからスタートしたのが平和市長会議で、1982年、昭和57年6月の第2回国連軍縮特別総会において、当時の荒木武広島市長が「世界の都市が国境を越えて手を携え、ともに核兵器廃絶への道を切り開こう」と提唱し、広島市と長崎市が世界各国の市長に呼びかけたのが始まりです。昨年、平和市長会議に加盟する決意をされた市長の思いをお聞かせください。

平和市長会議が取り組んでいる課題は、大きく分けて二つあります。その一つは、核兵器廃絶運動の推進です。そして、もう一つが被爆体験の継承です。被爆から65年が経過し、被爆者の高齢化が進み、その平均年齢は75歳を超えようとしています。将来、被爆者にかわり、どうやって被爆体験を伝えていくのか、いろいろな取組が続けられています。その中の一つに、原爆展の開催があります。

昨年4月のアメリカのオバマ大統領のブラハ演説は、大統領選挙運動中に訪れたシカゴのデュポール大学で開催されていた原爆展を見たことが強く影響していると言われていています。唯一の原爆投下国の道義的責任という言葉は、写真展で被爆写真を見たから出てきた言葉だと思います。

小樽市では、従来から市役所庁舎などで、原爆パネル展を8月に開催してきました。核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽市として、核兵器の非人道性や被爆者の悲惨な状況を多くの市民の皆さんに知らせようとするものだと考えます。そのこと自体は評価するものですが、対象者は市役所に用事があって来られた方に限られます。もっと多くの市民の皆さんに見てもらうための工夫も必要だと思います。その一つとして、他の市の施設での開催を検討していただきたいと思います。また、次の世代を担う子供たちのため、市内の中学校で原爆写真展の開催を検討してもらいたいと思います。見解をお示しください。

次に、自治基本条例について質問します。

この問題は、ほかの会派の方もそれぞれの観点で取り上げておりますが、私もこの間、地域主権時代に対応できる自治体を目指し、その運営能力を高めるため、市民に開かれた議論による政策の決定、今の行政意思決定システムの整理と、市民、行政、議会の共通ルール化などを中心に据えた自治基本条例

の制定を求め質問してきました。

今回も、昨年の第3回定例会の代表質問での議論を踏まえて質問させていただきます。

最初に、自治基本条例庁内研究会についてです。

昨年9月の時点では、1月に立ち上げ、有識者2名のアドバイスを得ながら、他都市の先進的な取組の調査や研究を行い、条例の必要性、あり方、策定方法について議論し、整理しているとのことでしたが、庁内研究会の作業は終了し、しかるべき報告書が出されたと考えます。自治基本条例庁内研究会の報告書の内容をお聞かせください。

次に、庁内研究会の報告を受けて、有識者と市民から成る懇話会を立ち上げ、市民の皆さんとの議論をスタートさせるとの御答弁でした。また、懇話会は、有識者と各種団体の推薦委員で構成し講演会やワークショップなどの開催を通じて啓発活動を進めていただき、また条例制定の準備の段階から幅広い市民参加を得られるような作成体制などについても検討していただきたいとの考えも示されていました。懇話会のメンバーを推薦していただく団体は決まったのでしょうか、お示してください。

メンバーが決まり、懇話会が立ち上がるのはいつごろになりますか、お示してください。

前の御答弁では、平成21年度中に懇話会から提言をいただき、22年度から条例策定委員会を設置したいとのことでした。多くの市民の皆さんに参加いただき、準備段階から丁寧に作業を進めていくことに異議はありませんが、予定より少し作業が遅れているように感じられます。自治基本条例は、市民、行政、議会にかかわる条例です。札幌市の自治基本条例では、その第3章「議会及び議員」で「議会の役割及び責務」「市民に開かれた議会」「議員の役割及び責務」が定められています。私たち議会サイドの心づもりもあります。改めて、条例制定までの今後のスケジュールをお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、消防職員が消火や延焼防止のため、立ち入る権限でありますけれども、これは消防法第29条第1項を根拠としております。また、各種査察に関する消防職員の権限は、火災予防のため、防火対象物や危険物施設に立ち入ることができる立入検査権をはじめ、資料の提出権、報告聴取権、質問権などが与えられておまして、消防法第4条及び第16条の5を根拠としております。

次に、消防本部予防課が行う危険物施設査察は、一定数量以上の危険物施設に立ち入り、施設の保安管理面について必要な指示、指導を行うことを目的としております。項目と査察方法については、タンク本体からの漏えいの有無や構造の確認などを行い、関係者に対して適切な保守点検について指導しているところであります。また、予防課が行う防火対象物の査察につきましては、ホテルや病院など不特定多数の人が利用し、火災の発生による人命危険が高い施設について防火管理を自主的に図らせることを目的とした立入検査を、消防用設備などの維持・管理や消防計画に基づく訓練や防火管理状況について確認をし、関係者に対し必要な指導を行っております。

次に、消防署が行う予防査察であります。査察の目的、項目、方法は予防課と同様であります。査察対象については、用途、規模などにより分担されております。具体的には、個人住宅などの一般防火対象物や予防課が行う以外の危険物施設については、消防署が行っております。

次に、焼死火災防止強調運動の期間は、毎年2月21日から3月20日までの1か月間、またシルバーふ

れあい防火週間は、毎年9月14日から20日までの1週間となっております。査察の内容につきましては、独居高齢者世帯への防火訪問や災害弱者が居住する木造共同住宅の特別査察を通じて、火気取扱いや火災時の早期避難の指導などを行っており、対象者はいずれも独居高齢者を中心として行っております。

次に、空き家特別査察でありますけれども、年2回集中的に実施しているほか、消防車による業務出車や広報パトロールなどにより、火災予防上の観点から継続して建物の状況を確認しております。なお、建物状況により管理良好、管理不良、倒壊危険の3種に分類し、関係者に必要な指導をしております。

次に、独居高齢者と高齢者世帯に対する査察の年次計画であります。当該世帯に対しては、毎年訪問することを目標として実施しております。増加が予想される独居高齢者、高齢者世帯に対しましては、他の業務と調整しながら年間計画を定めて実施するほか、署所間の協力により対応してまいりたいと考えております。

また、独居高齢者のデータにつきましては、データベース化し、災害弱者の情報として、厳格な管理の下、火災や災害対応活動時に役立てるよう職員に周知しているところであります。

次に、市内の空き家、独居高齢者、高齢者世帯に関する庁内における情報は、現在、各部署で業務の必要性からそれぞれデータを保有しております。火災など、いち早く対応する消防に対しては、居住者の人命保護や財産保護の観点から、各部署の保有するデータを提供し、可能な限り共有できるよう体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、署所管内ごとの対象世帯数は、平成20年12月末現在において、消防署9,765世帯、銭函支署6,159世帯、手宮支署8,418世帯、高島支所4,593世帯、花園出張所1万4,288世帯、朝里出張所1万2,565世帯、長橋出張所7,320世帯、塩谷出張所4,044世帯、蘭島支所667世帯、合計6万7,819世帯となっております。また、管内の状況につきましては、査察や防火広報、パトロールなどにより把握に努めております。

次に、職員減少による査察業務体制の確保でありますけれども、現在は、出勤態勢を維持しながら車両単位で実施しておりますので、従来、職員が徒歩で行っていた査察に比べ、移動時間が短縮され、職員の負担軽減とともに効果的、効率的な査察が可能となっております。

次に、平和行政についての御質問であります。まず核密約報道についてであります。米国海軍艦船の小樽港入港に際して、核兵器の搭載の有無につきましては、これまでは外務省からの米国から核持込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持込みがないことについて政府として疑いを有していませんとの回答から入港を判断してまいりました。しかしながら、政府において、核持込みに関する核密約問題で調査が行われている状況の中で、これまでの回答では判断できないと考えました。このため、1月19日付けの外務省への照会文書については、今後、核持込みに関する密約問題で調査が行われている状況の中で、これまでの回答に対する根拠が揺らぎ、50隻を超える米国海軍艦船を受け入れてきた本市としては、大変憂慮している旨を記載し、2月5日に小樽港に入港が予定されていた米国海軍艦船ブルーリッジの核搭載の有無にかかわる明確な回答を要請いたしました。いずれにいたしましても、核密約問題については、調査委員会で徹底的な調査を行い、事実を明らかにした上で、政府としての核問題についての考え方を示してもらいたいと考えております。

次に、外務省からの回答でありますけれども、この回答文書を受け取る前に、私自身、別件で東京に出張した際、外務省に出向きまして、武正外務副大臣に直接会う機会がありましたので、今回、入港が予定されているブルーリッジの核搭載の有無についての明確な回答について強く申入れをいたしました。その際、副大臣からは、政府としてブルーリッジに核搭載能力がない以上、核兵器搭載がないことに疑いは有していないことを文書で回答することと、私からの申入れについては岡田外務大臣にもしっかり伝える旨の話がありました。1月25日に受け取りました外務省からの回答は、これまでの回答より

踏み込んだ内容であり、政府としての見解も示されたものであると思っております。

次に、日米防衛協力のための指針、いわゆる日米ガイドラインの見直しが行われた平成9年以降の道内の重要港湾への米国海軍艦船の入港状況であります。小樽港が17隻、函館港が11隻、室蘭港が8隻、石狩湾新港が2隻、苫小牧港が1隻となっております。

次に、小樽港への入港の状況でありますけれども、小樽港は大型の艦船が接岸できる施設を有していることのほかに、大都市札幌市に近いという地理的条件にあること、さらに市街地に近接していることなど、乗組員にとって利便性が高いということが米国海軍艦船の入港要請が多いものと考えております。

次に、平和市長会議への加盟でありますけれども、平和市長会議は、広島、長崎の悲劇が再び繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活が営める環境を確保し、世界の都市が国境を越えて連帯し、世界の恒久平和の実現に寄与することを目的に組織され、国連においてもNGOとして登録されている団体であります。昨年7月に平和市長会議から加盟についての依頼があり、昭和57年6月に市議会において核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市といたしましても、平和市長会議の基本理念や活動趣旨に賛同できることから、加盟することにいたしました。

次に、被爆体験を伝えていく取組であります。本庁舎の渡り廊下での原爆パネル展の実施のほか、平成20年度からは市民センターにおいて、指定管理者が自主事業として平和関連の映画上映などとともにパネル展を実施しております。平成22年度につきましては、さらに多くの市民の方々に見ていただくため、駅前第2ビルの公共プラザでの実施を予定しております。また、市内中学校での開催につきましては、教育委員会と協議をしてみたいと思います。

次に、自治基本条例についてであります。まず初めに自治基本条例庁内研究会の報告書の内容についてであります。庁内研究会は、昨年の1月から10月までの間に、計11回開催し、他都市の先進的な取組も参考にしながら、条例の必要性、あり方、策定方法の基本的な考え方について議論や検討を行い、昨年10月末に報告を受けたところであります。報告書では、自治基本条例が制定されている背景や本市における市民協働の取組の現状について触れ、今後、条例を制定するに当たり、十分にその意義を認識し、本市にふさわしい条例のあり方や条例策定の過程から幅広い市民参加を得られる体制づくりの検討など、市民参加の行政のあり方について取りまとめられたところであります。

次に、懇話会のメンバーを推薦していただく団体と懇話会の立ち上げの時期であります。市内の経済団体、女性団体、産学官で構成している異業種交流団体から各1名推薦をいただき、有識者2名を加えた計5名から成る懇話会を本年1月に立ち上げたところであります。

次に、自治基本条例制定までのスケジュールでありますけれども、懇話会からの提言は、当初の予定より約半月ほど遅れていますが、平成22年度の早い時期に条例の必要性や条例に盛り込むべき内容、策定委員会における進め方などについて御意見をいただきたいと思います。

また、条例の策定に当たっては、8月ころをめどに、市民の皆さんと議論をスタートさせるための策定委員会を立ち上げたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 17番、斎藤博行議員。

17番(斎藤博行議員) 2点ほど再質問をさせていただきたいと思っております。

最初は、消防の査察の関係なのですが、私の質問の仕方にも若干反省するところがあるのですが、今回、査察では独居高齢者とか空き家の問題を中心に質問をさせていただきました。その中で、消防の管内には、当然寝たきりの方とか、それから万が一火災になったときに、逃げるのに非常に困難を伴う方などがあると思うのですが、そういったそれぞれの署の管内の寝たきりの方とか体の不

自由な方についての情報をどういうふうには押さえているのか、そのことについて1点お聞きしたいと思います。

それから、2点目は、平和行政に関してであります。平和市長会議に昨年から参加されている意義については、了解いたしました。平和市長会議は、私達で言うと運動方針を持った団体でありまして、それぞれ年次計画を立てて、核兵器廃絶の問題、それから被爆体験の継承というものを世界レベルで展開している団体であります。そういったところに加盟した以上は、やはり今まで以上に積極的な取組をお願いしたいと思っています。本年は駅前第2ビル公共プラザでも行うということですし、教育委員会のほうに中学校での開催について協議していきたいということですので、教育委員会のほうでは、小樽市からの申入れを受けて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、もしこの部分で教育委員会のほうで何か考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

それから、小樽港への米軍艦船の入港について、市長はどう思いますかと聞いているわけなのですが、私ども、市長が言っているのは小樽はいい港だとか、札幌が近いという、入港が繰り返されるその原因みたいなところはお話しいただいていると思うのです。便利な港だと。ただ、問題は、小樽市長として、そういうふうにはアメリカの海軍といいますが、そこで小樽港が便利な港だ、使いやすい港だと位置づけられていることについてどう思いますかと聞いているわけですので、いい港だと思っているということだけではちょっと違うのではないかと思いますので、その辺について、消防本部と教育部及び市長から答弁をお願いしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 米軍艦船の問題で小樽港が利用されているということについては、もう再三再四アメリカの領事館に行ったり、いろいろと話を聞いていますけれども、その中で言われるのは、いつも乗組員はぜひ小樽に行きたいと。小樽はいいまちだし、景観もいいし、便利なまちだし、ぜひ小樽港で受け入れてくれと、そういう声を絶えず私は聞いているものですから、そういう答弁をしました。確かによその港から見ましたら、非常に便利だということはもう間違いないわけですから、そういう面では、反対している方もいらっしゃるかもしれませんが、多くの皆さんは歓迎しているというふうには思っていますので、これからもそういう気持ちでいきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 消防長。

消防長（会田泰規） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

私どもの査察時におきましては、独居高齢者世帯などにつきましては把握しておりますけれども、ただ体に不自由のある方やいわゆる寝たきりの方のすべては把握しておりませんので、先ほど市長が答弁を申し上げましたとおり、今後、関係各部の保有するデータを可能な限り共有できるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育部長。

教育部長（大野博幸） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

広島、長崎の原爆の関係なのですが、中学校については、小樽市内の中学校で使っている教科書の中でも、国際平和に関する項目の中で広島、長崎の原爆は写真も含めて取り扱われております。また、文部科学省が定めております中学校の学習指導要領の解説の中でも、日本国内各地への空襲、沖縄

戦、広島、長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民に大きな戦火を受けたことなどから大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際協調、国際平和の実現を求めることが大切である。このことを授業の中で生徒に気づかせることが、この国際平和の指導要領のポイントになっておりますので、各学校でも社会科の時間でこういうことについての学習が行われていると思っております。ですから、それぞれの学校の中で、授業でこのパネル展等の活用といった部分があれば、私どももその実態をお聞きしながら、資料等については総務部のほうからお借りするという、そんなこともあるだろうと思っております。

議長（見楚谷登志） 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

1番（秋元智恵議員） 一般質問いたします。

初めに、若年者雇用対策について伺います。

若者を取り巻く雇用環境は、新卒者の内定率の低下やフリーター、ニートなど将来不安を高める課題が山積し、中でも新卒予定者の就職状況は近年の団塊世代の定年退職に伴う求人数の増加により2005年には一時好転したと言われましたが、2008年にはサブプライムローン問題を発端とする世界的な景気悪化により、再び厳しさを増しております。新卒者の内定率は、2000年前後の就職氷河期より厳しくなっており、文部科学省と厚生労働省のまとめによると、大学生が2009年12月1日現在73.1パーセント、中学・高校生が2009年11月末現在68.1パーセントと、内定率調査が始まった1996年以降最低の数字となったことがわかりました。また、新卒者や若年層の雇用情勢も極めて厳しく、2009年12月の完全失業率は5.1パーセントでありましたが、若年層、15歳から24歳の失業率は、これを大きく上回る8.4パーセントでありました。

フリーターについては、厚生労働省が労働経済の分析で公表していたものの、内閣府の平成15年国民生活白書がフリーター数417万人という数字を公表し、大きな関心を呼びました。20年労働力調査では、170万人と推計し、ニートについては、平成16年の労働白書から始めてニート、若年層無業者として2003年52万人と発表、平成17年以降の労働白書では、若年無業者として、新たに家事、通学をしていない既婚者、学生も加え、2003年から2005年64万人、2006年から2007年62万人、2008年64万人と発表しております。

まず、フリーターやニートの定義についてであります。フリーターとは、15歳から34歳の若年者のうち、パート、アルバイト及び働く意思のある無職の人のことを言います。ニートとは、非労働力人口のうち、年齢15歳から34歳、通学、家事もしていない人を指すようですが、この定義にありましては、厚生労働省と内閣府では若干差があるようでございます。

若者を取り巻く大変厳しい雇用状況を踏まえ、国は、これまで新卒者をはじめ、フリーター、ニート、それぞれの雇用問題解決に向け、本格的な対策に乗り出し、若者の自立、挑戦のためのアクションプランを踏まえ、若年者政策を実施しております。例えば、ジョブカード、いわゆる社会体験経歴書の普及を図り、これにより若者の社会参加意識、就職に向けた意欲を喚起するものや、2004年には35歳までの若年者を対象に、就職相談、セミナーなどを通して、就職支援をするジョブカフェを、2005年には若者自立塾を実施しております。中でも厚生労働省が平成15年から実施している若年者トライアル雇用奨励金は、現在の失業者が大勢いる一方で、求人もある程度存在するといういわゆる雇用のミスマッチの社会状況を改善し、就業経験のない若年者の雇用について効果的な施策と聞いております。

そこで、この若年者雇用トライアル奨励金の概要及び企業と雇用者にとってのメリット、またハローワーク小樽における直近の制度の活用状況についてお聞かせください。

私たち公明党も、早くからこの若年者雇用問題の対策に積極的にかかわってきたところであります。しかし、残念なことに昨年の事業仕分けで若者自立塾が廃止とされたことで、今後、若者の雇用環境がより一層悪化するのではないかと懸念もあり、公明党として、若者の雇用と自立を支援するジョブカフェと若者自立塾にアンケート調査と総点検視察を実施し、どんな改善点や課題があるのか調査してまいりました。調査結果は、今後、公明党の政策に反映されることとなりますが、私自身、札幌のジョブカフェと余市町にある北海道で唯一の若者自立塾ビバを視察しましたので、その一部を紹介いたします。

まず、ジョブカフェ北海道についてであります。平成16年に開設され、20年度までに利用者は延べ20万人を超え、登録者数6万4,473人、進路決定者2万5,476人で、登録者のおよそ39パーセントの人が就職につながっております。傾向としては、20歳から24歳が一番多く、男女比は半々、女性のほうが積極的に男性は一度就職すると就職期間は長いという結果が出ているようであります。また、利用者1日平均138人、就職相談平均1日29人、セミナー参加平均1日16人であり、小樽からの登録もあるそうです。全国調査では、特に力を入れているサービスについて、ほぼすべての施設がカウンセリングと回答、次いで研修講座セミナー、スキルアップとなっております。一番望むこと、求めることについては、若者の心やコミュニケーション能力をはじめとする社会人の基礎力向上への支援を求める声が一番多くありました。

次に、余市町の若者自立塾ビバです。この若者自立塾は、35歳ぐらいまでのニート、ひきこもりで働く自信をなくした若者に対して、合宿型の集団生活の中で生活訓練、労働体験を通じて、自信と仕事への意欲を出させる支援を行っています。昨年、開設10周年を迎えたビバを運営されているのは、北星学園余市高校の元教諭御夫妻であり、教え子には、あのヤンキー先生こと義家弘介氏もいたそうであります。10年間で約500人の若者が入塾し、約8割が就職、ここに来る若者は心や体にダメージを負っているケースが多く、40日間も自分の部屋から出られなかった若者も、その後、立ち直り、自立したケースもあったとのことであります。私が懇談した青年は、にこにこ対応してくれる素直な印象の若者でした。しかし、その子の過去には、エリート家族の中で育ち、自分も親、兄弟と同じ仕事をと努力してきたものの、長年にわたるそのプレッシャーが就職試験に失敗したことで爆発し、刃物で親を傷つけてしまい、手に負えなくなった親から連絡があり、自立塾に入ったとのことでした。自立塾を運営する御夫妻からは、「今、多様化、複雑化する社会の中で、苦しみ、発せられる若者の声を受け止める国や地域の総合力が必要なのだ」と事業仕分けによる若年者支援施策の廃止判定に強い憤りを語っておられました。

今紹介したものは国の一部の施策ですが、これまで小樽市においても幾つかの若者を支援する事業に取り組んできたことと認識しています。

そこで、これまで行った事業について質問いたします。

初めに、若年労働者キャリア形成支援・相談事業としてヤングキャリア・ナビゲーション、この事業は厚生労働省からの委託で、若年労働者が抱える職業生涯設計などの問題での悩みや不安を解決するため、産業カウンセラーが職業意識の啓発、職場定着及びキャリア形成の促進を図りながら心の支援などを行うものですが、小樽市においても、平成17年より平成19年までの3年間、この事業に取り組んできたことと思います。

まず、この事業を行うに当たり、本市はどうかかわってきたのか、事業内容と各年度の小樽市の相談件数をお知らせください。

また、小樽市と小樽商工会議所、小樽商科大学ビジネス創造センターなどが連携して設立した小樽まち育て運営協議会が厚生労働省の地域提案型雇用創造促進事業を活用して、平成17年度に開設したジョブポートおたるについての事業内容と相談数、この事業の評価についてもお聞かせください。

フリーター、ニート、ひきこもり、それぞれ抱える問題は違い、簡単に解決できる問題ではありません。しかし、これからの若年者の就労意欲が改善され、就職することは個人の問題としてだけではなく、社会にとっても将来の納税者を増やすことにつながっていくことになります。今でも若者自立塾ビバには、毎日相談の電話があり、道内はもちろん道外からも足を運ぶ親子が絶えず、その中には小樽からの相談者も少なくないとのことであり、小樽市として、今後、若者とどう向き合い、どうこの問題について解決の糸口を見いだすのが重要な点であり、課題だと考えます。

さきにも述べたように、今必要とされている重要な対策の一つは、カウンセリングやスキルアップはもちろん、その悩みを相談できる窓口であり、相談体制であると感じます。小樽市の若者はどういう状況にあり何を求めているのか、関係機関と連携しながら就職、生活などの悩みを聞く相談体制を整えてほしいと思いますが、市長の御見解をお聞きします。

次に、生活保護の自立支援プログラムについて質問いたします。

厚生労働省の社会福祉行政業務報告によると、生活保護世帯数は1992年度までは減少傾向にあったものの、2005年度には一月の平均被保護世帯数が100万世帯を突破し、年々増加傾向にあり、2009年度6月には123万世帯になり、過去最高に達しました。近年の不況による失業や高齢者世帯の増加により、生活保護費も増加し続けております。小樽市でも年々保護世帯は増える傾向にあり、厳しい状況にあるのも現実です。このような状況もあり、厚生労働省は保護世帯が抱えるさまざまな問題に対応するため、保護の長期化を防ぎ、自立を進め、効率的に組織で対応できるよう、平成17年より自立支援プログラムに積極的に取り組むこととしておりますが、まず小樽市独自の自立支援プログラムの内容とハローワークとの連携による支援での参加人数、就労者数、自立者数の推移をお知らせください。

自立と一口に言っても、その世帯によっていろいろな状況があり、就労による経済的自立、身体や精神の健康を回復・維持し、健康や生活管理を自分で行うなど日常生活での自立、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活での自立など、自立にも段階があります。釧路市では、生活保護受給母子世帯自立支援モデル事業を平成16年、17年に取り組み、平成18年度からは対象を広げ、本格的に自立支援事業を展開いたしました。19年度には、関係者の意見を取り入れ、新たなプログラムを掘り起こし、内容の充実を図り、推進しており、17年度以降は保護率が鈍化傾向になっています。具体的には、五つの支援プログラムを基に、24の個別プログラムを作成し、自立が可能と思われる人には就労支援をし、ひきこもり、未就労期間が長期にわたっている人にはボランティアプログラム、母子世帯には日常生活意欲支援プログラム、さまざまな事情により就労に不安を持っている人には就業体験プログラム、多重債務者、DV被害者には個別にその人に合った支援を進めています。その中で、ボランティア事業で受入先となった事業者からは、受け入れられたこと、頼りにされたこと、役に立つことは充実感につながり、事業所に通うことで生活のリズムができ、孤立から解放されることを体験するようだとの声があったそうです。ボランティア体験者の中から4名をパート雇用した事業所からは、仕事を意識した生活状況、健康状態の改善が意識化されてきていると就労による変化もありました。被保護者からは、いろいろなことへのきっかけになった、意欲と自信につながったとの感想も寄せられ、19年度、このプログラム参加者は374名、就労者数は38.5パーセントで144名、自立者数32名という結果を出しております。地域、環境などにより違いはあると思いますが、小樽市でもそれぞれの被保護者に合った支援、プログラムを作成し、就労に結びつく効果的な自立への支援を行うことは、本

人、家族はもちろん小樽市の将来を考える上で非常に重要なことではないでしょうか。2月初旬には、小樽市もこの釧路市を視察したと伺っておりますが、視察をしてどう感じたのでしょうか。小樽市との組織的な違いや課題、今後、改善すべき点、もし支援プログラムを新設することを考えているのであれば、その実施までのスケジュールについてもお示しください。

次に、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画について伺います。

市営住宅に求められる役割や機能は、少子高齢化や人口減などを背景に、さまざま変化しており、今後、居住する市民のニーズを踏まえ、その必要戸数についても的確に把握し、対応していくことが求められております。本市もこれまでの現状を踏まえたストック計画については、時代に対応し、計画的、効率的な推進を図ることが重要とし、市営住宅を計画的に建設、改善、用途廃止等を進めることを目的に平成21年度までを計画期間として策定され、22年度以降に関しては現在、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を策定中であります。

初めに、18年3月末時点で、市営住宅は40団地3,612戸、道営住宅は15団地1,195戸で、合計55団地4,807戸を管理しておりましたが、現在の市営、道営住宅のストック数をお知らせください。

また、これまでストック計画を基に維持・管理を進めてきたと思いますが、活用プログラムに照らし合わせ、その改善内容について、維持保全、用途廃止、個別改善の進捗状況やそれぞれの戸数と割合をお答えください。

本市が管理する市営住宅は、多くは老朽化が進み、く体はもちろんですが、設備の配管、給水装置等の修繕は、修繕周期をめどとし取り替え、改修することとなっています。修繕状況と今後の課題、修繕計画についてもお答えください。

また、耐震強度の把握状況や耐用年限を超える住宅の棟数及び対策についてお答えください。

今まで私のもとにも市民の方から市営住宅についての相談が何件も寄せられていますが、中でも一番多いのは応募してもなかなか当たらないというもので、高齢の方は特に中心部や交通の便のよい場所、階段を3階、4階まで上がるのが大変なので、なるべくエレベーターがあるか、若しくは一、二階に入居できればいいけれども、この条件に合う場所となると倍率も高く、何年待たばいいのだろうと肩を落とす方が多いのも現実です。平成16年の市営住宅への応募数は1,566件であり、倍率16倍であったようですが、平成16年以降の応募数の推移と倍率、また部屋の型別の応募倍率からどのような分析をされているのか、お知らせください。

最近の応募状況を本市のホームページで見ると、人気のある住宅と人気のない住宅がはっきりとわかるようになってきているような感じを受けますが、政策空き家を除いた空き家数と空き家になっている期間が長いものはどれぐらいなのか、また全住宅の入居率もお知らせください。

今後は高齢化がますます進むことも予想されるため、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の住宅が必要になってくると思われますが、今後の建替え、改修計画時の導入判定基準についてお答えください。

次に、ミスマッチ世帯についてです。この件は、以前にも質問いたしました。この問題は、対応策を考えていかなければ、これからもますます増えていくのではないかと感じておりますが、鹿児島市では入居当時より居住者が減った高齢者世帯と子育て中の若者世帯の仲介をし、計画的にミスマッチ解消に向け対策を講じております。ミスマッチ世帯の推移、解消に向けた対策をお知らせください。

この項の最後になりますが、道の地域住宅計画には、21年から24年の計画の中の住宅地区改良事業などで、改良住宅建替・改善事業計画として、小樽市の事業があります。この事業の内容についてお知らせください。

また、対象になる住宅はどこなのかについてもお知らせください。

次に、防災について質問いたします。

万が一、災害が起きた場合、状況や情報をどう把握し、どう管理するかが重要な課題であります。総務省が進める被災者支援システムは、阪神・淡路大震災発生後、西宮市で開発をした災害業務支援システムが基になっております。被災した教訓を生かした震災業務支援システムは、全国の地方公共団体で利用できるよう、被災者支援システムの名前で地方自治情報センターが実施している地方公共団体業務用プログラムライブラリに第1号として登録されまして、全国の地方公共団体が無償でこのプログラムを入手できるようになりました。しかし、昨年1月に総務省がシステムの本格的な普及促進を目的として、被災者支援プログラムのCD-ROMを全国の自治体に配布したにもかかわらず、導入の申請があったのは、現在約200団体にとどまっております。地震や台風などの災害発生時に被災者に対する被災者証明書及び家屋り災証明書の発行や義援金及び生活支援給付の管理できるほかに、避難所関連システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システムを連動させ、すぐれたシステムとなっております。既に小樽市で導入済みのGISと組み合わせることで、さらに活用場面を広げることができると思います。災害が発生した場合、行政の素早い対応が求められ、1日も早い復旧・復興には不可欠であります。ぜひ小樽市においても、被災者支援プログラムを導入するべきではないかと思いますが、市長の御見解を求めます。

次に、災害時要援護者名簿と避難支援プランの進ちょく状況についてお聞きいたします。要援護者名簿と避難支援プランの重要性は今まで議会の中で議論をし、質問、提案、要望をさせていただきましたが、昨年11月をめどに進めてきた調査結果を踏まえ、現在の名簿登録者数、またその登録者数は要援護者対象者の何割になるのか。登録者のうち、避難支援プランを作成できたのは何人になっておりますか、お答えください。

昨年になりますが、私の近所に住む方から、災害時要援護者名簿に登録する旨の話があり、その際にその方の避難支援員になってほしいと相談されました。このような方がほかにもいると思いますが、災害時、避難支援員の活動、行動について、基本的に必要なことなどについて、どう考え、今後どう周知されるのか、お知らせください。

今後の作業として、重要なことは災害時要援護者名簿と避難支援プランの更新についてです。これまでに登録した要援護者と呼ばれる人も日々その状況が変化し、入院や転居などになどにより、避難支援プランを変更、更新する必要があるということです。しかし、その作業を進めるに当たり、時間、人員といった問題もあることから、今後、更新の作業をどう進めていくお考えなのか、お知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、若年者雇用対策について何点かお尋ねがございました。

まず、若年者トライアル雇用奨励金の概要であります。この制度は企業が公共職業安定所の紹介により、40歳未満の若年者を3か月以内の試用期間を設けて雇用した場合に、雇用者1人につき月額4万円が支給されるものであります。この制度のメリットは、企業にとっては試用期間中に雇用者の適性や能力などを実際に見極めることができることや、奨励金の支給により、雇用に係る費用の負担軽減が図

られることなどであります。一方、雇用者にとっては、実際に働くことを通じ、企業が求める適性や能力、技術などを認識することができるとともに、努力次第ではその後の常用雇用への道が開かれることや、試用期間中も賃金が支払われることなどであります。

また、制度の活用状況につきましては、ハローワーク小樽によりますと、昨年4月から1月末までで小樽管内で50人がトライアル雇用されております。

次に、ヤングキャリア・ナビゲーション事業についてであります。この事業は国からの委託を受けた社団法人日本産業カウンセラー協会が地域の若年労働者が利用しやすい場所や時間に産業カウンセラーを派遣し、相談に応じるとともに、適切なアドバイスを行う機会を提供することを目的としたものであります。小樽市では、勤労青少年ホームをこの事業の対象施設として応募し、平成17年度から19年度まで相談事業を実施いたしました。事業を進めるに当たり、小樽市では相談室の提供や本事業の広報、相談希望者の予約受付、産業カウンセラーとの連絡などの業務を行ったところであります。小樽市における相談件数であります。平成17年度が29件、18年度が47件、19年度が63件となっております。

次に、平成17年度に開設されたジョブポートおたるについてであります。主な事業内容といたしましては、就職情報の提供、就職に関する悩みへのカウンセリング、就職対策セミナーの開催などであり、相談件数は、平成17年度が1,230件、18年度が1,622件であります。事業の評価としましては、この事業を通じて就職が決定した方は、平成17年度が27人、18年度が48人であったことから、一定程度の成果があったものと考えております。

次に、若年者の就職や生活に関する相談体制であります。平成14年から商業労政課に雇用相談総合窓口を設置し、若年者を含めた労働者の就職や生活資金、住宅などの生活全般にわたる相談に対応してまいりました。

また、心の悩みにつきましては、現在、心の健康相談として、保健所でカウンセリングを実施しているところであります。今後とも、若年者からの相談につきましては、相談内容に応じて、ハローワークなどの関係機関と十分連携をとりながら、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護世帯への就労支援であります。市の支援プログラムとしては、専任の就業指導員を配置し、求人情報の提供、面接の受け方などの指導・助言及びハローワークへの同行等を行う就労促進事業があり、その実績として、平成19年度は就業指導数205名、そのうち就労者数69名で、世帯廃止につながるものが3件ありました。20年度は就業指導数300名、就労者数74名、世帯廃止件数1件、今年度は1月末現在で就業指導数331名、就労者数89名、世帯廃止件数14件となっております。

また、ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムでは、平成19年度は就業指導数5名、そのうち3名が就労しましたが世帯廃止に至っておりません。20年度は就業指導数19名、就労者数12名、世帯廃止件数は4件、今年度は1月末現在で就業指導数16名、就職者数8名、世帯廃止件数1件となっております。

次に、新たな就労支援プログラムについての御質問でありますけれども、まず担当職員の釧路市の視察であります。釧路市は国のモデル事業として、平成16年度から母子世帯に特化した自立支援プログラムの取組を始め、18年度からは母子世帯以外にも対象を広げ、20年度では25の個別プログラムを運用し、効果が得られると聞いております。今後の取組であります。釧路市とは嘱託員の配置など職員体制に違いがありますし、また効果的な就労支援策を進めるためには、NPO法人や各種ボランティア団体との連携・協力が必要であることから、その関係構築などの課題もありますが、被保護世帯の自立に向けた支援は重要なことと考えておまして、他都市の就労支援策も参考にしながら、新たな自立支援プログラムの策定に向け、検討を進めているところであります。

次に、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画についての御質問でありますけれども、初めに現在の市営住宅と道営住宅の管理戸数ですが、平成22年2月1日現在、市営住宅は39団地3,426戸、道営住宅は16団地1,305戸、合計55団地4,731戸となっております。

次に、平成18年度から21年度までの4年間の活用プログラムの進捗状況であります。維持保全につきましては計画どおり8住宅640戸の管理を行ってきており、用途廃止につきましては、計画にはありませんでしたが、長橋B住宅など4住宅296戸の廃止を行いました。個別改善につきましては、最上A住宅と稲穂改良住宅のアスベスト除去工事は、計画どおり完了し、祝津住宅の屋根改修工事は13棟すべてについて終了しております。また、住宅用火災警報器取付工事につきましては、31住宅2,718戸、地上デジタル放送対策工事につきましては、20住宅1,714戸で工事を行っております。なお割合につきましては、いずれも計画に位置づけられた以上に実施してきたところであります。

次に、設備の修繕状況と今後の課題、修繕計画でありますけれども、平成18年度から21年度までの4年間に屋外ガス管改修工事、給水設備改修工事、排水設備改修工事など、24件の改修工事を実施してきております。今後につきましては、浴室のない住宅や台所、洗面所、浴室への3か所給湯が未整備の住宅があることから、これらの改修を進めてまいりたいと考えております。

次に、耐震強度の把握状況と耐用年限を超える住宅の棟数及び対策であります。耐震改修促進法における特定公共建築物に該当する市営住宅74棟のうち、耐震性があることを確認している建物は71棟となっております。残りの3棟の今後の耐震改修を含めた建物の維持・保全のあり方につきましては、稲穂及び真栄改良住宅は、区分所有の建物でありますので、他の区分所有者との協議をし、また花園共同住宅は、市の複合施設でありますので、各管理者間で協議を進めてまいりたいと考えております。また、耐用年限を超える住宅につきましては、簡易耐火構造平屋建ての102棟493戸となっており、これらにつきましては、建替え及び住みかえを計画的に進め、用途廃止していきたいと考えております。

次に、平成16年度以降の応募数の推移と倍率、また部屋の型別の応募倍率であります。応募数と応募倍率の推移につきましては、平成16年度が1,566件、16.0倍、17年度は1,091件、12.8倍、18年度が1,029件、14.9倍、19年度が943件、11.4倍、20年度が737件で10.8倍と応募数、応募倍率とも低下傾向にあります。また、部屋の型別の応募倍率につきましては、この5年間の平均倍率で見ますと、1LDKが29.1倍、2LDKが10.9倍、3LDKが20.4倍となっております。1LDKと3LDKが高い倍率となっているのは、1LDKにつきましては、近年、建替え事業の中で供給量を増やしていますが、空き住戸が少なく、高齢単身世帯の増加などで需要が増えているためであり、3LDKにつきましては、比較的新しく中心部に近い住宅に多いことから、ファミリー世帯を中心に需要が高い状況にあるためと考えております。

次に、空き家と入居率でありますけれども、平成22年2月1日現在で、政策空き家を除いた空き家数は、126戸あります。そのうち、6か月以上1年未満あいているのは5戸、1年以上あいているのが7戸で、いずれも公募を続けております。また、全住宅の入居率は、93.7パーセントとなっております。

次に、今後の建替え、改修計画時のバリアフリー化などについてであります。建替えにおきましては、だれもが住みやすい住環境の確保を図るため、高齢者や車いすでも利用しやすい間取りや流し台、押し込み浴槽などの設備の設置を行い、既存建物の改修におきましても、段差解消や手すりの設置などを進めてまいりたいと考えております。

次に、ミスマッチ世帯の推移であります。ストック総合活用計画策定時の平成18年1月現在では、大きな住戸に少人数で入居しているのは575世帯でしたが、平成21年7月末現在で633世帯と58世帯増加しています。

また、ミスマッチ世帯の解消については、世帯人数に見合った住戸への住みかえ希望を受け付けており、その受皿となる1LDKなどの住戸については、建替え事業で増やしているところではありますが、現状では供給戸数が少ないことから、早期の解消は難しいものと考えております。今後ともできる限り入居者の要望を聞きながら、可能なものから対応してまいりたいと考えております。

次に、道の地域住宅計画に記載されている小樽市の事業内容についてであります。地上デジタル放送対策工事と住宅用火災警報器取付工事が個別改善事業として位置づけられております。また、対象となる住宅は稲穂改良、最上改良、真栄改良の各住宅であります。

次に、防災対策についての御質問でありますけれども、初めに本市に被災者支援プログラムを導入すべきとの御提案であります。大規模災害が発生した場合、被災者の基本情報や避難所における被災者情報などを把握し、管理していくことが重要なことと考えております。このプログラムの導入に当たりましては、システム構築やその保守管理をどのようにするかという課題もありますので、今後、システムの内容などを研究してまいりたいと考えております。

次に、避難支援プランの進ちょく状況でありますけれども、昨年、緊急雇用創出事業により6月から半年間、個々の避難支援プランの調査を実施した結果、現在の名簿登録者数は約7,000名で、65歳以上の2割弱になります。また、登録者のうち、避難支援プランを作成できたのは、自力避難可能者を含め、約6,000名となっております。

次に、避難支援員の活動、行動であります。災害の発生時において要援護者のところへいち早く駆けつけ、避難所への避難支援を行うことが基本となります。避難支援員に求められる行動などについては、避難支援プランの作成の周知と合わせて、広報おたるや防災講習会、まち育てふれあいトークなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

最後に、避難支援プランの変更・更新であります。毎年、民生委員が実施しております世帯調査の中で、避難支援プランの新規登録があるか、また既に提出されている方の個々の避難支援プランに変更がないかなどを調査していただき、新規登録や変更があった場合に登録届を提出していただいております。変更や新規に提出された届出書については、市で管理している避難支援プラン台帳を随時修正していくことにしております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 1番、秋元智憲議員。

1番(秋元智憲議員) 1点だけ再質問をいたします。

若年者の雇用対策についてなのですが、ヤングキャリア・ナビゲーションとジョブポートおたるの相談件数を伺いました。どの事業を見ても、年々相談件数が増えているという部分もあります。また、ジョブポートおたるにつきましては、平成18年度だけでも1,622名が相談されているということで、非常に必要としている若者が多いというふうに思います。先ほど、心の問題については、保健所が担当であるというお話を聞きましたけれども、ワンストップサービスということを考えれば、1か所で就職の相談も、また心の相談もできるような体制をぜひ小樽市として整えていただきたいというのが、私の思いなので、よろしく願いいたします。ぜひ市長の御答弁をお願いします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 先ほども申し上げましたけれども、一応商業労政課のほうに相談窓口がありますので、どういう体制で相談に応じていくか、保健所のほうから職員に出向いてもらうのか、そんなこと

で、できる限り1か所で行えるような体制について検討してまいりたいと思います。

議長（見楚谷登志） 秋元議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 一般質問を行います。

初めに、2月1日に新築落成、供用開始された消防署朝里出張所について質問します。

かねてより建設中でありました消防署朝里出張所の新庁舎が完成し、防災拠点として業務を開始する運びとなりました。朝里、新光、朝里川温泉、望洋台、桜町、船浜地区の住民にとって安全・安心のよりどころとして大変心強い施設となります。まず、新庁舎の概要についてお聞かせください。

また、これまで配備されていなかった救急車が新光・東小樽地区向けに配備されましたことから、通報から到着までの時間がこれまでの花園出張所からの出動に比べ、大幅に短縮されることと同時に、急患にとりまして朗報になったことと存じます。

そこで、お聞きします。これまでどおり、救急車が花園出張所から出動した場合、通報から到着までの平均時間について、東小樽地区と朝里・新光地区に大別してお示しください。

また、同地区への救急車の年間出動回数と主な種別及び救命率についてお聞かせください。

今後、救急車は朝里出張所からの出動となりますことから、救急車の到着時間も大幅に短縮されるものと期待します。そこで、従前と比較して、通報から到着までどの程度到着時間が短縮されるのか、先ほどと同じく地区を大別してお聞かせください。

また、心臓や脳などの疾患では、3分、5分の早い到着と措置が生死を分ける境目とも言われています。今後、同地区の救命に大きく寄与するものと存じます。そこで、到着時間の短縮により同地区の救命率はどの程度向上するのか、効果についてお聞かせください。

次に、自動体外式除細動器、AEDについて質問します。

AEDは、心臓が心室細動時に電気ショックを与え心臓を鼓動させ、再びよみがえらせる器具です。最近では普及が進み、駅などが集まる公共施設でAEDの設置が多く見られるようになりました。これは、これまでの医師や救命に携わられた人にしか使用できなかったAEDが心拍停止から3分以内なら生ずる確率が大きいことから、簡便な器具も考案され、法も改正され、一般の人にも使用できるようになったためであります。このことにより、全国各地の公共施設で心室細動時の救命にAEDが使用され、大きな効果を上げています。ただ、AEDは機種ごと、またその構成する主要パーツごとに耐用年数が異なり、製造から一定の期間が経過すると、AEDの性能はその影響を受け、能力は著しく低下します。そのため、使用時、AED設置後の経年から電池、電極パッドなど主要パーツの使用期限切れによるトラブルが全国から最近相次いで報告されています。

そこで、現下、民間分も含め、本市全体でAEDは何台設置されていますか。そのうち本市が保守管理するAEDは、寄贈品も含め何台になりますか。また、その主な設置場所と機種について、経年も含め、それぞれお聞かせください。

また、本市において、実際に使用された事例と使用回数、あわせてその効果と結果について、お聞か

してください。その際、前述した経年が原因の主要パーツのトラブルなどの有無について、民間も含めお聞かせください。

改めてお聞きますが、本市に設置されているAEDの機種ごとの耐用年数とその消耗パーツのそれぞれの使用期限について、また設置場所数例を挙げ、これまでに使用期限到来後の更新事例について、具体的にパーツ名を示しお聞かせください。

この項最後になりますが、AEDは日常適切な管理が行われていないと、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあります。そこで、設置場所、それぞれの管理部署と保守点検責任者及びAEDの日常点検項目と今後5年間の使用期限到来にかかわるパーツ更新についてお聞かせください。

次に、消防団について質問します。

阪神・淡路大震災の発生から平成22年1月17日で15年が経過しました。災害は忘れたころにやってくるということわざがあります。同震災を契機に、国民の消防団に対する期待とその活動範囲は多様化し、高まりました。最近の消防白書によると、90年代当初、全国の消防団の団員数は100万人を超えていました。しかし、期待に反して、現在は89万人まで減少しています。道内も例外ではなく、戦後の4万2,000人をピークに以後減少し続け、現在は2万6,359人とピーク時の6割強に低下、道内各地の消防団では慢性的な団員不足に悩まされ、定員割れを来している消防団は全体の9割を超えている状況と伺っています。定員割れの主な原因は諸説ありますが、思い当たるのは、少子高齢化と若者の消防団離れだと言われています。本市においても、団員の増強対策として、これまでに種々対策をとってこられました。最近では、平成19年度に消防団員にかかわる市条例を改正し、65歳退団制を2歳引き上げて67歳、また入団年齢の上限50歳を撤廃するなどして、団員増強に努めてこられたことは承知をいたしております。

そこで、何点かお聞きます。

まず、平成19年に消防団員にかかわる市条例改正に至った経緯と改正前の団員数及び定員数について、過不足も含め数値でお示しください。

また、同条例改正後の団員増強に向けた効果について、入団者数と退団者数を年度別、年齢別、男女別に分けてお示しください。

あわせて、平成22年2月末時点の定員数と団員数について、過不足も含めお聞かせください。

消防団員は、ほかに職業を持っていることから、団員の職業を職業別に分け、最近の傾向などを踏まえ、男女別に分け、お聞かせください。

また、団員の平均年齢についてもお聞かせください。

あわせて、今後5年間の定年退団予定者数について、年度別、男女別に分けて、お聞かせください。

現下、各自治体では、不足する消防団員の増強に向け、さまざまな施策が試行されています。一例を挙げますと、複数の消防団員が勤務する事業所には、法人市民税の減免措置を講ずる、あるいは消防団協力事業所表示制度を設ける。これは、事業所の社会貢献が地域に広く知られることと同時に、事業所の信頼性の向上や企業のイメージアップにつながります。あわせて、行政と民間との協力によって、地域防災体制のより一層の充実に向けた活用が図られますことから、まさに一石二鳥の制度と言えます。

このように、各自治体では、消防団員の増強に向けた各種取組を行っており、既に成果を上げている自治体も見られます。本市においても、不足する消防団員の増強に向け、早急にその対策をとるべきと考えます。何か具体的に検討されている施策など試行されているものを含め、お聞かせください。

次に、本市の農業振興について質問します。

本市農業は、地形的な制約から大規模な農地がなく、耕作面積も限られるなど、制約の多い中でこれまで農業経営が営まれてきました。また、近年は大都市近郊の地理的優位性を生かした都市近郊型農業

として、露地栽培以外に施設栽培を広く導入するなど、各農家は消費者ニーズにこたえ、果樹、そ菜、花きにわたり多品種、少量生産により農業経営を営み、現在に至っています。この間、イチゴなど11品目の農産物について品質基準を設け、選別作業を行い、これを小樽産と表示して出荷するなど、ブランド化に努め、特にミニトマトを生産する農家が「樽っこくん生産組合」を設立し、これが北海道の北のクリーン農産物表示制度の認証を受けるなど、小樽の農業は健闘しています。と同時に、近年、消費者は農産物に対して食品としての安全・安心を求めており、全国的にその流れは一層強くなってきています。しかし、安全・安心に向けた課題も多く、その対策に全国の農業関係者や行政は奔走しています。一例を挙げますと、食の安全・安心の観点から、全国の消費者は農産物の購買時に生産履歴について高い関心を示すと同時に、購買の要件にもなっているとお聞きします。道内でも、最近ではスーパーや道の駅で販売されている農産物に生産履歴が表示され、生産者の顔が見える販売方法がとられ、購買客に好評です。

現下、本市農業は生産規模から見ても、生産履歴表示までに至るハードルは非常に高く、一朝一夕には超えられません。そこで、生産履歴表示までに至る前段として、消費者ニーズにこたえるべく、安全・安心に向けた取組が急がれるところです。ちなみに、生産履歴とは、簡単に言いますと、いつ、どこで、だれが、どのようにして生産した農産物なのか、農法に至るまで表示し、消費者の信頼を確かなものとする上で重要な制度です。

私は、平成19年第1回定例会の代表質問で、小樽の農業振興と将来展望について幅広く市長へお尋ねいたしました。市長は、「小樽産品のブランド化に努めていく。今後とも農地の高度利用を図り、生産性の高い農業の確立を目指すとともに、大都市近郊の地理的優位性を生かした都市型農業としての発展を図っていく」と答弁をされています。農業地域では、春耕に向け、年明けから毎晩のように会議が開催され、生き残りをかけた努力が続いています。

そこで、前述しました北のクリーン農産物表示制度の概要について、お聞かせください。

また、認証取得後の出荷実績について、過去3年間の推移とその効果をお聞かせください。

あわせて、前述しました11品目の農産物共撰組合の中に行政が助長することによって第2、第3のミニトマトの「樽っこくん生産組合」のように、北のクリーン農産物表示制度の認証が取得可能な共撰組合などがありましたら、生産物と組合名を示し、現況をお聞かせください。

次に、小樽病院について質問します。

小樽市立病院では、現在、平成22年度不良債務解消に向けた経営健全化計画を立て、医業収益の増とその経費削減を図るため、職員一丸となって鋭意取り組んでいますことは承知いたしております。同時に、病院調査特別委員会では、両病院の統合新築と現病院の経営健全化に向け、観念の違いこそあれ多様な角度から質疑が行われてきました。この項では、その質疑の中のジェネリック、後発医薬品についてお聞きします。

後発医薬品とは、新薬の特許が切れた後に後発で製造販売され、医療機関で処方される医療用医薬品のことです。価格が新薬に比べて低く、同様の有効成分、効能、効果を持つとされています。厚生労働省では、平成14年度から診療報酬において、後発医薬品の使用促進に向け通達を出し、利用を働きかけています。もって、病院調査特別委員会では、医業収益の改善、患者負担の軽減などの観点から、市立病院での後発医薬品の使用、導入、拡大に関する質問が幾つかありました。理事者は、患者の安全・安心の観点から、以前、次のように答弁をされています。「当院では、医薬品の採用は薬事委員会で決定するが、そこで後発医薬品の取扱いが議論になったが、医薬品にとって大切な点である情報の部分が後発医薬品はお粗末で、また、先発品には特許があっても、後発医薬品はそこまでまねできないので、ドク

ター側も安心して薬剤を使用したいとの観点から、後発医薬品は採用しないと決定している」「後発医薬品は動物実験を経ておらず、有効性に関するデータもない。その意味では、副作用や安全性を調べる義務がない。医薬品は再審査・再評価を受け、そこにばく大なエネルギーを費やすが、後発医薬品の会社が販売中止する背景には、かなりのデータをとって、厚生労働省に提出しなければならないことがあると思う。薬は情報と一体となって初めて一人前であり、その意味で不備がある点を、薬を扱う者としては危くせざるを得ない」「後発医薬品に添付されている文書は、先発メーカーからそっくりいただいているものだ。メーカーに聞いてほしい」とまで言い切り、これまで一貫して後発医薬品の使用にはいずれも積極的ではなく、慎重な答弁を繰り返してこられました。これも患者の安全・安心を第一に考えた答弁と理解してきたところです。市民もこうした市立病院の経営姿勢に敬意を払い、通院してきたことと存じます。

ところが、本市が発行した平成21年度「おたるの国保」の文中、「後発医薬品を利用しましょう」、サブタイトル「薬代を減らして家計を助けます」との記事の内容を見て驚くしました。

そこで、「おたるの国保」の発行元について、まず確認します。小樽市でよいのか、お聞かせください。

また、文中後半の後発医薬品にかかわる記事掲載に至る経緯についてお聞かせください。

参考までにお聞きしますが、両病院では薬事委員会の承認を得た後発医薬品については既に使用されています。そこで、両病院の年間医薬収益に対する薬品費とその比率及び過去5年間の推移について金額も含めお聞かせください。

そのうち、後発医薬品の使用薬品数と疾病への処方実態及び使用比率について、過去3年間の推移も含めお聞かせください。

あわせて、各自治体病院での後発医薬品の使用実績、処方実態について具体例を示し、同じくお聞かせください。

この項最後になりますが、前述した後発医薬品にかかわるこれまでの理事者答弁との整合性について、また現時点での両病院の後発医薬品処方に対する基本的な考え方、とらえ方について、経営方針、処方方針の変換も含め、お聞かせください。

次に、北海道横断自動車道小樽 - 余市間建設について質問します。

北海道横断自動車道小樽 - 余市間23.4キロメートルの完成、開通までの建設手順は、13工程から成り立っています。平成3年の基本計画から始まり、整備計画、大臣指定、協定の締結、事業許可、事業概要説明、測量、調査、道路設計、設計協議までが既に終わり、現在10工程目の幅ぐい設置が平成21年度中に終了すると伺っています。いよいよ平成22年度から11工程目の用地買収が開始されます。残す事業は、12工程目の工事と最終工事の完成・開通を残すのみとなりました。開通後、広域的な連携、交流の活性化、緊急医療、災害時の支援、流通の効率化、観光振興など、重要な役割を果たしてくれることでしょう。開通が待たれます。ただ、残念なことに、現在の道路設計では、開通しても前述した効果や影響が半分しか期待できません。なぜなら、余市方面から進入した車両の乗降口が同道路設計上、小樽ジャンクション周辺には確保されておらず、銭函インターチェンジまで走行し降りる、いわゆる小樽市内を通過するだけの一方通行の道路設計となっているからです。

ちなみに、「2009年度上期 道内観光客最低に」との見出しで先日報道がありました。特筆すべきは高規格道路が延びた十勝地方を除き、いずれも苦戦との内容でした。つまり、観光一つとっても高速度道路の果たす役割は大きいことを示した具体例と読み取りました。現下、本市の観光入込客数は、直近の平成21年度上期小樽市観光入込客数の統計を見ても減少傾向が続き、本年は22万4,000人減の376万

6,200人となり、年間700万人の大台を脅かしているのが実態です。念願であった観光都市宣言を行った本市にとって同道路を観光や産業振興の起爆剤としなければ、都市間競争に負け、効果や期待は絵にかいたもちとなります。

そこで、平成18年4月に事業着手されるまでの経過と事業主体の現東日本高速道路株式会社から説明された内容と、その際に具申されたことについて、お聞かせください。

そこで、東日本高速道路株式会社による用地取得の説明会では4車線分の用地は取得するとされていますので、同道路余市方面から来た場合に、札幌方面への接続だけではなく、小樽市中心部にアクセスできる小樽ジャンクションの整備を強く求め、商工会議所、観光協会など、関係諸団体と一丸となって、オール小樽で歩調を合わせ、同道路の設計変更を求め、関係当局と交渉の先ぼうに立ち、その実現に向け懇願するお考えはございませんか、市長の御所見をお聞かせください。

次に、教育委員会へ質問します。

私は、平成20年第1回定例会の代表質問の中で教育委員会に対し、現行、市長が行っている教育行政執行方針を含めた行政執行方針演説とは別に、教育委員長がみずから教育行政執行方針について、演述する方法へ変えられないかと質問いたしました。他都市の事例では、教育行政にかかわる主要な施策、方針について、教育委員会がみずから市長提案とは別に演述、説明する機会を設け、慣例化されている市議会も多く見受けられるからであります。一方、本市の場合は前述しましたように、第1回定例会において、市長提案の中で教育に関することも一括して述べられ、終えられることが慣例化されています。私のその後の調査では、道内をはじめ、全国的に教育行政の執行にかかわり、年度初め、教育委員長みずから教育行政方針、つまりその年度の教育に対する考え方や決意について表明し演述する自治体が意外に多いことに、認識を新たにいたしました。教育委員会は、独立した行政委員会でありますことから、教育行政に関する考え方を本会議場で教育委員長みずから演述されたほうが、本市教育の将来にとってみても有益と思考します。それが広く市民に教育行政のことを知っていただくために、大事なことだと思います。

そこで、前回の答弁では、「御質問の件につきましては、教育委員会以外ともかかわりがありますので、実施している市町村の状況を調査し、関係部局と協議をしながら検討してみたいと考えております」と答弁されてから丸2年が経過した現下、教育委員会は私の質問の答弁に対して、どれだけの時間を割いて検討協議されてきたのか、協議の回数と教育委員の意見なども含め、お聞かせください。

また、これまでの調査で明らかになった市町村の実施状況と実施時期について、お聞かせください。

この項最後に、前段述べたことが今市議会で実施されることを期待していましたが、実現せず、非常に残念です。変則的にはなりますが、この後、6月、9月、12月、そして3月と市議会が開催されます。予算計上も特に必要のない案件ですので、ぜひ早急に実施されることを強く希望します。そこで再度、小樽の教育、小樽の子供たちのために現況も含め、実施の見通しをお聞かせください。

最後の質問になります。同じく教育委員会へ総合博物館の取組状況と将来展望について質問します。

まず、総合博物館のこれまでの取組状況についてであります。昨年12月に4年の歳月と3億2,100万円の費用を費やした重要文化財手宮鉄道施設の機関車庫3号の保存修理工事が完了し、内覧会の招待を受け視察しました。往時の姿が細部に至るまで復元され、関係者の苦労も多かったことと推察いたします。同時に、改めて手宮地区の鉄道文化に触れ感動し、道内のみならず全国的に見ても貴重な財産であると再認識いたしました。総合博物館は、平成19年7月にリニューアルオープンしてから本年7月で丸3年を迎えます。現下、全国的に見ても、博物館の入館者数は減少傾向にあるとお聞きしています。前身の小樽交通記念館運営の経験を踏まえて、再出発してからこれまでの課題と改善点について、まず

お聞かせください。

また、本館と運河館の入館者数について、推移と増減の理由も含め、お聞かせください。

統計で見ると、本市には年間700万人を超える観光客が訪れており、この辺のコラボレーションを生かした戦略をどう進めていくかが、今後、入館者増に向けた要点になってくるかと存じます。そこで、これまでに幾つか博物館の事業内容が報道機関を通し、市内外へ報道されていますが、これらを生かした取組について具体例があれば、平成22年度の目玉事業も含め、お聞かせください。

博物館は前述しましたように、重要文化財手宮機関車庫3号の一級の建物やそこに展示されている明治28年に制作された事実上純国産第1号となる大勝号など、保存展示物はほかの博物館とは異なり、歴史的趣から、活用次第では人を魅了し続ける施設となります。加えて、大勝号を修復し動態保存することによって、その趣は一層増すこととなります。そこで、修復に要する費用と博物館が直面する課題や今後に向けた取組、問題意識と事業展開、将来展望について御所見をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、消防署朝里出張所新庁舎の概要であります。構造は鉄筋コンクリート2階建て、延べ面積は570.16平方メートルとなっております。各階の用途は、1階に車庫、救急消毒室、乾燥室があり、2階は事務室、仮眠室、食道、トイレ、浴室及び洗面所などで、屋上には非番職員の招集などに使用するサイレンが設置されております。また、従前の消防自動車2台に加えて、救急自動車1台を新たに配置し、24時間体制で救急業務を開始したところであります。

次に、配備された救急車についてですが、これまでどおり花園出張所から救急車が出動した場合の平成21年中における平均到着時間は、桜、望洋、船浜町方面の東小樽地区が11分10秒、朝里、朝里川温泉、新光方面の朝里・新光地区が11分49秒となっております。

次に、同地区への救急車の年間出動回数と主な種別であります。平成21年中で出動回数は東小樽地区259件、朝里・新光地区381件であり、主な種別は東小樽地区では、急病が175件、一般負傷が52件、交通事故14件、朝里・新光地区では、急病が248件、一般負傷が71件、交通事故26件となっております。また、救命率につきましては、一般的に心肺機能停止患者に対する1か月後の生存者数と社会復帰可能者数の割合で表しておりますが、平成21年中の朝里管内における心肺機能停止患者は29名でしたが、1か月後の生存者は一人もおりませんでしたので、救命率はゼロパーセントとなっております。

次に、朝里出張所からの出動による時間短縮であります。2月1日からの実績によりますと、東小樽地区に15件、朝里・新光地区に23件の救急出動をしており、平均到着時間は、東小樽地区が7分54秒、朝里・新光地区が6分ゼロ秒となっておりますので、従前と比較いたしますと、東小樽地区が3分16秒、朝里・新光地区が5分48秒の短縮となっております。

次に、到着時間の短縮による救命率であります。一般的に3分経過した時点で救命の確率は50パーセントと言われており、その後1分遅れるごとに、7パーセントから10パーセントずつ低下すると言われております。東小樽地区で約3分、朝里・新光地区で約5分の短縮となっておりますので、具体的な数字を申し上げることはできませんが、救命率が向上するものと期待しております。

次に、AEDについての御質問でありますけれども、設置台数は市有施設で44施設50台、民間施設で

把握しているものは45施設50台、合計89施設100台であります。主な設置場所は、不特定多数の方が利用する商業施設や観光施設、体育施設、教育施設などを優先的に設置したもので、市有施設では市役所、総合体育館、マリンホール、運河浅草橋街園案内所、全中学校などに設置し、民間施設ではスポーツジム、天狗山スキー場、都通り商店街などに設置しております。機種は、成人用と小児用があり、学校以外には成人用を、中学校には成人用と小児用の両方が使用できるものを設置しております。経年につきましては、平成16年から平成21年にかけて設置しておりますので、早期に設置したものは5年が経過しております。

次に、AEDの使用事例でありますけれども、本年の2月1日にオタモイ1丁目の老人福祉施設で入所者が心肺機能停止状態になり、施設の看護師がAEDを使用しております。しかしながら、AEDの適用対象外の症状であったため、実施にAEDは作動していないと聞いております。

また、経年が原因でトラブルなどが発生したということは報告されておられません。

次に、AEDの機種ごとの耐用年数と消耗パーツの使用期限ですが、機種は日本光電、メドトロニック、フィリップス、パラメディックの4機種で、消耗パーツはバッテリーとパッドであります。それぞれの耐用年数は、日本光電製はバッテリーが5年、パッドが2年。メドトロニック製はバッテリーが5年、パッドが2年半、フィリップ製はバッテリーが5年、パッドが2年、パラメディック製はバッテリーが充電式、パッドが2年となっております。

使用期限到来後の更新事例につきましては、総合体育館で平成21年8月、市役所とマリンホールが平成21年10月に、それぞれパッドを交換しております。

次に、AEDの管理部署と保守点検責任者であります。平成21年10月に消防本部が市有施設の関係部局に対し、適切な維持・管理の説明会を実施しており、それぞれの設置施設の管理者が責任を持って維持・管理を行うこととしております。AEDの日常点検につきましては、正常に使用できる場合には緑のランプ、異常がある場合には赤いランプが点灯いたしますので、このランプを確認することと、外観のひび割れや付属品がそろっているかどうかなどを定期的に確認することになります。

今後5年間の使用期限到来に係るパーツの更新につきましては、それぞれのバッテリーやパッドの更新時期によりすべて異なりますので、設置施設で責任を持って更新していくこととしております。

次に、消防団についての御質問でありますけれども、初めに平成19年に小樽市消防団条例の一部を改正するに至った経緯であります。当時、消防団員は年々減少傾向にあったため、任用年齢の上限の制限を撤廃し、50歳以上の入団希望者の受入れを可能とすることや入団後10年以上の活躍が見込めることや高齢であっても元気で活躍できる方々の入団も期待し、所要の改正をしたものであります。平成19年9月の団員数は476人で、定数は606人であり、130人のかい離がありました。

次に、条例改正後の効果と入団者数であります。効果については50代、60代で8人の入団があり、10人の退団予定者が延長されております。入団者は平成19年度は27人、20年度は44人、21年度は16人となっており、女性団員は平成19年度は2人、20年度は10人、21年度は2人となっております。入団者の年代別では10代が5人、20代が32人、30代が25人、40代が17人、50代が7人、60代が1人となっており、女性は10代が1人、20代が4人、30代が4人、40代が4人、50代が1人となっております。退団者は20代が11人、30代が13人、40代が12人、50代が14人、60代が33人となっており、女性は20代2人、40代4人、50代2人、60代2人となっております。また、平成22年2月末時点の定数は514人で現員数は481人となっております。

次に、団員の職業分類でありますけれども、男性団員はサービス業、建設業、運輸通信業、卸小売業、製造業が主な業種となっており、女性団員は8割の方が主婦となっております。また、団員の平均年齢

は男性が49.5歳、女性が49.7歳となっており、今後5年間の退団予定者は、平成22年度は男性が7人、23年度は4人でうち女性が1人、24年度は11人でうち女性3人、25年度は17人でうち女性4人、26年度は24人でうち女性3人となっております。

次に、不足する団員の増強に向けての取組でありますけれども、国からも団員確保の推進についての通知が出されておりました、すべての活動に参加する団員の確保を基本としつつも、ある特定の活動や大規模災害に限定して参加する団員等の制度の活用、また女性団員、公務員、学生等の入団を促進することとされております。

また、御指摘のありました消防団協力事業所表示制度について、本市では平成20年から実施しており、現在では12事業所、47名に達しております。今後は入団促進の効果を進めるため、定期的に広報誌に募集記事の掲載及びポスターの掲示を各地区に依頼し、呼びかけを行い、継続的な募集活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業問題について何点か御質問がございましたが、まず北のクリーン農産物表示制度の概要及びミニトマトの出荷実績と認証取得後の効果についてであります。この制度は平成12年に北海道が有機物の施用などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限に抑えた栽培、いわゆるクリーン農業によって生産された農産物を対象に、その栽培方法などの情報を消費者にわかりやすく伝えるため創設した表示制度であります。

次に、認証農産物でありますミニトマトの生産実績についてであります。過去3年間の出荷量と出荷金額は、平成19年、179トン、7,219万円、20年、177トン、6,953万円、21年、175トン、7,266万円となっております。

次に、認証後の効果であります。生産団体を構成する農業者間で栽培技術に関する統一基準を作成することにより、農業者間の意識の共有が図られるとともに信頼関係が構築され、営農意欲が高まったこと、各農家の生産技術が向上し、品質にばらつきのない高品質な農産物の生産につながったこと、新鮮で甘みの強いミニトマトとしての評価が出荷先の札幌市場で高まったことなどが挙げられます。

次に、北のクリーン農産物表示制度の認証取得であります。昨年、ピーマン作付農家が農業改良普及センターの指導の下に行われた耕作状況に関する調査を踏まえ、「YES!Clean」認証の取得に向け、協議を重ねてまいりました。その結果、昨年10月に新おたる農協小樽地区のそさい共撰組合ピーマン部会に所属する農家8戸で小樽ピーマン生産組合を設立し、同月に「YES!Clean」生産集団登録の申請を行いました。本年2月に認証を受けたことから、本年の春先には「YES!Clean」栽培基準に沿って生産を開始することとなっております。その他の農産物については、農業者間で防除技術や営農規模の問題などで考え方に違いがあり、認証取得の意識を形成するまでには至っておりませんが、今後とも農業者と話し合いをするとともに、関係機関と連携して取得に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、小樽病院について何点か御質問がございましたが、私からは「おたるの国保」についてお答えをいたします。

「おたるの国保」は、国民健康保険の医療保険者としての立場で、その広報活動の一環として毎年小樽市が発行しているものであります。掲載内容については、例年、小樽市の国民健康保険の財政状況をお知らせするとともに、保健事業や健康づくり情報などを紹介しております。近年、国においては、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に向け、後発医薬品の普及促進についてのさまざまな施策を行っており、また平成21年1月には国民健康保険における普及促進についての通知が厚生労働省から北海道を經由して届いていることから、今年度発行の「おたるの国保」におきましても、後発医薬品の利用促進に関する記事を4ページにわたり掲載したものであります。

次に、北海道横断自動車道余市 - 小樽間が事業着手されるまでの経過であります。平成9年に基本計画区間となりました黒松内 - 小樽間約108キロメートルのうち、余市 - 小樽間約24キロメートルが平成11年に整備計画区間に昇格をし、平成18年3月には、東日本高速道路株式会社が国の許可を得て、有料道路方式で建設することになりました。また、東日本高速道路株式会社からの説明では、余市 - 小樽間の事業実施について、建設費や採算性などを検討した結果、朝里での乗降が多く見込めないことから、当面、市内へ接続する路線の整備を見送ると聞いております。

次に、小樽ジャンクションの整備であります。今後、小樽から黒松内まで段階的に整備が進められることにより、交通量が増加していくことが、朝里での市内へ接続する路線の整備にもつながっていくものと考えております。したがって、私としては、後志地域の経済活動の発展に必要な社会資本として今後とも黒松内までの早期整備を要望する中で、朝里の整備についても、北海道期成会や関係団体などとともに国や関係機関に対し、強く働きかけていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 前田議員の小樽病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、過去5年間の両病院の薬品費の金額及び医業収益に対する比率の推移についてであります。金額については概数で、平成16年度から直近平成20年度までの5年間の両病院の合計でお答えいたしますと、平成16年度では、医業収益99億6,000万円に対して薬品費27億8,700万円、28.1パーセント、平成17年度では、医業収益94億1,300万円に対して薬品費は25億4,000万円で27パーセント、平成18年度では、医業収益84億0,700万円に対して薬品費20億9,700万円が24.9パーセント、平成19年度では、医業収益86億400万円に対して薬品費21億5,100万円が25パーセント、平成20年度では、医業収益80億7,500万円に対して薬品費19億9,900万円が24.8パーセントとなっております。平成18年度以降直近3か年では、医業収益に対する薬品費の割合は25パーセントで推移しております。

次に、後発医薬品の過去3年間の使用状況についてであります。内服薬、外用薬、注射薬を合わせ、後発医薬品の品目数は、小樽病院では平成18年度は59品目、平成19年度は67品目、平成20年度は82品目となっており、全薬品中に占める採用割合は、平成18年度は4パーセント、平成19年度は4.8パーセント、平成20年度は6.2パーセントとなっております。医療センターでは、平成18年度は41品目、平成19年度は48品目、平成20年度は55品目となっており、採用割合は、平成18年度4パーセント、平成19年度は5.1パーセント、平成20年度は5.9パーセントとなっております。また、疾病別では、高脂血症、高尿酸血症、頻尿などに対する治療薬をはじめ、抗生物質、かん腸、消毒薬、湿布薬、狭心症治療薬などを処方してきております。

次に、自治体病院での実績等についてであります。全道の市立病院の後発医薬品の品目ベースでの平均採用率でお答えいたしますと、平成18年度は5.5パーセント、平成19年度は6.6パーセント、平成20年度は8パーセントとなっております。なお、処方実態については公表されていないため、特に把握しておりません。

次に、後発医薬品処方に対する基本的な考え方等についてであります。後発医薬品に関しましては、他の医療機関等では五、六年前から厚生労働省からの使用促進策や患者負担軽減等の理由により、徐々に使用割合が増加してきておりました。市立病院では、議員が御指摘のとおり、平成11年度、12年度におきましては、病院調査特別委員会におきまして、後発医薬品は採用しないと決定している旨、御答弁申し上げているという経過がございます。しかしながら、市立病院での医薬品の採用につきまして、こうした時代の要請に配慮し、平成18年3月に医薬品の採用を決定する薬事委員会の運営内規を両病院共

通のものに統一し、その時点で後発医薬品について、厚生労働省の方針を考慮に入れ、採用条件を明記し、切替えを検討することにしたところであります。国内には数多くの後発医薬品メーカーがありますので、後発医薬品を採用する場合は、品質や他病院での採用状況、製薬メーカーの信頼性、さらには後発医薬品に切り替えた場合に、病院にとって不利益が生じないような経済面なども考慮しながら、両病院とも年度ごとに後発医薬品の採用品目を増やしております。

今後とも信頼できる後発医薬品につきましては、将来の院外処方や包括医療の導入も考慮に入れ、前向きに採用拡大を検討してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長(高木正一) 前田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成20年第1回定例会で前田議員から御質問のありました教育行政執行方針についてですが、質問の趣旨とその答弁につきましては、教育委員会で逐次報告を受けており、一方、教育委員会事務局において、各市の状況調査や関係部局と協議を進めてまいりました。こうしたことに対して教育委員会で協議を行ってきたところですが、それぞれの委員から、多くの市で実施されている状況にもあり、本市においても実施すべきではないかなどという意見が出されたところでもあります。

経過は以上のとおりでございますが、この件に関しましては、3回にわたり教育委員会で説明され、協議を行っております。

次に、新年度予算を審議する本会議での教育行政執行方針説明について、道内各市の調査結果であります。平成21年度は、本市を除く34市のうち30市が実施しており、そのうち教育長からの説明が27市、教育委員長からの説明が3市であります。実施時期につきましては、30市すべてが第1回定例会において市長市政執行方針とあわせて行っております。

最後になりますが、本市における実施の見通しについてであります。教育長から教育行政執行方針の説明を行う方向で実施に向けて関係部局と調整を進めております。時期につきましては、基本的には第1回定例会で行いたいと考えておりますが、改選期には市長の市政執行方針説明が第2回定例会で行われることが慣例となっているため、教育行政執行方針の説明もそれに合わせて行ってまいりたいと考えております。

また、この教育行政執行方針の説明は、他市もすべて第1回定例会で行っており、今後1年間の教育行政の方針を示すものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合博物館をリニューアルオープンしてからの課題と改善点についてであります。課題につきましては、当初見込んでいた入館料が予想を下回った点が挙げられます。これは当初予想していた以上に子供などの無料入館者が大幅に多かったことが要因であります。また、屋外展示車両の劣化をいかに食いとめていくかが大きな課題であろうと認識しております。改善点につきましては、機関車庫3号の保存修理などによる屋外展示の充実、科学館機能も取り入れた科学の祭典などにより、鉄道以外の利用者を獲得したことや広い敷地を生かしたクラシックカー博覧会の開催、しづかホールでのコンサート実施など、これまでになかった新たな取組も行っております。

一方、屋外展示の車両修復につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例による寄附金を活用し、NPO、ボランティアの協力を得て、順次修復に取り組んでおります。

次に、入館者数の推移などについてであります。平成19年7月にオープンしたことから、単純な比較はできませんが、19年度7月から3月までの入館者数は11万5,613人、平成20年度4月から3月までが11万7,241人、そして平成21年度4月から1月までで12万9,851人と順調に推移しており、今年度につきましても既に昨年度の入館者を上回る数字になっております。このことは、企画展の回数の増加や普及講座など、ソフト面での見直しによる効果でありまして、このほかに今年度の7月から8月にかけて、旅行代理店によるツアー客が連日来館したことや小さな企画展など、頻繁に新聞報道に取り上げられたこともあって、市民、観光客へのアピールが功を奏したことが主な要因と考えております。

次に、報道を生かした取組についてであります。今年度4月から2月末現在、報道機関の取材件数は約150件でございます。取組の具体的な例についてであります。例えば運河館で年6回程度小さな企画展を開催しましたが、その都度、新聞等の報道に取り上げられ、こうしたことが入館者数の増加につながっているものと考えております。また、現在行っています「おたる雛めぐり」では、民間のグループと協力して進めておりますが、報道により、ひな人形を鑑賞しようと多くの方々が来館しております。さらに年末には、機関車庫3号の保存修理が完了したことも報道され、新年度の4月29日の公開に向け、さらにその機会も増えていこうと思っております。この機関車庫3号の一般公開は、総合博物館を全国、全道にPRする絶好の機会ととらえており、報道を積極的に活用し、近代化遺産を有する博物館として今後アピールしていきたいと考えております。

最後に、大勝号の動態保存にかかわる修復費用等についてであります。状態調査によって算出してはませんが、アイアンホース号の修理整備に約8,000万円程度、またJR東日本が行っているC61の修復では約3億円程度の費用がかかると聞いておりますことから、相当な経費が必要になるものと推測しております。御承知のように、大勝号は現在、JR北海道の所有であり、小樽市ではそれを借用しているもので、多額の公費を使つての修復には整理すべき課題もあるものと認識しております。

総合博物館の当面する課題としましては、先ほども申し上げましたように、屋外展示車両の修復が挙げられます。また、この博物館は地域に密着した資料の収集と保管、情報の提供施設としての機能もあわせて持っていることを多くの市民に認知していただき、利用されるよう取り組んでまいります。

今後も総合博物館開設時に掲げました市民とともに歩む博物館を目指し、市民との協働の機会を増やし、地域の特色を生かし、地域に密着した博物館に向けて活動してまいりたいと考えております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 25番、前田清貴議員。

25番(前田清貴議員) 何点が再質問をさせていただきます。

初めに、消防団の関係で、いただいていた資料を見ると、中途の退団者が多いように見受けられたのですが、この大きな原因は何かということが一つです。

それと、消防団協力事業所表示制度は、既に実施しているとの答弁でありました。私はよくわからなかったのですが、実施しているのであれば、この制度の活用について、具体例をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、高速道路の関係では、小樽ジャンクション周辺に用地を確保して何とか乗降口を取りつけてほしいというお願いなのですが、これまで平成18年に行われた高速道路の事業着手に向けた説明会の際にも、何かいろいろと意見交換がなされたようでございますけれども、その際に具申されたことについて伺いたいと思っております。現在利用が見込まれないとしても、利用が見込まれるような状況になったら取りつけるということであれば、あらかじめ用地を確保しているのでしょうか。計画では先行2車線で道路が建設されるようです。そして、用地は4車線分を確保すると聞いておりますので、乗降口の

用地も確保されるのかというのが1点でございます。

次に、市立病院の関係についてです。以前からジェネリックに関しては、これまでも理事者からいろいろと御答弁があったわけですが、これまでは一貫して使用に否定的な御答弁でしたけれども、最近では若干トーンが変わってきたのかなという気がしています。それで「おたるの国保」をよく調べたのですけれども、局長がおっしゃるように、市立小樽病院でも他都市と比較すると一、二パーセント前後ではありますが、少しずつ後発医薬品数とその使用比率が若干延びているようです。私が聞きたいのは、平成18年の3月に院内の薬事委員会における方針を受けて、今までとは違ったこのような答弁になったと思うのですけれども、市民が一番心配するのは、後発医薬品であっても安全・安心が担保されるのかということなのです。薬事委員会では、後発医薬品は、安全で安心して使用できるということを前提に採用を決定したのかどうかということが一番大事なのです。また、「おたるの国保」には、後発医薬品への変更を希望する場合の流れが詳細に記載され、医師が処方せんに使用不可としない場合は、変更することができるとなっていますが、市立小樽病院でも対応しているのかどうかというのが1点です。

それと教育委員会の教育行政執行方針は、来年の6月、選挙後にやりたいという御答弁でした。前進はしたのだろうというふうには評価しますが、なぜ選挙後の6月なのか。まだ、任期中に定例会が6月、9月、12月そして来年の3月にもあります。小樽の教育のため、小樽の子供たちのためということをお願いをしているわけですから、一日も早い実施がよろしいのではないのかと思うのですが、来年の6月まで先に延ばさなければならない理由は、選挙後に行うということだけなのか、そうであれば、本年の6月だっていくらでもできるのではないのか。我々市議会議員ももちろん来年4月に選挙がありますけれども、やはり任期中に質問し理事者から答弁を引き出した案件については、やはり任期中で完結をしたいというのが、28人の議員の偽らざる気持ちではないのかなと思います。どういう質問であっても、やはり結果を見たいという気持ちではないかと思えます。私もその一人で、何も来年の6月まで1年以上も引っ張ることはないのではないかという気がするのです。既に教育予算関係の執行はされていますが、それ以外の教育方針については、いつでもできるのではないかと思うのですけれども、教育長に再度前向きな御答弁をいただきたいと思うところであります。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝廣） 高速道路の関係ですが、理想としては余市まで整備される段階であればいいのでしょうけれども、聞いているところによりますと、40億円から50億円かかると言われているのです。ですから、東日本高速道路株式会社としては、乗り降りする車の数が一定程度増えなければ採算に合わないの、これは全線開通した時点ではやりたいというお話で、今の余市までの間ではちょっと無理だろうという話でございます。ただ、用地については取得していきたいというふうには聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 消防長。

消防長（会田泰規） 前田議員の再質問にお答えいたします。

消防団に関してですが、途中で退団するのは、どのような理由からなのかという御質問ですが、たとえば、就職などの関係で市外への転出せざるを得なくなったといった場合が挙げられます。

また、消防団協力事業所表示制度につきましては、先ほど市長から答弁を申し上げましたが、現在12

社を認定してございまして、この制度によりまして、一社で3名以上が入団しているところを認定しているのですけれども、やはり社員が誘われて入団するといった動きももちろんございますし、それと当然、表彰などもいたしておりますので、その効果により会社ぐるみで消防団へ協力している会社も見受けられております。

また、若干ですけれども、寄附といったような動きを見せていただいていることもございますし、いづれにいたしましても、消防団協力事業所の効果というのは、今説明したような状況なのですけれども、これからも継続的に会社を通じて入団する団員が増えていくと、いろいろな効果が生まれてくるのではないかとこのように思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) ジェネリック医薬品の問題は、5年ぐらい前から、いわゆる後発医薬品のメーカーではなくて、通常医薬品メーカーが子会社でジェネリック医薬品を製造するようになり、安全性に関してはかなり高まってきているというふうに思っています。ただ、品数が少ないのですね。例えば、普通の薬でしたら5ミリ錠と10ミリ錠があるのですけれども、中には5ミリ錠しかないことも多く、まだまだ使いにくいのですね。それと、やはり実際の医療現場では、市立小樽病院のように院内処方を行っている場合は、薬剤師が医師に「ジェネリック医薬品でこのようなものがありますけれども使いますか」と聞きますし、例えば院外処方で出された場合も、調剤薬局が「こういう薬でジェネリック医薬品がありますけれども、これを使いますか」という説明をして、ジェネリック医薬品は買えるようになっております。厚生労働省も何とかジェネリック医薬品を増やそうと、現在、後発医薬品メーカーには品数をきちんと種類を先発品と同様に製造しなさいとか、5年間はきちんと生産を続けなさいとか、かなり指導を強めて、ジェネリック医薬品が使えるような形になってきています。それを使うと病院側も、薬局もある程度の収入が入るように、医療保険制度などを変えていこうとしています。また、安全性に関しては、かなり高まってきているというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 前田議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会委員長からも先ほど答弁をさせていただきましたが、教育行政執行方針の説明は、本市では新たな取組でありまして、教育委員会だけで実施できることではないため、実施の是非や時期も含めて慎重に準備を進める必要がございました。

また、この説明は、その年1年の教育行政についての施策の方向性を示すものでありまして、ほかの市同様、市長が新年度予算を編成し、市政執行方針を説明する当初予算を提案する定例会で行うのが適当であると考えたところでございます。

また、先ほどお話にありましたが、このことについては、教育委員会議で3度ほど説明をさせていただいたところでございますが、改選後に教育長から説明させていただくということで、2月25日の教育委員会で協議により決められたものでございまして、教育委員会の決定事項として、ぜひ御理解いただければというふうに思っているところでございます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 25番、前田清貴議員。

25番(前田清貴議員) 再々質問をいたします。小樽ジャンクション付近の乗降口の関係ですけれども、先日新聞に新得のサホ口のスキー場で、高速道路が無料化になって客足が伸びているというよう

なことから、ゲレンデを拡張するという報道がありました。最近、スキー場というのは、小樽もそうですけれども、みんな苦戦している中で、やはり高速道路が延びてきて、利便性がよくなるということで、事業拡大をしていくという業者も現れてきているわけで、私もこれが都市間競争ではないのかなと思うわけで、相当な費用も要するようでございますけれども、この動向はやはり注視をしていただいて、逐次、ネクスコ東日本に働きかけていただきたいと、こういうふうに思います。これが1点です。

それと、後発医薬品については、大分方針が変わってきたのだということですが、ジェネリック医薬品の品数が足りないということです。安全面は相当確保されてきたということですが、安全面の確保が「相当」ではまずいわけで、100パーセントにならないと不十分だと思います。「おたるの国保」を見た市民が市立小樽病院の窓口に行ってジェネリックを希望しますと言ったら5ミリ錠がなくて10ミリ錠が処方されるなどということはないと思いますが、窓口で混乱することはないのでしょうか。後発医薬品への対応について、関係部局で十分検討された上で「おたるの国保」に掲載したのかどうかについて、お聞きしてこの部分は終わります。

それと、教育行政執行方針について、再度同じことの繰り返しになりますけれども、来年6月に実施してくれるということは、ありがたいというか、よかったと思うのですが、なぜ来年の6月まで延ばさなければならないのかというのは、はっきり言って理解ができません。教育予算については、市長が提案説明の中でお話になっていますので、あとは教育の執行方針だけですので、この辺についてももう少し理解できるように説明をしてください。改選後まで準備が必要な話ではないと思いますので、その点について御説明ください。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 北海道横断自動車道について、小樽 - 黒松内間ですけれども、小樽 - 余市間は整備計画区間として事業決定されましたけれども、余市から黒松内はまだ計画区間なのです。計画区間をどこで事業をするのかまだ決まっていないのです。国がやるのか、東日本高速道路株式会社がやるのかというのが決まっています。整備計画区間になってから初めて事業主体も決まるわけですから、それは全線開通されると相当量の交通量があるだろうという想定で、今、東日本高速道路株式会社で考えていますから、我々としては、一日も早く黒松内まで全線開通していただけるようにこれから要望していきたいということでございますので、御理解を願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

経営管理部長（吉川勝久） 前田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの局長答弁の補足になりますけれども、安全性が高まってきたというのは、最終的には薬事委員会で例えば副作用ですね、当然先発医薬品は20年なり25年という治験データがありますので、後発医薬品はなかなか少ないという中でやはり副作用のデータとかをきちんとチェックしているものを採用しているので、選択肢が広まったという意味で、局長はジェネリック医薬品全体の安全性が高まったと申し上げたものです。なおかつ、その中で厳選して、安全なものを採用しているということです。

それから、国保の関係ですが、処方せんの関係だと思うのですが、処方せんにそういう表示があるかないかということなのだと思いますけれども、基本的に両病院とも院外処方を行っておりませんので、両病院で使える薬は、あくまでも薬事委員会で選定したジェネリック医薬品ということになります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 前田議員の再々質問にお答えいたします。

教育行政執行方針につきましては、前田議員をはじめ、たしか以前、予算特別委員会でもこの点については各議員から質問がありました。その都度、私どもは十分に中身を検討したところでございます。やはり改選期には行政上の一定の区切りがありますことから、教育行政においても新たな取組として、毎年の執行方針を発信するための一つの区切りと考えております。任期等を考えられますと少し長いのではないかと考えてございますけれども、一つの区切りとして、来年6月の定例会から教育執行方針を示してまいりたいと考えているところでございます。

議長（見楚谷登志） 前田議員の一般質問を終結いたします。

教育委員会委員長が退席されますので、しばらくお待ちください。

（高木教育委員長 退席）

それでは、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

4番（吹田友三郎議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、社会福祉政策の中で、福祉サービスの利用者には利用料としての応益負担と応能負担があります。国民にはさまざまな所得階層があり、適正な制度を国、地方自治体が主体となって進めなければならないものと考えます。全国的には、福祉サービスを利用料等の影響で受けられない福祉難民が潜在的に拡大しているとの指摘もあり、大きな問題と考えております。

まず、現在行われている高齢者、身体障害者、児童、乳幼児にかかわる各種サービスは、利用者に適正な応能・応益負担の制度となっておりますか、お伺いいたします。

また、今後、総体的に応益負担の方向に進むことが危ぐされますが、本市は少子高齢社会の中で、利用者の負担にかかわって、どのような政策を考えておりますか、お伺いいたします。

次に、各種福祉サービス内容の評価についてであります。

福祉サービスの利用形態の変化により、サービス内容の基準の担保が必要と思われませんが、行政のチェック機能がしっかりと働いていないと言われております。本市は、各種サービス内容のチェックは、どのようにされておりますか。

また、サービス利用者の苦情、意見、要望などについて、どのような対応をされておりますか、お伺いいたします。

北海道社会福祉協議会の運営適正化委員会など、各種福祉サービスにはさまざまな苦情解決などの機関がかかわっておりますが、各機関との連携はどのようにされておりますか、お伺いいたします。

次に、保育制度における地方自治体のあり方についてであります。

少子化は我が国をじゅうりんしており、本市の自然動態も年間およそ1,000人の減となっております。国全体では、平成17年には死亡数が出生数を上回り、平成20年で出生数109万1,000人に対し、死亡数は114万2,000人と自然動態で5万1,000人の減となっております。合計特殊出生数も平成17年に1.26人と過去最低を更新し、出生数で106万2,530人、18年からは出生率は前年を上回ってきましたが、平成20年も合計特殊出生率1.37人、出生数で109万1,150人となっており、依然として厳しい状況であり、新人口推計（中位）によれば、2055年に生まれる子供の数は現在の約4割、高齢化率は現在の2倍、40.5パーセント、生産年齢人口15歳から64歳も現在の2分の1近くに急激に減少するとされており、我が国の人

口は完全に減少局面に突入したと認めなければなりません。

子育て支援の重要な部分を担う保育所は、一般財源化の問題を抱えており、平成16年度より公立施設運営費の一般財源化により自治体財政を直撃したと見ております。例えば、青森県では、B市は公立保育所10か所を毎年2か所ずつ民営化し、全施設を民営化、C市は町と合併する中で公立施設の統廃合を条件に民営化、D町では公立施設7か所全部を一気に民営化と、市町村事業としての公立施設は一般財源化されては財政上無理と結論づけられております。

本市では公立保育所の運営は、一般財源化の中で十分に確保されているのか、お伺いいたします。

また、国では民間保育所運営費の一般財源化を検討しているようですが、そのことは本市財政に影響を及ぼさないと考えておりますか、お伺いいたします。

そして、保育所の設置基準等を地方自治体にゆだねることが地方分権改革推進計画の中で進められており、保育所の基準については、条例委任する、その場合、国の基準については、原則従うべき基準又は参酌すべき基準とされ、東京などの一部の区域に限って例外的に標準とするなど、児童福祉法の精神を逸脱する流れにもなっております。

乳幼児の健全育成に必要な基準は、国がしっかり守ることが必要と考えますが、市長はどのような御見解を持っておられますか、お伺いいたします。

次に、予防接種等の取組についてお伺いします。

昨年は新型インフルエンザの流行に市民の皆さんが大変不安を感じられたと思います。予防接種は対象者を段階的に拡大し進めていると思いますが、新型インフルエンザワクチン接種の状況と今後の取組と課題についてお伺いいたします。

また、そのほかの各種予防接種の取組、接種状況の推移と今後の課題について、どのように認識しておられますか、お伺いいたします。

若い女性の患者が増えている子宮けいがんのワクチンなど新たな予防ワクチンの開発には大変期待しておりますが、その接種等については、公的助成がなく、高額な接種料金となっているケースが多いことと考えられます。このことについて、市民の健康を守る行政機関としてどのような方針で進められますか、お伺いいたします。

最後の質問となりますが、自治体所有のコンピュータのシステム開発と保守管理について、お伺いします。

業務の処理、管理には、コンピュータが必要不可欠なものであります。しかし、その維持管理及びシステム開発にはばく大な費用を投入してきております。今後も政策の変更の都度、事務処理を含め、コンピュータシステムの変更、開発の頻度が上がることが予想されます。現在、さまざまな技術開発が進む中で大胆なコスト削減のために、システム開発と保守管理の積極的な一般競争入札を取り入れることが必要と考えますが、その導入と課題について、どのような認識を持っておられますか、お伺いいたします。

また、現在、総務省が進めております自治体クラウドコンピューティングの導入に対する有効性とその方向性について、どのような御見解をお持ちか、お伺いします。

新しいシステムの一つでありますシンクライアントは、道内の自治体でも導入しており、別海町では情報システムの管理を容易にするためにターミナルサービスの導入を検討する過程でシンクライアントシステムを知り導入を開始し、基本的目的は、システムの管理負荷の軽減、管理コストの削減、データの持ち出しを防ぐことによるセキュリティの強化を進めることであったとのことです。シンクライアント端末を導入することで故障が激減し、以前5人だった情報システム担当者が現在は2人で対応可能で

あり、i D Cの活用により、システムの保守費用、電気代を含め、試算上、年間1,300万円の削減が見込まれるとのことです。シンクライアント化とともに外部メモリの使用を原則禁止し、セキュリティの向上を図り、端末が職員に帰属しないため、出先機関に外勤したときでも、その端末を使ってI D、パスワードで容易に自分の環境を再現でき、業務が継続できる効果を見込めるとのことです。本市では、財政危機の解決策に人件費削減を中心に置くだけでなく、電算システムにかかわって、これらの導入の有効性と今後の検討課題について、どのように考えられますか、お伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 吹田委員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉サービスに係る利用者負担の問題でありますけれども、介護保険制度については、平成12年のスタートから応益負担となっております。一方、障害者については、平成18年の障害者自立支援法施行時には応益負担でありましたが、利用者などからの強い要望を受け、毎年のように負担額の軽減が行われ、平成22年4月からは、低所得者層の利用者負担が無料になるなど、事実的には応能負担となるものであります。また、児童・乳幼児へのサービスである保育所につきましては、所得区分ごとの応能負担となっております。このように福祉サービスの利用者負担につきましては、国において低所得者層に一定の配慮をしながら、制度が構築されているものと考えております。

次に、今後の利用者負担についての考え方でありますけれども、現状においても介護保険においては、ホームヘルパーの利用者負担への助成、障害者サービスでは、地域活動支援センターの利用料の無料化や児童デイサービス利用料の減額、児童・乳幼児では、保育料を国の基準より軽減していることなど、市として利用者負担の軽減策に努めているところであります。今後の福祉サービスの利用者負担については、さきに述べましたように、低所得者層の方にもより利用しやすい制度になるよう期待しておりますし、市といたしましても、必要に応じて要望してまいりたいと考えております。

次に、福祉サービスに対する行政サイドのチェックでありますけれども、まず施設や事業所の設置には、社会福祉法や児童福祉法、介護保険法などの規定により、知事の許可が必要であります。これらの事業所に対しては、北海道が定期的に人員や施設運営の基準などの監査や実地指導を行っており、市としても必要に応じて立ち合い、状況を確認しております。また、介護保険のグループホームなどの地域密着型サービス事業所については、本市で定期的に実地指導を行っております。

次に、サービス利用者の苦情、意見、要望等に対する本市の対応であります。福祉サービスの事業所には、社会福祉法に基づいて、利用者等からの苦情などに対して適切な解決に努めるよう規定されておりまして、第三者委員を含めた苦情解決の体制づくりが求められております。市の福祉施設についても同様でありまして、苦情解決責任者や福祉サービス苦情相談員を設置しております。福祉施設の利用者などから、市に苦情が寄せられた場合には、その事業所に対し、必要に応じて聞き取り調査を行い、状況の把握に努めるとともに、解決に導くよう助言を行っております。

次に、各種福祉サービスの苦情に対する運営適正化委員会など関係機関との連携であります。北海道社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申出は、利用者や家族が直接行っており、委員会がサービス提供者と利用者間に立って、その申出の内容に対する調査、助言、あっせん、解決を図るもので、市と直接連携しながら、問題解決を図る体制にはなっておりません。また、障害者

相談支援センター、地域包括支援センター、国保連合会などに寄せられる苦情への対応については、随時情報交換を行うなど連携しながら解決を図っております。

次に、保育制度について何点か御質問ありましたけれども、まず公立保育所の運営費についてであります。平成16年度から一般財源化されましたが、十分かどうかは別にしまして、一応交付税において同程度の財源措置がなされたところであります。

次に、民間保育所運営費の一般財源化についてでありますけれども、平成23年度以降の子ども手当の費用負担を議論する中で、民間保育所運営費の一般財源化についても検討されるということですが、自治体の財政や民間保育所の運営に支障を来すことのないように、国が責任を持って財源措置を講じていただきたいと考えております。

次に、認可保育所の設置基準であります。地方分権改革推進計画では、都道府県、指定都市、中核市においては、保育士の配置や東京などを除く地域の保育室の面積については、国の基準に従って条例で定めることとされております。また、園庭などの基準については、都道府県などの裁量で定められることになっておりますが、保育所は子供が1日の大半を過ごす場所であり、保育環境や子供の安全に配慮した対応が求められるものと考えております。いずれにいたしましても、地方自治体への条例委任は地域主権の観点からも必要なことだというふうには考えております。

次に、予防接種等についての御質問であります。まず初めに新型インフルエンザワクチンについてであります。昨年10月下旬から接種が開始され、本年1月末までに市内の医療機関で接種した方は、基礎疾患を有する方6,653名など各対象者の合計で、1万4,277名となっており、接種率は10.5パーセントとなっております。市内では、現在、新規の患者がほとんど発生しておらず、全国的にも患者数が減少傾向にあることから、接種への関心が低くなっていることが課題として考えられます。しかし、新型インフルエンザは完全に終息しておらず、国においては新年度も引き続きワクチンの接種を行う方針であり、また感染による重症化防止の観点からも、本市においても引き続き接種の勧奨を行ってまいりたいと考えております。

次に、各種予防接種についてのお尋ねでありますけれども、まず定期接種の接種状況の推移について、過去5年間の接種率を見ますと、BCG、ポリオ、3種混合はいずれも毎年約90パーセントの接種率となっております。麻しん・風しんワクチンは1歳児を対象とした第1期、小学校就学1年前の児童を対象とした第2期とも毎年約90パーセントとなっております。なお、昨年度から定期接種化された中学校1年生、高校3年生の年齢層を対象とした第3期、第4期は、ともに約75パーセントの接種率となっております。高齢者等のインフルエンザワクチンにつきましては、16年度は42.6パーセントでしたが、年々増加し、平成20年度には51.4パーセントとなっております。

任意接種につきましては、おたふく風邪ワクチンと水ぼうそうワクチンの接種状況を調査しており、ともに毎年約30パーセントの接種率となっております。接種率向上に関する取組であります。定期接種につきましては、新生児を有する家庭への訪問指導の際に、接種の勧奨を行い、未接種者につきましては、乳幼児健診などで勧奨を行っています。また、高齢者等のインフルエンザワクチンにつきましては、広報おたる、ポスターの掲示等により接種を勧奨しています。さらに、任意接種を含む各種ワクチンの情報に関しては、ホームページや子供の予防接種週間に合わせたパネル展により市民への周知を図っております。

課題といたしましては、麻しん・風しんワクチンの第3期、第4期の接種率の低迷が挙げられます。各種予防接種の接種率向上が必要と考えますが、特に麻しん・風しんワクチンにつきましては、接種対象に対する接種勧奨の個別通知のほか、予防接種の意義や効果などについて情報提供に努め、さらなる

接種率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子宮けいがんワクチン等、新たなワクチンに対する小樽市の方針についての御質問でありますけれども、近年女性の子宮けいがんワクチンのほか、肺炎球菌ワクチンやH i b（ヒブ）ワクチンなどが国内で認可され、任意接種として行われています。本市では、ワクチンで発病や重症化を防ぐことが可能な疾病は、予防接種を推進すべきと考えております。しかし、一方で予防接種には副反応による健康被害のリスクがありますので、接種対象者に対する十分な補償が担保されている必要があります。任意接種の場合の補償は、定期接種と比較すると十分な内容となっていません。このようなことから、市といたしましては、国に対して、新たなワクチンについて定期接種化を求めてまいりたいと考えております。

次に、コンピュータの関係でありますけれども、コンピュータシステムの開発と保守管理の一般競争入札の導入であります。本市の基幹業務の大部分は庁内に設置している大型のホストコンピュータを使い、システム開発をしておりますが、メーカーや機種ごとにハードやソフトの操作方法が異なり、システム開発や保守管理については、現行のシステムを開発した業者に限定されるため、現時点では一般競争入札は難しいものと考えております。しかしながら、近年、メーカーからさまざまな種類のソフトが提供されている小型のサーバを主体としたシステムが主流となってきているため、大型コンピュータの生産台数は減少傾向にあります。このため、市といたしましては、近い将来、基幹業務システムについては、小型のコンピュータへの移行を検討しており、この場合には一般競争入札も可能になるものと考えております。

次に、自治体クラウド導入の有効性と方向性であります。総務省が進める自治体クラウド構想は、各自治体で個別に構築・運用している個々の基幹業務システムを民間のデータセンターなどに統合・集約し、各自治体は提供されるサービスに使用料を払って通信回線を介して共同利用するものであります。自治体側ではサーバなどの機器やソフトウェア、電気容量を確保するための施設整備などに係る経費等が軽減されることが見込まれ、業務の効率化や経費の節減が期待されているものであります。しかしながら、各自治体で保有する基幹業務システムは、業務の運用形態もさまざま、都道府県単位で一つのシステムに再構築するには相当の年数がかかると言われております。また、個人情報や民間のデータセンターに置くことについての情報セキュリティ上の課題もあるため、これらの推移を見ながら、利用について研究してまいりたいと考えております。

最後に、本市のシンクライアントの導入についての問題でありますけれども、このシステムは機器やソフトなどの集中的な管理が可能であるため、保守管理についての業務量の軽減が見込まれるほか、端末機の盗難や持ち出しによる情報漏えいのリスクを回避できるなど、情報セキュリティの面でのメリットもあります。しかしながら、本市の場合、1,100台以上の端末機を管理するためのサーバの導入やサーバとの通信を行う回線速度に十分な容量が必要であり、システム全体に係る経費については、現時点では現在のシステムに比べ割高になります。今後、このシステムについては、技術の進歩等による導入コストの低価格化や今後の普及状況などの推移をさらに見ていきたいと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

4番（吹田友三郎議員） 何点かお聞きしたいのですが、このコンピュータシステムにつきましては、今後、そういった大きな市の中にあるものは使わないで、もう少し小型化していくような感じの御答弁でしたが、将来的にはいつごろまでに移行していく可能性があるものなのかと思うのですが、この辺については、具体的な計画というものはあるのでしょうか。

私は希望としては、できましたら、これからもっと進化すると思われまので、こういう部分に積極的にかかわって、特にコンピュータにつきましては、ハードの面は必ず何年かがかえなくてはならないという実態がありますので、今1,000台ほどある端末機を管理するに当たり、経費の面をしっかりと考えていけばまた一つのそういうものが出てくると思っているのですけれども、いかがでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 総務部長。

総務部長（山崎範夫） コンピュータ関係の再質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、小樽市の場合には、大型のホストコンピュータを使って基幹的な業務をほぼ処理しております。道内の大きな自治体もほとんどこういう形でこれまで進めておりますけれども、市長から答弁をされましたとおり、近年、自治体では大型コンピュータから小型のサーバを主体としたシステムへの移行がかなり進んできています。いろいろなメリットがありますことから、私どもとしても、先ほど言われました一般競争入札の導入も可能になるという面も含めて、今、研究をしております。何年までという導入時期はなかなか難しくて言えないのですけれども、一遍に今やっている業務を短時間で変えていくのは難しいので、今、情報システム課と話していますのは、小型のサーバへの切り替えについて、10年ほど先を目標に少しずつ順次更新をしていくという、そういった形の中で今の大型コンピュータから小型のサーバを中心としたこれからのシステムへの移行というのは考えていかなければならないというふうに考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

4番（吹田友三郎議員） ぜひ、進めていただければと思います。

あとは、予算特別委員会とか、常任委員会の中で質問させていただきまますので、これで終わりたいと思います。

議長（見楚谷登志） 吹田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時50分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 一般質問をします。

初めに、置き雪対策と福祉除雪についてお聞きします。

小樽市は、平成19年度から車道に除雪車が入った後の置き雪対策を試行し、取り組んでまいりました。21年度の3年目を終了した時点では、試行期間の取組を評価して置き雪対策の方針が求められます。現在、21年度の取組中ではありますが、問題点や今後の置き雪対策について質問します。

平成19、20年度は、対象者を65歳以上、又は身体に障害を持ち、除雪が困難な世帯とし、車道に除雪車が入った後に、公道部分の間口の置き雪を1班2人体制で、午前5時から人手を使って除雪しました。市内は6ステーションに分けられていますが、1ステーション1路線とし、その路線上の該当世帯を28軒程度選ぶこととし、実施路線や対象世帯は町会が決めました。また、市は、置き雪処理を行う路線と

行わない路線の不公平をなくし、除雪回数を一、二回減らして費用をねん出するため、対策路線の除雪出動基準を15センチメートルから20センチメートルに引き下げました。19年度は5町会76軒が参加しましたが、20年度は3町会28軒です。また、この間、第1ステーションは全く参加していません。この理由について市はどのように把握していますか、お知らせください。

対象路線の除雪出動基準の引下げについては、我が党は、その路線沿線に住む置き雪対策の対象者以外の住民にとってはサービスの悪化になり、他の路線との不公平を拡大することになる、除雪出動基準は置き雪対策で減る回数に関係なく過去の平均出動回数で決められているので、経費の節約にもならず、除雪出動基準を引き下げる理由はないと主張してきました。平成21年度の試行対策は、対象者は同じですが、人力をやめ、機械除雪のときに雪を置かないようにする方法に変更しています。対象路線も市が決定し、その路線上の住民に希望調査を実施して該当者を決定しました。21年度試行の対象路線と世帯数及び路線で対象世帯が占める割合もお知らせください。

次に、試行期間3年目で方法を大きく変えた理由を説明してください。

平成21年度は町会による路線、対象者の選択はやめていますが、その他の件では町会とはどのようにかかわってきたのでしょうか。

また、当初計画していた除雪出動基準の引下げは、予定どおり実施されたのでしょうか。平成19年度、20年度の人力除雪と21年度からの機械による置き雪除雪とに分けてお答えください。

試行当初、市は、対象路線の除雪出動基準を15センチメートルから20センチメートルに引き下げることで費用が削減になる、ただ除雪回数が減っても置き雪対策の費用が多くなれば、費用対効果としてどうか懸念しておりましたが、この間の取組では結果はどうだったのでしょうか。

財政的な点では、平成19年度に141万円を計上していました。19年度と20年度の決算額と21年度の決算見込額についてもお知らせください。

平成21年度はまだ試行中ですが、機械除雪と人力除雪で実施してみて、それぞれのメリット・デメリットをどのように受け止めているのでしょうか、また、今後もやはり除雪出動基準の引下げは必要と考えているのでしょうか、質問します。

次に、福祉除雪です。

平成6年3月の小樽市老人保健福祉計画によると当時、除雪サービスは高校生や民間のボランティア団体が休日を利用して、ひとり暮らしのお年寄り世帯などを対象に行っており、これに加えて平成5年1月から社会福祉協議会が事業主体となって除雪業者に委託し、平日でも対応できる体制をとり、対象を身体障害者、母子世帯にも拡大し、除排雪ができないために日常生活が困難な世帯や危険がある世帯にサービスを開始したとあります。平成4年の記録では、登録世帯は220世帯で、除雪回数は年間245回の実施でした。11年には登録世帯は500世帯を超え、その後、16年の550世帯を最高とし、21年度は460世帯と同程度で推移しています。

近年は、ボランティアによる除雪が減少し、業者による除雪が増えています。福祉除雪の問題点は、除雪回数が少ないことです。市民向けの案内では年一、二回とありますが、各年度の世帯数と実施回数を見ると、ほぼ1回しか実施されていない数字です。これでは到底冬期間の除雪になりませんから、窓をふさぐ雪の除雪や屋根の雪おろしに希望が多くなります。平成16年度までは除雪と屋根の雪おろしの区分なく実施してきましたが、18年度からはどちらかの選択方式になり、屋根の雪おろしサービスは1万5,000円の補助金支給に変わりました。さらに20年度からは、補助金は1万円に引下げです。

初めに、除雪回数ですが、今回の置き雪対策の対象者は、65歳以上又は身体に障害を持ち、除雪が困難な世帯と、福祉除雪の対象者と重複しています。置き雪除雪の年間実施回数は、平成19年度は7回、

20年度は10回程度です。しかし、福祉除雪では年1回、多くても2回に限られています。これでは、冬期間、除雪困難な世帯に対するサービスにはなっていません。福祉除雪の回数を増やし、日常生活に差し支えない回数にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、屋根の雪おろしですが、一般的に家の大きさや雪の量で料金も違うと思いますが、平成16年度までは除雪と屋根の雪おろしの区別なく、必要時に自己負担なしで実施していました。小樽市の生活保護世帯には住宅維持費として、雪おろしなどをしなければ家屋が損壊するおそれがある場合に、年間11万8,000円を上限に屋根の雪おろし代が認められています。平成19年度は63件の利用があり、1件平均3万8,560円、20年度は8件の利用で1件平均3万1,834円でした。これと比較しても助成額1万円は、あまりにも少ない。さらに引き上げて市民サービス充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3年間の試行期間で置き雪対策に着手したことは、市民要望にこたえる取組の一步と評価いたしますが、反面、除雪出動基準引下げの導入や市民の間に不公平感をつくり出すような抽出、対象選出方法が、効果的な試行を妨げることになったのではないのでしょうか。対象者は、福祉除雪の対象とリンクしており、除雪路線以外に住む福祉除雪対象者との格差はなくすべきだと思います。福祉除雪との関係については、今後どのように検討する予定でしょうか、お知らせください。

平成19年度、20年度の置き雪対策試行のアンケートでは、80歳以上が3分の1を占めており、70歳以上になると8割です。全体の半数がひとり暮らしであり、除排雪は冬期間の重要な生活支援策です。

先日、目が見えないひとり暮らしのお年寄りから除雪の相談を受けましたが、家の前の道路は機械による置き雪除雪の対象外で、福祉除雪では年1回で間に合わない、結果的に支援策にはなりませんでした。小樽市の福祉除雪制度では、目が見えないひとり暮らしのお年寄りの生活も応援できない実態です。屋根の雪おろしへの補助金の引上げと除雪回数の拡大をぜひ検討してください。市長の見解を求めます。

次に、小樽市の地球温暖化対策について質問します。

平成21年12月の厚生常任委員会に環境基本条例（原案）が報告されています。本条例は、環境に対する基本理念を表すもので、市民、事業者、市の責務を明らかにし、市が行う環境行政施策の基本となるものです。1月にパブリックコメントで市民の意見を集約し、3月の公害対策審議会で最終的な条例案として答申が出る予定です。条例制定後の環境基本計画の策定、環境審議会の設置により具体的な施策を進めることとなりますが、既に第6次小樽市総合計画前期実施計画が策定されています。今後、策定される環境基本計画との関係について説明を求めます。

地球温暖化抑止の国際協定である京都議定書が定めた温室効果ガス削減の第1約束期間は、2008年から2012年までの5年間です。これに続く2013年以降の次期枠組みの交渉は、本年11月にメキシコで開催されるCOP16（気候変動枠組み条約第16回締約国会議）で決定されます。アメリカをはじめとして、先進国が大幅削減に踏み込めるのか、拘束力ある合意が得られるのか、大きな課題です。各国は昨年12月に開催されたCOP15の合意を受けて温室効果ガスの削減目標を申告していますが、鳩山由紀夫首相は2020年には1990年度比で25パーセント削減を打ち出しています。しかし、日本の2007年度の温室効果ガス排出量は、1990年度に比べて9.0パーセント増加しており、約束期間の6パーセント削減に向けて効果的な排出削減対策は急務です。

小樽市は、温暖化対策のため、平成13年4月から5年間、第2次計画として平成18年4月から5年間の計画を立て、現在21年3月までそれぞれ目標値を設定して取り組み、当初目標を達成してきました。この点について何点かお聞きします。

初めに、第2次計画の基準年が京都議定書にある1990年度であるのに、1次計画の基準年が1999年度になっているのはなぜでしょうか。

計画の温室効果ガス削減対象は小樽市の事務事業ということですが、対象施設数はどれくらいになるのか、具体的な作業はどのように実施して数値を出しているのか、お知らせください。

第1次計画では温室効果ガス総排出量は、1999年度より2パーセント削減目標に対して13.5パーセント、第2次計画では1990年度よりも各年度6パーセント削減予定が2008年度では19.4パーセントですから、数字の上では十分な結果が出ていることとなります。これに対する評価と、今後もさらに削減できる見込みなのか、お聞かせください。

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、その区域の自然・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策の推進が責務とされています。北海道では、1990年度に比べて2010年度の温室効果ガス排出量を9.2パーセント削減予定でしたが、2006年度では12.3パーセント増になっています。国も北海道も削減どころか増加しているのに、小樽市は大幅削減になっているのはなぜか、市長の見解をお聞かせください。

同法律によると、地方公共団体は、みずからの事務事業だけでなく、区域の事業者、住民に対しても温室効果ガスの抑制推進を進める責務があります。小樽市は、既に事業所としての目的を達成していますから、今後さらに対象を拡大して目標設定するべきです。小樽市地域全体の温室効果ガス削減計画を策定し、市民、事業者への積極的な働きかけ、小樽市内全体の温室効果ガス削減に取り組んではいかがでしょうか。

質問の2点目は、住民への意識啓発の問題です。

今、国民の中では、地球温暖化問題への関心が高まり、自分たちの生活を見直し、環境に優しいライフスタイルに転換し、現在の地球と将来の子供たちに対する責任を果たそうとする声と取組が広がっています。

小樽市においても、平成13年度から環境にやさしい小樽市民ルールを策定し、平成17年度にはこれを発展させ環境にやさしいエコ・アクション・プログラムを策定しています。私も改めて読んでみましたが、CO₂削減目標が数字で示され、削減努力方法が具体的に示されており、わかりやすい内容です。問題は、このようにすぐれた内容が生かされているかどうかです。活用状況と普及部数、市民の感想などをお聞かせください。

プログラムには、水道、灯油やガソリンの使用量を記入してCO₂排出量に換算し、自分の生活を客観的に見直す環境家計簿の取組があります。京都市では、市民を対象に京都市エコライフチャレンジの取組を実施しています。この取組は、1段階、2段階に分かれており、必要事項を記入したチェックシートを市役所に送ると、第1段階では取組へのアドバイス、3か月実践した結果に対する第2段階では、通信簿が送られてきます。この診断書で、取組前とその後のエコライフ度がわかります。市民にとっては専門家から指導を受けられ、自治体としては市民との実践を通じた交流が深まり、市民啓発を広げることになります。小樽市としてもこの取組を行ってはどうでしょうか。広く一般市民を対象にする前に、幾つかの女性団体などに呼びかけ、取り組み、結果を公表して一般公募をするなど、取り組んでみてはいかがでしょうか、提案をいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 初めに、置き雪対策と福祉除雪について何点かお尋ねがございました。

まず、第1ステーションで置き雪対策が実施されなかったことではありますが、平成19年度及び20年度の試行の際、六つのステーションごとに町会から推薦をいただく方法で対象世帯の選定を行いました。第1ステーションの該当する町会からは、対象者の把握ができないこと、また選定が難しいことなどの理由から推薦をいただけなかったため、実施できなかったものであります。また、20年度の町会及び対象世帯の減った理由ではありますが、実施に当たって町会に対し、前年度実施した路線以外で試行したい旨、選定の依頼を行ったところ、選定が難しいとの理由により推薦が少なかったためであります。

次に、今年度の試行路線と実施世帯数及び実施世帯の占める割合でありますけれども、実施している路線数は8路線、実施世帯数は52世帯、対象路線全世帯数に占める割合は2割程度となっております。

次に、今年度、作業方法を大きく変えた理由ではありますが、2年間行ってきた人力による作業と機械除雪の際に雪を置かない方法で処理した場合との作業効率及び費用対効果の検証を行うため、変更したものであります。

次に、町会とのかかわりではありますが、除雪懇談会で平成20年度の報告を行うとともに、新年度に向けては意見交換を行っております。また、市が選定した路線の町会に対しては、置き雪処理を行う旨、周知を図ったところであります。

また、除雪出動基準の引下げについてであります。平成19年度及び20年度につきましては引下げを実施し、21年度は実施しておりません。

次に、対象路線の除雪出動基準を引き下げたことによる結果ではありますが、出動基準を引き下げることと除雪の出動回数は減少しましたが、その反面、路面が悪化し、その処理を行うための出動が増える状況となり、費用削減には至っておりません。

次に、置き雪対策の平成19年度と20年度の決算額及び21年度の決算見込みでありますけれども、19年度の決算額は約48万円、20年度の決算額は約34万円となっております。また、平成21年度の見込額については、今後の降雪の状況にもよりますが、13万円程度と考えております。

次に、機械作業と人力作業のメリット・デメリットではありますが、機械作業は迅速な対応が可能である反面、人力作業に比べきめ細かな作業が難しく、一方、人力作業は時間がかかり、作業員の確保が課題であると考えております。

次に、今後の除雪出動基準の引下げについてであります。2年間の試行を行った結果、費用削減には至らなかったことから、現時点では引下げの必要性はないものと考えております。

次に、福祉除雪についてでありますけれども、現行では原則一、二回の福祉除雪と屋根の雪おろしのいずれかを選択していただき実施しており、平成20年度の事業実績は除雪が63件、屋根の雪おろし66件となっております。福祉除雪の実施回数を増やすべきとのことではありますが、財源やボランティアの確保の問題など、おのずから限界がありますし、その年の降雪の状況により費用が大きく増減する事業でもあります。今後、各世帯の状況に詳しい民生委員の御意見も伺いながら、事業主体である社会福祉協議会と協議してまいりたいと思います。

次に、屋根の雪おろし助成金の引上げであります。この助成金額は上限1万円であり、近年は屋根の雪おろしを選択する方が多くなっている傾向にあります。雪おろし作業に要した費用については、家屋や降雪の状況によりさまざまありますが、平均2万円程度であり、結果として実際に要した費用の半額程度を助成していることとなりますので、事業としてはおおむね市民に理解いただけるものと考えております。

次に、置き雪対策と福祉除雪の関係であります。置き雪対策は車道のかき分け除雪により生じた玄関前の雪を処理するものであることから、宅地内や屋根の雪処理を行う福祉除雪とは目的が異なるもの

と考えております。なお、置き雪対策につきましては、今年度で試行が終了しますので、しっかりと検証し、来年度以降の対応を考えていきたいと思っております。

次に、小樽市の地球温暖化対策についての御質問でありますけれども、初めに第6次小樽市総合計画前期実施計画と環境基本計画との関係であります。環境基本計画は2011年度から着手して策定まで3年ほどの期間を要することから、現時点におきましては前期実施計画と重複しないものと考えております。

次に、小樽市温暖化対策推進実行計画の基準年についてであります。本来であれば計画当初から基準年は京都議定書に合わせて1990年に設定すべきではあります。本市における1990年当時の排出データがなく、また推計もできなかったため、2001年度の第1次計画策定時は、排出データのある直近の1999年度を基準年としたものであります。2006年度の第2次計画策定においては、第1次計画の実績値等によって過去の排出量の推計が可能となったことから、1990年度を基準年としたものであります。

次に、温暖化対策推進実行計画における温室効果ガス削減の対象施設数であります。この計画では本市が管理しているすべての施設を対象にしており、およそ100施設あります。

また、温室効果ガス排出量の算出方法であります。各施設における石油、ガス、電気の使用量や公用車の走行距離などの数値と二酸化炭素の排出量に換算するための排出係数を用いて全体の排出量を算出してあります。

次に、実行計画の削減結果に対する評価であります。第1次計画、第2次計画ともに目標を大きく上回って削減できた理由としましては、職員一人一人の省エネ行動や施設管理の徹底等によるほか、近年の暖冬による影響もあるものと考えております。

また、国や北海道と比べて大幅な削減を達成している理由であります。国などは削減対象の規模が大きく異なっているため、単に数値だけで判断することはできないものと考えております。市といたしましては、今後も目標以上の達成に向け、削減努力を継続してまいりたいと思っております。

次に、小樽市全体の温室効果ガス削減計画の策定であります。温室効果ガスの主な排出源である石油、ガソリンの使用量は販売元からの情報収集が困難であるため、目標値を盛り込んだ削減計画を策定することは難しい状況にあります。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減は市全体として取り組むべき問題でありますので、今後とも市民、事業者に対し、さまざまな機会を通して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、環境にやさしいエコ・アクション・プログラムについてであります。環境問題をテーマにしたまち育てふれあいトークや小中学校の総合学習、環境パネル展等のイベントにおいて、このプログラムを活用しており、これまでに4,000部ほど配布したところであります。市民からは、身近に取り組める省エネ行動が紹介されていること、温室効果ガスの削減量と節約効果がわかりやすく記載されているといった感想をいただいております。

最後に、環境家計簿の取組でありますけれども、環境家計簿は各家庭の温室効果ガス排出量を知ること、生活スタイルを見直すきっかけとなる有効な手法であると考えており、環境にやさしいエコ・アクション・プログラムにも掲載をしております。また、本市におきましても、過去に市民や女性団体等の協力を得て環境家計簿の普及に取り組んだ経過がありますが、期待した成果を得るまでには至りませんでした。今後は、京都市など先進都市の事例や市民、女性団体等の意見を参考にしながら、多くの市民が取り組みやすい仕組みを工夫してまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再質問の前に、お答えが抜けていたものが1点あります。市がこれまで2次計画まででCO₂の削減目標を達成してきたのですけれども、削減してきたその背景については説明いただきましたが、今後も削減が進んでいけると考えているのかどうかという点についてはちょっとお答えがなかったように思うのですが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 生活環境部長。

生活環境部長(小原正徳) 御質問にお答えいたします。

小樽市の温暖化対策推進実行計画は、1990年度比6パーセント削減ということで進めておりまして、毎年度これを達成しておりますので、今後とも同様に削減が達成できるものというふうに見込んでいますところでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) わかりました。

再質問ですけれども、先に置き雪対策と福祉除雪の問題なのですけれども、今年度で置き雪対策試行3年目になります。新しい方針が求められる時期だと思うのですけれども、今のお話では除雪出動基準の引下げについては効果がなかったと。回数を減らした分だけ路面が悪くなって、その対策に再び取り組まなければならないために、財政的な効果はなかったということで、除雪出動基準の引下げについては今回は評価できないと、そういうふうを受け止めました。

それでは、この間の除雪、置き雪対策をやった上で、今後の置き雪対策をどういうふうにしていくのかという、この3年間の試行が役に立ったのかどうかというあたりについて少し聞いてみたいと思うのですけれども、除雪出動基準についてはお話がわかりました。

あと、人力と機械除雪については単純明快にお答えになっていますけれども、財政的な問題については、先ほどのお答えでは大変わずかな額のお答えでしたから、実際には19年度が48万円、20年度が34万円、平成21年度は経過中で13万円と。担当課に聞いてみたところ、除雪経費全体の中に含まれていて、別枠で組んだわけではないと伺っておりますけれども、実際には機械除雪をやったときに、すべての路線でできるわけではないと。例えば、グレーダーなどという第1種路線の除雪に使う機械では、置き雪をかき取るという作業はできないということで、これは、この路線では機械除雪の対象にならないと聞いています。小樽市全体の除雪路線の中で実際に機械で置き雪対策ができる、そういうふうと考えられる路線の割合というのは、全体の路線のどれぐらいになるのでしょうか。これもちょっとお聞きしたいと思います。

それと、平成21年度は対象路線で希望者をとってやったところ2割ぐらいだとおっしゃいましたけれども、この2割の方々は65歳以上あるいは障害があってみずから除雪ができないと、こういう条件の方ですよね。これらの方々は福祉除雪の対象者になるというふうには私は思うのですけれども、施策としては置き雪対策と福祉除雪は違うと言いますが、対象者にしてみたら、市内で65歳以上で障害があってみずから除雪ができないという方々にしてみたら、機械除雪をする路線に住んでいる人は年7回から10回、家の前の雪をかき取っていく、しかし福祉除雪という項目で対象になる方については、住んでいる場所が違うことによって、年1回しか家の前の雪は持っていかないということになるわけです。これも一つの差ではないかと思うのですけれども、そういう意味では、同じように除雪が困難な方々に対する制度として整備する必要があるのではないかというのが私の質問の趣旨なのです。

それともう一つは、先ほど例を出したのですけれども、ひとり暮らしのお年寄りで目の見えない方が

家の前の除雪を何とかしてほしいと相談に来て、小樽市の福祉除雪の制度では応援できない仕組みなのです。こういう仕組みでいいのかどうかということをおはぜひ検討すべきだと思うのです。私たちが冬暮らしている間に雪が降ったら、一定の基準で除雪車が入る仕組みになっています。それと同じように、そういう条件の皆さんも、雪が降ったときには除雪が入るといふふうにするべきではないかと思うのです。他都市の状況もちょっと調べてみましたけれども、福祉除雪で1回から2回などと決めているところはほとんどありませんでした。釧路市が3回と言っていましたけれども、これは3回ぐらいしか15センチ以上の雪が降らない地域であって、3回しかやらないということではありませんというお話で、雪が降るたびに除雪をするというのがどこでも通常の福祉除雪だと伺い、当然だと思いました。

そういう点で小樽市の福祉除雪のあり方が、毎回雪が降るたびに対応するというのではなくて、目的そのものが違うのではないかと思うのですね。「事故を未然に防止して高齢者等の日常生活の安全を確保することを目的にし」、こういうふうになっておりますから、降雪ごとの除雪ということにはしていないと、そういうふう理解してよろしいのでしょうか。このこともちょっと確認したいのですけれども。

そういう点で、稚内市などでは社会福祉協議会の事業で実施しているのですけれども、歳末助け合い運動から募金240万円をいただいて12月から3月まで1か月60万円で事業者と契約をして、500件の登録世帯がそれぞれ事業者へ直接電話をかけて除雪を依頼するというやり方で、平成20年度に400件の利用があったと言っています。やはりこの福祉除雪のあり方も降雪に対するサービスとして検討する必要があるのではないかと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

次に、温暖化対策の問題ですが、実際には環境家計簿も女性団体や市民と取り組んだことがあるのだけれども、思うような成果がなくてやめたとおっしゃっていました。それはどれぐらいの期間実施して、どんな実践経過でだめだという判断をしたのか、そこら辺のことについても、ちょっとお聞きしたいと思います。

実際には25パーセント削減を首相が言われているわけですが、今、国際的な舞台においては主要排出国の参加が前提であって、その条件をクリアしなかったら25パーセント削減もやらないみたいな雰囲気もありまして、ちょっと国際的には問題になっております。ぜひ地域ごとのCO₂削減のためにも、国レベルでの積極的な取組が必要だと思うのですが、小樽市が地域に対して温室効果ガスの削減を進めていくためには、国・道のレベルでの具体的な施策の中身について、どういうことが求められるとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 私から福祉除雪の関係についてお答えします。

今お話がありましたように、確かに現行の福祉除雪は、屋根の雪とか敷地内の雪を対象にしていますが、入り口の道路等に接する部分はどうするのだという話になって、その部分は道路管理者に任せているという状況ですから、そのあたりをどう整理していったらいいのか。それから、対象世帯の把握と費用の問題についてはちょっと研究して、やはりあり方を見直したほうがいいのかという感じがしますので、費用も含めて総合的に少し検討させてもらいたいというふうにあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 建設部長。

建設部長（竹田文隆） 置き雪対策ができる路線がどのぐらいの割合を占めるかということござい

ますけれども、除雪路線が全部で512キロございます。そのうち1種はグレーダーでやりますので、置き雪対策ができるのは、タイヤドーザー等のできる2種路線というふうに考えてございます。2種路線の合計の距離数でいくと約252キロ、今の除雪路線全体の512キロに対しましては約49パーセント、そのぐらゐの部分が置き雪対策としては実施可能というふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 生活環境部長。

生活環境部長(小原正徳) 環境家計簿の小樽市での取組でございますが、現在、活用しております環境にやさしいエコ・アクション・プログラム、この前身で環境にやさしい小樽市民ルールというものを平成13年2月に策定しておりまして、この内容を市民に普及させ理解をしていただくということで、そのモデルケースとして平成14年度から16年度までの3年間にわたりまして、この市民ルールを策定するに当たって協力をいただきました消費者協会等々、主に女性団体に対しまして、この環境家計簿の取組についても協力をお願いした経緯がございます。

それで、3年度間でトータルといたしましては353世帯、月数で言いますと1,061か月分のデータを集積をしたところでございます。なかなかこの取組が浸透しなかった理由というか、私どもの判断でございますが、最初の取組というのは非常に世帯数も多かったのですけれども、年度を経るに従ってだんだん少なくなっていったという実態を見まして、やはり最初の取組のときには、今まで行っていない家庭内での省エネ活動を積極的に行いますので、やはりがくんとその数値が落ちてきて効果がはっきり見えるようになるのですけれども、その後というのは、家庭内の規模で言えば、それほど新しい分野で省エネ行動を起こすという契機がないものですから、その効果がなかなか目に見えて現れてこないというところが、環境家計簿が継続されなかった主な理由ではないかと思っております。そういったことも含めて、取り組みやすい新しい仕組みを今後工夫してまいりたいと考えております。

もう一点、地方における地球温暖化対策ということで温室効果ガス削減に向けての取組で、国・道との関係で地域はどうするのかという御質問についてですが、私どもはやはり地球全体の規模で考えても、なかなかそこまでの領域で考えが及ばないということもありますので、やはり身近なところから省エネ活動に取り組みしていく意識をどんどん広めていくべきだというふうにも考えています。そういう点では、今、環境問題に対する報道も本当に頻繁になされているという状況もございますので、そういう中では、我々の足元からできることを一つ一つやっていくことで、行く行くは地球環境にも好結果をもたらすのだというような認識を広めていく必要があるだろうと考えているところです。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) ただいまのお話では、小樽市全体の除雪路線のうち、2種路線を対象に考えれば49パーセント、機械除雪を中心にやろうと思ったら、大体半分のところはこういうやり方で置き雪対策ができる可能性があるというふうに思えるのですけれども、市長も答弁されましたけれども、財政的な裏づけというのがなかなかよくわからない、今回のこの数字だけでは本当にどれくらいそういうやり方をしてお金がかかるのかもはっきりしないというのが、私の実感です。

それで、この3年間の試行期間を終えて大体わかり、次にどうするかという方向が出せるのかどうかということなのです。そういう点におきまして、六つのステーションのうちそれぞれの一部分を抽出してやるという今回のやり方で結論が出せるのかどうかということは甚だ疑問に思います。やはり現実的な数字が見えるようにするには、むしろ積極的に6ステーションのうち1ステーションだけを選んで、ここは全部置き雪対策を機械なら機械で1年やってみて、それで違いと、お金がどうかかるのか、6ス

ーション全部ならどうなるかという、そういうやり方が試行としても必要だったのではないのでしょうか。そういう点では、早急に結論を出さないで、私が一番心配なのは、3年間の試行をやったけれどもお金がかかるからやはりやらないことにしましたという結論になるのではないかという懸念があるのですね。そうだと言われたら困るのですけれども、そういう点も含めてちゃんとした納得できる結論が出るような試行対策を再度検討するべきではないかという点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 3年間試行しましたので、それをしっかり検証するということが大事だと思いますので、その上に立って、次はどういうことができるのか、検討してまいります。先ほど言いましたとおりお金がかかりますし、それがどの程度のものになっていくのかということが一番大きい話ですから、その辺も含めてしっかり研究したいと思います。

議長（見楚谷登志） 中島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 消防行政について何点かお尋ねします。

2月1日、消防署朝里出張所新庁舎の落成式がとり行われました。新庁舎開設に伴い、朝里・新光地域の皆さんの積年の希望であった救急車の配備がなされたことに、市民の皆さんの喜びもひとしおのことと感慨深いものがありました。起こってほしくないことですが、火事も災害も忘れたころにやってくるものです。近くの消防署に救急車が配備されていることは、市民にとって何よりの安心です。同時に、朝里出張所における救急業務開始に伴って銭函支署の救急体制を専任体制から乗換体制へ変更し、配置人員の4名減員、出動態勢の見直しが提案されています。銭函地域の住民にとって消防力の弱体化につながるのではとの心配の声が聞かれます。

初めに、この問題で幾つかお尋ねします。

銭函支署管内、朝里出張所管内別救急・火災について、それぞれ直近5か年の発生件数についてお示しください。

また、銭函支署管内における救急出動中の火災件数、火災出動中の救急件数についてもお示しください。

次に、銭函支署の出動における現体制と新体制について、出動状況、救急出動中の火災出動、火災出動中の救急出動別に、それぞれ御説明ください。

総合計画では、「市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す」として、「火災予防対策の充実と自主防火管理の促進による火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努め、特に、高齢者や障がい者などの安全対策や救急救助体制の充実に取り組む」としています。配置された車両をフル活用して初期消火に努め、被害を最小限にとどめるためにも、配置された車両に乗り込む人員を確保してこそ消防力の充実につながります。銭函支署管内においては、担当支署から二口放水可能なポンプ車及びタンク車の出動を常時可能とする配置を維持すべきと考えます。市長のお考えをお示しください。

朝里出張所の新築、救急車配備も小樽市消防の長期構想に位置づけられていましたが、この小樽市消

防の長期構想についてお尋ねします。

平成27年度を最終目途としての構想ですから、今年度は構想の折り返し年に当たります。4年経過した時点での消防力の状況と長期構想の今後の方向性についてお示してください。

小樽市消防の長期構想では、署所の統廃合による減員と蘭島地区消防団移管による減員で、職員配置目標229名にするとしています。地域防災の重要な担い手として活躍されている消防団の皆さんの御苦労に敬意を表しますが、同時に減少傾向にある消防団対策も常に課題としてある中で、地区消防団移管が適切なのか、改めて疑問に思うものです。地区消防団に移管された場合、火災出動の指揮系統はどのようになるのでしょうか、地区消防団の消防力をどのように見極めて移管を判断するのでしょうか、お答えください。

職員が減員となっても予防業務や査察業務がなくなるわけではありません。むしろ高齢化が進み、災害弱者対策はさらなる充実が求められます。消防力の検証を行い、これ以上の職員削減を行わないよう、長期構想の見直しを求めるものです。

次に、防火水槽の耐震化計画についてお尋ねします。

阪神・淡路大震災時、防火水槽がき裂や採水管破裂などの被害を受け、古い防火水槽の改修、耐震化が課題となっています。本市における防火水槽の設置状況、耐震化等の計画はどのようになっていますか、お伺いします。

消防力の強化にかかわって、消防の広域化についてお尋ねします。

平成18年6月に改正された消防組織法、同じ7月に告示された市町村の消防の広域化に関する基本指針において、北海道が策定した北海道消防広域化推進計画が示されました。推進計画では、計画策定された後5年以内の平成24年度までを目途に広域化実現に努めなければならないとあります。推進計画は、広大な北海道の地理的実情を無視した全国的、統一的な机上プランであり、市町村からも疑念の声が上がっているものです。推進計画策定後の検討について進められていることは、どういう内容のものでしょうか。

また、こうした検討状況について、市民、議会への報告は、どの時点でなされるおつもりですか。

広域化に関する法定協議会の設置には関係市町村議会の議決が必要になってきますが、そうしたスケジュールの見通しについてあるのでしょうか。

推進計画では、「地域の意向を尊重し、必要に応じてこの計画に検討を加え、変更について柔軟に対応すること」とありますが、広域化を選択しない意向も尊重すると受け取ってよろしいのでしょうか、お伺いします。

再質問を留保して、質問とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、銭函支署及び朝里出張所管内における直近5か年の救急及び火災発生件数であります。初めに銭函支署管内の火災件数でありますけれども、平成17年24件、18年19件、19年22件、20年12件、21年11件となっており、救急件数は、平成17年566件、18年546件、19年589件、20年493件、21年482件となっております。朝里出張所管内の火災件数ですけれども、平成17年10件、18年5件、19年14件、20年6件、21年10件となっており、救急件数は、平成17年995件、18年846件、19年832件、20年832件、21年818

件となっております。

次に、銭函支署管内における救急出動中の火災件数及び火災出動中の救急件数でありますけれども、初めに救急出動中の火災件数については、直近5年間では平成20年に発生した2件のみであります。また、火災出動中の救急件数は、平成17年1件、18年3件、19年2件、20年1件となっており、21年は発生はありません。

次に、銭函支署の出動における現体制と新体制であります。現体制は救急出動中に火災出動があった場合、7人の職員が4人と3人に分かれて消防自動車2台で出動し消火活動を行い、また火災出動中に救急出動があった場合には、救急自動車に別の職員3人が乗車して出動します。新体制では、救急出動中に火災出動があった場合には、5人の職員が1台の消防自動車に乗車して出動し、消火活動を行います。また、新体制では、消防自動車と救急自動車の乗換運用を行うことから、火災出動があった場合には職員全員が出動し、救急自動車を運用する職員がいなくなりますので、火災出動指令と同時に朝里出張所の救急自動車を銭函支署に移動配備し、銭函管内の救急要請に対応することにいたします。

次に、二口放水可能なポンプ車、タンク車の出動であります。現在の出動態勢は火災が発生した管轄の消防隊のほかに隣接する署所からも同時に同時に出動する態勢をとっており、銭函管内で火災が発生した場合には、銭函支署、朝里出張所及び消防署から同時に7台の消防隊が出動し、消火活動を行います。したがって、銭函支署の体制移行後におきましても、銭函支署の消防隊が現在と同じ二口放水による消火体制を維持するとともに、複数の消防隊による消火活動を実施することにより、配置職員や車両の増強などを行うことなく、現在の消防力において対応可能であると考えております。

次に、小樽市消防長期構想でありますけれども、この構想は、本市の将来人口やさまざまな特性、また各事業の整合性などを踏まえ、本市における消防行政の将来像と構想期間中に行う各事業を計画的に進める上での方向性を示すものであります。4年が経過した時点での消防力の状況であります。この間、3トンの水を積載した中型水槽付消防ポンプ自動車の導入や高度の消火能力を持つ化学自動車の更新など、消防自動車の高機能化の推進を図るとともに、消防署朝里出張所の移転新築に合わせて新たに救急自動車を配置するなど、車両の適正配置を行ったことにより、消防自動車の台数を31台から28台としております。

また、火災現場で着用する防火衣の更新や装備の軽量化、高性能化の実現による消防活動中の負担の軽減、また消防自動車の更新に合わせてホースカーを新たに積載するなど、消防職員の装備の充実と消防活動の効率化、省力化により職員数を254人から241人にするなど、消防力や組織体制の見直しを行っております。

今後の方向性につきましては、平成22年度から27年度までを構想後期と位置づけていることから、現在、消防本部で見直し作業を行っております。平成22年度中にお示しできるものと考えております。

また、署所が消防団に移管された場合の火災出動における指揮系統については、現在と同様に、消防組織法第18条第3項に基づき、消防長又は消防署長の所轄の下に行動することになります。

なお、消防団の消防力の見極めではありますが、今後、消防団員の確保や若年層の入団促進などの施策により活性化を図り、消防団の消防力を向上させることが重要であり、移管の可否や時期については消防団と十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、防火水槽の設置状況でありますけれども、現在124基設置されており、このうち31基は耐震性の防火水槽となっております。耐震化等の計画につきましては、第6次小樽市総合計画におきまして平成26年度から30年度までの整備事業として、耐震性防火水槽3基の設置を計画しております。

次に、消防の広域化であります。消防組織法の一部改正及び市町村の消防の広域化に関する基本指

針を定める告示に基づき、平成20年3月に北海道が北海道消防広域化推進計画を策定しております。検討状況ですが、平成20年9月30日に後志4消防本部による担当者会議が設置され、これまでに6回の会議を開催し、国や北海道が示す広域化の考え方や後志圏における広域化を想定したシミュレーションなど、広域化によるメリット・デメリットなどについて研究を行っているところであります。また、現在は、担当者による意見交換の段階であり、今後の進ちょく状況を見極めながら、一定の方向性が示された時点で必要な情報を市民及び議会に周知、報告させていただきたいと考えております。

次に、消防の広域化に係る法定協議会の設置などのスケジュールであります。国が示します消防の広域化の実現の期限は、平成24年度までをめどに実現することとされています。広域化の協議に当たりまして必要に応じて法定協議会を設置する場合は、地方自治法に基づく議会の議決が必要となりますが、一連のスケジュールにつきましては、今後、担当者会議などで原案を作成し、各市町村と協議、調整することになっております。

また、後志圏の広域化に関する検討を行うに当たりましては、各消防本部が広域化の実現を目標とした共通認識の下、国の指針や北海道の推進計画を踏まえながら、広域化に係るメリットのみならず、デメリットについてもしっかりと議論していくべきであり、その結果を広く公表することが必要であると考えております。いずれにいたしましても、消防の広域化につきましては、いろいろな御意見がありますので、現状におきましては慎重に対応してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

先ほど現状のままでも二口放水を維持しながら近隣の消防署からの応援もいただくということで、市長からお答えがありました。ただ、火災出動中の救急車要請については、今までは銭函支署においては火災出動しながら、なおかつ救急出動についてもすぐ対応できたわけですが、今度は朝里からの出動になります。その朝里から救急車が来ている間にまた朝里で出動が必要になった場合は、次の花園からというふうにして、玉突きで救急車を移動させなければならないのです。結局、小樽市全体の救急、それから消防活動という市全体にかかわる災害体制の弱体化になるのではないかと心配しております。先ほどは銭函支署と朝里出張所管轄のそれぞれの救急件数についてお尋ねしましたが、小樽市全体としても、救急件数では平成21年で5,529、花園では1,098、手宮では1,169という、相当数の件数があるわけですから、1日平均したら3件にはならないかもしれませんが、花園では平均して3回出動するわけですし、手宮でも4回ぐらい出動するわけですね。果たして、小樽市全体でこの件数を賄いきれるのかという心配がありますから、そのことについてお答えいただきたいと思います。

それと、銭函の新体制で、救急出動中の火災出動についてはタンク車に5名乗って出動していくというふうになっています。このタンク車なのですけれども、放水している間に応援隊が駆けつける仕組みになると思うのですが、このタンクの水は一体何分もつのでしょうか。銭函地域といっても広いですから、仮に銭函駅前が火災になっているとしたら、応援隊が駆けつけるまでに何分必要で、それまでタンクの水がもつのか、心配ですからお答えください。

救急出動中の火災出動については、先ほどお答えいただきましたように、確かに過去5年間で2件ですが、全くゼロではないわけです。道路状況はこの数年で大変よくなりましたが、銭函は、地理的条件としてやはり峠一つ越えなければなりません。しかも、朝里、銭函とも高速自動車のエリアですから、高速救急や、それから調査、警戒態勢といった業務も加算される管轄内です。そうした意味からも、救急車には専任ではなく兼任体制としたとしても、職員の減員はすべきでないとは私は考えるのですが、そ

のことについてお答えいただきたいと思います。

長期構想についてですが、職員数が減らされています。確かに車両の配置についても適正化を行っているというふうにお答えいただきましたけれども、火災や救急出動のみならず、先ほど斎藤博行議員の質問にもありました調査や査察業務は日常的にあるわけですから、そういった業務で職員への過度の負担になってはいないのか。そうした実情を慎重に見極めて見直しを図っていただきたいと思います。

これにかかわって、先ほどは蘭島の地区消防団への移管のお話も伺ったのですが、地区消防団移管構想の中にあっても、この予防や査察業務はどのようになっていくのかについても、質問しておきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 消防長。

消防長（会田泰規） 菊地議員の再質問にお答えします。

初めに、火災出動中の救急要請で、いろいろな意味で救急全体が弱体化するのではないかというお尋ねでございますが、朝里からの移動配備を当然することになりますけれども、朝里の救急隊は火災出動の指令と同時に銭函に向かうことになります。当然その間、移動時間を要しますけれども、これは緊急走行により対応できるものと考えてございます。

それと、玉突きの状態というお話でございましたが、小樽の救急車の台数というのは人口に応じて、それにちょっと加味した形の中での配置をしてございまして、一つの例を申し上げますと、同一地区で救急出動が、例えば朝里が救急出動中に、また同じ管内で救急出動が起こった場合は当然、先ほど菊地議員がおっしゃったように花園あるいは手宮から移動配備することで、相互補完体制になってございまして、どの地区にも満遍なく救急車を配置するということは、これは当然無理なことなものですから、そのような形で市内の救急事案に対応していきたいと考えております。

それと、銭函の救急出動中に5名が乗車して出動するタンク車についてでございますが、放水が何分もつのかというお尋ねでございますが、いろいろな条件もございまして、今の銭函のタンク車については2,000リットル積載してございまして、大体、水は5分程度もつのではないかとされておりまして、

それと、後着部隊が着く時間はどの程度だというお尋ねでございますけれども、当然一番近いのは朝里なものですから、緊急走行で冬期間、夏、高速道路を通る、あるいは国道を通るなどいろいろな状況によりますけれども、いずれにしても大体10キロ程度ということで、10分前後の時間を要するというふうに見ております。

それと、3点目の救急車の勤務体制の中で、ほかの仕事についてのお尋ねでございますけれども、これはそれぞれ、先ほど言いましたように銭函については朝里との間で高速道路がございまして、それは消防署も含めた形の中で、やはり同じように相互の応援体制の中で行ってございます。

それと、長期構想の中でのお尋ねでございますけれども、先ほど斎藤博行議員から査察等について御質問がございましたが、日常業務については年間の業務計画を立てて、冬期間であれば消火栓の除雪など、季節限定の業務もありますけれども、年間365日の中で優先的なものをやらせていく、それから当然、予防業務については、斎藤博行議員にもお答えしましたけれども、移動消防なども行いまして、職員の負担にならないようにしてまいりたいと、このように考えてございます。

それと、蘭島の消防団への移管についての中でのお話でございまして、蘭島の査察については今のところまだ詳しくは詰めておりませんが、隣接する塩谷出張所とか、そういった中での仕事になるのではないかと思いますけれども、ただ、これはまだまだ先の話で、そういった部分は詰めてござい

せん。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 先ほど前田議員の質問のときに、救急車の到着時間が大変短くなったというふうに市長は答弁されていました。でも、今、私が質問したように、銭函で火事が出て出ている間は朝里から出動するわけですよね。その間、朝里が空白になりますから、朝里管内で救急車の出動を要請したときは、結局、花園とかそういうところから出動して、時間は何も短くならないというふうになってしまうのですよね。火災出動中の救急件数については、少ないとはいえ、平成17年から20年では年間1回から多くて3回あるわけで、そういうことについては全体で見ればやはり市民にとってはせっかく朝里に救急車が配備されたとはいっても、365日安心できるわけではないというふうにはなりませんか。それと、タンク車の水がもつのは5分程度なのですね。それで、近隣の消防車が到着するまで10分かかるとなったら、この5分間で全焼は免れないと。銭函地域の皆さん……

(「わかりやすい話でしょう」と呼ぶ者あり)

大変わかりやすい話ですね。まあ、確かに救急出動中の火災件数というのは大変少ないのですけれども、20年ぐらい前にはそういうことで木工会社が全焼してしまったというケースもあったようですので、この辺については、やはり配備されている車はいつでも、先ほど斎藤博行議員も言いましたが、2台あるけれども2台が動けるわけではないというような状況は、何としてもやめていただきたいというふうに思いますし、こういう実情をしっかりと見極めながら長期構想の後期の部分については、練り直していただきたいという要望も申し述べながら再々質問としたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 消防長。

消防長(会田泰規) 再々質問にお答えいたします。

タンク車の水がもつのが5分程度で、近隣の消防車が到着するまでもつのかというようなお話でございますけれども、ただ私どもタンク車には確かに水は積んでいるのですけれども、消火栓を部署することなどを念頭に置いて、その補完をとりながら放水しておりますので、5分になったからもう水が出なくて、対応できなくなるということはありません。

それと、あと当然、私ども朝里から、あるいは消防署から駆けつけるわけですが、またそのほかにも銭函の地区の消防団の人たちの出動もあって、いろいろ総合的な中での消防力で対応していきたいなど、このように思っております。

それと、もう一つにつきましては……、済みません、最後の質問、もう一度ちょっとお願いいたします。

(発言する者あり)

大丈夫ですか。

以上でございます。

議長(見楚谷登志) 最後何かあったと思うのですが、よろしいですか。

(「要望だ、要望」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) あとは要望ということで、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第17号、第23号ないし第34号、第38号、第40号ないし第45号、第47号、第49号及び第50号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、鈴木喜明議員、大橋一弘議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、佐々木勝利議員、横田久俊議員、成田晃司議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第48号は総務常任委員会に、議案第39号は経済常任委員会に、議案第35号は厚生常任委員会に、議案第36号、第37号及び第46号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月4日から3月18日まで15日間、休会いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 成 田 祐 樹

平成22年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成22年3月19日

出席議員（27名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	横田久俊
24番	成田晃司	25番	前田清貴
26番	大竹秀文	27番	見楚谷登志
28番	久未恵子		

欠席議員（1名）

20番 新谷とし

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
総務部参事	鈴木勇三	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	中村浩
福祉部長	長川修三	保健所長	秋野恵美子
生活環境部長	小原正徳	建設部長	竹田文隆
病院局 経営管理部長	吉川勝久	消防長	会田泰規
教育部長	大野博幸	監査委員 事務局長	宮腰裕二
総務部 企画政策室長	貞村英之	総務部総務課長	中田克浩
財政部財政課長	木下正樹		

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斉藤陽一良議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

医療保険部長（中村 浩） 3月1日の北野議員の代表質問に係る再質問及び再々質問において、乳幼児医療等に係る関係書類の保存期間等についての答弁の中で、いずれわかる、他意はないというような不適切な表現がございましたので、訂正をし、改めて説明をさせていただきます。

2月19日の厚生常任委員会における乳幼児等に係る関係書類の保存期間等の錯誤についてであります。この委員会が今回の事件について報告する最初の機会であったことから、まずは福祉医療助成の複雑な制度と高額療養費の未請求についての基本的な概要を御理解いただくことを目的としていたため、7枚に及ぶ基本的事項の提出資料を中心に説明することに専念したものであります。乳幼児医療等に係る関係書類の保存期間等の錯誤については、今定例会の予算特別委員会の集中審議において、原因の究明や損失補てん、再発防止策等とともに、詳細な報告を予定しておりました。厚生常任委員会において意図的に報告しなかったということではありません。

先日の答弁を訂正させていただき、おわび申し上げます。

議長（見楚谷登志） 日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、継続審査中の陳情第1153号及び第1163号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第1153号及び第1163号の取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、いずれの陳情も取下げを許可することに決しました。

日程第2「議案第1号ないし第17号及び第23号ないし第50号並びに報告第1号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊登壇）（拍手）

23番（横田久俊議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、集中審議を行いました福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求に関する質疑といたしましては、このたびの問題については、当時の上司も含め、事務の引継ぎが適切に行われていなかったことにも原因があると思われる。通常の人事異動の際には、どの程度の日数をかけて引継ぎが行われているのか。

また、事務が確実に引き継がれていることを検証しなければ、こうしたことは繰り返されるのではないのか。

この件に関し、市民からは非常に厳しい批判の声が寄せられている。この際、全職員が仕事に対する

姿勢を考え直す好機ととらえ、取り組んでいくべきと思うがどうか。

この問題は昨年1月末に発覚していながら、議会や市民に報告され、内部調査を行う調査委員会が設置されたのが本年2月からであり、これではあまりに遅いと言わざるを得ない。金額の確定作業に時間がかかるのであれば、まずは速やかに調査委員会を設置し、同時進行で原因究明や再発防止策の検討に入り、考え方を議会に示すべきではなかったのか。

今回、北海道への補助金の返還を平成15年度分までさかのぼって行うこととしているが、返還額が確定したのは22年1月であり、15年度分の補助金が交付された16年5月から既に5年を経過している。地方自治法第236条第1項では、補助金の返還請求権を含む公法上の債権は5年で消滅すると規定していることから、15年度分については、既に返還義務がないことは自明の理ではないのか。

北海道と市は、共通認識として、北海道の事務検査で問題が発覚し、関係文書の保存命令が下された時点で、時効は中断していることや、そもそも、今回の返還金は補助金の再精算を行った結果として生じるものであることから、時効はないとの考え方を示しているが、法的な根拠に乏しいと言わざるを得ない。一連の原因が小樽市にあるのは明らかであるが、北海道の言い分をうのみにし、新たに法令に抵触する可能性を包含したまま支払うことは、将来に禍根を残すことになるため、いったん15年度分の支出を保留し、北海道と再協議すべきではないのか。

同様の事件は、道内の13市町で発生しているが、損失を職員が補てんしているのは、そのうち5市町であるという。本市においては、職員が起こした不祥事により失われた市民の信頼を回復するため、北海道への返還補助金の財源に職員互助会の積立金を充てることとしているが、一人の職員の責任をかかわりのない他の職員がこのように補てんするのは今回限りとし、前例にすべきではないと思うがどうか。

また、こういった事件が起きた際、税や国保の徴収など市民と直接対応している職場においては、多くの問い合わせや批判を受けることが多いが、今回は業務に支障は出ていないのか。

市では、過去10年間で職員2名が公金の着服等により懲戒免職になっており、その都度、服務規律について指導に当たってきたというが、今回、新たに「け怠」という、これまで想定されない職員の怠慢により生じた問題とはいえ、これら事件の教訓が全く生かされていないことの表れではないのか。

この問題は当該職員に責任があるのはもちろんだが、トップである市長はみずからの責任、処分についてどのように考えているのか。

今回、示された再発防止策は、正直、効果があるものとは思えない。根本的に職員の意識改革を図っていく必要があるのではないのか。

今回の事件に伴う関係職員の処分は7名が予定され、現在、職員分限懲戒審査委員会での審査を継続しているとのことだが、結果についてはいつごろ示される見通しなのか。

先日来、損失額をだれが幾ら補てんするかという議論が先行しているが、これは本来、責任の重さを示す処分が確定してから議論すべきものであり、そのためにも早期に決定するべきと思うがどうか。

今回の事件の調査検討委員会報告書では、この問題を契機に、上司を含めた職員の相互チェック体制を再構築するための再発防止策が示されている。しかし、市職員みずからが業務の見直し策を打ち出しても、固定観念にとらわれ、気づかない点もあると思われることから、外部の機関に別の視点で検証してもらうことも必要と思うがどうか。

また、近年、国の制度が頻繁に改正されることから、制度を十分に理解することが非常に難しくなっており、組織として業務を確実に遂行していくためには、それぞれの部署において、専門的知識を有するプロパー職員を育成していくことも必要でないのか。

継続して業務を執行していくためには、人事異動の際の引継ぎは重要であるが、その方法は個々の担

当者にゆだねられており、口頭で行っている例もあるという。これでは業務が正確に継承されているとは言えず、職場の上司の管理監督責任も問われるのではないかと。

また、今後は職場内でジョブローテーションを行い、相互のチェックを図っていくとのことだが、これにとどまらず、担当以外の職員による定期的な事務検査を実施し、新たな視点で検証するとともに、職員が複雑多岐にわたる業務であっても、確実に身につけることができる体制づくりを検討してほしいと思うがどうか。

今回発生した問題の原因は職員による「け怠」であることから、一般財源による損失補てんを行わないこととしているが、今後、仮に補てんしきれない場合は、結局、税金で穴埋めすることになるのか。

こうした市民にかかわる金銭的な問題に対し、市役所に対する目は厳しくなっているが、誤賦課や誤徴収などのトラブルが発生した際には、何日以内に返還するといった統一されたルールはあるのか。

再発防止に向け、マニュアルを作成し、徹底していくというが、ただ配布するだけでは効果が期待できないことから、相互チェックの結果が具体的に目に見える仕組みを考える必要があるのではないかと。

「同僚は、きちんと仕事をしているだろう」という漠然とした職員間の思い込みが事件につながった面は否定できないため、今後、この問題を教訓とし、二度とこのような事件を起こさないように、職員は意識を変えるべきと思うがどうか。

次に、その他の質疑といたしましては、市長公約である自治基本条例の制定に向け、庁内検討会議からは、全国的な傾向分析や本市にふさわしい条例のあり方など基本的な考え方をまとめた報告書が提出され、現在は有識者を含めた懇話会で議論しているとのことである。既に制定している他都市の例では、議会に関する条項を包含しているものと、議会基本条例を別立てで制定しているものがあるが、報告書ではこの方向性についてどのように記しているのか。

地方自治とは、市民、行政、議会が共通の認識を持ち、一体となって取り組んでいくべきものであり、そのルールを定める本条例については、市だけで進めるものではない。今後、市民を含めた策定委員会を設置されることとなるが、いつの時点で議会側の意見を聞く考えなのか。

平成22年国勢調査は、10年に1度の大規模調査の年に当たるとのことだが、前回に比べ、調査項目はどのように変わるのか。

また、この調査における人口は地方交付税の算定基礎となるが、本市の住民基本台帳人口の動向から考えると、前回調査を下回ることが想定される。その場合の影響額については、試算しているのか。

こうした傾向は、財政的にも大きな影響があるため、将来を見据え、庁内に人口増対策会議を立ち上げ、早急に対応を検討すべきと思うがどうか。

市は、地上デジタル放送への移行に当たり、新年度は約4,200万円を計上し、桂岡・見晴地上デジタル中継局の建設や消防署などの電波障害防除施設改修工事を行うとのことである。市の施設の地デジ対応関係事業費は合計で1億5,000万円余りというが、現在までの進ちょく状況はどうか。

来年7月にはアナログ放送が終了となるが、地域によっては住民が設置している共同アンテナの改修が済んでいないところもあり、市は市民の地デジ化に向けた準備状況をどこまで把握しているのか。

石狩湾新港の港湾建設事業などを経理している港湾整備事業特別会計は、毎年、多額の赤字を出しており、特別会計が設置される前の平成14年度からの累計額を仮に計算すると、約36億円にも上るといふ。これは、施設の利用実態を無視し、収益が見込めない中で、過大な施設をつくり続けてきた結果ではないのか。

近年、母体負担金は少しずつ減ってきているというが、中身は依然として赤字の穴埋めを払い続けているだけであり、管理組合は元利償還のピークが過ぎたら、また、不要な防波堤を建設する方針を示し

ている。市は管理組合の構成員として、言いなりのままに母体協議に同意するのではなく、き然とした態度で意見を言っていくべきではないのか。

本市がスポンサーとなっているテレビ及びFM番組の広告料については、以前から価格交渉を行い、かなり安価で契約しているというが、近年、テレビのCM料金が下落していると言われていた中、さらに価格を見直すことはできないのか。これ以上の引下げが難しいのであれば、放送時間の拡大など、条件面の見直しを行ってはどうか。

また、インターネット広告は、その目的や対象者の年齢層に合った広告を打てる利点があり、いまや新聞広告を追い抜くほどの媒体となっている。市のホームページにある企業広告の空きスペースを使い、近隣の自治体や友好・姉妹都市のホームページと相互にバナーを張ることで、お互いのまちの情報を容易に検索できるといったメリットも期待できる。今後とも、このようにインターネットを最大限に活用した情報発信を積極的に行ってほしいと思うがどうか。

このたびの過疎地域自立促進特別措置法の要件緩和に伴い、本市は過疎地域に指定されることとなったが、過疎という言葉のマイナスイメージがつきまとうものの、指定により元利償還金の70パーセントが交付税措置される過疎対策事業債を活用できるなど、大きなメリットがあると聞く。特に、本市は市立病院の統合新築という大規模な事業を控えているため、このメリットを十分生かせるよう、発行可能枠など情報収集に努めてほしいと思うがどうか。

また、起債対象となる事業の実施により、市内の事業者に経済効果が及ぶものと期待できることから、優先順位をつけながら、可能な限り起債を導入し、多くの事業に取り組んでほしいと思うがどうか。

新公会計制度の導入により作成された財務4表では、従来の官庁会計では把握できなかった資産や債務のストック情報などが明らかになり、本市は他都市に比べ、過去の公共投資に係る今後の負担が多いことや、当面の資金繰りが非常に厳しいことが読み取れる。この財政状況を立て直していくため、今後は優先順位を決め、事業を厳選して進めるとのことであるが、第6次小樽市総合計画の前期実施計画では、学校施設の耐震補強工事等、市民ニーズの高い事業が盛り込まれているほか、新病院の建設もあることから、財政負担が大きくなると思われるが、これらを確実に実施するための財源確保についてどのように考えているのか。

公立高校授業料の無償化等に伴い、奨学金の支給方法をすべて給与とする改正は評価するが、支給額は年額8万4,000円から5万円へと減額になっている。この金額は市内の公立高校5校における教科書の購入費や生徒会費等を基に算定しているとのことであるが、実際にはクラブ活動など課外活動にも相当の費用がかかる実情を勘案した場合、もっと増額すべきではないのか。

また、昨年度は27名の募集に対して、53名と2倍近くの応募があったと聞くので、不況が続いている今、懸命に学業に取り組む子供の育成を図るためにも、募集枠の拡大を図るべきではないのか。

昨年4月に、文部科学省から伝統的な食生活の根幹である米飯について、給食では週3回以上を目標とする旨の通知がされ、全国では週5回の完全実施をしている学校が5パーセントあると聞く。現在、小樽市での米飯給食は週2回であるが、昨年試行された「おにぎり」の提供も好評であったと聞くことから、さらなる工夫をして、週3回の実施に向けた取組をしてほしいと思うがどうか。

また、学校給食を通じて、地場産品の利用や食糧自給率を学ぶなど、食育を考えるきっかけにすべきと思うがどうか。

おたる子育てプランの基本方針では、児童の健全育成のため、自然体験活動へ積極的に取り組むことをうたっているが、このたび示された後期実施計画の中には具体的な事業が見当たらない。以前実施していた「子ども地域活動促進事業」も平成19年度に廃止されているなど、現状は基本方針に逆行してい

るのではないのか。

財源的な理由により市の事業は廃止し、現在はNPO法人により「水辺の楽校」が継続されているほか、民間によりさまざまな事業が実施されているというが、民間実施を理由に市が手を引くべきではないと思うがどうか。

小樽は大都市などと比べ、地域の教育力が潜在的にあると言われていたが、それを引き出すのは行政の役割であり、子供の探究心をはぐくむこうした事業は、継続してほしいと思うがどうか。

総合博物館では、新年度に向けて、新たに改修した手宮機関車庫3号を目玉施設としてPRすることで、市民のリピーターはもとより道外の団体観光客の誘致など、入館者増の対策を図るとしながらも、新年度予算の入館料収入は、2,000万円と前年度より少なく見込んでいる。予算とは、所管する部局の意気込みや、やる気が数値になって反映されているものと理解しているが、このように消極的な予算としたのはなぜか。

市教委は、開館当初、社会教育と観光両面の性格を合わせ持つ施設として、観光客の来館も多く見込み、収益を上げる考えを示していたが、実際には入館料収入は伸びていない。これは、中学生など無料入館者が全体の7割を占めたことによるとのことだが、今後は、完全に社会教育施設として現状のまま運営していくことも一つの選択肢とは思いますが、あくまでも観光施設としても位置づけるのであれば、有料入館者を増やす取組が必要ではないか。

市内の各消防団に配備されている小型動力ポンプは、古くは昭和35年式のものもあり、非常に老朽化しているが、実際の火災時に使用できないということはないのか。

また、複数台配備することが望ましいとしながら、1台しかない分団も多くあることから、更新・整備の計画が必要と思うがどうか。

出火時にいかに早く現場へ到着できるかが、延焼をくいとめる大きなかぎとなるが、小型動力ポンプは、出動の都度、車両に積載しなければならず、一定程度の時間を要することから、現在6台であるポンプ車を増やすべきであると思うがどうか。

昨年の第3回定例会で創設された地域経済活性化等推進資金基金は、雇用の維持、創出及び地域経済の活性化を目的とした事業に充てることとしているものの、今定例会までに計上された各事業の内訳を見ると、基金の目的ではなく、本来やらなければならない施設の維持・補修などの事業が大半を占める結果となっている。こうした事業にまで基金を使うのでは、すぐに財源が底をつき、経済効果を持続することはできず、真の意味での雇用・経済対策にはならないと思うがどうか。

国は地域主権の考え方により、地方への各種補助金を廃止して一括交付金化するとの方針を示しているが、これにより経済対策をはじめ、独自の施策を行えるようになるのか。

平成21年度から3か年で実施している緊急雇用創出推進事業は、22年度も7,600万円を計上しており、中でも、総合博物館の展示鉄道車両の保全やクルーズ客船が頻繁に接岸する第3号ふ頭の環境美化などは、市内経済活性化に寄与する大切な事業である。これらは毎年実施してこそ効果があるものであり、24年度以降も引き続き予算措置をするよう、国に対して強く要請してほしいと思うがどうか。

また、仮に国の事業が打ち切られたとしても、市の単独事業として継続していくべきと思うがどうか。

現在、若年者の雇用情勢が不安定な要因として、ニートと呼ばれ定職につこうとしない若者が増えているなど、景気悪化とは別な側面もあることから、実態を把握することが必要と思う。求職中の若年者は、職に関することはもちろんのこと、これからの生活や人生などの悩みを抱えているケースが多いと聞くが、どこに相談していいかわからないとの声を耳にするので、多くの生の声を聞くためにも、市として一本化した相談窓口を設置してほしいと思うがどうか。

また、インターネットが普及している今、面談するよりメールで思いを打ち明けることを望む人も多く、既に実施している東京では、開設から3か月で838本のメールが寄せられていると聞く。本市においても同様の取組をすることはできないのか。

定額給付金の支給に合わせ初めて実施し、大変好評であった「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業の平成22年度予算は、助成率を10分の9から3分の2へと引き下げ、予算額も昨年度より700万円も少ない1,500万円に事業規模を縮小しているが、市はわずか1年間実施しただけで、商店街等の経営が改善したとの判断から、このような措置に踏み切ったと理解してよいのか。

いまだに厳しい経済状況の中で、小さな商店会などが独自にイベントを開催し、活性化を図るには限界があり、市の助成金もたらす効果は極めて大きいことから、今後も継続すべきと思うがどうか。

小樽商科大学包括連携協定関連事業である本気(まじ)プロの成果発表会で、雪あかりの路の見学者を中心商店街へ誘導する活性化策が提案され、2月11日に行われた「小樽3商店街大借り物競争」は、ギネス記録を更新する188人の参加者を集め大盛況となった。この取組は学生が主体であったことから、多くのマスコミに取り上げられ、絶大なPR効果があったと聞く。今後、同様の取組には市としても積極的にいかかわっていくとともに、財政的支援を継続する方向で検討すべきと思うがどうか。

近年、増えているとされる外国人観光客の入込数について宿泊の状況は調査できても、日帰りを含めた全体の動向まで把握することは難しいと思うが、これまでどのような方法により調査してきたのか。

今後、小樽の基幹産業である観光をより発展させるためには、国内の観光客はもとより外国人、特にアジア圏からの観光客のニーズを的確に把握することが大変重要である。外国人観光客が小樽に何を求めているのか、より具体的に詳細な調査を行う必要があると思うがどうか。

また、新年度の重点分野雇用創出事業として、外国人観光客おもてなし推進事業630万円を計上し、観光案内所に英語と中国語に精通した職員を1名ずつ配置するという。観光施設における語学対応についても、観光地小樽として重要な課題であることから、市が音頭をとって研修の体制を整えるべきであり、その際、観光案内所の職員を講師として、直接、外国人観光客をもてなす観光物販店や飲食店向けに語学研修を行ってはどうか。

ニシンの漁獲増を目的とした「ニシン栽培漁業事業費補助金」の予算は、平成20年度から継続して20万円が計上され、稚魚の放流等が行われている。近年は、群来(くき)が見られニシンの豊漁が続いており、漁港はにぎわい、漁業者も大変に喜んでいと聞いていることから、今後ともこのような事業を継続的に実施することで、水産業全体の活性化につなげてほしいと思うがどうか。

また、昨年度、緊急雇用創出事業として行われた密漁防止監視業務の予算が、新年度は790万円増の1,000万円となっている点は高く評価できる。この事業は漁業者の畑とも言うべき漁場を守るという観点から有意義であることはもとより、雇用対策としての効果も大きいので、今後とも継続して実施すべきと思うがどうか。

直轄事業負担金については、直轄事業費の内訳明細を明示されず、負担金の対象範囲には地方の負担とするには妥当性を欠く使途も含まれていることが明らかになり、全国的に問題化したことを受け、国は全国知事会の要請により、平成21年度の負担金から退職手当費及び営繕宿舍費を対象範囲からの除外を決定したというが、本市への事業計画にはどのように反映されているのか。

市は、新たに示された21年度分における負担金の支払を当面保留するというが、問題となった2費目は除外されているにもかかわらず保留するのは、どのような理由によるのか。

また、国は、22年度以降、工事諸費を地方に負担させないとの方針を示しており、10年度から行われている北防波堤改良事業における負担金を例にすれば、21年度だけでも約700万円の負担を強いられてい

ることになる。地方自治法では、特別な定めがない限り時効を5年と定めており、直轄負担金にはこれまで「そ及」の概念がないからといって、国の言いなりにならず、法に基づき過去5年間分の負担金返還を国に求めるべきではないか。

市は、クルーズ客船入港の増加が見込まれる中、新年度には、客船が接岸する第3号ふ頭の道路舗装や公共上屋の美化など環境整備を行うとしている。クルーズ客船誘致の全国的な成功例としては、昨年、福岡市の博多港では、中国からのショッピング目的の富裕層を中心とするツアーが24回寄港しているが、このツアーは1日で到着するという地の利も幸いし人気が高く、福岡市における経済波及効果は約10億5,700万円と報告されているという。本市では、同等の効果を期待できないまでも、本港に寄港するクルーズ船乗客の消費動向や経済波及効果を調査・分析するとともに、北海道にも寄港するツアーを企画し、売り込んでいくことも検討してはどうか。

福祉除雪サービス事業の登録世帯数は、10年前に比べ高齢化率が10パーセント近く上昇しているにもかかわらず、大きな変化が見られない。また、利用世帯数も少ないことから、制度そのものを知らない市民もいることが想定されるため、改めて周知する必要があると思うがどうか。

また、除雪弱者とも言える高齢者の場合、玄関先の出入口の確保のため、利用者から降雪の都度、除雪をしてほしいという要望を聞いている。まず、福祉除雪利用者にアンケート調査を行うなどによりニーズを把握するとともに、現在、試行している置き雪対策との公平性を図るよう、福祉除雪のあり方を見直してほしいと思うがどうか。

近年、だれにもみとられることなく、自宅で死亡している孤独死が社会問題となっており、小樽でも例があると聞く。中には早期に発見されていれば、助かったケースもあると思うが、本市では、地域の見守りについてどのような取組を行っているのか。

他の自治体では、独居高齢者が空き家を活用して共同生活を送る、「集住」と呼ばれる施策を行っていることもある。これは周囲からの孤立を防ぎ、高齢者の安心・安全が保たれるとともに、空き家対策にもなることから、各部署が連携をとって、実施に向け検討してほしいと思うがどうか。

市立保育所のあり方や今後の体制については、検討委員会からの報告を基に、現在、検討中であることから、保育士の退職者分を新年度は補充しないと聞く。しかし、保育士の年齢層が偏ることは感受性の高い幼児に対し、幅広い保育の対応ができなくなることや、組織として成り立たなくなるということの認識は持っているのか。

また、ここ数年、定員を満たしていない長橋保育所が廃止されるとの話も耳にするが、そうなれば近隣の保育所では受皿としてカバーしきれないため、心配する保護者も多い。紋切り型の発想で安易に廃止を検討するのではなく、地域の事情を踏まえ、需要の多い3歳未満児を中心とした保育へ転換するなど、施設や人材を生かす方策を研究するべきではないか。

銭函市民センターでは、地元ボランティアにより就学前の親子が気軽に集える憩いの場として「あそびの広場」を開設している。市は、この取組を次世代育成支援行動計画の「つどいの広場事業」の類似事業と位置づけ、支援しているというが、実態として運営はボランティアに任せて、市は月1回保育士を派遣するにとどまっており、この状態で市の取り組む「子育て支援事業」であると言えるのか。

子育て支援については、本来的に市が責任を持って主体的に行い、地域のボランティアがそれを補うのが本来の姿である。事業運営のあり方として、主客転倒となっているのは問題であり、運営体制を見直すべきと思うがどうか。

廃棄物最終処分場における埋立処分量は、平成17年度の家ごみ有料化に伴い、生活系ごみが大きく減少したことから、21年度の実施計画においては8,290トンと推計し、基本計画最終年の目標である8,592

トンを既に下回っている。埋立処分量の減少に伴い、第1期分の埋立容量に余裕が生じたことから、2期の埋立開始を1年間延期し、地域との協定も1年延長しているが、市のスタンスとしては、今後極力延命しようとしているのか、それとも協定を重く受け止め、27年度には残余容量があったとしても、処分場を終わらせようと考えているのか。

第6次総合計画の前期計画においては、廃棄物最終処分場の第2期拡張事業と次期埋立適地の選定について、21年度以降の計画が何も記されていない。1期と同規模の工事を行い、27年度までに完成させるためには、逆算すると、23年度からの準備を始めないと間に合わないと思うが、この兼ね合いについてはどのように考えているのか。

国は、子宮けいがんや乳がん検診の受診率向上を図るため、今年度から「女性特有のがん検診推進事業」として、特定年齢の女性に無料クーポン券を配布し、検診を促しているが、市内における受診率は13パーセントと低迷している。他都市では、ほかのがん検診とのセット受診の実施やスーパーへのポスター掲示など、受診率向上のための取組が進められており、本市においても広報やホームページだけではなく、例えば「学校だより」などを通じ、対象者が比較的多い児童・生徒の保護者に対し、受診を呼びかけるなど、周知の仕方を工夫してはどうか。

また、平日に検診を受けるのが困難だという声もあるので、休日に受診できるよう医療機関に要請するなど、受診率向上のための環境整備を図る必要があると思うがどうか。

細菌性髄膜炎に対するHib（ヒブ）ワクチンなど、医療機関で任意接種が行われているワクチンには、副作用が少なく効果が認められているものも多く、自治体として公費助成を行っている例もある。しかし、予防接種法に定められた定期接種に比べ、健康被害に対する補償が格段に違う状況にある。国は、国民の健康と命を守る立場から、許可ワクチンの安全性をより高める研究を進めるとともに、定期接種化を図るよう、市として強く求めてほしいと思うがどうか。

市立病院の統合・新築に向け、条件が整い次第、基本設計を再開したいというが、根幹となる規模・機能を含む構想については、どの程度まとまっているのか。

早ければ、第2回定例会で関連予算を提案したいとも聞くが、市民の新病院への関心事は、診療科など基本的な部分はもちろんのこと、レストランやコンビニの設置などにも及んでいる。そのため、基本設計はコンセプトを明確にした上で発注すべきであり、議会としてもそれを十分に議論する必要があるため、予算提案時には、詳細な構想を示してほしいと思うがどうか。

前回の基本構想は、必ずしも他の医療機関に受け入れられる内容ではなかったことから、今回は再編・ネットワーク化協議会の議論を踏まえ、医療関係者の意見を十分加味した上で作成すべきと思うがどうか。

量徳小学校敷地を新病院の建設地とする意向である旨の正式な文書が、3月8日に市長から教育長へ提出されたと聞く。以前に市は、早ければ第2回定例会にも基本設計再開の予算を提案したいと言っていたが、その前には、量徳小学校の方向性を決める考えなのか。それとも、決まらないまま設計が先行するということもあるのか。

また、診療科目や病床数は、医師の専門分野により左右されるため、医師確保が重要となるが、これも発注前には確定できないと聞く。これには再編・ネットワーク化協議会の議論も踏まえ、求められる診療科目を織り込むとともに、今後も医師確保に努めてほしいと思うがどうか。

市は、旧国鉄手宮線活用懇話会による活用方策の検討を踏まえ、旧手宮線を中心市街地の新たな観光資源とし、観光客の回遊性向上と時間消費型観光を促進するための整備を行う考えと聞く。特に、旧手宮線沿線の要所要所に、市民と観光客が憩い、イベントなどにも活用できる拠点を整備するとのことで

あり、平成22年度は文学館・美術館の向かいに旧色内駅をモチーフにした拠点整備を予定していると聞
くが、完成イメージはどのようなものになるのか。

本市の貴重な財産である旧手宮線は、総合博物館から築港までをつなぐ鉄路でありながら、寿司屋通
から築港の区間は利用されていない。今後、まちづくりを計画する上では、この区間も含めた全線の活
用を考えるべきと思うがどうか。

また過去には、手宮から築港まで軌道系輸送車両を走らせる構想もあり、期待を寄せる声を聞くこと
から、将来的な実現の可能性を研究してほしいと思うがどうか。

新年度は、歴史的価値のある旧国鉄手宮線を地域資源として再認識する目的で、旧色内駅ステーショ
ンや隣接する文学館・美術館の整備を行うこととしている。新たに観光拠点として整備することで、人
の回遊性も高まり、時間消費型観光にも寄与することが期待されるが、現在、景観を阻害している沿線
の廃屋等については、どのような手法で整備をする考えなのか。この問題の解決に当たっては、寄附条
例による基金の活用も含め、政策的経費を充てていくべきと思うがどうか。

この地区の再生は、新たな小樽の再生とも呼べる重要な事業であり、計画を実現するためには、民間
資金やファンドの活用も視野に入れた財源確保が必要と思う。そのため、まずは小樽市として描いてい
る旧国鉄手宮線の将来像や事業の資金計画など全体的な方向性を示していくべきではないのか。

市道赤岩道線については、幅員が非常に狭あいであり、特別養護老人ホーム「はる」や赤岩保育所の
開設などにより交通量が多くなったことで、住民からは対策が求められている。本来、これら公共的
な施設が開設される際には、歩行者や車両の通行量を見込み、周辺の道路事情も踏まえ、市道の整備を行
うべきではなかったのか。

「はる」の敷地に接する一部区間は、土地の寄贈により道路を拡幅したが、バス通りまでの区間は狭
いままであり、これを解消するには用地買収などに多額の費用がかかるため、困難であるという。地域
の住民は、当時、市の担当者から当該区間の整備も行う旨、説明を受けたと強く主張していることから
も、市は地域住民の安全確保のため、前向きに検討すべきと思うがどうか。

平成21年度に、地球温暖化対策への対応などを目的に創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付
金を活用し、道路照明約220球、公園照明約50球の水銀灯をナトリウム灯に改修しているが、これにより
電気代はどの程度節約になったのか。

今後は、残りの水銀灯についても、早期に改修を進め、これにより生み出した財源は、他の施策のため
有効に活用してほしいと思うがどうか。

また、新年度には、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用して、花園グリーンロードの周囲
の18灯の水銀灯を、試験的に最も省エネ効果が高いとされる発光ダイオード型に改修する計画と聞く。
将来的には、街路灯はすべて省エネ型に移行すると思われることから、今回得られた試験結果を検証し、
今後の速やかな導入に向け、検討してほしいと思うがどうか。

除排雪業務委託契約に係る最低保障制度について、市は平成22年度から導入の方針を示したが、来シ
ーズンに向け、どのようなスケジュールで取り組み、議会にはいつ内容を示す考えなのか。

この制度は道内他都市でも導入しているが、地理的条件や業者の体力など、本市の実態を考慮した契
約となるよう、業者と十分に話し合いをしてほしいと思うがどうか。

また、市内219か所にあるロードヒーティングのうち、半数以上が耐用年数とされる15年を経過して
おり、今後、故障の増加が懸念されるが、更新計画についてはどのように考えているのか。

既に、市民からは更新を求める要望が上がっているが、財政的にも一度に更新することは困難である
ため、市は箇所選定の判断基準を早急に検討し、優先順位を決めておくべきと思うがどうか。

貸出しダンプ制度について、町会が自主的に排雪を行う際における費用負担の軽減を目的に、ダンプは市で借り上げ、町会は積み重機のみを負担としているものであるが、近年、ダンプと重機を合わせ持つ業者が多く町の町会長に対し、重機は無料とするから、町会で貸出しダンプの申請をするよう働きかけているとの話を聞く。これは、市の制度を利用しているにもかかわらず、町会間において不公平が生じること、特定業者に注文が集中することなど問題であるが、市はその実態を把握しているのか。

本来の趣旨に反する町会には、ダンプを貸し出さないとのことであるが、これは制度が根底から崩れるほどの大きな問題である。制度を悪用している業者に対し、ダンプを認めないなど、強く警告することや、町会にも積み込みが無料であれば貸出しダンプは出せないと告げるなど、踏み込んだ対応が必要と思うがどうか。

高齢者など除雪作業が困難な世帯を抽出し、除雪後の置き雪対策の試行が本年は3年目となり、従来からの人力による作業に加え、除雪車による作業も実施し、検証中であると聞く。しかし、費用対効果を検証するデータとして、対象件数が異なる路線ごとの比較だけでは不十分であるため、次年度以降も検証を続けるとともに、同一箇所での比較を行ってはどうか。

また、高齢者世帯の増加に伴い、置き雪対策の実施を求める声が多いことから、費用がネックになるのであれば、他市で導入されている一部自己負担も視野に入れ、継続的な実施を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

冬季の路面凍結対策として砂を散布しているが、市が雪解け後に行う砂処理が遅いため、地域で自主的に道路清掃を行った後に、道路清掃車がやってくることがあり、作業の無駄を指摘する声が寄せられている。これは新年度予算で発注する場合、契約締結に一定程度の時間を要することが原因と思うが、こうした実態を解消するためにも、早期発注の手法を検討すべきではないのか。

バリアフリー等住宅改造資金融資制度については、市民の居住環境の向上と市内経済の活性化を図るため、対象となる工事の範囲を一般的な住宅リフォーム全般まで拡大するとともに、3年間は市内事業者による施工に限定するとのことである。しかし、条文からはどのような工事が該当するのかがわかりづらく、利用に結びつかないことが危ぐされるため、リーフレットを配布するなど、十分な周知を図ってほしいと思うがどうか。

また、このたび国は、省エネ基準に適合する窓への断熱改修など、「エコリフォーム」に対して、商品などと交換できるポイントを発行する「住宅エコポイント制度」をスタートさせている。こうした工事にも市の融資が可能であり、あわせてアピールすることで、利用促進が図られると思うがどうか。

市は、昨年3月に耐震改修促進計画を策定し、約65パーセントと推計される市内住宅の耐震化率を、平成27年には90パーセントとする目標を掲げているが、これまでの進ちょく状況はどうか。

新年度には住宅の耐震化率向上を図るため、所有者が行う耐震診断費用の一部を助成する木造住宅耐震改修促進経費を計上しているが、目標を達成するには、新築や建替えによる自然更新のほかに9,300戸ほどの耐震改修が必要であり、相当厳しい状況にあると思うがどうか。

耐震化を進めるためには、今回の取組を十分周知するとともに、改修工事に対する助成制度など、さらなる施策を打つことも検討すべきではないのか。

水道局は、新年度3億8,000万円を計上し、老朽管の更新事業を行うとのことであるが、本市の将来を考えると、こうした生活基盤整備は、もはや規模を拡大する時代ではないと思うがどうか。

人口が減少し、自宅前の雪かきにも苦勞する高齢者が増加している中では、モデル地区として高齢者世帯を集約し、一切の除雪を公費で賄うなど、安心・安全なまちづくりを行うといった取組も考えられる。市は、こうしたコンパクトなまちづくりを目指す観点で、可能な限り無駄を排除し、真に必要なと

ころに投資を集中することで、より快適な生活ができるよう、各分野の事業を進める必要があると思うがどうか。

このたびの水道料金等徴収業務を受託する会社の前身は、天下り職員を抱え、自治体からの業務委託で急成長を遂げ、過去には脱税事件も起こしている会社であるが、業者決定の際には、こうした経過を承知した上で行ったのか。

運営に当たっては、本社から業務責任者が配置されるとのことであるが、これは名ばかりであって、何年後には水道局のOBがその業務を行っているということはないのか。

今回の契約においては、収納率の目標値を平成20年度より0.5ポイント高い98パーセントと設定している。罰則規定はないとのことだが、委託期間の3年間が終了した時点で未達成の場合は、この委託を見直すと考えてよいのか。

また、この会社では料金徴収業務のほか、浄水場や配水地の管理まで行っているが、今回の委託は、水道局の全面委託に向けた第一歩ではないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、菊地、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第23号、第27号及び第49号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、議案第1号に対し、菊地議員外3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案の趣旨説明を行います。中身内容につきましては、予算特別委員会において我が党の菊地葉子議員が説明をしておりますので、できるだけ簡潔に行います。

一昨年秋以来の経済危機で日本が世界の中で最も深刻なのは、日本がリーマンショック前の10年間で、既に主要7か国中、唯一GDPが伸びていない国、つまり成長がとまった国であり、労働者、雇用の賃金、報酬が下がり続け、その結果、国民の多数が貧しい国になっているからであります。そして、今、政権交代こそ暮らし第一の政治と信じた多くの国民の中には、実は看板を塗り替えはしたが、その中身はあまり変わらないと次第にわかりかけてきたのではないのでしょうか。ごく一握りの大企業が富を独占する経済システム、ここを変えなければこの国に明日は来ません。大企業の過剰な内部留保と、ため込んだ利益を国民の暮らしに還元させる、このように変えなければ、あさってもその先の道も開かれてはきません。ここにメスを入れることのできない政権では、世論調査のたびに国民の支持率が下がるのは当たり前のことです。

前置きが少し長くなりましたが、修正案の中身の主な点について説明いたします。

かつてのようにあれもこれも組むということは避けています。限定的な、しかし市民生活にとって、これだけはという事業にやむなくとどめたものになりました。

まず、予算原案では、事業所への新卒者採用の奨励金は措置されていますが、卒業しても就職先がない高校生対策の臨時職員採用枠がなくなっています。昨年度においては、1月末時点で約70パーセントの内定率が問題になりました。しかし、今年度は2月末の状況でさえ、昨年より1月末を下回っています。ここにまず、20名分の予算措置をしました。

保育所では、直近の3月初めで29名の待機児童がいます。そのうち、3歳未満児の待機児童が実に9割を占めています。ここを待たせるわけにはいきません。市内3か所の保育所での産休明け保育開始とそのため臨時保育士6人分の人件費、同時にゼロ歳児対応の施設改修費を計上しています。

国民健康保険料の滞納相談も後を絶ちません。特に年金生活者の場合は、深刻であります。2か月に1回の支給ですから、低額年金者にとっては2か月間の生活維持もままなりません。何かの事情が生じてしまうと、途端に予定していた保険料を納めることができなくなってしまう。次第に滞納額が増え、短期保険証、資格証明書の発行に切り替えられていきます。それでも、3月中はインフルエンザ対策として短期保険証が特別に出されています。しかし、4月に入れば、こうした世帯、家族は、改めて資格証明書との差し替えになるそうです。少しでも納めやすい保険料に下げたいと思いませんか。1世帯1万円、今の財政事情の下ではこれがぎりぎりですが、そのために2億2,000万円を組むことにしました。

見ていただければおわかりのように、今年度は土木費の中で民間住宅リフォーム助成費を計上しました。正直なところを言えば、これを修正案に入れるかどうか、実は最後の最後まで悩んできたところです。しかし、全国、道内の各自治体において、この制度は数多くつくられ、そこでは大変大きな経済効果を上げていること、何よりも建設、土木に元気が戻ることは、地域経済にとって起爆剤となっていることが多く、このところ実証されていること、これらが後押し、追い風となりました。無風の日本海に漂う小樽丸に風を呼び、帆を張りたいという思いがここにあることを御承知ください。

財源は不要不急な事業の中止や不必要と思われる各種期成会等への分担金・負担金などの廃止、石狩湾新港管理組合負担金公債費分や港湾建設に見られる国直轄事業費負担金の削減、土地開発公社や海水浴場対策委員会への貸付金の中止、有価証券の売払い、さらには特定企業の高額な固定資産税滞納繰越分のうち、収納見込額を5,000万円上乗せすることは可能ではないでしょうか。この結果、一般会計の財政規模は545億2,322万円となり、6億3,700万9,000円の縮減となります。

以上、修正案の趣旨説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいま、我が党から提案された議案第1号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第23号、第27号及び第49号に反対する討論を行います。

我が党提案の修正案の内容は、ただいま説明にあったとおりです。

議案第49号平成21年度補正予算福祉医療助成に係る未請求問題に関して、北海道の医療給付事業補助金の返還金3,414万8,000円が適正かということです。今定例会で大きな関心を呼んだのは、この福祉医療助成未請求問題です。職員の「け怠」から財政に6,750万円もの打撃を与えました。市長は、今後二度と不祥事が起きないように再発防止策をとるため、庁内に高額療養費未請求事件調査検討委員会を設けて、検討を指示し、この3月10日付けで検討委員会の報告書を受けています。我々議員にも配布されました。

高額療養費未請求事件で、幾つかの点を指摘しておきます。

初めは、先ほども述べましたが、追加提案された北海道への返還金3,400万円が適正でないということです。結論から言うと、北海道に対する医療給付事業補助金の返還金のうち、平成15年度の重度心身障害者医療補助金と、ひとり親家庭等医療費補助金合わせて1,020万7,000円は時効が成立しており、返還の必要はありません。文書の保存年限と時効は別の話です。

北海道に返還するに当たって、時効はいつであるかの法的根拠は何ら説明がありません。返還を命ずる北海道が福祉医療事業給付補助金の返還は、この関係文書の保存年限が5年だから、未請求が明らかになり返還の話合いが始まった平成20年3月からさかのぼって、文書が保存されている15年度までの5年分を返還せよ、これが返還の根拠です。

法によれば、北海道の補助金返還請求権は、補助金が小樽市に支払われた日の翌日から起算して5か年間で時効となります。この理解に立てば、15年度分の北海道の補助金返還請求権はありません。

昨年3月に、北海道と小樽市が補助金返還について話合いを開始したときは、15年度の方は時効の範囲内でした。しかし、関係書類は旧石山中学校の雪の中に埋まっていて、探しようがない。雪が解けて6月になって調べて、15年度の未請求件数と金額が明らかになり、返還しなければならぬ金額も明らかとなりました。この6月の時点では時効が成立しており、返還の義務が小樽市にはなくなりました。ところが、地方自治法に基づく時効の考えは小樽市にはなく、ただ北海道の言うがままに、文書が残っている15年度から返還せよとの要求に従っただけの話です。

3月15日の月曜日に、後志支庁から届けられた納付書には、納入の目的に平成15年度北海道医療給付事業補助金の額再確定に伴う返還と記入されています。自治体間の債権債務は、地方自治法第236条による金銭債権の消滅時効ですから、返還の時効は5年です。15年度の方1,020万7,000円は払う必要はありません。支払を留保し、北海道と再度話し合うことを強く要求するものです。

幸いにして、一括で納付書が来ているわけではなくて、15年度から年度ごとに納付書が来ているわけですから、15年度の方について話し合うことは十分できるものです。

理事者は予算特別委員会の最終日に、北海道の補助金返還には時効がないとまで答弁しています。地方自治法を超える北海道の決まりなど存在するはずがありません。意見が違うときは、法令に照らして解決する以外に方法はありません。

次に、指摘しなければならないのは、北海道の指導・検査のずさんさです。

北海道は、平成17年1月にこの補助金の指導・検査に入っていながら、未請求を発見できないどころか、市長あてに文書で小樽市の事務はおおむね適正に執行されていると、その結果を報告してきています。にもかかわらず、適正とした15年度と16年度の補助金も返せとは、北海道の指導・検査は一体何を調べ、何を指導していたのか、全くいいかげんなものだったということがはっきりしました。だからこそ、昨年4月に、市長もこの問題で副知事に15年度、16年度の事務が適正に執行されていると言いながら、あとで補助金を返還せよと言うのはおかしいではないかと詰め寄ったではありませんか。私は市長のこの態度は、自治体の首長として、気骨ある勇氣ある態度だと評価をするものです。この態度を貫いて、ぜひ1,020万7,000円を返さなくてもよいと北海道と協議するよう、改めて要求するものです。

市立病院新築場所を現地に変更した勇氣ある対応とともに、北海道の間違った対応を正すために勇氣ある行動をした山田市長として、後世にその名を残すよう、希望するものです。

次に、議会へ1年間も報告しなかった問題についてです。

本会議で指摘したことですが、市長をはじめ理事者にとって、都合が悪いことは隠ぺいする体質があるのではないかという心配です。本予算特別委員会でも指摘しましたが、市長は事が明らかになったら

議会に報告することですが、担当部長の本会議や本委員会での説明は、いずれわかることですので、隠していてもいずれわかることだからと、報告しなかったのです。市長がいくら問題が明らかになったら報告すると言っても、現場がこうであれば、隠ぺい体質があることになるのではないのでしょうか。

我が党の議員から厳しく言われて、先ほど本会議の冒頭に答弁は訂正しました。私が隠ぺい体質ときつい表現で言うのは、事実に基づくものです。

まず、平成15年度、16年度の乳幼児医療の関係書類を廃棄処分したことを、発覚して直ちに市長に報告もしていないかったこと、さらに3月10日に市長に提出された検討委員会の報告書で、平成20年9月に道内の他の市町村で高額療養費未請求問題が発覚し、小樽市に対しても不適切な事務処理がないかどうかの照会が9月と10月に2回ありながら、2回とも該当はありませんと返事をしていることが初めて明らかにされています。この事実を、2月19日の厚生常任委員会に報告していなかったことも、我が党の知るところとなり、もう隠し通せないと判断して、急ぎよ報告書で明らかにせざるを得なくなったのではないのでしょうか。

これらの事実をあわせて考えれば、市長は問題点が明らかになれば議会へ直ちに報告する、議長とも相談すると、議会への報告のあり方に理解を示しているものの、理事者全体としては、隠ぺい体質が一掃されたとは言えない。したがって、議会に1年間も隠さず、未請求が明らかになった時点で議会に報告し、真相究明や再発防止と一緒に取り組んでいけば、理事者が一考だにしなかった地方自治法の時効は5年間ということも議論され、平成15年度の1,020万7,000円は返還金から除かれる可能性が存在していました。こういうことも教訓とし、今後、このようなことがないように強く要求しておきます。

次は、この補正予算の財源に関してです。

小樽市職員福利厚生会の積立金から多数決で強引に寄附をさせました。職員へ負担をかぶせるに当たって、早急すぎて、職員の納得を得る努力が極めて不十分です。事前にやるべきことをやっていない。北海道への返還金を、なぜ3月末日と定めて事を急ぐのか。北海道への返還金の財源として、小樽市職員福利厚生会の振興基金から寄附をしてもらって充てる方針でした。そうであれば、職員の中から出ている不満、要望、この事態を引き起こした責任ある関係者の処分、それらの職員から幾ら弁償してもらったのか、退職した当時の関係者からも自発的な弁償を募ったのか、この額はどうなったのか。これらを明らかにした上で、しかし、それでもなお損害額に満たないから、職員の皆さんの協力をお願いしますというのが職員に寄附を求めることの一歩は別にして、最小限の常識ではないのでしょうか。この寄附を求めるに当たった事前の努力を十分にやらないで、北海道へ返還するのが3月末と期限が迫っているから、とにかく寄附してくれ。しかも職場の福利厚生会の理事の中には、説明が不十分な人もいるからとの理由で、部長会に協力を求めるに至っては、職員への権力を振りかざしてのおどかしそのものです。だから、職員の中から、不幸にして再びこういう事件が起こったら、まじめに勤めている多くの職員にまた負担をさせるのかとの疑問、不満が出ています。これは今回のことで、職員の納得の下で寄附をってもらうことをしていなかったからです。これは新たな問題であり、職員の意見をよく聞いて適切な対応が求められていただけに、残念な話です。

最後に、国直轄事業負担金についてです。

本港の北防波堤改良事業で、国直轄事業負担金として平成22年度の当初予算に4,500万円計上されていますが、国と全国知事会との話し合いで、22年度から直轄事業負担金の中の工事諸費は地方に負担させないとなっているにもかかわらず、これを含んでの提案であり認められません。

北防波堤改良事業は、平成10年度からの継続事業です。直轄事業負担金の中にも含まれる工事諸費は、

約700万円との答弁でした。工事諸費が北防波堤改良事業で22年度から地方に負担させないとのことですから、工事が始まったときから起算して、この工事諸費が除かれていたとすれば、11年間ですから、単純に計算して、約7,000万円が小樽市が負担しなくてもよいお金を負担させられていたということになります。地方自治法に照らして、時効が成立している期間を除く5年分、3,500万円を国に返還してもらおう要求したらどうでしょうか。国から返還していただいたなら、小樽市職員福利厚生会に寄附してもらった3,400万円を返還することができます。いかがでしょうか。職員の皆さんの喜ぶ顔が見えるようです。

以上、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第23号、第27号及び第49号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、平成22年度予算案を踏まえた財政健全化計画の収支計画についての質疑といたしまして、市は、これまでの財政健全化の努力に加え、近年、国から地方財政へ一定の手厚い配慮がなされたこともあり、現行の収支計画の目標年次である平成24年度よりも1年前倒しで累積赤字を解消し、単年度収支の黒字化を達成できる見込みになったとしている。しかし、財源対策として、下水道事業から借入れを行い、職員給与の独自削減等の継続を前提とするなど、全く余裕のない計画となっており、決して楽観視でき

る状況にはないと思うがどうか。

21年度の病院事業の医業収益は、病院改革プランの目標を大きく下回っており、病院事業のみで収益の落ち込みを回復するのは難しい状況になっている。新病院の建設には、経営健全化が至上命題であり、今後一般会計からさらに繰り出すことになれば、収支計画にも影響が出かねないと思うがどうか。

そもそも財政運営は、「入りをはかって、出を制す」の精神を基本に、身の丈に合った規模にすべきと思うがどうか。

今回の収支計画の試算に当たり、22年度予算等を踏まえたというが、長引く不況の影響から地方税は伸び悩み、他会計からの借入れがなくては成り立たない計画となっており、計画達成には歳入の確保がカギになる。中でも、いわゆる税外収入とされる「分担金及び負担金」や「使用料及び手数料」を確実に収入とすることで、より余裕のある財政運営が可能となることから、今後は、税外収入の確保に向け、滞納解消対策を積極的に図るべきではないか。

市長は、自身の公約である財政再建を最重要課題と位置づけており、今回このような見直しを行うことは、公約達成に向けた決意の表れと思う。現計画より1年早く、23年度に累積赤字額が解消できる見込みとなったことは、これまで市民が抱いていた、財政再建団体に転落するかもしれないという不安感を打ち消す待望の計画となっているが、市としてはどのような感想を持っているか。

次に、その他の質疑といたしましては、福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求問題について、担当者の「け怠」という信じられない理由がこの事件の端緒ではあるが、別の観点から見た場合、今回の業務が、他の職員が全くかわりを持たずに単独で処理できて完結するという、いわば「たこつぼ・袋小路的な業務体制」であったことも、この問題を引き起こした一因とは考えられないか。

まず、全庁的に業務体制の実態調査を行い、特に金銭や請求事務を取り扱う部署の業務フローや性質を細かく分析し、業務ごとに「ミス発生の危険度」を把握するなど、再発防止に向けた具体的な取組を行うべきではないか。

平成22年2月27日にチリ中部沖で発生した地震は、マグニチュード8以上と世界でも類を見ない大地震であり、日本でも太平洋沿岸を中心とする地域に大津波警報などが発表された。幸い被害は最小限にとどまったというが、本市では気象庁から情報が発表された際に、どのように対応し、情報収集に当たったのか。また、日常的な危機管理体制はどうなっているのか。

第6次総合計画前期実施計画には、「緊急情報伝達手段の整備に向けた検討」をする旨をうたっているが、具体的にはどのように取り組んでいくのか。

自然災害はいつどこで起こるかわからず、いったん発生すると被害が大きくなるケースが多いことから、市民の安全で安心な生活を確保するためには、緊急情報の伝達手段の整備は急務であり、早急に着手してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線について、政権交代後、現在になっても札幌延伸の議論が遅々として進んでおらず、北海道新幹線誘致促進期成会のホームページを見ても全く変化が見えないが、現在どのような動きになっているのか。

小樽に新幹線が通る駅ができるとなると、今後のまちづくり全体に大きな影響が出るのは明らかである。現在、情報が皆無の状態ではあるが、担当部局である新幹線・高速道路推進室は、新幹線が開通することによる本市への影響や効果について、どのように考えているのか。

これまで放課後児童クラブの通年開放は、拠点校である幸、量徳、桜、朝里、銭函各小学校だけで実施しており、新年度からは、新たに緑小学校にも開設する考えという。一方、手宮地区では、拠点校が開設されず、中には遠く量徳小学校に通っている児童もいると聞くが、これまでに手宮地区の保護者が

ら通年開設を求める要望はなかったのか。

さきに示されたおたる子育てプランの後期実施計画策定に当たり実施したアンケートでは、土曜日の開放を希望する意見が少なくない。同プランには、放課後児童クラブの拡充を明記しているが、土曜開放のあり方を含め、具体的にどう取り組むつもりなのか。

また、今後行われる学校再編プランに基づく学校再編の結果によっては、通学距離が伸びることが想定されるため、学校再編後を見据え、放課後児童クラブのあり方や対応をあらかじめ検討しておく必要があるのではないのか。

博物館などの社会教育施設では、収蔵している古文書や手書きの郷土史といった判読できない資料をどのように整理・調査しているのか。特に、古文書の解説には経験と熟練が必要である。市民の中には、独自に郷土史などの古文書解説に取り組んでいる方もおり、また、生涯学習プラザの「はつらつ講座」では、古文書解説の教室が開かれるなど、関心が高まっていることから、この際、社会教育施設が収蔵する古文書等の解説や整理作業について広く市民に協力を呼びかける考えはないか。

社会教育推進計画では、生涯学習を通じて学んだ成果は自発的に社会へ還元、活用することを目的としており、この取組は社会教育の推進にも寄与することにつながることも、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月12日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第48号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号及び第1156号ないし第1159号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第1161号につきましては、継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第48号は可決、総務常任委員会に付託されています陳情については、第1161号以外の陳情についていずれも採択を主張して討論を行います。

外務省が9日に公表した日米核密約に関する有識者委員会報告は、核持込みの密約文書、討論記録の存在を認めながら、これを密約とは認めない見解を表明しています。日本側が理解している核持込みに関する事前協議は、艦船に積載された核兵器が日本の領海や港湾に入ってくる事態には適用されない。1960年1月6日、当時の藤山愛一郎外務大臣とマッカーサー駐日米大使が、頭文字署名をしたこの討論記録も含めて、条約を構成する文書群の一つとしてアメリカでは取り扱われているものです。これらの事実は、討論記録が日米両政府間の公式の合意文書であることを、疑問の余地なく示しているではありませんか。

有識者委員会報告書では、米国政府は討論記録に基づいて、核搭載艦船の日本寄港は事前協議の対象

外とする立場をとっているとしています。報告書の解釈によっても、米国は核搭載艦船の寄港を事前協議なしに自由に行うことができ、こうした下で非核三原則を守る保障はあるのかという疑問が生じてきます。非核三原則を堅持すると強調する鳩山内閣には、核密約の存在を認め、廃棄することを求めます。

開催中の国会でも、この問題が取り上げられています。17日の衆議院外務委員会で、我が党の笠井議員の質問に対し、岡田克也外務大臣は、米軍核兵器積載艦船の日本寄港に関し、非核三原則を堅持するとしながらも、緊急事態などで核兵器を積んだ米軍艦船の一時寄港が必要な場合、「そのときの政権がぎりぎりの判断を、政権の命運をかけて行う」と述べ、有事における核持込みの可能性を認めました。艦船や航空機の核兵器搭載について、肯定も否定もしないというのが、同時に米国の政策です。日米核密約があるもとでは、核兵器が持ち込まれる仕組みと体制は、引き続き日本列島を覆っていることになります。ここに至っては、神戸方式のように、入港を希望する艦船に非核証明書の提出を求める非核港湾条例の制定こそが小樽港の平和と安全に寄与する方策ではないでしょうか。

陳情について触れます。

市営室内プールの建設方を求める陳情についてです。

市民の積極的な要請行動を受け、市長、教育委員会ともに、プール建設は市民要望の強い事業として認識され、第6次総合計画の前期実施計画の中で、調査基本設計作成までの工程が組み込まれました。昨年末ごろからは、与党会派の議員の方も早期に実現をとの質問をされています。市民の強い願いだと痛感していますと質問の中で述べていらっしゃいますから、そういった思いをお持ちであるなら、なおのこと、議会の意思として陳情を採択し、市民の強い思いにこたえていくべきです。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方の陳情についてです。

本年2月現在で、意見書を提出している地方議会は190を超えました。控除額の86万円が所得とみなされ、交通事故の補償額も1日2,365円と専業主婦の5,000円の半分しか認められない、こうした声に男女共同参画局の岡島局長も、古い世帯主義の困難打開に第56条の廃止が第一歩になるとの見解を示しているものです。さらなる世論の形成に、意見書の採択が後押しをすることになります。

陳情第1004号及び第1005号についても願意は妥当、いずれも採択を主張して、議員各位の賛成をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 17番、斎藤博行議員。

(17番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

17番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第48号小樽市非核港湾条例案に賛成の討論を行います。

核をめぐる密約の実態が明らかになってきました。1972年当時、沖縄返還をめぐる争点の一つに、沖縄の核抜き本土並み返還か、それとも日本全土の沖縄かそうなのかというものがありました。沖縄返還に伴い、沖縄の米軍基地から核兵器は撤去され、我が国には核兵器は存在しなくなる。核兵器の国内持込みは事前協議の対象となっており、事前協議の申入れがない以上、国内に核兵器が持ち込まれることはない。これが当時の、そしてそれから40年間の我が国政府の答弁でした。しかし一方で、そうではなく、日本全土が米軍の核戦力に組み込まれ、どこの港にも核が持ち込まれることになったのではないのか、いわゆる日本全土の沖縄化が進んだのではないのか。多くの国民が心配していたのも事実です。

今日、政府はこの間、核の持込みはなかったとは言えないとの正式見解を明らかにしました。少なくとも、1991年までは米軍側の解釈によって、核兵器が日本国内に、そして日本各地の民間港に持ち込まれていたと考えられます。

政府は非核三原則の堅持を明確にしています。また、現時点ではアメリカが平時だと判断していると仮定したときには、米軍艦船への核搭載は中止されているとの政府回答も出されております。しかし、この政府回答は米軍の軍事的、政治的判断に左右されかねないものであることも明らかです。米国が有事と判断し、日本へ核兵器持込みの事前協議が通告されたときには、そのときの政府が政権の命運をかけて判断し、国民に説明すると外務大臣は申しております。改めて言うまでもありませんが、非核三原則は日本の国是であります。外国の政策の影響を受けるものではありません。極東や東アジアの有事の際、核兵器の使用も辞さないような軍事的な緊張を生じさせない外交努力が求められております。さらには、核兵器先制使用禁止条約や東アジアの非核化構想の実現に向けた努力が、私たちの国に求められているのだと思います。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言のまちです。小樽市として地元小樽に核兵器を持ち込ませない対策を講ずるのは、地方自治体固有の権利であり、責任でもあると思います。今、米軍艦船が核兵器を積んでいないなら、それを証明してもらうべきです。そして、将来何かが起きたとき、そのときこそ、小樽港を核兵器搭載艦船の補給・休憩港とさせないためにも、非核証明書の役割は重要です。小樽港の平和を守り、小樽市民の安心・安全を守るため、地方自治体の役割はますます増加していると思います。議案第48号を可決し、そして小樽港の平和を守る意思を小樽市議会として内外に明らかにするべきだと考えます。

最後に、改めて議員各位の賛同をお願いし、私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

4番（吹田友三郎議員） 平成会を代表して、議案第48号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論を行います。

この条例案につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決されました場合、その後の採決に当たりますとは、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第48号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号及び第1156号ないし第1159号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1161号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第39号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案は、臨港地区の建物用途の規制緩和により、土地利用の活性化を図るため、港区の変更を行うものであり、この中で小樽港縦貫線と臨港線に挟まれたエリアを、商港区から無指定区域に変更することである。この変更を見越して、進出を考えている企業などから具体的な問い合わせなどはあるのか。

小樽港の取扱貨物量がピーク時の半分になるなど、港湾活動が停滞し、臨港地区には利用されていない土地も目立っているが、このエリアは観光施設が集積する運河周辺と大型商業施設との間にあり、交通アクセスもよいため土地の活用が期待でき、ひいては市内経済の活性化につながるものと考えられる。

市は、今回の改正による臨港地区の姿をどのように描いているのか。

いわゆる分区条例を見直し、商港区の一部を無指定区域とすることで、建物用途の規制が緩和され、土地利用の幅が広がることとなる。今回、変更となるエリアには、2,900平方メートルほどの市有地があるが、例えば、この土地をまとめて利用したいという希望者が現れた場合、事業の公共性などを勘案し、結果として売却することもあるのか。

現状、複数の事業者に使用許可しているため、直ちに売却することにはならないものの、今後、多数の引き合いが出てくる可能性もある。市は、周辺と合わせた再開発のような提案があった場合には、検

討することもあり得るというが、まちづくりや港湾の活性化の観点から、当該土地の利用の方向性や売却に当たっての基準を検討する必要があると思うがどうか。

新年度予算が提案され、産業振興分野の主要施策には、新規分を含み18事業を予定しているが、どのようなねらいを持って事業予算を計上したのか。

昨年から、経済危機対策をはじめとする国の交付金などにより、市がこれまで手をつけられなかった事業に取り組むことが可能となっはきたものの、依然として厳しい時代が続いている。今回、提案されたこれら産業振興の施策については、市の根幹を支えるものであることから、予算の執行に当たっては前向きな姿勢で展開していかなければならないと思うが、決意のほどはどうか。

東アジア等・マーケット開拓事業では、今回、中国への輸出に係る手続の課題を把握し、商社機能を持つ地元企業の育成を目的として、物産展での市場調査を実施し、一定の成果をおさめたと聞く。現在は、通関などの経費を実行委員会が負担しているが、商業ベースとなった際、これらの経費が価格に跳ね返るため、物流コストをいかに削減するか、あるいは数量の増加に対応していけるかなどが課題となるが、その場合も引き続き、この事業に参画している企業が担っていけるような手だてを考えているのか。

次年度は3年間の交付金事業の最終年度に当たり、事業の成否を判断すべき時期になるものと思う。最終的には億単位の物流が生まれ、本当の意味での経済の根幹をなすまでに成長することが期待されており、市はここが正念場という認識を持って取り組んでほしいと思うがどうか。

北海道では、地域経済の自立を目指す「食のクラスター」への取組が盛んに議論されている。本市においては、例えば後志の魚介類を市内業者が加工し、全国へ出荷するといった取組も考えられるが、具体的な検討はしているのか。

市は、たとえ商品化をしても、販路拡大が課題であるという。こうした取組は大きな経済効果が期待できることから、何とか課題を克服するよう、努力してほしいと思うがどうか。

また、ニシンの豊漁が続いているが、小樽のニシンが近隣地域に比べて話題となっていないと感じる。シャコについては、イベントを実施して好評であったが、ニシンを加工して付加価値を高めることや、焼くだけでなく刺身やそばなどの多彩な食べ方をアピールするなど、新たな小樽ブランドとなるよう、支援に努めてほしいと思うがどうか。

市は、教育旅行等誘致促進事業として、冬期に道外から2泊以上の宿泊を伴う修学旅行を実施する学校への助成を新たに行うとのことであり、将来これらの生徒が小樽観光のリピーターとなることが期待される。修学旅行に関しては、行き先を決定するのは主に教員であることから、教員に対して動機づけとなるような条件を訴えることも必要ではないか。

例えば、長崎市のタクシー会社では、市の歴史などを勉強した乗務員が班行動する生徒を乗せて案内することで、引率する教員の負担が少ないと喜ばれているという。本市はコンパクトで安心・安全な散策向きのまちとの評価を耳にすることから、市内のタクシー業界でも同様の体制を整えることで、修学旅行の増につなげてほしいと思うがどうか。

新年度、文学館・美術館の駐車場と旧国鉄手宮線とを一体的に活用し、旧色内駅ステーションの整備を行うとのことだが、それに伴って敷地内にそびえ立つポプラの木を伐採する考えと聞く。これらの木々は相当な樹齢のため、倒木の危険性があるとのことだが、昔からの貴重な景観を形成しており、観光振興の観点からも、何とか残すことはできないか。また、所管である教育委員会に対し、木々の保存について協議してほしいと思うがどうか。

農業や漁業分野での就労支援については、多くの自治体で国のさまざまな補助メニューを使い、支援

を行っているが、本市は農地の規模の面などで補助要件に合致しないため、取り組めないということなのか。

市内には小規模でも経営に成功している農家があるが、後継者が見つからず、このままではせっかくの農地が耕作放棄地になってしまう。例えば条件に縛られない交付金などの財源が措置されれば、市は独自の就農支援策に取り組む用意があるというなら、国に新たな交付金を要望すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第39号及び陳情第1110号ないし第1114号並びに所管事項の調査につきましては、採決の結果、議案は可決と、陳情及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号について採択を主張し、討論をいたします。

総務省の労働実態調査で見ますと、本年1月の完全失業者数は1年前に比べ、46万人増加、完全失業率は15か月連続して増加しています。また、小樽商工会議所が実施した平成21年度第3四半期の小樽市経済動向調査アンケートでは、全体的に昨年同期調査数に比べ、業績状況の好転要素も見られますが、どの業種においても、将来見通しでは低調に推移するとの予測が立てられています。建設業においては、民間工事の減少、需要の停滞、観光サービス業においては、観光客の絶対的減少、観光客が使うお金の単価が減っていることなどを業績が好転していかない理由として挙げています。雇用、景気動向から見ても、引き続き雇用の破壊、景気の悪化が深刻な状況です。

こうした経済状況の中、国民の暮らしと小売業者の経営を守る対策は引き続き求められます。市内の昨年の灯油価格は、1リットル当たり58円から75円の価格幅で推移しており、一昨年の異常な高騰価格との比較では落ちついていましたが、今年に入り、対前年同月比で4円50銭から17円70銭の幅で値上がりし、2月、3月は1リットル当たり70円を超えました。原油の高騰は原材料価格に反映され、小規模事業者の営業に直結し、市民の生活を圧迫します。これらの事態に直面したとき、小売販売業への助成、指導を行ってほしいという陳情趣旨は、願意は妥当、いずれも採択を求め、各会派の皆さんの御賛同を呼びかけて、討論とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時20分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第35号について、これは平成20年、21年の税制改正に準じ、国民健康保険料の算定上の取扱いを変更するものである。この措置は、そもそも株式の配当金と売買での損失を差し引いた金額を所得とし、個人投資家のリスク軽減を図る「株式の譲渡損益と配当所得の損益通算」など、高額所得者への優遇税制であり、低所得者へのしわ寄せにつながる保険料の算定に連動させる必要があるのか。

介護保険の給付サービスのうち、特別養護老人ホームやグループホームなど施設介護の利用待機者が市内では1,159人いるという。これは、給付費が高額である施設サービスを抑えなければ制度が破たんすることから、在宅介護を基本とする国の計画が利用者のニーズとマッチングしないためというが、そもそも被保険者は介護サービスを受けるために保険料を支払っているものであり、それが保障されないのであれば、制度として成り立っていないのではないのか。

こうした実情から、親を家で介護するため、仕事をやめざるを得なく、経済的に不安を抱えている人もいると聞くと、外国では家族介護を行う者に対し、報酬を支給する制度もあるので、こうした制度の創設を国に対し働きかけてほしいと思うがどうか。

先日、札幌市のグループホームで火災により入所者が亡くなるという痛ましい事故が発生しており、全国的にも介護施設における同様の事例は多いと聞く。小樽市内のグループホームでは、13か所で既にスプリンクラーを設置しているほか、義務づけとされない4か所を除く21か所については、法で定める平成23年度までに設置予定とのことだが、素早く避難誘導をするためには人員が必要であり、特に重要な夜間の配置状況については把握しているのか。

また、建物が増築されているなど、迷路のように複雑な施設も多々あることから、昼夜それぞれを想定した避難訓練をできるだけ数多く実施し、災害に備えるよう、早急に指導をしてほしいと思うがどうか。

2年に1度行われる後期高齢者医療制度の保険料見直しに当たり、全国的には約半数が据置きや引下げである中、北海道は引き上げることとしている。制度開始から2年間の収支見通しが赤字でないにもかかわらず、なぜ、引き上げる必要があるのか。

また、滞納者との接触機会の確保を目的とした短期保険証を昨年8月から交付し、3月1日現在も29人が対象となっている。しかし、75歳以上の高齢者は病院へ行く機会も多いことから、全道の半数以上の自治体が交付を見送っていると聞く。小樽市も別な収納対策を検討し、短期保険証の交付をやめるべきと思うがどうか。

平成17年度から26年度の計画期間における本市の子育て支援策をまとめた「おたる子育てプラン」の後期実施計画が示されたが、国ではこの1月に少子化対策基本法に基づく大綱として「子ども・子育て

ビジョン」を閣議決定している。これは新政権の下、定められたものであるが、本市がこれまで進めてきた施策の方向性とかい離することはないのか。

核家族化や女性の社会進出という時代背景から、延長保育や休日保育に対するニーズは高まっており、後期計画では受入れ施設を拡大することとしているが、策定に当たり実施した保護者からのニーズ調査では、具体的にどのような要望が寄せられているのか。

病児・病後児保育については、以前からその必要性を指摘しているが、これは医療機関との連携が必要なことから多額の運営費を要し、また保育料収入が不安定であるなど、民間が実施するには多くの課題がある。この役割は行政で担うべきと思うので、市立病院の統合新築に合わせ開設に向けた検討をしてほしいと思うがどうか。

北後志6市町村が相互に関連し、必要な都市機能などを確保するための広域的な取組として、定住自立圏の形成に関する協定を締結することとしている。その協定書の医療の分野では「小児科及び周産期医療体制を確保する」との記載があるが、それを担える医療機関は地域周産期母子医療センターに指定されている小樽協会病院のみである。具体的にその体制を維持するためには、財政的な支援が必要と思うので、地域医療や人命を守るためにも、他町村と協力し前向きに対応してほしいと思うがどうか。

また、将来像や連携して実施する具体的な取組を記載する「定住自立圏共生ビジョン」の策定に当たっては、言葉だけを並べるのではなく、実のある計画となるように取り組んでほしいと思うがどうか。

昨年3月、小樽病院でボイラー委託業者が作業中に死亡した事故について、当時の文書による事故報告では、死因を病気としていたが、その後、労災認定されたことに関しては口頭で済まされているという。しかし、業務との因果関係が認められたという新事実を、このように簡単に済ませているのは問題ではないか。

この件については、以前から1名体制では、ボイラーの取扱いに関する関係法令に照らしても無理があると指摘しており、新年度の契約更新に当たっては、業者と実態について十分に協議し、2名体制とすることも考えてほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月19日に開催されました当委員会におきまして、福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求について報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第35号並びに陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号及び第1164号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第35号は否決、

継続審査中の陳情第247号、第250号、第251号、第258号、第1003号、第1116号、第1117号、第1145号及び第1164号は、すべて採択を求めて討論します。

議案第35号は、小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案で、平成20年、21年の国の税制改正に基づく国民健康保険料の所得割算定にかかわる国民健康保険法施行令の一部改正と後期高齢者医療制度の保険料軽減措置を国民健康保険でも措置するものです。後期高齢者の保険料軽減措置については賛成ですが、問題は税制改正に連動する国保料の算定です。上場株式等にかかわる配当所得の申告分離課税創設等に伴う所要の改正をするものです。

証券優遇税制は、小泉内閣時代の2003年から5年間、時限措置として導入されました。金持ち優遇という批判にもかかわらず、2008年まで延長され、ようやく廃止が決まったのに、また2009年から3年間上場株式の配当譲渡金、株式投資信託の分配金などにかかってくる税率を、本来の20パーセントから10パーセントへの軽減を延長します。2006年国税庁統計によれば、年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して、上場株式の譲渡益に対する減税額は年間にして総額183億円、年間1人当たり平均18億3,000万円も減税になっています。格差拡大になる大資本家優遇税制の継続です。上場株式等の譲渡損失と配当の間の損益通算の仕組みが導入されまして、これは個人投資家の株式投資リスクを軽減するものです。例えば株式の譲渡損失が1,000万円発生した場合、2,000万円の配当金を受け取っている人は、損益通算後、配当金1,000万円にのみ課税されることになります。当然、多額の配当を受け取る大資本家が最も恩恵を受け取ることになります。

また、特定の土地などの長期譲渡所得の特別控除が創設されました。例えば平成21年、22年中に取得した土地を5年以上所有した後に譲渡した場合、1,000万円の所得控除になります。これも土地購入、売却で利益を得る人への減税対策です。

小樽市に対象になる市民が何人いるかわかりませんが、大株主や大資本家の優遇税制の導入で、国保料に連動するものになり、反対です。

前定例会まで、継続審査中であった陳情第1160号細菌性髄膜炎ワクチンへの公費助成方については、今委員会で全会一致で採択されました。1998年、世界保健機構は、国によるワクチンの定期接種化を各国に勧告しており、長妻昭厚生労働大臣もH i b（ヒブ）ワクチンの公費による定期接種化を前向きに議論すると述べてきました。議会として、子供たちの健やかな成長を願う陳情者の趣旨にこたえることになり、一日も早い市の具体策が期待されます。

かつて平成8年6月に請願第60号船見橋における人道橋仮設方については、全会一致で採択されましたが、人道橋が実現したのは平成15年です。この間、実に7年間。今回のヒブワクチンについては、一日も早く小樽市としての公費助成を開始されることを求めるものです。

他の陳情については、これまで定例会ごとに討論で述べてまいりました。すべて願意は妥当、採択を求めます。他会派の皆さんに賛同を呼びかけて、討論とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第35号並びに陳情第250号、第1003号、第1145号及び第1164号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

(9番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

9番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

総合計画の前期実施計画では、旧国鉄手宮線活用事業に約2億6,000万円の事業費が示されているが、大部分が用地取得費用に充てられているため、残り8,000万円程度で環境整備をすることになる。他の自治体では、国の歴史まちづくり法の支援事業について、既に認定を受けている例もあることから、本市でもそれらを参考に制度を活用し、事業を拡大できるよう検討してはどうか。

旧国鉄手宮線敷地のうち中央通から総合博物館までは、小樽市土地開発公社が所有しており、平成23年度までに市が買い戻す予定となっている。本市は、来年度から改正過疎法に基づき過疎地域に指定されることもあり、購入に際しては過疎債の活用を含め、市の財政にとって負担の少ない方法を研究してはどうか。

本市への観光入込客数は減少傾向にあり、運河、ガラス、すしといった、いわゆる小樽観光の3点セットだけで歯止めをかけることは難しくなっており、旧手宮線敷地の活用が観光の目玉として期待されている。線路の耐久性や費用対効果の課題もあるものの、他都市での例も参考にしながら、デュアル・モード・ビークルの導入も考慮に入れて検討してはどうか。

旧国鉄手宮線活用計画が策定され、来年度は文学館・美術館と一体的に利用する「旧色内駅ステーション」の整備が予定されている。ここには、当時の駅舎をイメージした休憩施設が設置されるとのことだが、新たな観光拠点づくりの一環として、市内中心部の観光案内を担っているボランティアガイドの詰所に当該施設を提供することも検討してはどうか。

また、この活用計画には、跡地の活用のみならず、沿線を含めた整備や機関車庫をはじめとした旧手宮鉄道施設との連動も不可欠であることから、建設部は教育委員会や関係部署と連携し、全体計画を協議すべき時期に来ているのではないのか。

若竹住宅2号棟は来年度中に全面的改善事業を終え、新たに40戸の住宅として生まれ変わる予定であるが、公共賃貸住宅長寿命化計画では、用途廃止となる他の3住宅の住替え先に位置づけられている。一方、立地のよさなどから新規入居の要望も寄せられているが、何戸程度の募集を予定しているのか。

若竹以外にも入居希望の相談は多い中、あきがない状況にあるため、ミスマッチ世帯の解消や高額所得者世帯に退去を促すなど、市営住宅の適正な運用に向け、対策を強化してはどうか。

また、エレベーターの未設置や階段の段差など、高齢者にとっては使いにくい構造となっている住宅もある。今後の改修に当たっては、外づけエレベーターの検討を含め、高齢者等の需要に応じた配慮をしてほしいと思うがどうか。

本年2月に策定された小樽市上下水道ビジョンでは、危機管理対策として、水源から災害時基幹病院などの重要給水拠点施設に至るまでの管路の耐震化を図ることとしている。しかし、平成30年までの耐震化率の成果指標は3割強にとどまっており、25年度を目途に耐震化の完了に努めるとする厚生労働省の通知とは大きな隔たりがある。また、管路ではないという理由で余市川からの水路トンネルには触れられていないことから、万が一震度6レベルの地震が発生した場合、取水できないことも起き得るのではないか。

財政的な事情もあると思うが、最悪の事態に備えて、市民の生命線である水の安定した確保に向けた検討・研究を急いでほしいと思うがどうか。

上下水道ビジョンでは、経営の安定化について、来年度に設置予定の(仮称)経営改善委員会で具体的に検討するとのことである。料金課の業務委託では、短い公募期間や厳しい参加資格基準などから、市内業者が参加できない結果となったが、今後の民間委託化の推進については、地元企業が参入できる手だてを当該委員会において考えることはできないか。

また、平成25年度までの主要事業計画について、ビジョンの中に早期に示されたことは評価に値するが、25年度以降の事業の見通しはどうか。

大規模工事が一段落するのであれば、ライフラインを維持していくためにも、老朽管を早めに更新する計画を立て、公表してはどうか。

人口減少が続く中で、本市の水道施設をそのまま維持し続けることは、今後の水道事業への財政的な影響にもつながりかねない。水道局では業務委託などで経費節減を行い、水道料金等の値上げを少しでも先延ばしするよう取り組んでいる。しかしながら、それでも値上げしなければならない時期は訪れるため、収入増の取組として、施設規模を維持した上で、日本の水の需要がある中国に対するビジネスを展開してはどうか。

コスト面や法規制など、事業展開には難しい面もあると思うが、ペットボトルによる水道水の販売も、そもそも10年前では発想すらなかったことである。本市のように良質の水を持ち、中国での知名度に加え、定期コンテナ航路があるなど、輸出への可能性を秘めているまちは珍しいことから、今後これらを生かした取組を調査、検討してほしいと思うがどうか。

冬期間の市道船見線では、ロードヒーティングの融水が排水されずに凍結したり、歩道に雪がたい積するため、歩行者が車道を歩かざるを得なくなるなど、大変危険な状況が見受けられる。こうした急こう配の路線には、横断側溝を設置したり、歩道についても機械除雪やロードヒーティングの敷設を検討するなど、冬道の安全確保対策に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号については、いずれも願意妥当につき、採択を求めて討論を行います。

討論の項目も、その論旨についても、長いものでは27定例会で、短いものでは今期議会を構成してから三つの定例会において行ってきたものと全く同じであります。繰り返すのも少々疲れざみであります。各会派の皆さんには、この際、ぜひ議員本来の立場に立ち戻っていただけたらと、淡い期待を込めて、改めて討論に入ります。

まず、陳情第1号及び第246号であります。

この二つの案件は、いずれも前任期、平成15年第2回定例会に市民から提出されたものと同じ内容であります。生活道路の安全確保をしてほしい、市道の幅員を少しでもいいから広げてほしい、これがこの二つの案件の願意でありました。前任期では16回に及ぶ定例会の都度、我が党を除いては棚上げであります。結局、審議未了となり、廃案であります。地域の方々が今任期の議会を構成した議員の皆さんに大きな期待を込めて、再度提出してきているものであります。

他の3件は、平成20年第1定例会、同年第4回定例会、そして昨年第2回定例会、つまり今任期の議会において提出されたものであります。市道銭函石山線、そして市道銭函神社線に手すりが欲しいのだと。雇用促進住宅、銭函の宿舎はぜひ残してほしい。冬場の交通事故を1件でも少なくしたいのだ。こういう願意、受け入れがたい願意だと思いませんか。

我が党の立ち位置には変わりありません。いずれについても、願意妥当につき、各会派議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

19番(佐々木勝利議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

来年度からの地区別懇談会では、今後進める具体的な再編プランを示すこととしているが、昨年行った基本計画の地域説明会では、具体の再編は地域の話合いに任せ、市から案は示さないと説明している会場もある。その後の状況変化については、児童・生徒を通じて周知しているというが、これは保護者との約束違反であり、説明会の記録を確認し、直接、変更した経緯を説明すべきではないのか。

また、市教委は、量徳小学校の敷地を新市立病院建設地としたい旨の市の方針を認める機関決定をしながら、南小樽地区の再編プランには同校が存続する案も示しているなど、全般にわたって逃げ腰の姿勢が見受けられる。これは、微妙な問題に配慮した結果かもしれないが、今後の説明に当たっては、より正確に真実を伝えていくことが必要と思うがどうか。

地区別懇談会での活発な意見交換を目的に作成された学校再編プランの資料には、「プランとパターンから見た場合の検討結果」として、現時点での市教委の方向性が示されている。これを前面に打ち出して説明すれば、既成事実として反感を買うおそれがあり、また、すべてのパターンを長時間かけて説明した後で示すのも、不誠実ととられかねないといった微妙な問題である。関係者の理解の下、円滑に実施されることを望むが、そのためにもこの部分については、どのように伝えていく考えなのか。

今回提出された学校再編プランの資料には、校舎の建築年や耐震化優先度など、ハード部分の記述が多く、建物ありきという印象を受ける。むしろ、保護者にとって関心が高いのは、通学時間やスクールバスなど安全面のことであるため、その視点に立った表記が必要と思うがどうか。

また、通学距離に関しては、学校から最遠地点の数値を示しているが、全体像を見極め、判断するためには、平均距離が必要ではないのか。

今後開かれる地区別懇談会では、これらの観点から、資料を再整備し説明してほしいと思うがどうか。

量徳小学校を含む南小樽地区については、新市立病院建設の関係から、他の地区に先行して説明会を開催していくというが、ここでは、病院建設に係る市の希望スケジュールも隠さず話していく覚悟はあるのか。

また、花園小学校や桜小学校など、隣接するブロックにも影響が出るため、同様の情報提供が必要と思うがどうか。

多岐にわたる再編プランが示されているが、いずれのパターンが実施されても、放課後児童クラブや特別支援学級については、今までと同様に開設されると考えてよいのか。

具体的な統合組合せを協議する地区別懇談会は、まず、市内全校を一巡し、その後、隣接する学校との合同協議となる流れが想定されるが、通学区域をあいまいにしたまま協議に入ると、話合いの途中でエリアが変わってしまうことも考えられる。こうした場合、相手を変えて協議を一からやり直すことになりかねず、話が混乱したり、懇談会が長期化することが懸念されるため、再編を円滑に実施していくためにも、市教委が節目節目で間に入り、課題整理に当たってほしいと思うがどうか。

学校規模・学校配置適正化基本計画では、学校再編の進め方として、在学中に統合することになる学校への入学予定者や統合時点での在在学生については特例を設け、指定校変更の承認を弾力的に運用することとしているが、このことを知らない保護者も多い。再編を円滑に実施していくためにも、交友関係や通学距離について考慮していくということを十分に周知すべきと思うがどうか。

学校再編に当たっては、特例として指定校変更の承認を弾力的に運用するとしているが、既に、ある学校では学校がなくなるという風評により、何らかの理由をつけて10人もの児童が他の学校に変更しているとの話も聞く。市教委は基準を定め決定しているというが、市民からは対応が甘いとの指摘もあり、今後、協議が長引けば、再編前に学校間の児童・生徒に大きな偏りが生じることが懸念される。現状が

基準に沿った対応をしていなければ、学校再編後の特例も意味をなさないため、今後、行われる地区別懇談会では、制度の趣旨を十分に説明するとともに、運用に当たっては厳格に対応してほしいと思うがどうか。

大分県豊後高田市では、家庭の経済力が教育の格差につながってはならないと、自治体がボランティアを募り、無料で塾を運営するという珍しい取組を行い、大きな成果を上げている。学校の適正配置には、教育環境の変化に伴う学力の低下など、マイナスイメージを持つ保護者も多いが、スムーズに計画を進めるためには、こうした学力の向上につながる新たな取組を示していく必要があるのではないかと。そのためにも、市教委は先進的な事例を調査・研究するとともに、具体的に実施すべき事業を考える時期に来ていると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号は願意妥当、採択を求め、討論をいたします。

陳情の内容は、学校の存続そのものにかかわる基本問題とともに、不登校など子供たちをどう立ち直らせていくか、小樽の子供たちの将来をしっかりと保障する課題も提起されています。不登校、いじめなどの問題行動は、小樽市において軽視できません。文部科学省への届出だけでも、小樽でのいじめは小中学校を合わせて平成18年度311件、平成19年度513件、平成20年度257件、不登校は同じく平成18年度82件、19年度85件、20年度95件です。この文部科学省への届出以外に問題行動であると小樽市教育委員会が認識し、掌握した暴力などの件数は、平成18年度18件、19年度43件、20年度82件です。合わせれば、問題行動は、平成18年度411件、19年度641件、20年度434件です。

教育委員会は、学校ごとの問題行動の発生件数は差しさわりがあるからと明らかにしません。しかし、大規模校において比率が高いことは、衆目の一致するところです。問題行動の現実を直視すれば、子供の数が減っていく中での学校規模適正化計画であっても、問題行動が年間数百件発生しているのですから、苦しんでいる子供たちを立ち直らせるために、その大きな柱として、小規模校を可能な限り残すことが、教育上絶対に必要なことは明らかではないでしょうか。

昨年5月22日に開かれた忍路中学校での地域説明会で、地域の学校評議員の方が、忍路中学校はここより規模の大きい中学校で登校拒否になった生徒を受け入れて、見事に立ち直らせ、高校へ入学させるなど、小規模校としてのよさを発揮している。この忍路中学校へ転校してこないで、卒業式にも出られないで卒業していった生徒がいるのではないかと、問題行動に心を痛めている発言をされておられました。

しかし、教育委員会は統廃合に当たっても、小規模校のよさを生かしていかなければならないとの答弁にとどまり、小規模校を残すとは決して言わなかったばかりか、その具体策については全く説明がありませんでした。児童・生徒を立ち直らせることができる忍路中学校などのような規模の小さな学校を残しておくことは絶対に必要で、今回の学校規模適正化計画の中で、特認校として小規模校を残し、一人の子供といえども落ちこぼさない、水も漏らさぬ体制を確立することは、教育委員会の責任です。

昨年の第4回定例会でも討論で指摘しましたが、江別市教育委員会は江別市立野幌小学校を複式の小規模校の特認校とし、1992年度にスタートさせました。1999年度には、複式がなくなるまでに児童が増えました。江別市以外からも転入する子供が増えて、93人中75人が校区外の児童です。中にはバスを乗り継ぎ、1時間近くかけて通学してくる子供もいるそうです。札幌にも特認校として盤溪小学校がありますが、小樽にはまだ特認校はありません。

昨年の地域説明会でも、保護者の方からは小樽市内のどこからでも通学できる小規模校を残し、小規模校ですばらしい教育を行い、希望者はどこの市町村からでも入学できるようにすることで、保護者がそれならば、我が子も小樽の特認校へ入学させたいと思うような教育を行って、人口を増やすような発信をすべきではないのかとの提言がありました。小規模校を残してほしいという地域の方々の要望があるわけですから、小樽でも小規模校を特認校として、市内はもとより、市外からの入学転入で、児童・生徒数を増やすなどの取組が必要です。このことが人口増にもつながると確信するものです。

今回の基本計画策定に当たって、高島手宮地区での統合する二つの小学校のうち、1校は、どのようにしても、この学校規模配置計画でも市教委のいう1学年2クラス12学級に満たないことを我が党の指摘で市教委もついに認めることとなりました。この条件を大いに生かすことが求められています。それにもかかわらず、高島手宮地区へ隣接するブロックから、稲穂色内の一部の児童を手宮に通学させ、何が何でも1学年2クラス12学級を確保することを選択肢に加えるなど、小規模校を残す余地は全くないかのような対応は、まことにけしからん話であります。小規模校を特認校として認めることを強く要求するものです。

次に、考えなければならないことは、昨年の第3回定例会でも指摘いたしましたが、教育委員会が言う望ましい学校規模とは教育上望ましいということではなくて、行政の補助金の基準として便利だからというだけにすぎません。これをあたかも教育上望ましいかのように言うのは、すり替えそのものであります。

教育委員会が力を入れていることは、学校を適正規模にすることです。学校の適正規模とは、子供の教育にとって適正という意味では決してありません。

教育委員会が論拠にしている学校適正規模イコール教育効果という学校統廃合理論は、1958年制定の義務教育諸学校施設費国庫負担法関係法令です。国は、公立小中学校を適正な規模に統合する場合は、建築費の2分の1を負担し、同施行令第3条で適正規模の条件として、学級数がおおむね12学級から18学級までであることを規定しています。これは8,000人程度の住民に一つの学校が行政的に効率がよいとされたことによるものです。これらは、市町村合併を促進した平成の大合併に先立つ、さきの昭和の大合併を受けての学校統廃合促進の立場からのものでした。このときに、新市町村合併は住民の一体感の形成が不可欠であり、そのためには合併旧市町村の学校を統合し、子供を集めて教育すれば有効ではないかという政治的発想が根底にありました。その基準が学校の適正な規模でありました。

こういう経過に照らして、学校の適正な規模は、あくまでも行政の都合による補助金の支出基準であり、教育にとって適正という意味ではありません。だから、適正規模になれば教育効果が上がるのか、具体的に説明してくれと保護者からの質問に、教育委員会の答弁は説得力を欠くことにならざるを得なかったではありませんか。これは当然のことです。

次は、今度の学校統廃合で1クラスの数が増えることは明らかで、教育効果は期待できないのに、討議資料では何のコメントもない無責任な対応についてです。

学校統廃合に関しては、今回、学校再編プランの検討資料が冊子として各地域ブロックごとに7冊配布されました。当特別委員会におけるこの問題での質疑はまだ始まったばかりで、統廃合による教育効

果、学力向上はどうなるのかは、教育委員会からは何も提起されていませんし、検討もされていません。

教育委員会の説明によると、今度の統廃合で1クラスの人数は、現在小学校の平均は26.8人が29.2人に、中学校は31人が33人に、それぞれ増えます。1クラスの平均を出してもあまり意味のあることではありませんが、検討資料の各パターンごとに各学年の2クラスないし3クラスのそれぞれのクラスごとの人数を明らかにして、地域懇談会に臨む必要がありますし、ぜひそうしていただきたいということをお場からも強く要求しておきます。

それにしても、1クラスの人数が増えることだけははっきりいたしました。

今日、少人数学級は世界の流れであり、国内でも日本教育学会や国立教育政策研究所の権威ある機関、団体等の調査研究結果の教育効果については、日本教育学会では学級定員の標準は20人程度とすべきと提言しています。国立教育政策研究所も20人以下の学級が群を抜いて教育効果があることを、全国の調査を基に指摘をしています。文部科学省も少人数学級のため、不十分ではありますが、皆さん御承知のような対応をとるようになってきました。しかし、教員の配置基準に見られるように、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律とそれに基づく政令の学級編制基準や教職員定数配置基準を30人以下学級の少人数学級の基準にすることは、基本的に踏み込んでいません。

保護者はもちろん、小樽市議会としても大変心配している、いわゆる全国一斉学力テストの結果ですが、個々の学校名は発表されていませんが、北海道教育委員会が分厚い冊子を作成し、各市町村教育委員会に今後の指導の参考にするようにと配布しています。

そこで、小樽・後志の学力についての記述がありますが、それによれば、北海道の学力は全国平均以下ということになっていることに加え、小樽・後志の学力はこの全道平均よりもさらに下回っているとのこと。こういう現状に照らして、権威ある教育機関、団体が最も教育効果があるとしている1学級の人数が20人程度あるいは20人以下という少人数学級の方向に真っ向から反することを、市教委が学校規模適正化と称して進めようとしていることは、保護者の納得を得られるものではありません。

特に、今回の学校統廃合の先べんをつけた学校規模配置の在り方検討委員会の答申の文言、本市の現状の30人前後を維持することが望ましく、結果としてこの程度の学級規模が実現できるような努力と工夫、配慮も必要、ここのところだけを教育委員会は金科玉条のように地域説明会で引用し、統廃合すれば、あたかも40人学級が30人学級となるかのような幻想を振りまきました。私は途中でそういう説明は誤解を生んでいると注意をしたくらいです。結果は現状より1クラスの人数が増えることになることは明らかです。統廃合によって教育効果はどうなるのか。単に生徒や学校の数字の組合せだけでなく、教育の基本問題で保護者にしっかりと説明する義務があります。検討の資料では、これが見つかりません。こんなことで教育委員会の仕事と言えるのが問われているのです。

豊倉小学校など、小規模校の存続の必要性がますますはっきりしてきました。ぜひこの際、陳情第260号を採択し、小樽の教育発展のために貢献されることを呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

24番(成田晃司議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、新市立病院の建設地について量徳小学校敷地と現在地とする方針を固め、早ければ基本設計に係る予算を第2回定例会にも計上する予定と聞かれますが、このことはかなり確実な見通しと考えてよいのか。

量徳小学校PTAを対象にした学校再編プランについての懇談会では、新病院の建設を不要とする意見はなかったが、病院の都合で話合いの期限を決められることには納得できないとの意見も出ており、今後とも市民との合意形成を目指し、誠意をもって話合いを進めてほしいと思うがどうか。

また、設計条件については、前回と土地の形状が変わることや社会情勢の変化もあるため、適正なものとなるよう変更しなければならないが、診療科や医師数をはじめ、病院の規模・機能は、どの程度細かな点まで決めて発注するつもりなのか。

その内容については、議会でも議論する必要があるため、定例会の前までには議会に示してもらいたいと思うがどうか。

平成22年度予算と市立病院改革プランで示されている収支計画には大きな開きが出ているが、こうした予算を提案するのであれば、事前に増減額とその理由を付した資料を議会に対し提出し、説明すべきではなかったのか。

また、医師が確保されていない現状では、病院が単独で収益を上げて改革プランを達成することは難しく、起債が認められない可能性もある。一般会計も厳しい財政状況にあるが、統合新築を望む市民も多いことから、繰出金の増額について再検討することも必要と思うがどうか。

平成21年度の医業収益は、改革プランの収支計画を大きく下回ったため、近く一般会計から繰入金を含めた計画の見直しを行う考えと聞かれます。病院事業管理者の着任後、職員が一丸となって経営改善を進め、25年度末の地方財政法上の資金不足額解消を目指しているが、職員の中に「計画が達成できなくとも、どうせ一般会計からの繰入れを増やすのだろう」などと安易に考える風潮が広がり、モチベーションが低下する懸念はないか。

小樽病院の財務にかかわる数値目標では、経常収支比率を20年度見込みの92.7パーセントから21年度は97パーセントと大幅に改善する計画となっている。これは21年度当初に予定していた内科医が現在も補充できていないことが大きな要因とのことだが、そもそも計画の数値目標が高すぎたとは言えないのか。

新市立病院については、病床数を400床程度にダウンサイジングするなど、その姿が見えつつあるが、この間、職員数に関する議論はなされていない。過去に赤字となっていた大きな原因の一つに、公立病院であるがゆえの人員費比率の高さがあり、これをどこまで引き下げられるかが、経営の健全化を大きく左右するのは言うまでもない。経営形態の問題はあるが、統合新築に合わせ、かなりの人員削減が可能と思うが、この点についてはどのように考えているのか。

新市立病院の基本構想は、当初、平成15年に策定され、その後、数回の見直しが行われている。さらに市立病院改革プランにかかわる再編・ネットワーク化の協議において、小樽市全体の医療を考える中で役割分担がなされるなど、市立病院を取り巻く環境は大きく変化しているため、現状の構想を一度整理する必要があると思うがどうか。

既に、病院事業管理者と両市立病院長で、医師確保の見直しを含め、基本構想を見直し中であるというが、将来の病院の姿を小樽病院と医療センターの職員が力を合わせて作り上げていくことは、統合新築後を見据えたとき、相互の理解につながることを期待できるため、具体的な作業に当たっては、職員

を中心とした体制で進めてほしいと思うがどうか。

病院経営の安定のためには、あくまでもサービス業であるという自覚を忘れず、患者やその家族の満足度の向上を経営理念とするべきである。患者が病院を選ぶ基準としては、医師以外の医療従事者から受けるサービスも大きいと聞かすが、これは新市立病院の開院時にすぐに変えられるものではないので、将来を見据え、現病院のうちから調査し、実行していくべきと思うがどうか。

また、医療従事者個々の満足度を上げることで士気も高まり、ひいては患者に対するサービスの向上につながることから、働きやすい環境づくりを進めてほしいと思うがどうか。

市と医師会や市内の三つの公的病院が参加した再編・ネットワーク化協議会において、市立病院の役割について話し合われたが、公的病院の院長は、市立病院が市内医療の中核を担っていくべきとの共通認識で一致したと考えてよいのか。

また、協議会では、それぞれの病院が特徴を出し、役割分担をしていくこととしたが、医療センターについては比較的わかりやすいものの、小樽病院では後志で唯一放射線治療を行っており、がん診療の実績があるといった特徴が市民にはあまり知られていないため、市立病院不要論が出る要因となっているのではないかと。

形成外科の開設やプチ健診など、さまざまな努力をしていることをもっと市民に周知し、統合新築に向けて、市立病院の必要性についての理解を高めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1155号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の陳情は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1155号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし第19号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第19号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第2号ないし第9号について、提出者から、順次、提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第2号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 意見書案第2号ないし第5号について、提出者を代表して、提案趣旨説明を行います。

意見書案第2号は、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書案です。

郵政三事業が民営・分社化されて2年、この間、郵政三事業のサービスは著しく後退しました。かんばんの宿問題などの不祥事は、国民の共有財産を特定企業と癒着して食い物にしている実態を明らかにし、国民の怒りと不信を広げました。

そうした国民の声をを受けて政府は、昨年10月20日、郵政事業の抜本的見直しに関する基本方針を閣議決定しました。地域や生活弱者の権利を保障し、格差を是正するための拠点と位置づけ、これまでの自民、公明政権が推進してきた民営化路線との違いを示しました。

基本方針は、郵便、貯金、保険の一体的サービスを全国の郵便局窓口で公平、簡便に利用できるようにするとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用すること、金融の全国一律サービス化、現在の分社化体制を見直し、株式会社形態は維持するなどです。

郵政民営化路線を根本から転換させるためには、郵便ネットワークによって提供されている生活に不可欠なサービスをユニバーサルサービスとして義務づけ、全国に提供されること、そのためにも郵政事業を三事業一体の運営を堅持し、利権を許さない公的な事業として再生することが重要です。

今回の経営形態の見直しでは、株式会社形態とすることが明記されていますが、金融のユニバーサルサービスを提供することと、利潤追求の株式会社は両立できません。政府が責任を持つ特殊会社が公益を目的とする経営形態にすることが必要です。

意見書案第3号は、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求めるものです。

診療報酬は、医療機関に支払われる医療の公定価格で、2年に1度改定されます。

自民公明政権の社会保障抑制路線により、毎年社会保障費が2,200億円ずつ削減されてきた中で、診療報酬の連続引下げが強行されてきました。その結果、医師や看護師不足、患者受診数の減による医療経営の困難、小児科、産科、救急医療をはじめ、医療機関や診療所の閉鎖、公立病院の統廃合など、医療崩壊が深刻な実態になっています。

新政権は、2010年度予算案で10年ぶりにプラス改定と発表しましたが、薬価の改定があり、実際の改定率は0.027パーセントにとどまり、実質ゼロ改定です。これでは医療崩壊の立て直しは望めません。医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供するという民主党の政権公約に反する重大問題です。

地域医療の再生のためには、病院と診療所の報酬を両方増やして、連携を強化する必要があります。ところが、中央社会保険医療協議会は再診料を病院で90円引き上げ、診療所を20円引き下げる方針です。危機的状況にある病院の再診料を引き上げるのは当然ですが、診療所の再診料引下げでは、地域医療をますます困難にするばかりです。医療崩壊を打開するには、崩壊をもたらした医療費抑制路線ときっぱり決別し、診療報酬の抜本的増額と患者の窓口負担の軽減に取り組むことが必要です。そのためには、軍事費と大企業、大資本家優遇税制にメスを入れて、財源を生み出すことが必要です。

鳩山政権は、医療、介護の再生を訴えた政権公約に立ち返り、診療報酬の大幅アップに踏み出し、最低でも10パーセントアップが必要という医療現場の切実な声にこたえるべきです。

意見書案第4号は、消費税増税ではなく応能負担の原則に立った税制による財源確保を求めるものです。

政府予算案は、軍事費を前年度より増額し、大企業向けの研究開発減税を継続し、大資本家を優遇する株取引配当の大幅減税を続けています。歴代自民党政府の放漫財政による巨額の借金の重圧に加えて、軍事費と大企業、大資本家優遇という二つの聖域にメスが入られず、財源確保が大きな制約を受けています。

2010年度予算編成の財源は、44兆円を超える借金と8兆円の特別会計の埋蔵金頼みになっているため、

財源見通しが立たなくなっており、閣僚から消費税増税を求める発言が相次ぎ、庶民増税の動きが強まっています。

消費税増税は、生活保護世帯にも月額五、六万円で暮らす年金世帯にも大きな負担です。財界や政府は、景気回復後だから大丈夫と言いますが、家計と中小企業を直撃する消費税増税が、内需主導の経済に転換する上で、大きな障害になるのは間違いありません。

3月2日に発表された政府統計によると、深刻な雇用危機が続くと同時に、勤労世帯の可処分所得が8か月連続で減っています。大企業がももつけをしても、賃金も可処分所得も減っていくという日本経済の異常な実態を是正するために、財源問題で旧来路線を正す必要があります。大企業の減税をやめ、応能負担の原則に立って法人税率を10年前の水準に戻す、大資本家の優遇税制を是正する、防衛費あるいは思いやり予算も見直し、財源確保に当たり、庶民増税である消費税増税の実施はやめることです。

意見書案第5号は、普天間基地の無条件撤去を求めるものです。

政府は、18日米軍普天間飛行場の移設先として、沖縄県内の名護市キャンプ・シュワブ陸上部とうるま市の米軍ホワイトビーチ沖の両案を軸に、米国側と交渉する方針を明らかにしました。しかし、両案は過去にとんざした経過があり、沖縄県内でのたらい回しでは、県民の反発は必至です。

鳩山由紀夫首相は、昨年総選挙で、米軍普天間基地の国外、県外への移設を約束しました。鳩山政権が発足してから5か月も移設先探しに時間を費やし、引受け手がないからと沖縄県民の負担軽減の公約にも反して、たらい回しを持ち出すのは全く道理がありません。移設先が浮上するたびに、受入れ反対の声が広がるばかりです。

普天間基地をはじめ、沖縄の多くの米軍基地は、太平洋戦争末期に米軍が沖縄を占領した際に、住民を収容所に囲い込み、土地を奪って建設したものです。戦争が終われば、直ちに県民に戻すのが当然でした。アメリカ政府当局でさえ、世界一危険と認める普天間基地は、米軍に無条件撤去を要求するのが政府の仕事です。移設先が決まらなければ返還を求めないということでは、住民に危険を我慢しろというのと同じです。

これまでも辺野古への新基地建設、嘉手納基地への移駐など、県民から拒否されており、移設先探しでは普天間基地問題は解決しないことは明らかです。沖縄県民と国民は、普天間基地の即時閉鎖、無条件撤去を望んでおり、名護市長選では、新基地に反対する市長が誕生しています。政府は移設先探しのエネルギーがあるなら、無条件撤去のため、アメリカ政府と本腰を入れた交渉に踏み出すべきです。(拍手)

議長(見楚谷登志) 次に、意見書案第6号、第7号及び第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 15番、井川浩子議員。

(15番 井川浩子議員登壇)(拍手)

15番(井川浩子議員) 提出者を代表して、意見書案第6号、第7号及び第9号について、提案趣旨説明を行います。

意見書案第6号は、教員免許更新制の存続を求める意見書案です。

平成19年6月の改正教育教員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されました。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識、技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、地域社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもので、導入に当たっては教育改革の根幹をなすものであり、実施から1年も経過してい

ませんので、成果や課題も評価されない状況です。改革の方向性も示されないまま、抜本見通しだけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念されます。国民が望んでいる教育水準を維持・発展させるためにも、教育免許の更新制を存続することを強く求めます。

次に、意見書案第7号は、教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案です。

北海道教職員組合の幹部による政治資金規正法違反を受けて、自民党とみんなの党は教員の政治活動に罰則規定を盛り込んだ教育公務員特例法改正案を提出しました。改正案は、公立学校の教員が違法な政治活動をした場合、国家公務員と同様、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すとしています。当然の提案であり、遅すぎたぐらいであり、これまで教員の選挙運動は同法で禁止されていながら、罰則規定がなく、野放しになっていました。昨年夏の衆議院選で、日教組傘下の北教組は、民主党の小林千代美衆議院議員の陣営を組織ぐるみで応援しました。違法な献金ばかりでなく、組合員の教員が全道で複数の民主党候補の応援に繰り出され、教員が本業の教育をおろそかにして選挙運動に奔走するなど、もってのほかであると思います。鳩山首相は、衆議院予算委員会で川端文部科学大臣に「罰則規定を検討させたい」と述べておられ、直ちに法改正に着手するよう強く求めます。

次に、意見書案第9号は、新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書案です。

リーマンショックから約1年5か月経過した現在、いまだ世界は不況を脱せず、我が国の経済も同様であり、依然として予断を許さない状況です。また、平成22年度の一般会計当初予算は約92兆円と過去最大であります。その歳入内容は約37兆円の税収とその金額を上回る約44兆円の国債発行額で成り立っています。これは、戦後初めての現象であり、さらには平成22年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は、約862兆円になると予想されています。そして、今後も高齢化による社会保障費の自然増だけで約1兆円が見込まれています。つまり、今の日本は危機的状況にあり、言いかえるならば、未体験の世界に足を踏み入れたと言えます。このような状況を打開するための財源確保に、事業仕分けによる無駄の削減、予算の組替えや税外収入に頼る手法では、限界があると言わざるを得ません。

このような中、政府は昨年12月30日に新成長戦略を策定しましたが、戦略目標を達成するための具体的な政策と財政展望を明確にした工程表が必要不可欠であると考えますので、これを早期に策定することを強く求めます。

次に、政策実現に向け、消費税を含めた税制改正を論議し、財源確保のビジョンをつくり、あわせて財政健全化の道筋をつけることを求めます。

最後に、政府は責任あるリーダーシップを発揮して、国民が将来に対して安心を抱けるように、マクロ的視点の戦略を明示することを要望します。

以上、議員各位の御賛同をお願いして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 提出者を代表して、意見書案第8号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案について、提案説明を行います。

民主党の小沢幹事長は、昨年暮れ、地方自治体等からの国に対する陳情・要請について、窓口を党幹事長室に一元化すると発表しました。政権政党の窓口を通さなければ、地方自治体や業界団体が国への要望を出すことができない仕組みとなり、これで地方の声が国に届くのかという不安や批判が各地で渦

巻いています。

民主党は、政治の意思決定過程の透明化を目指したはずであります。地方の意見を聞く新ルールで窓口を党に一元化したことによって、予算配分の決定過程が全くのブラックボックスに閉ざされる結果となっています。国の建設事業の箇所づけが国会で問題化したように、行政の意思決定にかかわる情報の入り口と出口を政権政党が独占することによって、民主党自身がこれまで批判し続けてきた利益誘導型の政治を、みずからさらに露骨な形で行うことになりつつあるのであります。

本来、政治と行政の役割は別であり、特に多様化・専門化している行政への要望を政党が一元化して受けることによって、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障されている国民の請願権を侵害するおそれさえあります。今日に至っても、民主党は国民の多くの批判にもかかわらず、いまだにこの方針を改めようとしていません。よって、政府は行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを明確に保障すべきことは、最も緊急の課題であり、強く求めるものであります。

以上、意見書案第8号について、すべての議員の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第6号教員免許更新制の存続を求める意見書案、意見書案第7号教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案、意見書案第8号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案について、一括して反対の討論を行います。

まず、意見書案第6号は、2000年12月の教育改革国民会議の提案として、教員免許更新制導入が契機となっているものであります。2001年4月に文部科学大臣から中央教育審議会に更新制導入に対しては、慎重にならざるを得ないとの諮問が行われ、見送りが決定された経緯があります。2004年10月に再びこの問題が取り上げられ、2006年7月の答申では、不適格教員の排除を目的とするものではないとした上で、10年ごとの教員免許更新が提案されました。更新講習は2008年度の試行を経て、2009年度から本格実施されたものの、講習内容がそれぞれ異なったり、修了認定試験の不合格者が少数に限られるなど、教育の全体的な資質の向上策として実効性に疑問の声が多いと指摘され、文部科学省は講習不足により制度が成立しなくなることへの懸念から、相当数の講習受講免除者を認めることとなるなど、初めから迷走が続いてきたことは明らかであります。

このように、教員の免許更新制度を政治的な思惑として利用しようとするのは、制度そのものを致命的にゆがめることとなりました。いわゆる指導力不足教員については、都道府県教育委員会の人事権者による認定、研修、排除という制度が既に整備されており、2003年度から一般職への配置転換も可能となっております。2006年の中央教育審議会答申においても、指導力不足教員に対して、免許制度ではなく、人事管理を厳格にする方向を明確に示しております。その後の政権においては、異例のハイペースで審議が行われ、衆参両院で強行採決によってこの制度が方向づけられました。そうしたことから、民主党はさきの衆議院選挙のマニフェストに教員免許制度を抜本的に見直すことを示して、国民の審判を受け、民主党政権発足後の事業仕分けにおいても、政策と実態と効果が上がっていないことから、廃止の方向で検討が進められているものであります。したがって、教員免許制の存続を求める意見書は否決されるべきものであると思います。

次に、意見書案第7号は、教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案であります。

教育公務員特例法の第18条には罰則が設けられておらず、法の実効性が担保されていないと指摘しているとおり、教育公務員特例法はそもそも民主的に組織された労働組合に対する政治的な介入や思想信条の自由を規定した憲法との兼ね合いから、自民党が法制化を検討し、ぎりぎりの判断から議決されたものとされています。加えて、先進諸国の例を見ても、公務員や教育公務員など、特例法をもって制限をしたり、罰則を設けて取り締まるといった考え方は時代錯誤であり、国際的な流れにも逆行するものであります。また、北教組の政治資金規正法違反容疑は、当事者である北教組が政治資金規正法に違反する事実を否定し、現在も捜査が進められている段階で、意見書に記載し、採決を求めることは、議会の良識に照らして慎むべきものと思います。

次に、意見書案第8号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案は、平成21年第4回定例会でも同様の趣旨の意見書が提出され、民主党・市民連合として反対の討論を行いました。

これまでの中央集権政治や中央省庁の官僚主導による陳情型政治は、行政の非効率と膨大な税金の無駄遣いを生じさせ、地方に格差をもたらし、疲弊をさせてきたことは、だれもが認める日本の現実であります。

民主党はこうした弊害を解消するために、分権、陳情、要望の方針を示し、国民の支持をいただきました。その上で、地方の声を聞くルールを確立したと思っております。

総務大臣の発言は、これまでの自公政権時代に民主党系の首長には会わない、聞かない、通さないとといった差別的な発言をしてきたことへの痛烈な批判だと受け止めるべきであります。民主党政権は、ひもつき補助金を廃止し、一括交付金化することを示し、これまでの中央集権政治から地方分権型政治へと国と地方の役割を大きく転換し、それぞれの役割と責任を明確に分担することとしております。このことが実現すれば、陳情型政治の必要性はなくなり、限りなく国と地方は対等の立場になります。今、必要なことは、かつてのような陳情型の再開を求めるのではなくて、それぞれの役割と責任のあり方をしっかりと議論し、地方の時代に備えた準備を進めるべきだと思います。

以上、訴えて、反対討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第2号ないし第5号及び第8号は可決、意見書案第6号、第7号及び第9号については否決の討論を行います。

意見書案第2号は、郵政民営化の抜本的見直しに関するものです。

民営化を推進した小泉純一郎元首相は、郵便局は減らない、国民へのサービスは維持すると公言し、むしろサービスをよくするための民営化だと強調しました。しかし、民営分社化がもたらした一時的閉鎖局数は2009年3月で473局に上り、無集配局となり今後廃局になるのではとの心配や、年金の引き落としや公共料金を支払う窓口がなくなった、そういった国民の声に示されるようなサービスの低下と国民共有の財産を食い物にする新しい利権でした。

見直しに当たっては、国民生活に不可欠な国民共有のインフラとして築き上げられてきた郵便局ネットワークを、利潤追求の道具とするのではなく、公共の福祉の増進のために活用することを経営の目的とすることが大事です。そのための1社体制の公的事業体とすることが、国民の利益にかなう道です。

意見書案第3号は医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求めるものです。

国民の命と健康を守り地域医療の崩壊をとめる緊急課題として、診療報酬の抜本的な引上げが求めら

れています。診療報酬は2002年度から2008年度まで下げられ続け、合計すると2兆6,000万円になります。民主党は大幅引上げを公約に掲げていましたが、2010年度の診療報酬の増額は700億円、そのうち600億円は薬価削減で消えてしまうという中身で、先ほど提案説明でも述べましたが、実質増額は100億円にすぎません。高度医療を担う大病院への重点配分、地域医療を担っている診療所や中小の病院は引き下げられようとしていることも大きな問題です。

診療報酬の増額は同時に、患者負担へはね返ることのないよう、医療費の窓口負担の軽減とのセットで行われることが求められます。

意見書案第4号は、消費税増税でなく応能負担の原則に立った税制により財源確保を求めるものです。

鳩山内閣の閣僚をはじめ、財界、自民党から増税を迫る大合唱が聞こえてきます。これまでも繰り返し述べてきましたが、消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆進的な税制であり、貧困と格差に追い打ちをかける悪法です。消費税増税に反対し、食料品などへの非課税措置を共産党は強く求めるものです。

現行の日本の税制では、申告納税者の所得税の負担率は、所得1億円を超えると負担率が下がってきます。所得税の最高税率を引き下げてきた上に、株や土地の売買によるもうけが分離課税とされ、証券優遇税制によって株の売買にかかる税金はわずか10パーセントという軽減税率が続いているからです。こうした大金持ちほど、税負担率が下がる不公平税制を見直すことこそが課題です。

意見書案第5号は、普天間基地の無条件撤去を求めるものです。

16日、那覇市議会では、鳩山政権に公約の遵守と米軍普天間飛行場の県内移設の断念を求める意見書を全会一致で可決しました。この公約については、先ほどの提案説明で述べられました。市議会6会派を代表して、提案理由を説明した民主党議員は、私たち沖縄県民の命、財産、生活環境を脅かし、県経済発展の最大の障害になっている米軍基地の県内移設への動きに対して、圧倒的な県民が怒っています、このように語気を強めました。銃剣とブルドーザーで県民の土地を奪い、居座った沖縄の米軍基地は、戦後65年たった今、全国にある在日米軍専用施設の75パーセントに至っています。政府は、基地のない平和で豊かな沖縄を望む県民の立場での交渉を米国と開始すべきです。

意見書案第6号教員免許更新制の存続を求める意見書案には賛成できません。

教員の免許更新制度は教員の身分を不安定にし、物言わぬ教員をつくる教員の統制そのものであり、更新時に講習を義務づけながら、講習会の開講義務が明確になっていない、講習受講中の代替要員もいないなど、制度的にも破たんを来しているものであり、存続ではなく、制度は廃止すべきです。

意見書案第7号教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案です。

民主党の小林千代美衆議院議員陣営の選挙資金をめぐる政治資金規正法違反事件は、その根底に憲法違反の特定政党締めつけ路線の害悪があります。

政治資金規正法違反の真相究明と責任の所在を明らかにすることは当然です。しかし、この事件をきっかけに、政治活動の規制を図ることは憲法の趣旨からいって認められません。思想信条の自由、政党支持の自由、結社の自由などの基本的人権は、国、地方の公務員といえども、例外なく認められるものであり、第二次大戦直後、GHQの強引な手法で押しつけられた国家公務員の政治活動に刑事罰を科す国家公務員法第102条、人事院規則14-7での政治活動規制は国連からも廃止するよう勧告されているものです。今度の事件に便乗して、政治活動規制要求は認められません。

意見書案第9号について、政府が昨年末に決めた新成長戦略の基本方針は、環境分野、健康関連産業、アジア市場、観光・地域活性化など6分野の戦略を掲げています。その大枠は自公麻生政権が骨太の方針に盛り込んだ成長戦略と変わりません。自公政権の指令塔として君臨してきた財界も、目指す方向は同じと新成長戦略にお墨つきを与えています。この戦略では、ワーキングプアが広がる経済のあり方を

変える方向が見えてきません。この10年で雇用者報酬は27兆円減り、一方で大企業は役員報酬や株の配当を増やし、巨額の内部留保をため込んでいます。国民が汗水垂らして生み出した富を、一部の大企業と大資産家が吸い上げ、貧困と格差を広げる日本経済のゆがみを正し、経済の転換を図ることこそが財政展望として示されるべきではないでしょうか。

各会派の皆さんの賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

3番（鈴木喜明議員） 自由民主党を代表し、意見書案第6号教員免許更新許制の存続を求める意見書案及び意見書案第7号教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案並びに意見書案第9号新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書案について、いずれも賛成の立場で討論を行います。

まず、意見書案第6号教員免許更新制の存続を求める意見書案についてですけれども、教員免許更新制とは、平成21年4月から導入された制度で、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技術を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものであります。

身近な意味では、生徒・児童に適切に教育指導をして、一般的な社会性と必要な学力を身につけさせ、生徒・児童はもちろん、保護者、地域住民にその指導性を評価され、尊敬されることです。

議会でもたびたび触れられておりますように、北海道全般、そして後志、特にこの小樽市の学力は、全国と比べて格差が極めて顕著であります。したがって、市内教員の知識並びにその指導方法、技能には、改善の余地があると思われれます。また、小樽市教育委員会作成の教育プランの実現のためにも、教員が修得しなければならない最低限の指導レベルを保持していることが大前提となっておりますので、教員がそういうふうであるか否か、それを見極め、再修得を促すためには、この制度が必要と考えます。

教育現場の最新の知識技能が身につけているか否かは重要なことでありまして、またその修得過程で小樽市外の、特に大都市圏での教育レベルを知ることは、現指導方法の改善の大きな動機づけにつながります。また、そのことに無とん着な教員を放置していくことは、教育レベルの今以上の低下を招き、教育界での小樽市の孤立化を助長します。

以上のことにより、現政権がこのような考え方を踏襲せず、新制度の提示のないまま、教員免許更新制度を廃止することには断固反対いたします。

次に、意見書案第7号教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案についてであります。教育公務員特例法では、公立学校の教育公務員の政治的活動の制限の項で、第18条第1項では、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例によるとしており、第2項では前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき、国家公務員法第110条第1項、これは3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。というのですが、この例による趣旨を含むものと解してはならない。と難しい表現ではございますけれども、わざわざ規定しております。公務員である以上、政治的中立の立場の堅持は当然のことで、特に教育界に携わる教育公務員の政治的中立性は、担保されておらねばならず、学生・生徒・児童への教育指導を行う上で、その影響ははかり知れないものがあります。あえて国家公務員法で罰則規定が存在するのに、教育公務員特例法では、前述の第18条第2項において、趣旨を含むものと解してはならないと規定している意味が理解できません。してはいけないが取り締まらないということは、いい意味では見識に任せると

ということなのでしょうが、実際、北海道教職員組合では、このたびの第45回衆議院議員選挙において、小林千代美衆議院議員の政治資金問題で逮捕者まで出しています。現職の教育公務員にもその誘いや活動実態があったのかもしれませんが。そのような事態にきっぱりと違法で罰則規定もあり、政治的活動はできませんと断れる法改正をすることが、防止につながると思います。直ちに、教育公務員特例法の早期改正を求めるものです。

次に、意見書案第9号新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書案についてであります。政府は昨年12月30日に29ページで構成される新成長戦略を策定し、六つの分野、環境エネルギー、健康、アジア、観光立国、科学技術、雇用人材を挙げています。それぞれは過去、自由民主党政権の下で取り上げられてきたものであります。

この新成長戦略で述べるべきは、新政権になり、前提条件や制約の何が変わり、どこの何をどうして変革させることで、目標を確実なものにしているかということであり、そういった内容にはほとんど触れられておりません。それぞれの分野ごとに、最低限でも現状における強み、弱みを検証し、機会を定め、その効果と展望を分析するのは当然であり、バランススコアによる戦略に落とし込むために、財務、ニーズ、作業工程を整理し、そして再現性と実行可能性を数値的根拠で示すのは、新成長戦略を打ち出した政府としては当然のことです。

特に、この目標を達成するための工程表作成は急務であり、そのための財源の明示こそ、この施策の第一歩であり、国民が望んでいるものであります。逆に言えば、この工程表の財務確保の明示がなければ、政府が掲げる新成長戦略は絵ぞらごとであり、ただただ国民に不要の期待感を与えるのみになります。

現政権の経済運営により、日本経済の危機は一段と深刻さを増しました。2010年度予算案は、税収が37兆円しかないのに、歳出は過去最大の92兆円、国債発行額は44兆円で税収を上回るものです。その国債もこの景気悪化の中では、国内での消化はおぼつかない状態になっていると聞きます。この新成長戦略の実現においても、将来の世代にツケを回すことのないように、消費税を含めた税制改革を論議し、財政健全化の道筋をつけて、そのことを国民に明示することを強く望みます。

以上、ぜひ全議員の皆さんの御賛同をお願いし、討論とさせていただきます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第2号ないし第4号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号及び第7号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。
次に、意見書案第8号について、採決いたします。
可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。
次に、意見書案第9号について、採決いたします。
可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。
次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。
いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。
第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時22分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 斉藤 陽一良

議員 林 下 孤 芳

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成22年小樽市議会第1回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２１年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

- （２）平成２１年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成２２年２月８日付けで次のとおり報告があった。

陳情第１１６２号「特別支援教育支援員の増員配置方等について」は、新規に配置要望のあった１６校に対し、３か年計画で配置するため、平成２２年度は５名分の予算を増額計上したいと考えております。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡済みであります。

以 上

季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	成	田	祐	樹
	同	林	下	孤	芳
	同	古	沢	勝	則
	同	大	竹	秀	文

政府は通常国会に雇用保険法等の改正案を提出し、非正規労働者への適用の拡大、雇用保険財政への国庫負担を本則どおり25パーセントとすることなどが予定されています。しかしながら、今回の法改正で季節労働者は対象とされていません。

北海道には約10万人の季節労働者がおり、その6割は建設関係の仕事に就いています。これらの季節労働者は、厳しい自然環境などにより冬期間の失業を余儀なくされていますが、現行の雇用保険制度のもとでは40日分の特例一時金（約20万円）で厳寒の3～4か月を越さなければなりません。

非正規労働者が企業の都合で解雇されるのと同じように、季節労働者が冬に失業するのは労働者の責任ではありません。働きたくても仕事がないためです。

国の「通年雇用促進支援事業」は、所得保障にかかわるものが一切認められていないため、十分な効果があがっていません。

また、北海道においても、急速に悪化した経済情勢のもとで民間工事が落ち込み、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しています。通年雇用どころか、年間を通じた失業が季節労働者におそいかかっています。

こうした状況から、政府におかれましては季節労働者対策について以下の措置を講ずるべきです。

記

- 1 雇用保険法の改正に当たっては、季節労働者を除くことなく、一般被保険者と同じ扱いにすること。
- 2 国の「通年雇用促進支援事業」を抜本的に改善・拡充すること。
- 3 国として、雇用効果の高い生活・福祉関連の公共事業の拡大をはかって地元の中小建設業者の仕事を確保するとともに、冬期間の就労機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月3日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月3日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------	------	-----	-----	-----

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子
同 古 沢 勝 則
同 北 野 義 紀

郵政三事業が民営・分社化されて2年、この間、郵政三事業のサービスは著しく後退しました。郵便局の統廃合によるサービスの低下、年間利用件数を理由にした大学や病院等の公的場所からのATMの撤去、簡易郵便局の閉鎖、ゆうちょ銀行の払込手数料の大幅引上げ等、金融と通信のユニバーサルサービスが大きく低下し、郵便局ネットワークも分断されています。また、民営・分社化の弊害や無駄も明らかになっています。

「かんぼの宿」問題など一連の不祥事は、国民の共有財産を特定企業と癒着して食いものになっている実態を明らかにし、「だれのための何のための民営化だったのか」と、国民の怒りと不信を大きく広げました。

そうした国民の声をを受けて政府は、昨年10月20日、郵政民営化の見直し方針である「郵政改革の基本方針」の閣議決定を行いました。この見直し方針は次期通常国会に「郵政改革法案」を提出し成立を図るとし、その要旨は、金融サービスを全国で提供することの義務付けを法的に担保する、郵便局網を通じて郵便、貯金、保険のサービスを一体的に提供する体制を整備し、地域のワンストップ行政サービスの拠点として活用する、現在の分社化体制を見直し、株式会社形態は維持する、郵政民営化法の廃止を含め所要の法律上の措置を講ずる、等となっています。

また、昨年10月26日からの臨時国会には、日本郵政とゆうちょ銀行、かんぼ生命の「株式の処分の停止等に関する法律」が提出され、12月4日に成立しました。

北海道は山間へき地が多く、過疎化も進み、郵便局は地域住民のライフラインとしてなくてはならない存在です。郵便局のネットワークは国民共有の財産です。国民の権利として「郵便」や「貯金」「保険」のサービスは、どんな過疎地や離島でもあまねく保障されなければならないと考えます。同時に、郵便局のネットワークは生活弱者の権利を保障し格差を是正するとともに、ワンストップ行政の拠点としての活用も期待されているところです。

政府は、金融のユニバーサルサービスを義務付けることとしていますが、利潤追求の株式会社では、収益の上がない山間へき地のサービスが真っ先に切り捨てられることが危ぐされ、ユニバーサルサービスとは両立できません。三事業一体経営の政府が責任を持つ特殊会社か、公社形態でこそ、金融と通信のユニバーサルサービスは守られると考えます。

よって、衆・参両議院及び政府におかれましては、これまで培ってきた郵政事業の積極面を良く考慮され、山間へき地の振興と地域の支援に欠かすことのできないこの郵政事業を守るために、下記の点に留意されて郵政民営化の抜本的な見直しを強く要望します。

記

- 1 郵便事業、郵便貯金、簡保生命の三事業を一体経営とし、効率的事業運営とすること。
- 2 郵便貯金、簡保生命の金融についてもユニバーサルサービスを義務付けること。
- 3 全国24,600の郵便局ネットワークを維持し、山間、離島を含め、あまねく公平にサービスを提供すること。
- 4 日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぼ生命の「株式の処分の停止等に関する法律」を維持し、近い将来に政府が責任を持つ特殊会社か、公益を目的とする経営形態を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

日本の医療は、前政権の社会保障費の毎年2,200億円抑制路線の下で、診療報酬の連続引下げが強行され、医師や看護師不足などにより、小児科・産科・救急医療を始め医療機関、診療科の閉鎖、公立病院の統廃合など、「医療崩壊」が深刻です。

今重要なことは、医療の深刻な事態打開のために、医療現場の切実な要求である診療報酬の抜本的増額(10パーセントアップなど)を実現することです。新政権も、国内総生産(GDP)比で医療費の先進国並みの確保を目指すとうたっています。この公約どおり、診療報酬の明確な引上げを図るべきです。

ところが、新政権は2010年度予算案で0.19パーセントの診療報酬の引上げを発表し「10年ぶりにプラス改定」だとしてきました。ところが、表に出ていない薬価の引下げがあり、実際の改定率は0.027パーセントにとどまり、実質ゼロ改定だということが明らかになっています。これは、薬価の表向きの削減額5,000億円とは別に、「別途、後発品の置き換え効果の精算を行う」として600億円が削減されていることが明らかになったものです。結局、薬価部分が5,600億円削減されたのに対し、本体部分の引上げは5,700億円で、診療報酬全体ではわずか100億円、0.027パーセントの引上げにしかならないというものです。0.19パーセントの引上げ改定に対して、「これでは医療崩壊は一層深刻化する」(全国保険医団体連合会)、「医療現場に希望を与える水準ではなく、全国の医師、医療現場は、大きく失望し、怒りすら覚える」(日本医師会)との声さえ上がっていました。実質ゼロ改定では、「医療崩壊」の建て直しは望めません。

よって、以下のことを要望します。

記

- 1 新政権は、自らの公約どおり、診療報酬の新年度実質ゼロ改定率を改め、医療現場の声にこたえ、診療報酬の10パーセント引上げなど抜本的増額を図ること。
- 2 患者の窓口負担の軽減対策を進めること。
- 3 このために軍事費や大企業・大資産家優遇にメスを入れて財源を生み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

消費税増税でなく応能負担の原則に立った税制による財源確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

新年に入って新政権の主要閣僚から、「消費税増税の議論が必要だ」という声が相次いで上がっています。これは新政権が、2010年度予算案編成で次年度以降の財源の見通しが立たないやり方をしたところに原因があります。すなわち予算案の財源が、44兆円を超える借金と使えばなくなる 8 兆円もの特別会計の「埋蔵金」頼みとなっていることです。これでは、翌年度以降の財源の見通しは立ちません。

一方、鳩山政権は「4 年間は消費税を引き上げない」と公約しています。それなら少なくとも、消費税増税の法律を2011年度までに成立させることを盛り込んだ改正所得税法の附則（自公政権が昨年 3 月に再議決で強行）を廃止すべきです。しかし、鳩山首相は 1 月19日の衆議院本会議で「直ちに法制面の対応を行うことは考えていない」と答弁しています。

一方、大企業向けの法人税率は、ここ10年ほどの間に7.5パーセントも引き下げられ、さらに研究開発減税、欠損金の繰越期間の延長、海外子会社の配当益金不算入などの優遇税制によって、大企業の税負担は税率より相当軽くなっています。こうしてこの間に大企業は総額賃金を減らしながら内部留保を大きく増やしてきました。労働総研の試算によると、日本企業は1998年度以降の10年間に内部留保を400兆円を超える規模に倍増させています。このうち資本金10億円以上の大企業が約半分の200兆円を占めています。埋蔵金の活用を言うなら、こうした大企業の巨額の内部留保を国民のために還元・活用すべきです。

よって、政府と国会は、次年度以降の財源対策として以下の対策を講じるべきです。

記

- 1 家計と中小企業等を直撃し、内需を更に冷え込ませる消費税増税やそのための消費税増税論議は直ちに中止すること。2011年度までに消費税増税法案制定を明記した改正所得税法の附則は廃止すること。
- 2 庶民に増税、大企業・大資産家に減税の逆立ち税制を根本から転換し、応能負担の原則に立って、法人税率を10年前の水準に戻し大資産家優遇を是正するなど財源を確保すること。
- 3 5兆円近い防衛費や「思いやり予算」にもメスを入れ、無駄を削り財源確保に当たること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3 月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3 月19日	議決結果	否 決
-------	--------------	------	-----

普天間基地の無条件撤去を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	佐々木勝利
	同	北野義紀

沖縄では昨年11月8日、「普天間基地の即時閉鎖・撤去」と「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する」県民大会が2万1千人の参加で行われ、県民の総意としてこれを確認しました。

この県民の動きに対して、鳩山政権は普天間基地問題について動揺と迷走を繰り返し、解決の道筋をつけられないまま、結論を5月に先送りしています。新政権の最大の問題は、「移設条件付きの返還」に固執し、何の当てもなく「移設先探し」を行うとしていることです。県内であれ国内であれ、普天間基地の苦しみは、ほかに移しても同じ苦しみが続くだけです。それは「基地のたらい回し」を押し付けたSACO（沖縄に関する日米特別行動委員会）の合意以来、13年間にわたって、基地が動かなかった事実明白です。

ところが、新政権は、昨年の総選挙に続いて、1月24日投票の名護市長選挙で、米軍新基地建設ノーの審判が下り、基地に頼らない地域振興を求める名護市民の民意が明確に示されたにもかかわらず、いまだに辺野古を含むゼロベースの検討を唱え、県民の声も名護市民の民意も無視する態度です。

しかし、政府が進めてきた普天間基地の「移設条件付返還」路線の行き詰まりは明白です。名護市民が拒否するものをどこに持っていかうとしても失敗するだけです。

よって、政府は、以下の見地で解決に乗り出すべきです。

記

- 1 昨年の総選挙と今回の名護市長選挙で示された沖縄県民と名護市民の民意を尊重し、普天間基地の無条件返還を求めてアメリカ政府と交渉すること。
- 2 そのためにも「米軍は抑止力だ」とか、「日米安保があるから」という2つのじゅ縛を断ち切り、基地のない平和で豊かな沖縄を望む県民の立場に立つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

教員免許更新制の存続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

齊 藤 陽一良
佐 藤 禎 洋
井 川 浩 子

平成21年度より教員免許の更新制度がスタートしました。教員免許更新制は一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものです。制度導入に当たっては教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっています。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許更新制の抜本見直しを表明し、平成22年度予算にも教員免許更新制の効果検証などを含めた調査・検討事業に予算を計上しました。

教員免許更新制は本格実施から一年もたっておらず、成果や課題も十分にまとめられていない状況です。また、自己負担で講習を受けた教員への補償についても検討がなされていません。改革の方向性も示されないまま「抜本見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念されます。

質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、国会及び政府は教員免許の更新制を存続することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3 月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3 月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	--------------	------	-----	---------

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 齊 藤 陽一良
同 井 川 浩 子
同 横 田 久 俊

北海道教職員組合（北教組）が、民主党の小林千代美衆議院議員の陣営に不正な資金を提供していた疑いが持たれている事件は、3月1日に札幌地検が北教組の委員長代理以下の幹部を政治資金規正法違反容疑で逮捕するという、重大な事態に発展しました。

教職員組合の違法な選挙活動については、過去においても平成18年に山梨県教職員組合（山教組）が参議院選挙で民主党の輿石東参議院議員の応援に際し、政治資金規正法違反で有罪となるなどの事件がこれまでも起きており、子供たちに対して強い影響力・支配力を持つ教員の政治的行為については、かねて厳正に中立を保つべきと指摘されていたところです。

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限を定めた「教育公務員特例法」の第18条には、現在、罰則が設けられておらず、北教組や山教組の事件などを見ると、残念ながら、法の実効性が担保されているとは言い難い状況です。

鳩山内閣総理大臣もかかる状況を認め、3月1日の衆議院予算委員会において「教育公務員特例法」の改正につき川端文部科学大臣に検討を指示しましたが、改正すべき点は、公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合に、国家公務員並みの罰則を設けることのみと単純明快であり、何ら適法な教員の活動に制限を設けるものではありません。従って、政府においては、直ちに法改正に着手するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏

地方自治体等からの国に対する陳情・要請については昨年末より、その窓口を民主党に一元化されてしまったことにより、政府に対して直接、地方の声を届けることができなくなりました。「本当に、地方の声が国に届くのか」という不安や批判の声が各地で渦巻いています。

政府の中からも総務大臣が、昨年11月7日に開催された「地方分権推進全国会議」（主催：地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会）において、「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間がだれかを通さないと首長と会わないというようなことは、絶対にあってはならない」という趣旨の発言をされております。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望を政党が一元化して受けることによって、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。

よって、政府におかれては、行政府として直接、地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	井	川	浩	子
	同	山	口		保

平成22年度の一般会計当初予算案は、約92兆円と過去最大となり、税収（約37兆円）が国債発行額（約44兆円）を下回るという戦後初の逆転現象が生じました。また、今後も社会保障費が高齢化による自然増だけで毎年1兆円以上のペースで増える現状や、現政権が主張する「子ども手当」の支給、高校授業料の無償化、農業の戸別所得補償や高速道路の無料化等の政策を勘案すると今後更なる財源確保が必要となります。しかし、無駄削減・予算の組替えや税外収入に頼るのも限界があり、22年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は、約862兆円になる見通しで大変危機的な状況にあるのが現状です。

また、政府は、昨年12月30日に新成長戦略を策定し、成長率や失業率の目標を始め、「第三の道」を進むと宣言されました。近年の景気低迷・円高そしてデフレ長期化の懸念を払拭するためにも、具体的な成長戦略によって国民の将来への「安心」を構築しなければなりません。

よって、国におかれては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう、強く求めます。

記

- 1 新成長戦略の目標を達成するための工程表を早期に策定すること。その際、具体的な政策と財政展望を明確に示すこと。
- 2 今後政策を実現する上での財源確保の展望を示すこと。その際、高齢化が進む中で将来世代にツケを回すことのないよう、消費税も含めた税制改革を議論し、財政健全化の道筋をつけること。
- 3 政府がリーダーシップを発揮し、マクロ的視点で戦略を示し、国民が雇用・社会保障などの将来に対し「安心」を抱くことができるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書
(案)

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した我が国は、この悲劇が再び起きることがないよう、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

昨年 4 月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約 (S T A R T I) の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした歴史的な流れを更に確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、小樽市を始め世界の 3,680 都市が加盟する平和市長会議では、2020 年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が 2010 年の N P T 再検討会議で採択されることを目指しています。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010 年の N P T 再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働き掛けていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 22 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

保育制度改革に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	濱本進
	同	斎藤博行

急激な少子化が進む中、子供を安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、中でも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となっています。この間、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会においても2006年以来、「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかなりません。

現在、国においては、待機児童解消のために保育所に係る最低基準を地方自治体にゆだねる方針を明らかにし、直接契約・直接補助方式の導入など市場原理に基づく保育制度改革の検討が進められようとしています。この改革案は児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるおそれがあり、規制緩和による保育の市場化が進めば、子供の福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。

全国どの地域においても子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。地方分権の推進には、全国どこでも守るべきナショナルミニマム保障の仕組みを確立することが必要です。最低基準を単に地方自治体にゆだねるのではなく、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、財政の保障を行うことと併せて保育施策を拡充することが求められています。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるに当たり、子供の権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任の下に実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 国は市町村が責任を持って待機児童解消に向けた取組ができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 4 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引下げは行わないこと。
- 5 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 6 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。
- 7 民間保育所運営費については、新たな地方負担が生じないよう財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	中島麗子
	同	山口保

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定です。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成果率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一證券、北海道拓殖銀行の破たんなどに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求めます。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	古	沢	勝	則
	同	大	竹	秀	文

若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われています。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15～24歳）失業率は8.4パーセントで、全体の完全失業率5.1パーセントを大きく上回っています。

こうした中で新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっています。大卒予定者の就職内定率は昨年12月1日現在で73.1パーセント（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は同11月末現在で68.1パーセント（同マイナス9.9ポイント）と、いずれも過去最低となりました。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危ぐされており、その十分な対策も急務です。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援の在り方を抜本的に見直す必要があると考えます。

よって政府におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、以下の項目につき、強く要請するものであります。

記

- 1 地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金（7,000億円）を更に積み上げること。
- 2 「訓練・生活支援給付」の恒久化、及び未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や、「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。
- 3 新卒者の内定率の低下と就職活動に掛かる費用負担が非常に重いことにかんがみ、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。
- 4 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	久 末 恵 子

政治資金を巡る国会議員らの不祥事が発覚する度に再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきました。しかし、本年 1 月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことであります。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められています。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任を取ろうとしないことが多く見受けられます。

そのため、会計責任者が不正行為を働いた場合には、監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要があります。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されていますが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ません。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきです。

政府におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	鈴木	喜明
	同	大橋	一弘
	同	林下	孤芳
	同	北野	義紀

金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促す「中小企業等金融円滑化法」が平成21年12月4日に施行され、約3か月になります。同法は、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借換え等、中小企業支援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課しています。

しかし、「貸付条件変更対応保証制度」を申請できる企業の資格要件が、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は対象外となっていることから、本保証制度の対象は、信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない企業、すなわち財務体質の良い優良企業に限定されるということになり、制度の趣旨から見て対象企業は皆無であり、制度が完全に骨抜きになっていると言わざるを得ません。

実際に、これまでに利用した中小企業はわずかです。日本経済新聞社が今年1月22日にまとめた「中小企業経営者調査」によると、「中小企業等金融円滑化法」の利用に対し「既に利用した」という回答は4パーセント、「利用する予定」は2パーセントにとどまり、逆に「利用しない」「利用は難しい」は合わせて83パーセントにも上り、中小企業の円滑な資金繰りを図るには同法は実効性が不十分であることが明らかです。

しかも、厳しい経済情勢により、売上減少に苦しむ中小企業の資金繰りは年度末に向かって一層ひっ迫することが懸念されます。

よって国は、「中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期す」という同法の附帯決議の趣旨を踏まえ、一日も早く同法が真に実効性あるものとなるため、あらゆる手立てを講じるよう、強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

労働者派遣法の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	吹 田 友三郎
	同	林 下 孤 芳
	同	古 沢 勝 則
	同	成 田 晃 司

政府は、昨年末の厚生労働大臣の諮問機関・労働政策審議会の答申を受けて、労働者派遣法の「改正」案を開会中の通常国会に提案し、成立させるとしています。

この答申は、「登録型」派遣(仕事のあるときだけ労働契約を結ぶ)の禁止や製造業派遣の原則禁止、偽装請負など違法派遣があれば派遣先が派遣労働者に「労働契約を申し込んだとみなす」規定の導入など、不十分さはあるものの規制緩和から規制強化・労働者保護へ転じる一歩となる内容が盛り込まれています。

問題は、その中身が「派遣切り」のような事態を二度と繰り返さない実効性あるものになるかどうかです。しかし、答申は、製造業派遣を原則禁止としながら「常用雇用以外の派遣を禁止」として、常用型派遣を例外扱いとしています。また、登録型派遣も禁止としながら、約100万人もの派遣労働者が働く「専門26業務」は例外とし、「名ばかり専門職」というべきものまで例外扱いとしています。

例えば、製造業派遣の例外とする常用型雇用といっても、短期契約を繰り返している人も含まれ、厚生労働省のデータでも、派遣契約が中途解除されたときには87.2パーセントが離職、うち87.9パーセントが解雇されています。今ならだれでもやるパソコンの入力業務を「事務用機器操作」としており、更に踏み込んだ法改正が必要です。

また、原則禁止の猶予期間を3年とし、登録型派遣のうち多くの労働者が従事する業務など更に2年、合わせて5年も猶予期間を設けるなど、労働者保護の観点から十分な内容ではありません。

よって、以下の抜本の見直しを速やかに実施する実効性のある労働者保護法となる改正を求めます。

記

- 1 登録型派遣は原則禁止とし、真に専門的な業務に限定すること。
- 2 製造業派遣は、真に専門的な業務を除き禁止すること。
- 3 違法行為があった場合、派遣先(受入れ企業)が正社員として直接雇用する業務を負う「みなし雇用」制度を導入すること。
- 4 同一労働同一賃金の保障など均等待遇のルールを確立すること。
- 5 原則禁止の猶予期間を設けず、法「改正」後速やかに施行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------------	------	-----	-----	-----

温室効果ガス排出目標25パーセント削減の堅持と達成に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行

昨年12月のデンマークのコペンハーゲンでのC O P 15（気候変動枠組条約第15回締約国会議）は、初期の成果を上げられませんでした。それでも土壇場での決裂回避は、温暖化を許さない国際世論の高まりを反映したものです。また、気温上昇を「2度以内に抑える」ことに反対する国はもはやありませんでした。問題は今年11月にメキシコで開かれるC O P 16で、2013年以降の次期枠組み交渉で拘束力ある合意が得られるかどうかです。

今、C O P 15の合意に基づき、各国が1か月以内に温室効果ガスの削減目標を申告することになっていますが、鳩山内閣は1990年比25パーセント削減目標の国際公約を、前提条件なしに堅持すべきです。

ところが、日本政府は日本の25パーセント削減目標について、すべての主要排出国の参加が前提だとして、申告に当たって条件をつけようとしています。さらに、産業界は、新政権の目標公表直後から25パーセント削減に反対の姿勢です。

次期枠組みにアメリカが参加すべきなのは当然です。また、中国の排出量がアメリカを超える水準に達した中で、経済成長が著しい新興国が何らかの方法で枠組みに参加することも重要です。日本政府も、先進国と新興・途上国の間の国際協力が更に進むよう努力すべきです。

とりわけ日本政府は、ほかの国の態度がどうであれ、自らが公表した25パーセント削減の国際公約の実現に責任を負うべきです。財界はもともと、日本のエネルギー効率「世界トップクラス」だとして、排出削減に抵抗してきました。しかし、単位電力あたりの排出量は、O E C D（経済協力開発機構）加盟30か国のうち日本は20位（2007年）であり、効率を高める余地はまだあります。にもかかわらず日本政府は今も効果的な排出削減対策をとっていません。京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）に6パーセント削減を義務付けられていながら、排出量は全体として増えて逆行しています。削減が進まないのは、主要な排出源である産業界の対策を財界の“自主努力”に任せてきたことにあります。

よって、政府は、以下の対策をとるべきです。

記

- 1 地球温暖化に歴史的責任を負っている先進国の一つとして、「共通だが差異ある責任」の原則に立って、率先して野心的な中長期の法的拘束力のある削減目標を掲げ、ほかの国はどうであれ、自らの責任として実行すること。
- 2 途上国に対して、同じ道をたどらなくても経済成長は可能であることを示し、それにふさわしい技術・資金援助を行うこと。
- 3 国連で約束した2020年までに25パーセント削減の中期削減目標について、前提条件なしに実行する態度を確立し、産業界との公的協定など、その裏付けとなる総合的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

漁港・漁場の整備促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	鈴	木	喜	明
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	古	沢	勝	則

水産・漁業者を巡っては、水産資源の枯渇、就業者の高齢化、水産物価格の低迷、燃油価格の高騰など困難な課題に直面しています。

水産物の安全性・品質に対し消費者の関心も高まっており、老朽化した漁港施設の改善や産地の販売力強化、流通の効率化・高度化など水産業振興のための課題は山積しています。

しかしながら、平成22年度予算では漁港整備関連予算が大幅に減額されました。漁港・漁場整備を進める農山漁村地域整備交付金が新たに創設されましたが、全体的な枠組みは依然として不透明で、地域の漁港・漁場の安全と活力が失われかねない現状です。小樽市においても忍路地区や銭函地区など漁港としての整備が進んでいない地区もあり、早急な対策が望まれております。

よって、国会及び政府におかれては水産・漁業者が直面する課題に的確に対処し、地域の創意工夫が活かされる真に必要な漁港・漁場の整備を着実に推進し、安心・安全な水産物を求める消費者のニーズにこたえる政策を打ち出すよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

平成22年度予算案に、中学卒業まで一人当たり月1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は2兆2,554億円となり、平成23年度以降は子供一人当たり月2万6千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となります。また、22年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなりました。このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、課題も残されています。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状です。

よって、国におかれては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求めます。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。
平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降に子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成22年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成22年小樽市議会第1回定例会議決結果表

会期 平成22年2月24日～平成22年3月19日(24日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成22年度小樽市一般会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
第1号修正案	平成22年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H22.3.19	議員		(予算)	(H22.3.12)	(否決)	H22.3.19	否決
2	平成22年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
3	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
4	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
5	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
6	平成22年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
7	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
8	平成22年度小樽市住宅事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
9	平成22年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
10	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
11	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
12	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
13	平成22年度小樽市物品調達特別会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
14	平成22年度小樽市病院事業会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
15	平成22年度小樽市水道事業会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
16	平成22年度小樽市下水道事業会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
17	平成22年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
18	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H22.2.24	市長					H22.2.24	可決
19	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長					H22.2.24	可決
20	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長					H22.2.24	可決
21	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長					H22.2.24	可決
22	平成21年度小樽市病院事業会計補正予算	H22.2.24	市長					H22.2.24	可決
23	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
24	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
25	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
26	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
27	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
28	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
29	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
30	平成21年度小樽市病院事業会計補正予算	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
31	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
32	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
33	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
34	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
35	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	厚生	H22.3.15	可決	H22.3.19	可決
36	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	建設	H22.3.15	可決	H22.3.19	可決
37	小樽市準用河川管理条例及び小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	建設	H22.3.15	可決	H22.3.19	可決
38	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
39	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	経済	H22.3.15	可決	H22.3.19	可決
40	小樽市奨学条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
41	定住自立圏の形成に関する協定について（積丹町）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
42	定住自立圏の形成に関する協定について（古平町）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
43	定住自立圏の形成に関する協定について（仁木町）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
44	定住自立圏の形成に関する協定について（余市町）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
45	定住自立圏の形成に関する協定について（赤井川村）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
46	工事請負契約について	H22.2.24	市長	H22.3.3	建設	H22.3.15	可決	H22.3.19	可決
47	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H22.2.24	議員	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
48	小樽市非核港湾条例案	H22.2.24	議員	H22.3.3	総務	H22.3.15	否決	H22.3.19	否決
49	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H22.3.3	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
50	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22.3.3	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	可決	H22.3.19	可決
報告 1	専決処分報告（平成21年度小樽市一般会計補正予算）	H22.2.24	市長	H22.3.3	予算	H22.3.12	承認	H22.3.19	承認
意見書案 第1号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）	H22.3.3	議員					H22.3.3	可決
意見書案 第2号	郵政民営化の抜本の見直しに関する意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	否決
意見書案 第3号	医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	否決
意見書案 第4号	消費税増税でなく応能負担の原則に立った税制による財源確保を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	否決
意見書案 第5号	普天間基地の無条件撤去を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	否決
意見書案 第6号	教員免許更新制の存続を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第7号	教育公務員特例法の早期改正を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第8号	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第9号	新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び財政展望の明示を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第10号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第11号	保育制度改革に関する意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第12号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第13号	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第14号	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第15号	中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第16号	労働者派遣法の見直しに関する意見書（案）	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
意見書案 第17号	温室効果ガス排出目標25パーセント削減の堅持と達成に関する意見書(案)	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第18号	漁港・漁場の整備促進を求める意見書(案)	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
意見書案 第19号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)	H22.3.19	議員					H22.3.19	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について(経常任委員会所管事項)				経 済	H22.3.15	継 続 審 査	H22.3.19	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事項)				厚 生	H22.3.15	継 続 審 査	H22.3.19	継 続 審 査

第1号修正案の()は、平成22年3月12日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

陳情議決結果表

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのブルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.6.4	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.9.24	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21.11.27	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H22.3.15	採択	H22.3.19	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H22.3.15	採択	H22.3.19	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.3.15	採択	H22.3.19	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.3.15	採択	H22.3.19	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1153	生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書提出方について	H21.6.15			H22.3.19	取下げ
1160	細菌性髄膜炎ワクチンへの公費助成方について	H21.9.25	H22.3.15	採択	H22.3.19	採択
1163	生活保護の「母子加算」を平成22年度から完全復活することを求める意見書提出方について	H21.12.7			H22.3.19	取下げ
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について	H21.12.8	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21.6.15	H22.3.15	継続審査	H22.3.19	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H22.3.16	継続審査	H22.3.19	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5 ~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査
187 ~ 219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査
220 ~ 243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査
248 、 249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査
1155	小樽市病院局・並木昭義局長「新病院の展望と建設についての見解」に沿った市立病院の統合新築方について	H21.9.24	H22.3.17	継続審査	H22.3.19	継続審査